

— 目 次 —

(9月9日)

告 示	1
応 招 議 員	1
議 事 日 程	3
本日の会議に付した事件	5
出 席 議 員	8
欠 席 議 員	8
議会事務局職員出席者	9
説明のために出席した者	9
開会、開議宣告	9
会議録署名議員の指名	10
会期の決定	11
発議第6号	11
侮辱に対する処分要求	17
議長の諸般報告	26
市長の行政報告	27
総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	32
厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	33
国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告	36
国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告	38
長崎県病院企業団議会議員の報告	40
長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告	45
報告第5号	46
報告第6号	46
報告第7号	46
報告第8号	46
報告第9号	46
報告第10号	46
報告第11号	46
報告第12号	46

報告第13号	46
報告第14号	46
報告第15号	46
認定第1号	53
認定第2号	54
認定第3号	54
認定第4号	54
認定第5号	54
認定第6号	55
認定第7号	55
認定第8号	55
認定第9号	55
認定第10号	55
認定第11号	55
議案第59号	56
議案第60号	57
議案第61号	74
議案第62号	74
議案第63号	74
議案第64号	74
議案第65号	78
議案第66号	78
議案第67号	78
議案第68号	78
議案第69号	78
議案第70号	78
議案第71号	86
議案第72号	86
議案第73号	88
議案第74号	89
議案第75号	90
諮問第2号	100

諮問第3号	100
諮問第4号	100
諮問第5号	100
諮問第6号	100
請願第2号	102
陳情第2号	102
陳情第3号	102
散会	103

(9月10日)

議事日程	105
本日の会議に付した事件	105
出席議員	105
欠席議員	105
議会事務局職員出席者	105
説明のために出席した者	106
開議宣告	106
市政一般質問	106
17番 小川 廣康君	107
10番 波田 政和君	118
6番 脇本 啓喜君	128
3番 入江 有紀君	141
1番 春田 新一君	152
散会	161

(9月11日)

議事日程	163
本日の会議に付した事件	163
出席議員	163
欠席議員	163
議会事務局職員出席者	163
説明のために出席した者	164

開議宣告	164
市政一般質問	164
18番 大部 初幸君	165
2番 小島 徳重君	174
11番 上野洋次郎君	185
12番 齋藤 久光君	196
散会	206

(9月12日)

議事日程	207
本日の会議に付した事件	207
出席議員	207
欠席議員	207
議会事務局職員出席者	207
説明のために出席した者	208
開議宣告	208
市政一般質問	208
14番 小宮 教義君	209
4番 船越 洋一君	221
7番 黒田 昭雄君	232
16番 大浦 孝司君	243
散会	253

(9月20日)

議事日程	255
本日の会議に付した事件	255
出席議員	256
欠席議員	257
議会事務局職員出席者	257
説明のために出席した者	257
開議宣告	258
議案第59号	258

議案第60号	258
議案第71号	258
議案第72号	258
議案第75号	258
議案第76号	272
請願第2号	273
陳情第2号	273
陳情第3号	273
発議第7号	275
委員会の閉会中の継続審査について	277
発議第8号	277
発議第9号	277
発議第10号	277
閉会	283
署名	284

対馬市告示第93号

平成25年第3回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

平成25年8月30日

対馬市長 財部 能成

1 期 日 平成25年9月9日（月）

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

春田 新一君	小島 徳重君
入江 有紀君	船越 洋一君
淵上 清君	脇本 啓喜君
黒田 昭雄君	小田 昭人君
長 信義君	波田 政和君
上野洋次郎君	齋藤 久光君
堀江 政武君	小宮 教義君
初村 久藏君	大浦 孝司君
小川 廣康君	大部 初幸君
兵頭 栄君	山本 輝昭君
作元 義文君	

○9月10日に応招した議員

○9月11日に応招した議員

○9月12日に応招した議員

○9月20日に応招した議員

○9月12日に応招しなかった議員

大部 初幸君

議事日程(第1号)

平成25年9月9日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 発議第6号 議会議員辞職勧告決議(案)
- 追加日程第1 侮辱に対する処分要求
- 日程第4 議長の諸般報告
- 日程第5 市長の行政報告
- 日程第6 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第10 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第11 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告
- 日程第12 報告第5号 平成24事業年度財団法人厳原愛育会経営状況報告について
- 日程第13 報告第6号 平成24事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告について
- 日程第14 報告第7号 平成24事業年度財団法人豊玉町振興公社経営状況報告について
- 日程第15 報告第8号 平成24事業年度財団法人上対馬町振興公社経営状況報告について
- 日程第16 報告第9号 平成24事業年度財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告について
- 日程第17 報告第10号 平成24事業年度株式会社対馬国際ライン経営状況報告について
- 日程第18 報告第11号 平成24事業年度株式会社カミレイ経営状況報告について
- 日程第19 報告第12号 平成24事業年度財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況

報告について

- 日程第20 報告第13号 平成24年度事業年度財団法人対馬国際交流協会経営状況報告について
- 日程第21 報告第14号 平成24年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第22 報告第15号 平成24年度対馬市一般会計継続費精算報告について
- 日程第23 認定第1号 平成24年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第2号 平成24年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第3号 平成24年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第4号 平成24年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第5号 平成24年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第6号 平成24年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 認定第7号 平成24年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 認定第8号 平成24年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第31 認定第9号 平成24年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 認定第10号 平成24年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 認定第11号 平成24年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第34 議案第59号 平成24年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第35 議案第60号 平成25年度対馬市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第36 議案第61号 平成25年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議案第62号 平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）

- 日程第38 議案第63号 平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第39 議案第64号 平成25年度対馬市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第40 議案第65号 対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第41 議案第66号 対馬市税条例の一部を改正する条例
- 日程第42 議案第67号 対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第43 議案第68号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第44 議案第69号 対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例
- 日程第45 議案第70号 対馬市火入れ条例の一部を改正する条例
- 日程第46 議案第71号 対馬市子ども・子育て会議設置条例
- 日程第47 議案第72号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第73号 市道の認定について(美津島自治コミュニティセンター線)
- 日程第49 議案第74号 長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について
- 日程第50 議案第75号 財産の取得について
- 日程第51 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第52 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第53 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第54 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第55 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第56 請願第2号 「教育予算を拡充し、30人以下学級の実現」についての
請願書
- 日程第57 陳情第2号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源
確保のための意見書採択」に関する陳情について
- 日程第58 陳情第3号 国に対し「2014年4月からの消費税率引き上げ中止を
求める意見書」の提出を求める陳情書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 発議第6号 議会議員辞職勧告決議(案)
- 追加日程第1 侮辱に対する処分要求
- 日程第4 議長の諸般報告

- 日程第5 市長の行政報告
- 日程第6 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第10 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第11 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告
- 日程第12 報告第5号 平成24事業年度財団法人厳原愛育会経営状況報告について
- 日程第13 報告第6号 平成24事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告について
- 日程第14 報告第7号 平成24事業年度財団法人豊玉町振興公社経営状況報告について
- 日程第15 報告第8号 平成24事業年度財団法人上対馬町振興公社経営状況報告について
- 日程第16 報告第9号 平成24事業年度財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告について
- 日程第17 報告第10号 平成24事業年度株式会社対馬国際ライン経営状況報告について
- 日程第18 報告第11号 平成24事業年度株式会社カミレイ経営状況報告について
- 日程第19 報告第12号 平成24事業年度財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告について
- 日程第20 報告第13号 平成24事業年度財団法人対馬国際交流協会経営状況報告について
- 日程第21 報告第14号 平成24年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第22 報告第15号 平成24年度対馬市一般会計継続費精算報告について
- 日程第23 認定第1号 平成24年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第2号 平成24年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第3号 平成24年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第26 認定第4号 平成24年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第5号 平成24年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第6号 平成24年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 認定第7号 平成24年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 認定第8号 平成24年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第31 認定第9号 平成24年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 認定第10号 平成24年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 認定第11号 平成24年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第34 議案第59号 平成24年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第35 議案第60号 平成25年度対馬市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第36 議案第61号 平成25年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議案第62号 平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）
- 日程第38 議案第63号 平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第39 議案第64号 平成25年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第40 議案第65号 対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第41 議案第66号 対馬市税条例の一部を改正する条例
- 日程第42 議案第67号 対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第43 議案第68号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第44 議案第69号 対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例
- 日程第45 議案第70号 対馬市火入れ条例の一部を改正する条例
- 日程第46 議案第71号 対馬市子ども・子育て会議設置条例
- 日程第47 議案第72号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について

- 日程第48 議案第73号 市道の認定について (美津島自治コミュニティセンター線)
- 日程第49 議案第74号 長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について
- 日程第50 議案第75号 財産の取得について
- 日程第51 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第52 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第53 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第54 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第55 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第56 請願第2号 「教育予算を拡充し、30人以下学級の実現」についての
請願書
- 日程第57 陳情第2号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源
確保のための意見書採択」に関する陳情について
- 日程第58 陳情第3号 国に対し「2014年4月からの消費税率引き上げ中止を
求める意見書」の提出を求める陳情書

出席議員 (21名)

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
13番 堀江 政武君	14番 小宮 教義君
15番 初村 久藏君	16番 大浦 孝司君
17番 小川 廣康君	18番 大部 初幸君
19番 兵頭 栄君	20番 山本 輝昭君
21番 作元 義文君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	松本 政美君
課長補佐	國分 幸和君	主任	金丸 隆博君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
地域再生推進本部長	平間 壽郎君
観光物産推進本部長	本石健一郎君
総務部長	桐谷 雅宣君
政策監	平山 秀樹君
総務課長	根ノ 英夫君
市民生活部長	藤田 雄二君
福祉保健部長	多田 満國君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	堀 義喜君
水道局長	阿比留 誠君
教育部長	豊田 充君
美津島地域活性化センター部長	八坂 一義君
豊玉地域活性化センター部長	梅野 泉君
峰地域活性化センター部長	志田 博俊君
上県地域活性化センター部長	川本 治源君
上対馬地域活性化センター部長	島居 清晴君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	長久 敏一君
監査委員事務局長	糸瀬 美也君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君
代表監査委員	長岡 豊明君

午前10時00分開会

○議長（作元 義文君） 皆さん、おはようございます。配付しております決算認定議案資料中、平成24年度の主要な施策の成果説明書について、配付の正誤表のとおり訂正の申し出がっております。上程前でありますので議長がこれを許可しておりますので御了承願います。

日程に入ります前に8月1日付で、比田勝副市長が就任されております。また、これに伴う農林水産部長の異動がっております。比田勝副市長より挨拶の申し出がっておりますので、これを受けます。

副市長、比田勝尚喜君。

○副市長（比田勝尚喜君） おはようございます。7月2日の第2回対馬市議会定例会におきまして副市長選任の御同意をいただき、8月1日付で副市長に就任いたしました。

私は、昭和52年4月、旧上対馬町役場の職員として奉職以来36年数カ月にわたって勤務してまいりました。このたび、副市長という重責を拝命いただきましたが、今後の業務はこれまでになく幅広くさまざまな課題に取り組むこととなりますので、その責任の重さに身も心も引き締まる思いでございます。

現在の対馬市は基幹産業である第一次産業が低迷する中で、人口流出など避けて通れない厳しい状況が続いております。この現状を改善するためには、市民基本条例にうたわれておりますように、まちづくりの基本理念といたしまして市民の皆様と議会及び行政が一体となった共同体制が不可欠であります。そこで、私は副市長就任に当たりまして市民・議会・行政のパイプ役となり、対馬市活性化に向けて一翼を担いたいと願っております。

今後、微力ではございますが市議会からの御教示も仰ぎながら、高屋副市長とともに財部市政を全力で支えていく所存でありますので、皆様方の温かい御指導・御鞭撻をお願いいたしまして、副市長就任に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 次に、農林水産部長、阿比留勝也君。自席から自己紹介をお願いします。

○農林水産部長（阿比留勝也君） おはようございます。自席から失礼いたします。

8月から農林水産部長をさせていただいております、阿比留勝也でございます。一生懸命努めさせていただきますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） ただいまから平成25年第3回対馬市議会定例会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（作元 義文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、長信義君及び波田政和君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（作元 義文君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付いたしております会期日程案のとおり、本日から9月20日までの12日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。会期は、本日から9月20日までの12日間に決定をいたしました。

日程第3. 発議第6号

○議長（作元 義文君） 日程第3、発議第6号、議会議員辞職勧告決議（案）についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、入江有紀君の退場を求めます。

〔3番 入江 有紀君 退場〕

○議長（作元 義文君） 提出者の趣旨説明を求めます。

18番、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） おはようございます。発議第6号、平成25年9月9日、対馬市議会議長作元義文様、提出者、対馬市議会議員、大部初幸、賛成者、対馬市議会議員小川廣康、同、脇本啓喜、同、小田昭人。

議会議員辞職勧告決議（案）を読み上げます。

本議会は、対馬市議会議員入江有紀君に対し、次の理由により議員を辞職されることを勧告する。

提案理由。

入江有紀議員においては、入江議員自身が本年3月まで理事長を務めていた社会福祉法人秀優会が運営する介護施設である長崎県指定の「デイサービスセンターまごころ」と対馬市指定の「グループホームあゆの郷」の2カ所で、数年前から職員の配置基準を満たさず、また虚偽の答弁をするなどをし、介護報酬を不正受給していたことが明らかになったところであります。

当該事業所は、秀優会が設置運営を開始する以前は、入江有紀議員が現在も代表を務めている有限会社モバイルフォンサービスが設置運営をしており、当時においても同様に不正請求がされていたことから、県と市は両者に対して、時効成立分を除く、合計約3,800万円の返還を命じ、また県は9月末、市は12月末にそれぞれ事業者の指定を取り消す処分が決定をされております。

両施設は県や市の監査に対して、虚偽の資料提出や答弁を繰り返した上、不適切な事務処理を

行っており、このことに深く関与をしていた秀優会の前理事長である入江有紀議員の責任は極めて重大であるにもかかわらず、反省のかけらも見られません。

不正行為と承知の上で、公金を不正請求するという言語道断な行為は到底許されるものではありません。

住民の代表者としての議員の品位に欠け、議会に対する信頼を著しく欠落させた入江有紀議員に対し、議員の辞職を勧告するものであります。

以上です。

○議長（作元 義文君） 次に、入江有紀君から本件について、一身上の弁明をしたいとの申し出があつております。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。よって、入江有紀君の一身上の弁明を許します。

（「議長、それに対して私も弁明反論をお願いします」と呼ぶ者あり）

わかりました。

よって、入江有紀君の入場を許可します。

〔3番 入江 有紀君 入場〕

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。

午前10時11分休憩

午前10時12分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

弁明を行ってください。

○議員（3番 入江 有紀君） 弁明の機会をいただきありがとうございました。

弁明に入ります前に、私は議員になります前の出来事で皆様に御迷惑・御心配をおかけしましたことをこの場を借りておわび申し上げます。

私が議会に上がる前の出来事で、個人的あるいは前の問題をこのような議会の場に出されるといふことは大変問題だと思います。

よって、今回の議員辞職勧告決議（案）は私に対する侮辱であります。よって、地方自治法第133条に基づき処分請求書を提出いたします。

今、資料を配付しておりますので、全部……。

○議長（作元 義文君） ちょっと待ってください。

はい、どうぞ。

○議員（3番 入江 有紀君） 今、資料を配付しておりますので、全部私がそれを読み上げることになれば20分ぐらい時間がかかりますので、それは皆さんであとで読んでいただいて、先に移ります。（「読み上げないかんやろ」と呼ぶ者あり）

読み上げたほうがいいですか。（「ああ、読まんとかからん」と呼ぶ者あり）

いいですか。（「うん」と呼ぶ者あり）

いいですか。（「大きな声で」と呼ぶ者あり）

はい。

反論の趣旨。

勧告決議（案）には理由がない。

よって、入江有紀に対する議員辞職勧告決議（案）が可決されても、応じるつもりはない。

反論の理由。

1. 長崎県と対馬市から社会福祉法人秀優会が経営する「グループホームあゆの郷」、「デイサービスセンターまごころ」の事業者指定を取り消すという処分には、正当な理由がない。

たしかに、法人が経営する「あゆの郷」「まごころ」は、結果的に著しく不適正な運営を招いてしまった。

しかし、今回の長崎県と対馬市からの本件処分は重すぎる。

法人が経営する「あゆの郷」「まごころ」では平成23年1月1日から平成24年6月30日ないし平成24年9月30日までの間、管理者・看護職員の配置に係る人員基準を満たしていなかったし、人員基準を満たしていないにもかかわらず、介護報酬を減算することなく請求・受領した。

しかし、「まごころ」では、開設当時である平成23年1月1日当時、看護職員の数は充足していた。

その後、看護職員数は不足してしまったが、長崎県がホームページ上に公開している通所介護事業所の指定基準「指定居宅サービス等の事業の人員・設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」においても、減算請求の記載はなく、また法人従業員は、知識不足から介護報酬の減算請求の規定を知らなかった。

このように法人は、害意ないし故意により、不正を働いたわけではない。

結果的に、法人従業員の経験不足・知識不足により、法人は不適正な運営を招いてしまっただけなのである。

また、長崎県及び対馬市が法人に対し指摘した事項については、法人は真摯に対応していた。

特に介護職員は、平成23年1月1日から平成24年3月30日まで、必要な職員数は一日当たり一名で十分だったが、同期間中は3名の介護職員が常駐していたので基準は遵守していた。

そうであるにもかかわらず、法人従業員は、平成22年8月、長崎県の監査のとき「介護職員が不足している。もう少し人数が必要である」という言葉を鵜呑みにして、監査時に基準以上の介護職員が勤務していたと報告をしてしまっただけなのである。

ちなみに、対馬市役所の担当者は、2カ月に1回程度開催される運営推進会議に出席したにもかかわらず、法人従業員へ本件処分に関係する指導の言葉を口にしたことはなかった。

ただし、このように結果的に著しく不適正な運営を招いてしまった事態を重く受けとめ、現在、法人は長崎県から指摘された業務管理体制の整備に対する改善報告をしている最中と聞いている。本件と同様の事態が二度と繰り返されないよう理事会機能の強化、内部牽制体制を確立しているようである。

結局、長崎県及び対馬市の取り消し処分という本件処分は重すぎるのである。

このような状況であるにもかかわらず、対馬市議会が、本件処分が妥当かどうかを一切精査することなく、法人の元理事長に過ぎない入江有紀に対し辞職勧告決議（案）を可決することは、許されるべきではない。

第2に本件処分は確定していないこと。

本件処分については、裁判上の不服申し立てが可能である。

すなわち本件処分には処分があったことを知った日から6カ月以内に長崎県知事あるいは対馬市長を被告として処分取り消しを求める訴えを提起することができる。

このことは、重要な行政処分は最終的に司法の場で精査されるべきことを意味する。

このような状態であるにもかかわらず、議員辞職勧告決議（案）を可決するなら、それは司法を軽く見ることと同視できる。

第3に本件処分の原因となった事実は、入江有紀が市議会議員に立候補する前に起きたこと。

本件処分の原因となった事実は、主に平成23年11月1日から平成24年9月30日までの間に生じた。

そして、最終的に入江有紀は、法人が不適正な運営を行ったことについて責任を取り、平成25年3月31日付で法人理事長を退いた。

このように入江有紀は、法人理事長の職を辞することによって、一定の社会的制裁を受けた。

そして、法人理事長ではなくなった平成25年4月、入江有紀は対馬市議会議員選挙に立候補し、当選した。

対馬市民は、法人理事長ではない入江有紀に対し投票を行った。

そもそも、辞職勧告決議とは公人である市議会議員が不祥事などで公職の身分にふさわしくないとされる人物に対して行われる議会の意思表示をいうものと解されるが、その不祥事とは公人の身分を得た後に行った私生活上の行為などに対するものがほとんどである。

公人として市議会議員が、議員の身分を得た後に行った私生活に対する言動について、一定の批判を浴びることは当然である。

しかし、本件処分の原因となっている事実は、入江有紀が市議会議員に立候補する前の出来事である。

仮に、議会がこのことを理由として議員辞職勧告決議（案）を可決するなら、それは結果的に、法人理事長ではなくなった入江有紀に対し、投票を行った選挙民の意思を著しく軽視することは明白である。

第4に国家賠償保障法第1条1項による賠償請求も辞さないこと。

仮に議員辞職勧告決議（案）が可決された場合、入江有紀は対馬市に対する国家賠償法第1条1項の賠償請求も辞さない覚悟である。

その理由は以下のとおりである。

国会では政治倫理委員会が昭和60年、衆参両院にそれぞれ設置され、国会では議員が行為規範などの法令に著しく違反していると疑われる場合、委員の3分の1以上の申し立てにより、出席委員の過半数による議決を経て、あるいは不当な疑惑を受けたとして議員本人が申し出た場合、審査が行われる。

その後、出席委員の3分の2以上の議決を経て、政治的道義的に責任があると認められた場合、当該議員に対して①行為規範などの遵守勧告、②一定期間の登院自粛の勧告、③役職辞任などの勧告を行う。

各地方団体の場合にも、条例に基づいて政治倫理審査会が設定されているが、国会の政治倫理委員会であっても、登院自粛の勧告で不十分な場合、辞任の勧告が行われる。

そして、政治倫理委員会では、地方自治体によって内容は異なるが、主に地方議員や首長の資産公開や職務関連犯罪での逮捕・起訴による説明責任、職務関連犯罪での有罪判決を受けた場合、問責制度を規定している。

そうすると、入江有紀は議員として裁判を受けたこともなければ、資産公開を拒否したという事実もない。また、本件処分によって逮捕・起訴などの刑事処分も受けてもない。

よって、本件処分によって辞職勧告という重大な処分を課すことは、ほかの事例と比較して不均衡であるのは明白なのである。

そうであるにもかかわらず、仮に入江有紀に対し議員辞職勧告決議（案）が可決された場合、それは入江有紀の品性・徳行・名声・信用・その他の人格的価値について社会から受ける社会的評価を低下させる行為に当たるので名誉毀損となる。

よって、入江有紀は名誉毀損による不法行為に基づく損害賠償請求権に基づき、対馬市を相手として訴訟提起も辞さない。

ぜひ、過去にどのような場合に議員辞職勧告決議（案）が可決されたのかを十分調査されることを各議員にお勧めしたい。

なお、最高裁判所第三小法廷判決、平成4年（オ）第111号、判決日付、平成6年6月21日では、「町議会が議員に対し議員辞職勧告決議等をしたことが名誉毀損に当たるとして国家賠償を請求する訴えが法律上の争訟に当たる」とされている。

以上、事例が14項目ありますが、一応割愛させていただきます。

その次に入らせていただきます。

5. 懲罰動議の提出について。

入江有紀は、この反論の場を借りて本件辞職勧告決議（案）を提案した議員、大部初幸議員に対する懲罰動議を行います。（発言する者あり）

何ですか。（発言する者あり）

大部初幸議員らに対する懲罰動議を行う。

そもそも、議員辞職勧告決議（案）というものは、議会の事実上の意思決定のひとつに過ぎず、勧告を受けたものは勧告に従って辞職する法的義務を負わないし、従わないことに対し、懲罰も受けることはない。

しかし、本件でいきなり議員辞職勧告決議（案）を提出するという横暴は許されるべきではない。

また、これまで全国の各地方自治体でどのような場合に議員辞職勧告決議（案）が可決されたかについて調査不十分のまま、決議案を提出した議員らには、その市議会議員としての資質に疑問を感じざるを得ない。

ところで、市議会は一定の秩序が必要である。

特に地方自治法第132条では「普通地方公共団体の議会の会議または委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならない」と規定している。

また、議員が本会議や委員会において、ほかの議員の公的言動に対する批判は許されても、プライバシーの面まで具体的に言及することは許されない。

そして、地方自治法第133条では「普通地方公共団体の議会の会議または委員会において侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる」と規定している。

そこで、入江有紀は今回の勧告決議（案）の提出により、私生活に関する言動に関して侮辱を受けたので、地方自治法第133条の規定に基づき、大部初幸議員らに対する懲罰動議を行いたいと思います。

以上です。

○議長（作元 義文君） 弁明が終わりましたので、暫時休憩します。

午前10時32分休憩

午前10時33分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

ただいま、入江有紀君から地方自治法第133条の規定によって大部初幸君に対する処分の要求が提出されました。大部初幸議員に対する処分要求の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し直ちに議題にすることについて、起立によって採決します。賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（作元 義文君） もう一回言います。大部初幸君に対する処分要求の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し直ちに議題にすることについて、起立によって採決をします。賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

大部初幸君に対する処分要求の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し直ちに議題にすることについて、起立によって採決をします。賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（作元 義文君） 起立多数です。大部初幸君に対する処分要求の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し直ちに議題とすることにいたします。

追加日程第1. 侮辱に対する処分要求

○議長（作元 義文君） 追加日程第1、大部初幸君に対する処分要求の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって大部初幸君の退場を求めます。

[18番 大部 初幸君 退場]

○議長（作元 義文君） 提出者の説明を求めます。3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 処分要求書。9月9日の本会議において、次のとおり侮辱を受けたので地方自治法第133条の規定により処分を要求します。

1、侮辱を与えた者の氏名、大部初幸。

2、侮辱を受けた事実または事情。地方自治法第132条では普通地方公共団体の議会の会議または委員会においては、議員は無礼の言葉を使用し、また他人の私生活にわたる言論をしてはならないと規定している。そして、地方自治法第133条では普通地方公共団体の議会の会議または委員会において侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができると規定している。そこで、入江有紀は本件の勧告決議（案）の提出により、私生活に関する言動に関し侮辱を受けたので、地方自治法第133条の規定に基づき大部初幸議員に対する処分を要求いたします。

以上です。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。大部初幸君から本件に対する一身上の弁明をした
いとの申し出があつております。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。よって大部初幸君の一身上の弁明を許すことに決
定いたしました。

大部初幸君の入場を許します。

〔18番 大部 初幸君 入場〕

○議長（作元 義文君） 大部初幸君に一身上の弁明を許します。登壇して弁明を行ってください。
18番、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） 議員辞職勧告決議（案）に対して、今から反論を弁明させてい
たきます。また、こういう反論の場をいただいた入江議員に対して感謝いたします。

私たち9月5日に議運を開催いたしました。その結果、入江議員に対して議員辞職勧告決議
（案）を議会運営委員会として決議したわけでございます。どういう形でどういう理由でこの不
正受給とただなっていますけれども、その中身を補足説明をさせていただきます。

県・市が監査した、確認した事実を読み上げます。

（1）当該事業所において、開設当初の平成23年11月1日から平成24年9月30日まで
の間、看護職員の配置が基準を満たしていなかった。

（2）看護職員の配置が基準を満たしていない場合、介護報酬を減算して請求する必要がある
が、基準を満たしていないにもかかわらず、減算することなく介護報酬を不正に請求し受領した。

（3）県の監査において、雇用契約書や勤務予定表、出勤簿等偽造した書類を提示し、虚偽の
報告を行った。虚偽とは本当に見せかけるという意味です。

（4）県の監査において、法人入江前理事長及び当該事業所前管理者が虚偽作成し提示した雇

用契約書等にあうよう、当該法人と雇用関係にないものが当該事業所に勤務しているとの虚偽の答弁を行った。

5. 処分の根拠等。

上記（１）から（４）の不適正な事実から、介護保険法第77条第1項第3号・第6号・第7号及び第8号並びに同法第115条の9、第1項第2号・第5号・第6号及び第7号の指定取り消し等の規定に該当。「人員基準違反」「不正請求」「虚偽報告」「虚偽答弁」に該当するという県の監査です。

それに基づきまして特別監査報告があつていますが、1. 虚偽の資料提出を読み上げます。

（１）平成24年9月のデイサービスの監査の際、看護職員・介護職員で実際はいなかった職員を記載した虚偽の出勤簿、支給控除一覧、雇用契約書、勤務予定表などを提出。

（２）平成24年11月の1回目の法人監査の際、平成24年9月のデイサービス監査時に提出があつた支給控除一覧を修正をし、さらに虚偽の支給控除一覧を提出。

（３）平成24年11月の1回目の法人監査の際、虚偽の給与受領印簿を提出。同月2回目の法人監査の際、前回提出したものに入江前理事長の息子の分等を追記して正しい給与受領印簿として提出。

（４）平成24年11月の2回目の法人監査の際、実際は勤務していないグループホームの管理者兼計画作成担当者の勤務状況が記載されている虚偽の勤務表を提出。

（５）平成24年11月の2回目の法人監査の際、グループホームの虚偽の勤務表と出勤簿を提出。

（６）平成24年12月のデイサービス監査の際、実際はいなかった看護職員が記載された有限会社モバイルフォンサービス当時の虚偽の勤務予定表を提出。

（７）平成25年2月の法人監査の際、夜勤手当の支給として一致していない虚偽のグループホーム職員の業務日誌を提出。

（８）グループホームの管理者の勤務実態について、その勤務実態がないのに、平成25年7月、勤務実態があつたとの虚偽の文書を理事長名で提出されております。

それに対して入江前理事長の虚偽の答弁です。

（１）平成24年9月の法人現地確認調査の際、入江前理事長はデイサービスで勤務実態がない職員はいないと虚偽の答弁。また、デイサービスの監査の際、入江前理事長は、実際はいなかった看護職員は勤務実態があると虚偽の答弁をされております。

（２）平成24年11月のデイサービスの監査の際、入江前理事長は実際いなかった看護職員などの勤務実態がないことに気づかなかつたと虚偽の答弁。

（３）平成24年12月のデイサービスの監査の際、入江前理事長は有限会社モバイルフォン

サービス当時の看護職員は平成23年10月末で退職したと虚偽の答弁。

(4) 平成24年9月のデイサービスの監査及び平成25年1月の法人監査の際、入江前理事長は社会福祉法人になってからタイムカードは使用していないとの虚偽の答弁。

3. 不明瞭かつ不適正な職員管理。

(1) 入江前理事長の息子は職員でありながら東京に住民票を移し、東京から単身赴任しているとしているが、出勤簿どおりに出勤しておらず、出勤簿もみずから作成せず、ほかの職員に作成をさせていた。

(2) 職員の出勤簿については、全員分が実際の勤務どおりではなく、入江前理事長と職員の間で勤務日数を合意し、給料日前に出勤簿をまとめて作成していたとするなど、出勤簿が勤務実態と異なる。

4. 不適正な給与支給。

(1) 入江前理事長の給与が平成24年9月支給分から基本給が50万円から100万円と増額されているが、理事会の承認は得ていない。

(2) 職員給与について、給与規定はあるものの給与の基準表等がなく、初任給等の給与の格付け基準が不明であり、決定過程についての記録がない。また、給与規定にない特別手当が支給されているほか、特定の職員に給与規定にない役員手当が支給をされている。さらに、平成23年11月から勤務している看護職員には資格手当が平成24年9月以降しか支給をされていない。要するに1年分ずれています。

(3) 3名の職員に対して、法人からの給与支給ではなく、入江前理事長個人が支給したとしており、うち1名はグループホームの管理者である。

(4) 入江前理事長の息子の勤務は出勤簿どおりではなく、しかも出勤簿をほかの職員に作成をさせ、勤務実態が不明であるにもかかわらず、給料は一定に支払われており、勤務実績に基づく給与支給ではない。

まだ、たくさん載っているんですが、主な私たちの議会運営委員会で、以上発表した資料に基づき県・市の調査に基づいて、私たち議会運営委員会は入江有紀議員に対して先ほどの申し出のとおり議員辞職勧告決議（案）を満場一致で可決いたしました。

また、入江有紀君に対して、先ほどの懲罰ですか、それは大部初幸となっていますが、私、1名ですかね。私1名をやるわけですか。

ああ、わかりました。

先ほど読み上げた中で「大部初幸議員ら」というのがうとうとありましたから、どちらが正しいものか。私一人ですね、1名ですね。議運やなくて私1名をやるわけですね。

ありがとうございます。

それと、入江議員にひとつ、私もこの場をお借りして言いたいのは、あなたが、対馬を良くする対新会、広報責任者入江有紀というのが、いろんなチラシが出ます、出ています。いろんな人の批判をされております。このこともよく自分の胸に心を置いていろんな自分の対応をしていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） 弁明が終わりましたので、大部初幸君の退場を求めます。

〔18番 大部 初幸君 退場〕

○議長（作元 義文君） これから、発議者に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。懲罰の議決については、会議規則第161条の規定によって委員会の付託を省略することができないとされております。本件については7人で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は懲罰特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

暫時休憩します。懲罰特別委員会設置のため全員協議会を開催しますので、控え室にお集まりください。

午前10時53分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前11時30分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

お諮りします。懲罰特別委員会の選任については委員会条例第8条第1項の規定により、配付しております名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。懲罰特別委員会は名簿のとおり選任することに決定しました。

懲罰特別委員会の正副委員長互選のため、懲罰特別委員会を招集します。

暫時休憩します。

午前11時30分休憩

午前11時52分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

懲罰特別委員会の正副委員長が決定しましたので報告します。委員長に山本輝昭君、副委員長に淵上清君が選任されております。

暫時休憩します。昼食のため暫時休憩します。懲罰特別委員会は昼食後にそのまま委員長が招集して進めてください。午後からの再開は追って連絡します。

午前11時52分休憩

午後2時01分再開

○議長（作元 義文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大部初幸君に対する処分の要求の件について、懲罰特別委員会の報告を求めます。

懲罰特別委員長、山本輝昭君。

○議員（20番 山本 輝昭君） 懲罰特別委員会の審査報告を行います。

対馬市議会議長作元義文様。懲罰特別委員会委員長山本輝昭。平成25年9月9日。

平成25年9月9日招集の平成25年第3回定例会において入江有紀議員から大部初幸議員に対して侮辱に対する処分要求動議が提出され、これに伴い委員会条例第7条第1項の規定により懲罰特別委員会が設置されたところであります。

当委員会は本日直ちに委員会を開催しましたので、その審査の内容について会議規則第110条の規定により報告いたします。

本件は、大部議員が提出者として発議された入江議員に対する議員辞職勧告決議（案）の提出により侮辱を受けたため、地方自治法第133条の規定に基づき大部議員に対する処分を要求されたものであります。地方自治法第133条は普通地方公共団体の議会の会議または委員会において侮辱を受けた議員はこれを議会に訴えて処分を求めると規定しています。

しかしながら、議員辞職勧告決議（案）は事実をもとに正当な発議として提出されたものであります。したがって、侮辱に該当する事由もなく、懲罰は課さないことに決定しました。

以上で、懲罰特別委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 委員長にお尋ねします。

報告書を読み上げますと、下のほうに「しかしながら」と書いております。事実をもとに正当

な発議として提出されたものであります。この事実であるというふうなこと、それと入江議員の反論書4ページに、上の段ですが、ここには選挙後の公人としてのいわゆる議員としてふさわしくない事柄があったこと、あるいはその前のことということで、公人としての罪、理事長としての罪、これをさかのぼって処分することに異議があるというようなことが書かれておりますが、この点について私は、今回の委員会が十分な審議をなされたのか。もしそうでなければ、この文面からいえば、今からそのようなことが新しく、この21人にもしも発覚した場合に、当然同じようなことが起こり得るというようなことを私は思うわけですが、そのことについての審議内容があったのか。これをひとつ委員長にお尋ねいたします。

○議長（作元 義文君） 20番、山本輝昭君。

○議員（20番 山本 輝昭君） 大浦議員の質問にお答えいたします要求の中でどの部分が無礼な言葉、私生活に該当することかということを感じておるのかということ、委員会のほうに入江議員に参考人としておいでいただき説明を求めました。先ほど申されますように、議員になる前のことであるという、そのときの、議員になってからのことではない、議員になる前のことで私生活に当たるという入江議員の答弁でございましたが、入江議員は現在も有限会社モバイルフオンサービスの代表者であるとお聞きおよんでおります。今回のこの事案に対しましては公金の返還請求も受けております、代表者として。また、今回提案されております平成24年度の決算事案に対しましても、当時入江議員は秀優会の理事長であります。その決算も今後行うわけですが、入江議員は現在厚生常任委員会に籍を置いておられます。そういったことを考えたときに、私生活という捉え方にはいろいろあると思いますが、入江議員も公職に身を置かれる方でございます。

そういったことから、大部議員の辞職勧告決議（案）については正当性を認めたところでございます。

以上です。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） この弁明書、いわゆる反論書ですが、この中身を見させてもらいましたら、個人的には申しわけないんですが、名誉毀損で訴えるというふうな内容のことが書いておられます。これは今からやるということでしょうが、それと処分を受けた日にちから6カ月以内に異議申し立てをする機会がある。これは市と県ですが、このことを今から手続きをやっていこうというふうなことを確認は取っております。そうしますと、侮辱ということは罪の確定がくる前に、法の下で十分な審議・精査が行われる前にこうでありますということがそうでなければ100%、この場ではあとで修正を入れるようなことになろうかと思えます。ですから、侮辱という言葉は罪の確定がない前に間違いなくこの方が罪をおかしておりますということを言葉

で言うことだと思います。そのようなことで侮辱ということは私は成立する、このように思うわけですが、当委員会の見解と私は相違がございます。

それと、このことについてそれ以上は申しません。ただ、この中に公人として問題が議員として罪を犯した場合、私は当然議員辞職に当たると思います。ところが今回そうでない時期に罪が発覚した。法人の代表者、その当時のいわゆる罪状でございます。この場合、もしこれが今回やむを得ぬということになった場合、今後そのことが及ぶような気がいたします。そのような今回の解釈を私は果たしていかなものかと個人的には思っております。

以上、終わります。議長。

○議長（作元 義文君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件について、委員長報告は大部初幸君に懲罰を課すべきではないとするものであります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。賛成多数です。したがって、大部初幸君に懲罰を課すべきではないと可決されました。

大部初幸君の入場を求めます。

〔18番 大部 初幸君 入場〕

○議長（作元 義文君） 大部初幸君に申し上げます。大部初幸君に対する処分要求の件については懲罰を課すべきではないと決定されました。

これを持ちまして懲罰特別委員会は終結といたします。

日程第3. 発議第6号

○議長（作元 義文君） 続きまして、発議第6号の議事に戻ります。

入江有紀君の退場を求めます。

〔3番 入江 有紀君 退場〕

○議長（作元 義文君） これから発議第6号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となりました発議第6号については委員会への付託を省略したい
と思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しま
した。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。採決は起立によって行います。（「採決
は投票でお願いします」と呼ぶ者あり）

投票に賛成の方。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 賛成者が2人以上でありますので、要求は成立しました。したがって、
会議規則第70条第2項の規定により無記名投票により採決をします。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（作元 義文君） ただいまの出席議員数は19人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に上野洋次郎君
及び齋藤久光君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載
を願います。なお、会議規則第73条第2項の規定によって賛否を表明しない票及び賛否の明ら
かでない票は非、すなわち反対とみなします。また、投票を棄権する場合も反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（作元 義文君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。（発言する者あり）

発議に賛成の方は賛成、反対の方は反対です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（作元 義文君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

1番議員から順番に事務局長が氏名を読み上げますので、議長席に向かって右側から登壇して
投票し、左側へ降壇を願います。

[事務局長点呼・議員投票]

1番	春田 新一議員	2番	小島 徳重議員
4番	船越 洋一議員	5番	淵上 清議員
6番	脇本 啓喜議員	7番	黒田 昭雄議員
8番	小田 昭人議員	9番	長 信義議員
10番	波田 政和議員	11番	上野洋次郎議員
12番	齋藤 久光議員	13番	堀江 政武議員
14番	小宮 教義議員	15番	初村 久藏議員
16番	大浦 孝司議員	17番	小川 廣康議員
18番	大部 初幸議員	19番	兵頭 栄議員
20番	山本 輝昭議員		

○議長（作元 義文君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これから開票を行います。

上野洋次郎君及び齋藤久光君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（作元 義文君） 投票の結果を報告します。

投票総数19票。有効投票17票、無効投票2票。有効投票のうち、賛成15票、反対2票、
以上のおおりの賛成多数であります。したがって、本件は原案のおおりの可決されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。

午後2時27分休憩

午後2時28分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

入江議員に申しあげます。本件は可決されました。

日程第4. 議長の諸般報告

○議長（作元 義文君） 次に、日程第4、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告はお手元に配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

日程第5. 市長の行政報告

○議長（作元 義文君） 日程第5、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。

市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 本日、ここに、平成25年第3回対馬市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席賜り、衷心より御礼申し上げます。

はじめに、6月定例会以降、今日までの主な事項につきまして御報告を申し上げます。

まず、地域再生推進本部関連でございますが、山林取得に係る寄附状況についてです。

平成25年8月29日、一部報道機関により、絶滅危惧種である「ツシマヤマネコ」が生息する対馬市の山林が競売入札に付されたという報道がなされましたが、対馬市が、土地の取得を前提に競売取り下げに関する手続を進めるに伴い、日本全国からたくさんの応援のメッセージに加え、土地取得やツシマヤマネコの保護、森林環境の保全に対する寄附金の申し出が相次いでおります。

9月6日現在までに確認できているものを御報告いたします。

がんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金が87件、445万2,000円、ツシマヤマネコ基金が7件、6万6,000円でございます。

なお、入金を確認できた寄附金につきましては、随時、対馬市ホームページで公表をしております。

このように、全国の皆様からの温かい御支援、励ましに対し心強く感じるとともに、この場をおかりしまして心から感謝申し上げます。寄せられた寄附金等につきましては、土地の取得に関する財源として利用させていただくとともに、ツシマヤマネコの好適生息環境の保全及び森林環境の保全・利活用を図ってまいりたいと思っております。

次に、観光物産推進本部関連でございます。

「よりあい処つしま」についてですが、「対馬の情報発信」、「対馬の食材・特産品の提供」、「本市出身者の集い・憩い」等の機能の拠点として、11月22日オープン予定の「よりあい処つしま」の進捗について報告いたします。

佐護地区の古民家解体作業が終わり、現在入居している福岡事務所に隣接する古民家移築予定地において、去る8月19日、工事の安全を願う地鎮祭が行われ、9月初めから基礎工事が始ま

っております。

また、移築中には建築を学ぶ学生を対象に古民家再生の技術体験のため、大黒柱、平柱等を磨くイベントも計画されております。

現在の進捗状況としては、予定の工程にて順調に進んでいるとの報告があつているところを申し添えます。

次に、市民生活部関連でございます。

「日韓海岸清掃フェスタ I N対馬」についてです。

8月24日、「美しい対馬の海ネットワーク」、「ふるさと清掃運動会」との共同主催により、「日韓海岸清掃フェスタ I N対馬」を開催いたしました。上県町佐護の阿保海岸において、韓国学生を含め、市外からの参加者76名による海岸清掃作業を行いトン袋にして約60袋の漂着ごみを回収し、また、上対馬総合センターにおいてシンポジウムを開催し、約100人の参加がありました。

次に、環境基本計画の策定についてであります。

平成24年度から策定を進めておりました環境基本計画が本年度完成いたしました。環境基本計画では、豊かな自然と豊かな暮らしを次世代に引き継いでいくために「環境・経済・社会の好循環を生み出し、持続可能な地域の実現」を目指しております。

今後、対馬市が目標とする環境の姿を目指して「森・川・里・海・まち・ひと」が連環する総合的な施策を市民の皆様とともに進めてまいりたいと思っておりますので、御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、福祉保健部関連でございます。

対馬いづはら病院、中対馬病院の利活用についてです。

対馬いづはら病院・中対馬病院の既存施設の利活用について検討審議していただいております「対馬いづはら病院・中対馬病院跡利用計画検討委員会」の第3回目を平成25年7月17日水曜日、豊玉地域活性化センター3階大会議室において開催しております。

委員17名の出席をいただき、基準病床数の変更、跡利用施設の方向性等について協議していただいたところであります。

次回開催につきましては、10月初旬を予定しております。

次に、周産期フォーラム関連事業の実施についてです。

次に、周産期フォーラム関連事業について報告いたします。

7月20日には映画「生まれる」の上映会を開催し、上対馬総合センターには約100名、交流センターには約200人の御家族連れを中心とした方々に御来場いただきました。

また、同日に、島内外の医療関係者や、対馬市の救急救命士を対象とした「産科救急」の講習

会が終日実施され、妊婦の救急医療についての知識・技能の向上を図ったところでございます。

翌21日のフォーラムでは、全国のへき地・離島からのパネリストにより、現状等を御報告いただき、その後、会場の皆様との意見交換会が行われました。今できることを、関係機関、市民の皆様とともに考えていくよい機会となりましたので、今後につなげてまいりたいと思います。

次に、介護保険指定事業者の指定取り消しについてであります。

社会福祉法人秀優会において「書類の改ざんや職員の配置基準違反がある」との情報提供が、平成24年6月から7月にかけて長崎県監査指導課に寄せられました。このことを受け長崎県は、みずから指定する同法人及びデイサービス事業所への監査を昨年度から幾度となく実施し、不正の事実を確認してきたところです。

また、同法人には、本市指定のグループホームあゆの郷もあります。長崎県が監査を進める中で「グループホームでも不正が見受けられる」との情報が本市に寄せられ、本年4月に書面で資料提供を受けました。

これを受け、本市も4月25日に第1回目の監査を実施いたしました。その際、事業所の対応は、4月に就任したばかりの理事長、管理者、経理担当の3人でしたが、聞き取りに対して理事長は、「前理事長からは引き継ぎを受けていないので、以前のことはわからない」と明確な回答を忌避。管理者は、「勤務していた。給料はもらっていた」とつじつまの合わない答弁を繰り返し、経理担当は、「私は詳しいことはわからない」と言い、核心に触れる質問には黙り込んでしまう状況でございました。

十分な事情聴取が行えなかったことから、法人が保管している関係書類を借用し持ち帰って精査するとともに、事実確認のため、担当課でも独自に調査を進めました。

さらに、5月に入り、グループホームの元職員への聞き取りや裏づけ調査を行い、再度5月31日に第2回目の監査を実施いたしましたが、理事長は対応をせず、管理者は相変わらずの答弁に終始するばかりでした。

しかしながら、秀優会に保管されている書類に加え、本市に届け出された公的書類から「人員基準違反」、「不正請求」、「虚偽報告」、「虚偽答弁」、「虚偽の指定申請」等の不正が明らかとなりました。

ただし、許認可等を取り消す不利益処分をする際は、行政手続法による聴聞を行い、当事者に意見を述べさせ証拠書類等を提出させる機会を付与しなければならないため、8月1日に聴聞会を開催いたしました。

聴聞通知は理事長に対し行いましたが、一切の権限を代理人の弁護士に委任。補佐人として長崎市内の居宅介護支援事業所から介護支援専門員が出頭するなど、グループホームの内情に精通していない関係者のみが出頭してきたもので、事業所の指定取り消しの危機ということの重大さ

が欠如していたと言わざるを得ません。

そのため、陳述において正当性を主張する反論もありましたが、不利益処分の原因とする事実
に反する明確な陳述、事実を覆すだけの証拠書類の提出もなかったことから、介護保険法第
78条の10及び第115条の19に基づき、社会福祉法人秀優会が運営する事業所、グループ
ホームあゆの郷を、平成25年12月31日をもって指定取り消しを行うこととし、8月29日、
長崎県庁において「指定取消通知書」を交付するとともに、各報道機関に対し記者発表を行い、
長崎県と同時処分を行いました。

不正受給の介護報酬は、返還請求できる期間が介護保険法に基づき2年間遡及できると定めら
れております。長崎県と本市を合わせると返還金は3,800万円余りとなりますが、秀優会の
みならず、秀優会へ事業継承する前の有限会社モバイルフォンサービスに対しても返還を求めて
おります。

なお、秀優会は、代理人である弁護士が提出した意見陳述書や理事長名で提出した弁明書にお
いて、「不正請求に該当するようであれば、同請求分は直ちに返還することを約束する」として
おります。

社会福祉法人本体は、長崎県から業務改善命令が出され、同じく県指定の「デイサービスセン
ターまごころ」についても指定事業者の指定が9月30日をもって取り消されることとなってお
ります。

本市が指定取り消し日を12月31日としているのは、現在、グループホームあゆの郷には定
員と同じ18人の入所者がいらっしゃいます。利用者の転居先の確保等は事業者の責務ではあり
ますが、18名の方が継続的にサービスの提供を受けられるよう本市としても事業者を指導する
とともに、適切な対応ができるよう支援してまいります。

現在、島内の施設はいずれも空きがない状態で、転居が容易ではないことを考慮し、指定取り
消し日を長崎県より3カ月延期しております。

入所者はもとより、御家族や関係者の皆様、あわせて同様の事業所には多大な御迷惑と御心配
をおかけすることとなりますが、今回の人員基準違反や介護報酬の不正受給は、長期間にわたり
慣行されたもので、悪質であると判断いたしました。保険者である本市といたしましては、断腸
の思いで行った処分であることを御理解いただきたいと思っております。

次に、農林水産部関連でございます。

株式会社つしまCASセンターについてでございますが、農山漁村活性化プロジェクト支援金
の補助制度により設立されました株式会社つしまCASセンターの業務継承につきまして報告を
いたします。

本会社は、上対馬地域の豊かな漁場を背景に、魚価の低迷や燃油価格の高騰による経営の悪化、

さらには高齢化や人口の島外流出などさまざまな要因により漁業離れが振興し、基幹産業である水産業が衰退していることに対処するため、魚価の安定と雇用の場を確保する目的で、上対馬町泉にCAS冷凍冷蔵システムを導入した水産物加工処理施設を建設し、平成22年4月から操業を開始しておりました。

しかしながら、業績不振に陥り、平成24年7月以降休業をし、継承会社を探しておりました。

このような中、株式会社ジャパンシーフーズより譲り受け、稼働再開の打診がありましたので、農林水産省の御指導を仰ぎながら無償譲渡での合意に至り、さらに十八銀行と日本政策金融公庫の同意を受け、市が関係する「ふるさと融資」に関しましても債務譲渡により無事処理されたことを御報告させていただきます。

この後につきましては、株式会社つしまCASセンターと株式会社ジャパンシーフーズが本年7月2日に譲渡契約を締結し、本年8月から「株式会社ジャパンシーフーズ対馬工場」として稼働していることを御報告いたします。

次に、教育委員会事務局関連でございます。

盗難文化財（仏像）の早期返還の取り組みについてであります。韓国窃盗団により盗難に遭った渡来物2体の早期返還の取り組みについてでございますが、6月末、韓国文化財庁へ出向きましたのち、8月2日に私と作元議長において東京港区にある韓国大使館を訪問し、「盗難仏像等の早期返還を求める要望書」を金元辰（キムウォンジン）公使に手渡し、早期返還を求めたところでございます。

現在、外務省において国レベルでの交渉が進められておりますので、返還交渉の行く末を見守るとともに、今後の韓国の動きにも注視していきたいと思っております。

以上、6月定例会以降の主な事項について申し上げますが、市政全般にわたり、今議会において、さらなる御意見、御提案を賜りたいと存じます。

最後に、本定例会において御審議願います案件でございますが、平成24事業年度財団法人厳原愛育会経営状況報告ほか11件、平成24年度対馬市一般会計歳入歳出決算認定ほか11件、平成24年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について1件、平成25年度一般会計補正予算ほか5件、条例の制定1件、条例の一部改正6件、指定管理者の指定1件、市道の認定1件、長崎県病院企業団規約の変更1件、財産の取得1件、諮問5件など、合わせて44件の案件について御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、後ほど担当部長に説明させたいと思いますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

○議長（作元 義文君） 以上で、市長の行政報告を終わります。

日程第6. 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（作元 義文君） 日程第6、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員長、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） それでは、総務文教常任委員会の所管事務調査の報告を申し上げます。

平成25年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第105条の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告をいたします。

当委員会は、平成25年7月25日、集落再生の取り組み状況と上対馬・上県学校給食共同調理場建設予定地の現地調査を実施いたしました。

当日は、全委員出席のもと、まず上県町志多留地区において、地域再生推進本部二宮副本部長と上県地域活性化センター三原課長補佐の出席を求め、「集落再生の取り組み状況」について調査をいたしました。今回の調査には、原田志多留区長、木村、松野両島おこし協働隊員、また6月から志多留に移住されている富永、吉野両氏にも同席していただき、それぞれの立場での取り組みについて伺いました。

志多留地区は、移住者を含め36世帯64人、70歳以上が36人の海・山・里を有する集落です。昨年木村隊員が伝統的なかんがい様式の残る耕作放棄地約24アールを借り受け、地域の協力を得ながら水田としてよみがえらせ、自然と共生した農業のあり方が試されていました。

また、空き家を借り受け、古民家再生の取り組みが展開されており、伝統的な家屋での自然資源を上手に活用する知恵を学ぶプログラムが開催されています。

今年度、志多留地区を拠点に実施している「域学連携地域活力創出モデル実証事業」では、首都圏の複数の大学と連携し、地域が学生を受け入れ、将来の地域づくりを担う人材育成を図るとともに、地域づくりの実践活動の後押しをする予定であります。

過疎化が進む本市において、今回の実証事業を契機として、新たな集落再生への取り組みを期待いたします。

島おこし協働隊の木村、松野両隊員は今年度で任期を終えますが、その後においても本市に定住し、移住者を含めて新たな事業展開を計画されています。委員会といたしましても、新たな「島おこし」のモデルとして、側面からの支援の必要性を感じました。

次に、上対馬・上県学校給食共同調理場建設予定地を調査いたしました。

現在の上対馬学校給食共同調理場は、昭和53年に供用開始され35年が経過しています。以前より要望していた案件でありましたが、学校の統廃合も進む中、ようやく建設予定地が示され

ました。予定地として紆余曲折はありましたが、最終的には比田勝中学校敷地内の職員駐車場に決定されたとのことであります。

豊田教育部長及び比田勝総務課長の説明を受けながら現地を確認いたしました。正面玄関前のロータリー部分が建設予定地と重なることとなります。生徒の学校生活における癒しの場についても最大の配慮をされることを求めます。

最後になりましたが、志多留地区での調査につきましては、お忙しい中、原田区長をはじめ、島おこし協働隊員、さらに移住された両名の方々には御意見をお聞かせいただき、今回の調査・研究の目的が達成できましたことに厚くお礼を申し上げます。

以上で、総務文教常任委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終ります。

日程第7. 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（作元 義文君） 日程第7、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

厚生常任委員長、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 平成25年9月6日、対馬市議会議長作元義文様。厚生常任委員会委員長脇本啓喜。厚生常任委員会所管事務調査報告書。

平成25年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第105条の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告いたします。

当委員会は、8月30日に委員全員出席し、以下3カ所の現地調査及び審議を行いました。

1、美津島町雑知：対馬地域新病院（仮称）の建設工事進捗状況等。2、峰町三根：高齢者グループホーム峰の杜の施設設備及び運営状況等。3、豊玉町志多浦：（仮称）対馬中部汚泥再生処理センターの建設工事進捗状況等。

1、対馬地域新病院（仮称）の建設工事進捗状況等。

午前11時より、福祉保健部多田部長以下3名、建設部堀部長以下2名の出席を求め、県病院企業団新病院建設推進本部から伊原部長以下6名、建設工事関連業者からは設計管理者等6名の出席をいただき、現地視察を実施しました。

当日はあいにく雨天で現場はぬかるんでおりましたが、新築工事業者（鹿島・梅村・早田特定建設工事共同企業体）百田所長より建設工事進捗状況等の説明を受け、その場でも質疑応答を行いました。

その後、近隣のふれあいプラザに場所を移して委員会を開催し、さらに詳細な説明を百田所長より受け、活発な質疑応答が行われました。質疑が集中した災害対策について、その内容を報告します。

①本体建設工事の進捗状況。本年5月末に着工し、順調である。8月の大潮時期に海水の浸水等は多少あったものの支障はなく、本体工事そのものは平成26年9月に予定どおり完了できる見込みである。

②耐震・免震性の確保状況。建設基準法に定められている地域係数以上の係数を確保している。

③津波・高潮対策の確保状況。駐車場は、津波・高潮の最高想定値以上の高さを確保し、最も海拔が低い位置となる箇所についても、高潮の想定より1メートルほど高く、津波の最高想定値と同程度の高さとなる。病院の建屋建設部分については、津波の最高想定値よりさらに1メートルほど上回る高い位置に建設するため、津波・高潮対策は確保されている。

④埋立地特有の液状化対策の確保状況。当初から十分な対策を確保していた上に、地下部分は想像以上に岩盤があったため、むしろ液状化の心配が少なくなるのではないかと思われる。

以上、慎重かつ詳細に調査を実施した結果、建設工事の進捗状況は順調に進んでいました。最後に、遅くとも平成26年度末までには予定どおり新病院が開院できるよう今後とも関係部署は進捗を随時把握されたい。

2、高齢者グループホーム峰の杜の施設設備及び運営状況等。

午後2時より、福祉保健部多田部長以下2名に出席を求め、当該施設を運営する社会福祉法人梅仁会日高理事長以下3名にも出席いただき、現地視察を実施しました。

長崎市のグループホーム火災死亡事故以来、スプリンクラーの設置義務規定が厳格化されたが、当該施設は基準をクリアする設置状況でありました。

また、1ユニット（9名）運営に求められる人員も確保されていました。入居者全員が要介護度2の状態であることも報告を受けました。新築されたばかりの施設内で、入居者は快適な生活を過ごされているように感じました。

午後4時15分より、豊玉地域活性化センター3階小会議室において福祉保健部多田部長以下2名の出席を求め、委員会を開催しました。

今回、現地調査を実施したグループホームに限らず、市内に設置されている特別養護老人ホーム、老人保健施設等の高齢者介護関連施設の12の種別について、施設所在地、入居者数、定員、待機者の状況等を担当課長より事前配付資料に基づき詳細な説明を受けました。

特に、待機者数の把握について質疑が集中しました。事前配付資料では、各施設から報告があった待機者数が各施設ごとに掲載されており、市内の延べ待機者数は400名以上に上ります。

有効な施策の展開に向けては、重複を避けた名寄せ後実数把握資料が必要だとの意見が委員か

ら出され、その資料の提出が要求されました。医療対策室に、対馬いづはら病院跡利用検討資料として作成された実数を把握した資料があるとのことでした。後日提出いただいた資料によると、市内介護関連施設における名寄せ後待機者実数の合計は248名（平成25年1月末現在）となっております。

この名寄せ後待機者実数の把握は、平成27年度から始まる第6期介護保険事業計画の策定に当たっても必要となる重要資料であるため、今後も少なくとも年に一度の名寄せ後の待機者実数把握に努められたい。

また、要支援者が介護保険の対象から外され、市町村（保険者）に移管するという国の方針が示されたが、その動向についても担当部署は注視し、早期の対応を図られたい。

3、対馬中部汚泥再生処理センターの建設工事進捗状況等。

午後2時15分より、市民生活部藤田部長以下4名、建設部堀部長以下3名の出席を求め、現地視察を実施しました。建設部担当課長より建設工事進捗状況の説明を受け、午後3時20分より、豊玉地域活性化センター3階小会議室に移動し、委員会を開催しました。建設部担当課長より、予定どおり平成27年2月初めに全体の供用が開始される見込みであることが報告されました。

以下、質疑が集中した2点について報告します。

①建設用地の拡張案等複数案の中から現行案に決定した経緯について。

当初、施設の敷地を拡張する予定もあった。しかし、用地取得が困難となったこともあり、従来の敷地内でし尿処理が滞らない形で施設の部分的建設を順次行い、事業は順調に進捗している。

②当該施設はもちろん特に厳美清華苑の過剰稼働解消策について。

当該事業は、中部クリーンセンター施設の老朽化と厳美清華苑の過剰稼働解消策として建設が進められている。「美津島町の一部（万関橋以北）約5キロリットル1日当たりを厳美清華苑から（仮称）対馬中部汚泥再生処理センターへ移管すると言うが、それで厳美清華苑の稼働率は100%未満となるのか」との質問が委員から出されました。

これに対し、環境政策課長より「厳美清華苑の現状の120%近い稼働率からすれば、厳美清華苑の稼働率は100%未満とはならないが、対馬市全体（し尿処理3施設）の処理能力としては、今後の人口推移と、し尿対浄化槽汚泥の比率の推移等を考慮すると、対応可能であると見込んでいる」との答弁がありました。

万関橋以北約5kl/日を対馬中部汚泥再生処理センターへ移管すると言うが、実務上困難であることも予想される。新処理棟供用開始後は、業者へ移管の協力要請に努められ、厳美清華苑の稼働率が100%未満になるよう指摘した。

以上で、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） 委員長に1点だけ。厳美清華苑の過剰稼働と申しますか、これについて、なぜ過剰なのか。何が原因があると思うんですが、調査してあったら御答弁よろしくお願ひしておきます。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 現状についての報告はありましたが、なぜそのような過剰稼働状態に現在陥ってしまっているのかということについては審査をしておりません。

○議長（作元 義文君） いいですか。

質疑ありませんか、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。3時20分から再開します。

午後3時07分休憩

午後3時19分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

本日は、議事の都合上、時間を延長して続行したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） ありがとうございます。

日程第8. 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（作元 義文君） それでは、日程第8、国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

国境離島活性化対策特別委員会委員長、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） 国境離島活性化対策特別委員会の調査報告を行います。

国境離島活性化対策特別委員会の調査状況を、会議規則第45条の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

本委員会は、平成25年第2回定例会において、「国境離島特別措置法」（仮称）の制定に向けた推進活動を積極的に行うことを目的に設置されたものであり、閉会中委員会を開催いたしましたので、順を追って報告いたします。

委員会は、平成25年8月6日、午前10時30分より対馬市役所4階会議室において、小宮

議員、入江議員は欠席でありましたが、行政側より財部市長、平間地域再生推進本部長ほか担当課長等の出席を求め、委員会を開催いたしました。

調査の内容は、「国境離島特別措置法」（仮称）に係る調査研究について、特に新法制定に向けての委員会活動について協議をいたしました。

市長より、現在に至るまでの経過について概要の報告を受け協議に入りました。

本委員会は、平成21年9月25日設置以降12回にわたり委員会が開催され、内容等については十分に議論が尽くされており、法案成立に向け、集中的に陳情・要望活動を行っていくべきであるとの意見が出され、法案成立までは市長のみの陳情・要望活動では難しい面もあると思われるので、特別委員会設置の趣旨を踏まえ、議会もともに陳情・要望活動を行うため予算措置をお願いいたしました。

また、長崎県知事に対しても対馬市の現状を説明し、法案の早期制定に向け意思表示をすべきである等の意見が出され、関係機関には、集中的に4回程度の陳情・要望活動を実施することとし、最初の行動を臨時国会の招集前に行う、その際の陳情・要望書（案）を作成し、次回の委員会で派遣人数と要望書（案）の協議を行うこととし閉会いたしました。

平成25年8月21日、午後2時より豊玉地域活性化センター3階小会議室において、湧上副委員長、上野委員は欠席でありましたが、行政側より、平間地域再生推進本部長ほか担当課長の出席を求め、以下の4点について協議をいたしました。

（1）国・県への陳情日程の調整。（2）陳情を行う国会議員の確認。（3）陳情を行うために国・県へ派遣する議員の数。（4）要望書の内容の確認。

1点目の国・県への陳情日程については、第1回の委員会で市長の日程と調整し8月末に行動することとしておりましたが、国会が閉会中のため関係議員が不在であり、9月定例会以降の10月初旬をめどに地元選出の国会議員と調整し、臨時国会開会前に陳情を行う、その際、長崎県の五島・壱岐とも連携し行動することも考えられるが、対馬市は特別委員会を早期に立ち上げて活動しており、陳情は先行して行うべきであるとの意見が出されました。

2点目の陳情を行う国会議員の確認については、自由民主党内閣部会・離島振興特別委員会・領土に関する特命委員会・県選出全ての国会議員とし、陳情活動を行う国会議員のメンバー等詳細については委員長に一任することに決定いたしました。

3点目の陳情を行うために国・県へ派遣する議員の数については、第1回目の陳情・要望活動であり、特別委員会委員全員で対応することとし、県知事への要請後国会議員への活動を行うことにいたしました。

4点目の要望書の内容の確認については、一部指摘箇所があり、市長部局と再調整の上、次回の委員会で協議することといたしました。

また、作元議長より、国境に位置する離島の自治体の議長で構成する委員会を立ち上げ協議を行うような動きがあり、関係する議長等で話をしている現状の報告を受けました。

参考までに、関係する機関の動向について報告いたします。

平成25年7月、全国離島振興市町村議会議長会では、平成26年度離島の振興に関する要望で、新たな離島振興への対応として、特に重要な役割を担う離島の保全及び振興「特定国境離島保全・振興特別措置法（仮称）」等の法制度を整備すること。

平成25年7月、長崎県国境離島振興専門委員会においては、国境離島の振興・保全に関する要望書が国土交通省へ提出されております。

以上で、国境離島活性化対策特別委員会の調査報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第9. 国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（作元 義文君） 日程第9、国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告を行います。国県道路等整備促進特別委員会委員長、齋藤久光君。

○議員（12番 齋藤 久光君） それでは、国県道路等整備促進特別委員会の調査報告をいたします。

国県道路等整備促進特別委員会の調査内容について、会議規則第45条の規定により報告をいたします。

本委員会は、平成25年5月の市議会議員選挙により改選され、平成25年6月定例会において、議員発議により第2次の国県道路等整備促進特別委員会の設置が議決され、8名の委員構成でスタートすることとなりました。

本委員会の委員長に再度選任をいただき、対馬市管内の国県道路の整備促進及び離島航路の改善に向けて邁進していきたいと心新たにしたところであります。

対馬市における国県道路の整備状況は、県当局の御尽力により年々向上しておりますが、対馬の地形的要因から来る事業費の高騰などの影響はもとより、近年の対馬市の人口減少と公共事業費の減少について相関関係があるのではないかと。対馬市は、他の離島と比べ道路整備がおくれているので、まだまだ整備が必要と考えているなど、振興局長の言葉もいただいているところでもあります。

対馬市の道路は、地域の産業・経済・文化の活性化や地域間交流など社会活動を促進し、住民生活の向上や均衡ある地域の発展のため不可欠な施設であり、特に国県道路は本市の道路交通網

の根幹を形成し、本市の発展のためには重要な社会基盤であることは言うまでもありません。

このような状況を鑑み、本市議会において国県道路等整備促進特別委員会を立ち上げ、市当局と連携しながら未整備箇所の調査・研究、今後の対応について積極的に取り組んでいくことといたしました。

本委員会は平成25年8月5日、豊玉地域活性化センター3階会議室において、兵頭委員は欠席でありましたが、市長部局より堀建設部長、松村北部建設事務所長、西村建設課長の出席を求め、第1回の委員会を開催いたしました。

平成25年度における対馬振興局管内の国県道路（公共補助）事業8カ所、国県道路（単独）事業6カ所、合計14カ所の事業概要や進捗状況等について、また改良が必要な未改良区間については、一般国道382号4カ所、主要地方道11カ所、一般県道3カ所について、それぞれの現況、問題等について、資料に基づき建設部より説明を受けました。

各委員からも、各地域の事業箇所の進捗状況や問題等について多くの発言があり、確認をいたしました。

また、今回新たな委員構成となりましたので、早期整備を要する未整備箇所の状況把握・確認が必要となり、全島の現地調査を行うことで一致いたしました。

なお、厳原南東部の主要地方道、未改良未整備路線として注目されていた尾浦から浅藻間に平行して、新規ルートとして計画されている件について、対馬市と長崎県との関係についての質問もありました。

改良困難な主要地方道の改良のため、抜本的な改善策として検討された集落間を低地で結ぶ道路整備計画であり、市としては従来の主要地方道のバイパス道路としての計画であるとの回答でありました。

以上、対馬振興局管内における国県道路整備事業等について、予算の確保及び各事業の早期採択に向け、本委員会と市当局が連携の上、国県道路のさらなる整備促進が図られるよう取り組んでいくことが重要であります。

そのような中、国政においてもアベノミクスによる経済対策で、成長戦略による公共事業の拡大を全面に打ち出している状況であり、対馬市が目指している国境離島特別措置法（仮称）の制定に合わせ、国・県への積極的な陳情・要望等の活動が必要不可欠であることを本委員会の総意として確認をいたしました。

以上で、国県道路等整備促進特別委員会の調査報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第10. 長崎県病院企業団議会議員の報告

○議長（作元 義文君） 日程第10、長崎県病院企業団議会議員の報告を行います。

長崎県病院企業団議会議員、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 長崎県病院企業団議会議員の報告を行います。

長崎県病院企業団の議案審議の内容について、次のとおり報告します。

1つ目、25年度臨時会でございますが、平成25年8月20日、長崎県病院企業団議会平成25年臨時会が、長崎市出島町、県農協会館において招集されましたので、議案審議の内容を次のとおり報告します。

企業団議会は14名で構成されており、今回の会議は全員出席のもと、対馬市からは上野洋次郎議員と2名の出席であります。

今回の議案審議は、議長選出案件、報告議案1件の合計2件であります。

議長選出案件につきましては、24年度の議長選出に係る申し合わせ事項で、構成団体の自治体のうち離島の市から議長を選出する旨の決定がなされ、任期については当分の間、1年間とすることになっております。昨年度は対馬市より糸瀬一彦議長が選出されておりましたが、任期満了に伴いまして、今年度は五島市より荒尾正登議長が選出されましたので報告いたします。

次に、報告第1号、長崎県病院企業団企業長の給与の特例に関する条例の企業長専決事項報告については、企業長の給与の減額に伴う条例の改正であります。

以上、議長選及び報告案件1件について慎重に審議した結果、いずれも原案のとおり賛成多数により可決されました。

なお、臨時会終了後、引き続き全員協議会、議員研修が行われ、病院企業団より説明を受けましたので、主な事項について報告します。

まず、全員協議会。

奈留病院の診療所化についてであります。五島市医療提供体制のあり方検討委員会報告書の答申骨子によりますと、①国は、公立病院の赤字に伴う改革ガイドラインを示して公立病院の改革を進めている（病床利用率が3年連続70%を下回る場合など）。②全国的に医師の確保が困難になっていることから、県では常勤医師6人未満の地域病院については診療所化の検討を求めている。

③そのような中で対馬・新上五島においては改革を具体的に進めている。④五島市内には、企業団の3病院があることから、五島中央病院を中心とした今後の病院のあり方を検討する必要があります。を検討の背景として次のような方針が五島市において決定されております。

まず、奈留病院を平成26年1月までに五島中央病院付属の有床診療所（19床）として開設

を行うこととし、既に県及び五島市において6月議会の中で説明が行われています。

なお、富江病院についても将来的には同様の方針ではありますが、住民の理解を得られず当面現状維持としております。

3番目、議員研修。

次に、議員研修についてですが、地域医療の再編の状況、壱岐市民病院の企業団加入要望、医療従事者確保・育成対策について説明されましたが、その主なものについて報告します。

まず、病院企業団全体の決算見込みではありますが、平成24年度は5億7,700万の黒字であります。そのうち対馬3病院については、対馬いづはら病院1億3,100万円の黒字、中対馬病院2,500万円の黒字、上対馬病院3,400万円の黒字の見込みとなっております。

次に、地域医療再編の状況報告の中で、対馬地域新病院（仮称）建設事業の概要について報告がありました。本体工事の入札不調に伴う財源確保ではありますが、12億5,300万円の新たな財源確保が発生しましたが、そのうち、国の医療施設耐震化臨時特別交付金7億1,300万円、再生基金1億8,000万円が交付決定される報告を受けました。最終的な本体工事は71億8,900万円となります。

また、本体工事とは別に職員宿舎の整備として医師用15戸、看護師用20戸について本年度設計、来年度施行計画となっております。

なお、病院本体につきましては、平成26年9月に完成を見込み、平成27年1月以降に開院を予定しています。

また、医師の確保については、基本的に2病院の医師が新病院へ移行されるものと理解しているところではありますが、現段階では十分な話し合いに至っておらず、早急な対応が求められるところでもあります。

以上、病院企業団議会議員の報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

20番、山本輝昭君。

○議員（20番 山本 輝昭君） 企業団の報告の中で、全員協議会のことについてお尋ねさせていただきます。

2ページの「県では常勤医師が6人未満の地域病院については診療所化の検討を求めている」というのは、多分これは長崎県でしょうね、企業団じゃなくて。

ちょっと待ってください。

それと、「その中で対馬・新上五島においては改革を具体的に進めている」ということでございますが、今までそういった、上五島については若干聞いておりましたが、対馬について具体的に進めているという報告があります。

対馬市の新病院建設時には、対馬にありました3つの公立病院を統合するという事で、これは厳原の病院と中対馬病院を統合ということで住民説明会があり、上対馬病院は引き続き公立病院として存続させるといった説明をこれまで受けてまいりました。

これは住民説明会にもそういった考えでありましたが、このように対馬においても具体的に進めるといったことが全員協議会で説明された中で、地元対馬市の議員としてどのような発言をなされたのか、お尋ねします。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 対馬市と新上五島については具体的に進めておりますと、そして、そのうち6人を下回る医師の地域病院は診療所化していくというふうな方針を県は出しております。これは、そういうふうなことで合併、統合廃止があっているわけですが。

その対馬の場合を申し上げますが、基本的に基幹病院をまず残すこと、「基幹病院」という言葉は、上五島の場合では新上五島中央病院といいますか、大きな病院がありますが、そこが基本となっております。

それで、有川病院を既に診療所化して地域病院を廃止しております。これは附属病院にしております。そして、奈良尾の病院をたしか本年度中にそれを進めるというふうなことに聞いております。

対馬の件なんです、いつはら病院は対馬の中では基幹病院です。そして、中対馬は地域病院という取り扱いです。上対馬の病院も地域病院という取り扱いです。その中で、基幹病院の厳原病院を残して、実は中対馬病院を診療所化するというのが今から6年前の構想だったと思います。しかし、これを統合して新築移転という方向に決定したのが今のあり方でございます。既にここに改革を行っております。

そして、上対馬病院の捉え方は、この基幹病院を中心に考えて、いわゆる外来、病院に通う距離が、上対馬から基幹病院までの距離があまりにも時間がかかるから、通院することは不可能である、そういうふうな定義のもとに上対馬病院は残すという定義となっております。6人に満たない状況でも、この病院は通院できないという距離にある、基幹病院。そういう意味で、これは将来的に廃止しないというふうな定めを企業団としては説明をしております。

山本議員の質問ですが、そのような対馬の中での考え方が以上のようなことでございますので、新病院の合併後、上の病院が診療所化することはあり得ないということで理解していただければと思います。よろしいでしょうか。

○議長（作元 義文君） 20番、山本輝昭君。

○議員（20番 山本 輝昭君） 理解させていただきましたが、公立病院の改革を進める中で、改革ガイドラインで3年連続70%を割ると、これは医師の不足で外科医がいない、産科の医師

がない。それで実際に病床が満床にならないわけです。

別に医師がおりさえすれば、そこで外科にかかる、産科も助産もできる。

そうであって、そのガイドラインを70%下回るという捉え方に私は、別に70%下回ってもやむを得ないと、人の命にかかわる公立病院が、と私は思います。

それで、今、大浦議員から明確に上対馬病院は二次病院として存続するというお話をいただきました。北部に住んでおる我々にとりましてはありがたいことです。

ここで、ちょっと市長に、全然関係ないですけど、市長にはどうでしょうか。わかりました。

それじゃ質問終わります。ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 同じくその部分についてなんですが、今、大浦議員のほうから明確にという、上対馬病院は診療所化しないというようなことの答弁がありましたが、それはいつどなたからお聞きになったのか、確かめられたのか、そこまでお聞きしたいんですが。

私が聞いた中では、基幹病院を経営するのが企業団病院であって、上対馬病院はこれからどうするかわからないというような回答をいただいたんですが、だからなおさら危機感を持っているんですが、病院企業団議員さんがそういうふうにはっきり聞かれたということであれば、いつどなたに聞かれたのか教えていただきたい。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） これは今から6年前にさかのぼると思いますが、長崎県の企業団議会になる前の離島医療圏組合病院の時代のころに、公立病院のあり方検討委員会という対馬地区のまとめた提案書が出されて、この中にはっきり明記しております。

その中で、実はさっき言いましたように、いづはら病院を基本として、そのときの構想ですが、そこに吸収合併して中対馬病院はつぶすというような構想でございました。しかし、その基幹病院を基本とした場合に、上対馬病院の通院距離はまず不可能と、この病院をつぶすことは相ならないというふうなことにはっきり載っております。ですから、その後、企業団の移行になりましたが、要件等は変わっておりません。

以上です。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 今の答弁によりますと、6年前の約束が生きているから明確に診療所化にならないというふうには聞きえないんですが、この6年間の間、いろいろと状況が変わってきていると思います。

その中で、本当に病院企業団がそういうふうな方針であるのかどうかということ、もう一度確認する必要があると思いますので、次回、そういう機会がありましたらというよりは、な

るべく早く病院企業団議員として、その辺をはっきりと明確に病院企業団のほうから答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 定例会は年にわずか2遍です。12月と3月、このうちの12月にそのことを明確に、特に上代表の上野議員にしっかりそのことを企業長に聞き出すという機会を、私もそういうふうに思います。

この計画書の中で、3病院の連携を、トータル的に経営の状況を総合的に最近は見えております。1病院じゃなくて、対馬3病院が赤字か黒字か、このようなやり方です。ですから、対馬2病院というふうなことに27年以降はなると思います。

私は、そういうふうなことで、上がそういうふうになるという発言を今まで一遍も聞いておりません。当初の計画どおり通院距離に問題あり、この病院は従来どおりの機能を果たすということとで説明を聞いております。

以上です。

○議長（作元 義文君） 20番、山本輝昭君。

○議員（20番 山本 輝昭君） 6年前といいますか、長崎県が病院のあり方検討会、対馬市もつくりました。そのときと現状は変わっておると思うわけ。その当時は、2つの病院を統合して、対馬市は広域だということで、上対馬病院は存続させなければできないと、そういつて明確にありました。

しかし、そのときには赤字病院に対する交付税が、1つの病院で2つもあってはできないということもいろいろありました、条件が。それは緩和された、それがなくなった後は、対馬市の病院のあり方検討会も途中で終わっておると思うんです。最終的には最後まで行っていないと思います。その点が1点と。

その当時の約束事は、病院企業団が果たして守っておるのかと、医師にしても、医者がいないから、外科の医者がいないから産科をなくす、当たり前のような言い方です、病院企業団は。これは市長に言っても、市長が企業団の中にいらっしゃれば、これは市長のほうに説明を求めるわけですけど、我々は、企業団に対しては企業団の議員にしか物を申せません。

やはり、北部の医療ということ考えた場合に、もう少し頑張っていたきたいということを要望します。

○議長（作元 義文君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第11. 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告

○議長（作元 義文君） 次に、日程第11、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を行います。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員、兵頭栄君。

○議員（19番 兵頭 栄君） 長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議案審議の内容について、次のとおり報告します。

平成25年8月27日13時より、長崎県市町村会館において、平成25年第2回定例会が召集されました。

議案審査に入る前に、先般の統一地方選挙及び各地方議会の役員改正により3名が交替され、佐世保市から片淵議員、大村市から村上議員、長与町から内村議員がそれぞれ選任されました。

議案につきましては、同意案件1件と平成24年度決算報告2件の3件が上程され、いずれも原案のとおり賛成多数で可決されました。

議案の内容について報告をいたします。

同意議案第1号、副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについては、本広域連合の副連合長に松本崇氏を選任するものであり、賛成多数で再任されました。

議案第9号、平成24年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算については、歳入総額2億7,523万8,715円、歳出総額2億6,330万9,179円、当年度の実質収支額は1,203万2,821円であります。

歳入の主なものは、1款分担金及び負担金で市町からの共通経費負担金1億6,517万1,970円で、歳入構成比の60%を占めております。その他、6款繰入金6,412万1,000円は、財政調整基金の取り崩しによるもの、7款繰越金1,276万2,045円は、平成23年度の決算剰余金であります。

歳出の主なものは、広域連合の人件費及び事務室借りに係る経費でございます。

議案第10号、平成24年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、歳入総額2,081億7,934万7,068円、歳出総額2,035億2,072万4,831円、当年度の実質収支額は46億5,862万2,237円であります。

歳入の主なものは、1款市町支出金304億2,655万2,237円は、保険給付関係事務に係る市町からの共通経費負担金で全体の14.6%、2款国庫支出金は734億7,461万391円で全体の35.3%、4款支払基金交付金822億2,507万5,819円は、現役世代が加入している医療保険者が負担する後期高齢者支援金を財源とする支払基金からの交付金で全体の39.5%などであります。

歳出の主なものは、2款保険給付費の1,994億6,987万4,938円で全体の98%で

あります。

最後に島原市の永尾議員の一般質問があり閉会いたしました。

以上をもちまして、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第12. 報告第5号

日程第13. 報告第6号

日程第14. 報告第7号

日程第15. 報告第8号

日程第16. 報告第9号

日程第17. 報告第10号

日程第18. 報告第11号

日程第19. 報告第12号

日程第20. 報告第13号

日程第21. 報告第14号

日程第22. 報告第15号

○議長（作元 義文君） 日程第12、報告第5号、平成24事業年度財団法人厳原愛育会経営状況報告についてから日程第22、報告第15号、平成24年度対馬市一般会計継続費精算報告についてまでの11件について、説明を求めます。

総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま一括議題となりました報告第5号から報告第15号までの11件につきまして、提案理由とその内容を説明申し上げます。

報告第5号から報告第13号までの経営状況報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を議会に提出するものでございます。

資料は、別冊のほうになっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、報告第5号、平成24事業年度財団法人厳原愛育会経営状況報告についてでございます。

この厳原愛育会は、久根へき地保育所、佐須へき地保育所及び豆殿へき地保育所の3保育所について受託運営を行っており、この受託運営事業に係る経営状況の報告でございます。

次に、報告第6号、平成24事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告についてでございます。

まちづくり巖原は、巖原地区の中心市街地の再開発事業における商業の活性化に関することを行っており、対馬市交流センターのテナント管理業務、同交流センター駐車場の管理・運営業務並びに施設管理業務などを行っております。

次に、報告第7号、平成24事業年度財団法人豊玉町振興公社経営状況報告についてでございます。

本社は、対馬産品の特色を生かした新商品の開発・販売、新規取引業者の開拓、水産物の加工販売を主な事業といたしております。

次に、報告第8号、平成24事業年度財団法人上対馬町振興公社経営状況報告についてでございます。

本社は、上対馬温泉「渚の湯」の管理・運営を受託運営いたしております。

次に、報告第9号、平成24事業年度財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告についてでございます。

本社の主な事業といたしましては、農作業などの支援・受託、特産加工品の開発、加工販売、堆肥などの生産・販売、そば道場の管理・運営、その他施設の管理・運営などを行っております。

次に、報告第10号、平成24事業年度株式会社対馬国際ライン経営状況報告についてでございます。

対馬国際ラインは、対馬釜山間就航のオーシャンフラワー、ビートル、コビーの出入国事務の代行委託事業が主のものでございまして、比田勝港における出入国に係る国際航路の窓口となっており、比田勝港国際ターミナルの管理も受託をいたしております。

なお、この株式会社対馬国際ラインは、3月議会定例会で報告いたしましたとおり、本年2月23日の臨時株主総会におきまして解散決議がなされ、清算人による清算事務が進められておりましたが、去る8月30日の臨時株主総会におきまして清算事務決算報告書が承認されたところでございます。

本日、追加資料といたしまして、その清算事務決算報告書をそれぞれ配付をさせていただいておりますので、御参照方よろしくお願いたします。

なお、2月20日付におきまして、新会社、株式会社国際ライン対馬が設立をされ、それらの業務については継承されていることを申し添えます。

次に、報告第11号、平成24事業年度株式会社カミレイ経営状況報告についてでございます。

カミレイは、上対馬冷凍冷蔵庫の冷凍事業と水産物の種苗生産業務を行っております。

次に、報告第12号、平成24事業年度財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告についてでございます。

本社は、対馬地域の沿岸漁業の振興発展に寄与することを目的とし、対馬地域の海域特性に合ったアワビ、アカウニ、アコヤガイなどの種苗の安定的な確保、供給を図るため種苗生産事業などを行っております。

次に、報告第13号、平成24事業年度財団法人対馬国際交流協会経営状況報告についてでございます。

本協会は、対馬と海外諸国との友好親善の推進を目的とし、地域の国際化を図るため、国際交流及び国際交流に関する事業を展開しており、韓国内における対馬の総合窓口として釜山広域市に対馬釜山事務所を設置するなど事業を行っております。

以上でございます。

続きまして、報告第14号、平成24年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明をいたします。議案の19ページでございます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会へ報告するものでございます。監査委員の意見書につきましては別冊となっておりますので、よろしく願いいたします。

財政健全化の判断は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標を用いることになっております。健全化判断比率の表中実質赤字比率は、一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございまして、実質収支が赤字でないために数値はございません。

次の連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、連結実質収支が赤字でないために数値はございません。

次の実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業会計に対する繰出金のうち元利償還金相当分の標準財政規模に対する比率であり、11.4%でございます。

次の将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございまして、44.2%でございます。

また、次の公営企業における資金不足比率は、公営企業会計におきまして資金の不足がないため、いずれにおいても数値はございません。

これらの健全化判断比率の4指標が、国などの関与による確実な再生基準であります財政再生基準、県などの関与による自主的な改善努力の財政健全化計画策定義務の基準となります。本市の健全化判断比率は、これらの数値をいずれも下回っているため、本市の財政状況は健全段階であるということが言えます。

なお、今回御報告を申し上げます各比率につきましては暫定値でございまして、今後変更もあり得ますことを申し添えます。

最後に、報告第15号平成24年度対馬市一般会計継続費精算報告につきまして御説明いたします。議案の21ページでございます。

本案は、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございまして、平成22年度対馬市一般会計当初予算及び補正第7号並びに平成23年度補正第5号におきまして議決、もしくは変更の議決をいただきました対馬中部汚泥再生処理センター整備計画支援事業の継続費につきまして、議案22ページの平成24年度対馬市一般会計継続費精算報告書のとおり継続費の精算を議会へ報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 報告が終わりました。

11件に対する質疑を行います。質疑はありますか。16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 先ほど部長のほうから上対馬における国際ラインの清算があったということで、この25年度11月までに公益法人の一般財団法人化というふうなことで、全てその整理に入って、25年度以降はこういう報告が十分なされんようなことになると思いますので、その観点でひとつお伺いします。

国際ラインを一応廃止して、その整理を資本金の清算に当たったというふうなことなんですが、もちろん当時の出資の比率によってその余剰といいますか、残高を清算するということで基本はあると見ておりますが、この似たような会社のカミレイという冷凍庫の工場がございます。これについても市が1億の資本金に対して5,000万、2分の1を出資し、市といいますか、上対馬町です、当時の。

残り、その他の団体等が負担をしてやりますが、このカミレイも25年11月までに市がその構成から外れて、その組織体から抜けるということでしょうか。それをちょっとお伺いします。

もしそうであれば、資本金の比率によっていろいろ清算事務をやるのか。そして、その施設が多分、大きな3億6,000万の施設が、これは国の補助等で、そして当時の上対馬町の負担によって、これを建設しております。この方向において解散するならば、どういうふうな手続を踏もうとするのか、関連してお伺いします。部長でも結構ですが、副市長でも結構です。

○議長（作元 義文君） 上対馬地域活性化センター部長、島居清晴君。

○上対馬地域活性化センター部長（島居 清晴君） 大浦議員さんの質問にお答えします。

カミレイにつきましては、民営化ということで、外郭団体プランによりまして事業を進めているところですが、カミレイにつきましては、昨年9月29日の臨時総会におきまして、民営化については総会で承認をされておりますが、その後の民間でのプランについては、現在、この冷凍冷蔵庫施設がまだ耐用年数がありまして、そういう移動につきましては国と今現在協議してい

る段階で、まだ今のところその解散については、解散といいますか、民間委託については協議中で、まだ進んでおりません。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 公益法人を全部整理するというふうなことは、市もそういう説明をなされたから、当然カミレイも資本金を市が投入しておりますから、この団体から外れていく方向であろうと私は理解しておったんですが、そこまではいっておらないわけですか。私の勘違いやろうか。

それはいいですか、私の勘違いで。そのままの、市が資本金2分の1を保有したままこの株式会社が本年度11月の末以降も運営するということでもいいんですか。その確認をとりよるんです。

○議長（作元 義文君） 上対馬地域活性化センター部長、島居清晴君。

○上対馬地域活性化センター部長（島居 清晴君） 現在のところはまだその状況で変わりません。

○議員（16番 大浦 孝司君） そのまま続行でいいんですね。

○上対馬地域活性化センター部長（島居 清晴君） 今のところそこ以上は進んでおりません。

○議員（16番 大浦 孝司君） 間違いない。

○上対馬地域活性化センター部長（島居 清晴君） はい。

○議員（16番 大浦 孝司君） それならそれでいいです。

○議長（作元 義文君） ほかに、6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 今の件についてなんですが、公益法人が問題になっている部分についてですから、カミレイは株式会社だったんじゃないですか。だから関係ないということによるんじゃないですか。私の認識違いですか。

○議長（作元 義文君） 上対馬地域活性化センター部長、島居清晴君。

○上対馬地域活性化センター部長（島居 清晴君） 脇本議員さんのおっしゃるとおり株式会社です。私、民間委託ということで、その辺のところで回答をさせていただきました。済みません。

（発言する者あり）

○議長（作元 義文君） はっきりとよく聞こえるように言わんとわからんぞ。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 公益法人のことやっているんですが、株式会社でやっておるわけですか。その中での清算ということであったものですから市が抜けるということは聞いてたんですがこれをやるのかというカミレイのことを聞いたわけで、ないということになればいいですが、そのままやるということですね、続行して市が入ったままの中でそこを言っているんです。

○議長（作元 義文君） 上対馬地域活性化センター部長、島居清晴君。

○上対馬地域活性化センター部長（島居 清晴君） 民間委託するための協議をしておりますが、まだそこまでは行っていませんので、現在のところはカミレイ、市、そして県のほうの指導を仰

ぎながらこちらのほう進めているところです。

○議長（作元 義文君） 18番、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） 対馬栽培漁業振興公社についてお尋ねをいたします。

まず1点ですけど、アワビ種苗生産、28万個が生産されております。それで、出荷が15万4,500個出荷したと、放流サイズ12万5,000個がまだ在庫になっているということになっているんですが、これも数は把握はできないと思いますけど、はっきりした把握はできないと思いますけども、これ確認はできているんですよ、当然。

それと、アコヤガイの種苗生産、生産計画数が150万個を生産した。出荷数は90万個なんです。約半分です。あとの半分の在庫はどこにあるのかをお聞きします。

それから、このナマコ養殖事業協力ですけど、これも2年、その前の年もだめだった、ことしもだめだったということになっていますし、ことしの25年度の事業計画書を見ると、事業内容にナマコというのが完全に計画から外れているわけですが、ナマコのふ化というのは取りやめになったのか、この分をお聞きします。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） 申しわけありませんが、アワビの28万個及び15万4,500個、これについては確認をされておられません。

それと、アコヤの分についても確認はされておられません。

それと、ナマコにつきましては、事業計画の25年度の実施はということですが、私のほうでは確認をしておられませんので、申しわけありませんが。

○議長（作元 義文君） 18番、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） アワビの在庫、12万5,000個が在庫となっているわけですが、これはうちの太船越地区に栽培センターの生けすがあるんですが、とてもそういう在庫は、私は見受けられないと思います。うちの生けすのすぐそばなんです。これもよく確認しておってください。

それに、また一緒ですけど、このアコヤにしても確認できていないということですが、150万生産させて90万個しか出荷していないんです。60万個ですか、あと在庫が。60万個の稚貝をどこに加工しているのか、これもよく調査しておってください。

あの水槽の中でそういう在庫は確保はできません。私たちも産業建設常任委員会のときに、調査をそれとなく何回か、もう二、三回しました。これ全然改善が見受けられないんです。その分もよく精査をお願いします。

ナマコですけれども、今、ナマコというのは割と脚光を浴びているんです、中国輸出ということで。これでたしか市のほうも100万か200万やったか予算をとって、ナマコをもってきて

ふ化して卵をとってということやったんですけど、これの経過というのが、全くだめでしたという報告だけで終わっているんです。

また、ことし、先ほど言うように25年度の事業計画には全く載っていないということですから、あきらめたということなんですか。この分も答弁をお願いします。

○議長（作元 義文君） 美津島地域活性化センター部長、八坂一義君。

○美津島地域活性化センター部長（八坂 一義君） 私のほうに報告が上がってきている分について報告をさせていただきます。

まず、アワビの出荷数ですけども、豊玉が約5万、西海漁協が5万、鴨居瀬が2万、ほか残りが合わせて15万4,500個というふうに報告を受けております。

それから、ナマコの増殖のチャンレジ事業ですけども、これは議員さんも御承知のとおり、22年度から事業費200万円で実施を取り組んでおりました。24、25につきましては、県の水産普及所と、そして、九州大学に親ナマコの成熟の調査を依頼をいたしました。その結果、現在までに約50万円ほどの残が残っております。その50万円ほどを今年度25年度に九大の先生等をお呼びをして、こちらでナマコの生態等の研究会を開くというふうになっております。

ただ、県の水産普及所及び九大の先生の報告によりますと、非常に対馬の栽培というか、ナマコの採卵事業には取り組んでも、成功には至らないと、だからできれば、大変難しいので手を引いたほうがよいんじゃないかというような報告まで一応聞いております。

以上です。

○議長（作元 義文君） 18番、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） まず、アワビですけども、精算したらこれ、差し引き的に27万9,500、たった500個がどっか死んだか行方不明になっているという数字になっているんですが、数字上はです。数字上はなっています。放流サイズが12万5,000個が在庫となっているということですから、28万して500個だけのアワビがなくなったとか、変死とか死亡でしょうけども、これもちょっと考えにくいんです、普通の養殖規模として。ここのところよく精査をお願いしておきます。

それから、アコヤも先ほど言ったように、60万個のアコヤをどこにつけているのか、どこに在庫として持っているのか、これを早急に調べておってください。ナマコに関してもですけど、うちの漁協もナマコ放流計画して、ことし放流をしましたけれども、よそから入れているんです。1個30円、米粒よりちょっと太いというんですけど、対馬のナマコは結構、1つで一番大きいのは4キロというのとれたことがあるんです。

私もナマコは買ったりしますけども、大山、濃部でとれて、大きいのがやったら2キロ級が結構出ます。それで採卵というんですか、卵がとれないというのも我々としては理解しにくいんです。

なぜならば、その近くで稚貝じゃなく、何て言うんですかね、ナマコのちっこいやつは、結構天然で、自然ふ化したやつが結構おります。

それで、どこの先生かわかりませんが、難しいというのも、私はこれ不理解です。その分もよく再度お願いしたいと思います。これ2年間赤字を出した、失敗したということで通る話じゃないと思うんです。その点もよくしとってください。

私たちが、先ほどから言うように、なぜこれを言うかという、これ10億の基金持つとるやないですか、この栽培センターは。それで今まで黒字やったんです、利子とかいろんなやつで。僕が、言葉を悪く言えば、何か危機感がなくて、そのままずっと繰り返しているんです。

検査に栽培センターに行ってみんですか。あそこの中に水槽、要するに海水がどれだけの試験タンクというんですか、入ってないです、ほとんど。海水がなくて何の栽培もできんはずです。これを前年度私が産建のときにも調査に入って、それは指摘事項として言ったんですけど、全然改善が見受けられません。その分はくれぐれもよく注意してほしいと思います。

そうしないと、これ何の目的か。先ほど総務部長が報告しましたように、地元へ供給するという目的でこれできているんです。各対馬一円の漁港組合がやっぱり協力のもとに出しておるお金です。10億あるんです。それをそのまま、言い方は悪いですけど、成功例というのはほとんどないと思います。その分を、本当によくしてもらわんと、これでき上がって何年になるんですか。だんだん中身は海水が入ってないんです、あそこの栽培センターの中に。

こういう私にもくまれ口は言いたくはないんですけど、やはり大事な基金ですから、その分を強く要望して終わりたいと思います。

○議長（作元 義文君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第5号から報告第15号までの報告を終わります。

暫時休憩します。再開を4時45分にします。

午後4時32分休憩

午後4時46分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第23. 認定第1号

○議長（作元 義文君） 日程第23、認定第1号、平成24年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。会計管理者、長久敏一君。

○会計管理者（長久 敏一君） ただいま議題となりました、認定第1号、平成24年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査意見書を添えて議会の認定を求めます。

決算の概要説明につきましては、別冊の主要な施策の成果説明書をもって省略させていただきます。

決算内容の御質問等につきましては、その都度、担当部長のほうより御説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明がおわりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、議長を除く全議員を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は、議長を除く全議員を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

委員長互選のため、決算審査特別委員会を議員控え室に召集します。

暫時休憩します。

午後4時48分休憩

午後4時58分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

報告します。決算審査特別委員会の委員長に5番、瀧上清君、副委員長に19番、兵頭栄君が決定しました。

日程第24. 認定第2号

日程第25. 認定第3号

日程第26. 認定第4号

日程第27. 認定第5号

日程第28. 認定第6号

日程第29. 認定第7号

日程第30. 認定第8号

○議長（作元 義文君） 日程第24、認定第2号、平成24年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第30、認定第8号、平成24年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。会計管理者、長久敏一君。

○会計管理者（長久 敏一君） ただいま一括議題となりました、認定第2号、平成24年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、平成24年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成24年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、平成24年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、平成24年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、平成24年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号、平成24年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上7件の決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査意見書を添えて議会の認定を求めるものであります。

決算の概要説明につきましては、別冊の主要な施策の成果説明書をもって省略させていただきます。

決算内容の御質問等につきましては、その都度、担当部長のほうより御説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから7件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第31. 認定第9号

日程第32. 認定第10号

日程第33. 認定第11号

○議長（作元 義文君） 日程第31、認定第9号、平成24年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第33、認定第11号、平成24年度対馬市水道事業会計

決算の認定についてまでの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、阿比留誠君。

○水道局長（阿比留 誠君） ただいま一括議題となりました、認定第9号、認定第10号、認定第11号の3件は、水道局の所管でございますので、続けて御説明いたします。

認定第9号、平成24年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号、平成24年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定については、それぞれ地方自治法第233条第3項の規定により、監査意見書並びに主要な施策の成果説明書を添えて議会の認定を求めるものであります。

次に、認定第11号、平成24年度対馬市水道事業会計決算の認定については、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査意見書並びに事業報告書等関係書類を添えて、議会の認定を求めるものであります。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御認定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから、3件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

認定第2号から認定第11号までの10件は、配付しております決算審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

日程第34. 議案第59号

○議長（作元 義文君） 日程第34、議案第59号、平成24年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、阿比留誠君。

○水道局長（阿比留 誠君） ただいま議題となりました、議案第59号、平成24年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして、提案理由とその内容について御説明いたします。

従前につきましては、決算書の中で処分案として認定をいただいておりますが、平成24年4月1日より施行されました地方公営企業法の一部改正に伴い、当年度未処分利益剰余金の処分については、条例または議会の議決が必要となりましたので、当年度未処分利益剰余金4,316万7,432円のうち、2,000万円を減債積立金に積み立て、翌年度繰越利益剰余金として2,316万7,432円繰り越すことで、議会の議決をお願いするものであります。

以上、簡単でございますが説明をおわります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託します。

日程第35. 議案第60号

○議長（作元 義文君） 日程第35、議案第60号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま議題となりました、議案第60号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第3号）について、その提案理由と内容を御説明いたします。

今回の補正は、資源循環型社会構築に向けた生ごみの分別収集、堆肥化を図る事業として、生ごみ堆肥化施設建設事業、電波法の改正に伴う消防救急デジタル無線整備事業、その他、市道など各種公共施設の改修並びに災害復旧が主なものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、第1項におきまして、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第3号）の総額を16億610万円と定め、歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、360億260万円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるものとなります。

第2条、債務負担行為の補正につきましては、その事項、期間及び限度額を6ページ、7ページの第2表、債務負担行為補正によるものとなります。業務用ノートパソコンの賃借料などを追加するものとなります。

第3条、地方債の補正につきましては、地方債の追加及び変更を6ページ、7ページの第3表、地方債補正によることを定め、追加といたしまして、緊急防災減災事業債など7億3,560万円。変更といたしまして、一般単独事業債など3億7,570万円の増などを合わせまして、限度額を80億1,650万円とするものとなります。

次に、歳入歳出予算補正の内容について、主なものについて御説明いたします。

予算書の12ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、10款、地方交付税につきましては、普通交付税を1,791万1,000円追加をいたしております。13款、使用料手数料でございますが、1項、使用料は、6目、土木使用料を1,417万9,000円追加をいたしております。国際ターミナル使用料収入見込みを、当初見込みの10万人から、今回17万人に上方修正し追加するものであります。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金でございますが、8,622万2,000円を追加をいたしております。主なものは、1目、総務費国庫補助金の離島活性化交付金3,331万1,000円の追加、3目、衛生費国庫補助金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金4,500万円などがございます。

14ページをお願いいたします。

15款、県支出金、2項、県補助金でございますが、7,362万9,000円を追加をいたしております。主なものとしましては、1目、総務費県補助金の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業交付金1,666万8,000円の追加、4目、農林業農林水産業県補助金、農業費補助金新規就農総合支援事業補助金750万円の追加、林業費補助金で持続的森林経営確立総合対策実践事業補助金660万円、水産業費補助金で21世紀の漁業担い手確保推進事業補助金602万5,000円の追加、9目、災害復旧費県補助金で、林業施設災害復旧事業補助金2,600万円などがございます。

16ページをお願いいたします。

16款、財産収入、2項、財産売払い収入でございますが、120万3,000円の追加でございますが、林業公社間伐売上分集金などがございます。

18款、繰入金、2項、基金繰入金でございますが、過疎地域自立促進特別事業基金繰入金を1億9,900万円計上いたしております。これは、しま共通地域通貨発行事業への充当財源といたしまして、当初、過疎債の発行を予定をいたしておりましたが、今回、県下的な統一を図るために充当財源の振りかえを行うものでございます。

19款、繰越金は、前年度剰余金7,198万7,000円を追加いたしております。

次に、20款、諸収入でございますが、雑入といたしまして3,030万9,000円を追加いたしておりますけれども、主なものは、障害者医療費県補助金の前年度精算交付金763万7,000円。長崎県鳥獣被害防止対策推進協議会から交付をされます鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金2,200万円などがございます。

21款、市債につきましては、それぞれの事業に充当いたします財源といたしまして、今回、追加をしようとするものでございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。20ページをお願いいたします。

2款、総務費、1項、総務管理費でございますが、財政管理費に1億9,900万円を追加をいたしております。これは、先ほど説明をいたしましたし共通地域通貨発行事業におきまして、その財源を振りかえるものでございます。

予算書の22ページをお願いいたします。

7目、企画費1,357万3,000円を追加いたしております。施設の修繕料など事業費といたしまして790万4,000円の追加、エネルギー共同研究負担金といたしまして、事業用低炭素機器等導入事業費補助金の追加など負担金補助及び交付金といたしまして511万3,000円が主なものでございます。別途お配りをいたしております参考資料のほうの1ページの上段に概要を説明いたしております。

予算書の24ページをお願いいたします。

3款、民生費、1項、社会福祉費でございますが、1,124万9,000円の追加でございます。1目、社会福祉総務費委託料といたしまして、交通弱者救済事業委託料103万2,000円。5目の老人福祉費の繰出金といたしまして、特別養護老人ホーム特会へ繰出金といたしまして755万5,000円の追加などが主なものでございます。参考資料の1ページの中ほどに説明をいたしております。

予算書の26ページをお願いいたします。

2項、児童福祉費でございますが、1目といたしまして、児童福祉総務費委託料、子ども・子育て支援事業計画策定等を業務委託料といたしまして378万円。2目の児童福祉施設費の負担金補助及び交付金といたしまして、上対馬地域の子育て支援事業といたしまして、放課後事業健全育成事業補助金249万6,000円を追加をいたしております。参考資料の1ページの下段のほうにその旨、説明をいたしております。

予算書の28ページをお願いいたします。

4款、衛生費、2項、清掃費、1目の清掃総務費でございますが、9,891万3,000円の追加でございます。生ごみ堆肥化施設整備に関する事業費でございます。参考資料の2ページの上段のほうに記載をいたしております。

2目の塵芥処理費につきましては、クリーンセンターの定期点検の事業費でございます。

3目のし尿処理費につきましては、衛生センター施設の機械設備等の保守点検の委託料でございます。

30ページをお願いいたします。

6款、農林水産業費、1項、農業費でございますが、3目、農業振興費4,243万3,000円の追加は、有害鳥獣皮革製品化推進事業で施設の修繕、器具購入などに820万円。対馬猪鹿活用促進事業で作業員賃金、アドバイザー等派遣旅費、鳥獣対策総合支援業務委託料機械器具の

リース料などで2,147万3,000円。観光農業と6次産業化への道事業委託料といたしまして281万8,000円。

次、32ページのほうにお願いいたします。

青年就農給付金の追加といたしまして750万円などが主なものでございます。参考資料の2ページの中ほどから、3ページの上段のほうにかけて説明をいたしております。

2項、林業費でございますが、2目、林業振興費6,067万円の追加は、委託料で特用林産物担い手・選別作業員育成事業委託料815万1,000円の追加。持続可能な森林整備推進事業委託料といたしまして423万4,000円。負担金補助及び交付金のほうへ、有害鳥獣駆除事業補助金といたしまして2,000万円の追加。同じく、有害鳥獣被害防止対策事業補助金799万3,000円。木材加工品輸送コスト助成事業補助金といたしまして796万9,000円の追加でございます。

34ページをお願いいたします。

参考資料の3ページの中ほど並びに下段のほうに説明をいたしております。

3項、水産業費でございますが、2目、水産業振興費1,123万7,000円の追加でございますが、新規就業者対策としまして、指導謝金とし、報奨費に190万円、指導用船借上料といたしまして、使用料及び賃借料に190万円、後継者対策事業補助金といたしまして、負担金補助及び交付金へ675万円の追加をいたしております。

36ページをお願いいたします。

7款、商工費、1項、商工費の2目、商工振興費でございますが1,411万2,000円の追加でございます。消費生活相談所を開設をするため、相談員の配置、資材、機材等の整備の必要上、908万6,000円。対馬特産品魅力アップ事業により、講師の派遣旅費、特産品デザインアドバイス委託料、イベント開設委託料など、590万円が主なものでございます。参考資料の4ページのほうに記載をいたしております。

予算書の38ページをお願いいたします。

工事請負費の1,500万円の減でございますが、観光案内板の整備を行うため、社会資本整備交付金3,000万円の交付要望を行ってございましたところ、今回、減額内示を受けたことにより、減額をするものでございます。

次に、負担金補助及び交付金の197万8,000円につきましては、本年9月末で解散をいたします上対馬町振興公社の清算補助金でございます。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費の1目、道路橋りょう総務費の1,000万円でございますが、国の社会資本整備総合交付金事業により実施をするもので、市民の皆様から情報の提供をいただくとともに、必要な道路情報を発信するための実証実験を行おうとするもので、そのた

めの経費でございます。参考資料の5ページの上段のほうに、その御説明はいたしております。

2目の道路維持費の5,200万3,000円の追加につきましては、それぞれの地区のほうからの要望に応えるため、早期に改修等が必要と判断された箇所等についての整備にかかる経費でございます。

3目、道路新設改良費6,900万円の追加でございますが、新病院建設地への道路が県道グリーンピア対馬線のみであるために、複線化をして緊急時に備えようとするものでございまして、そのための測量調査、設計監理等委託料、用地購入、立ち木補償などがございます。参考資料の5ページの中ほどでございます。

予算書40ページをお願いいたします。

3項の河川費でございますが、河川費につきましても地区からの要望に基づき、早期に改修等を行おうとする経費でございます。

4項、港湾費520万円の追加につきましては、外国人観光客の増加に伴い、国際ターミナル使用料徴収委託料194万7,000円の追加、厳原港全体の整備計画素案を作成するための業務委託料300万円を追加をしようとするものでございます。

6項の住宅費につきましては、公営住宅の修繕料、維持補修工事等でございます。

42ページをお願いいたします。

9款、消防費でございますが、全体で7億2,130万9,000円の追加でございますが、その主なものは、3目、消防施設費の7億1,229万4,000円の追加でございますが、冒頭、説明をいたしましたとおり、電波法の改正により、平成28年5月31日までに消防無線を現在のアナログ方式からデジタル方式に移行する必要があるために、その整備を行おうとするものでございます。参考資料の5ページの下段から7ページにかけて説明をいたしております。

続きまして、10款の教育費でございますが、44ページをお願いいたします。参考資料のほうは8ページでございます。

教育費につきましては、今年度末に閉校もしくは統合が予定されている、南陽小学校並びに厳原幼稚園、久田幼稚園の閉校及び閉園行事に伴う補助金といたしまして233万円を今回、計上させていただいております。

2項の小学校費につきましては、それぞれ施設の改修、それから南陽小学校の東小学校への統合に伴うところのスクールバスの購入の経費でございます。

46ページをお願いいたします。

3項の中学校費につきましても、小学校費同様、施設の修繕並びに東部中学校に平成26年4月から特別支援教室が必要となるということで、そのための改修工事費などを今回、計上させていただいております。

4項の幼稚園費でございますが、これにつきましても平成26年4月に開園予定でございます、巖原幼稚園の通園バスの購入費として計上させていただいております。

48ページをお願いいたします。

3目、文化財保護費でございますが、今屋敷家老屋敷跡発掘調査出土遺物の整理作業員の臨時雇賃金といたしまして102万6,000円。生物圏保存地域調査事業において、市内での普及を図るため、講師の派遣旅費、先進地への視察研修旅費、また市民向けへの成果報告書の作成など事業の組み立てを見直し、そのための経費を委託料から組みかえるものでございます。

また、11月17日に鹿児島県奄美市で開催をされます第55回九州地区民族芸能大会に出場する三根上里盆踊り保存会へ、その出場の経費といたしまして68万3,000円補助するものでございます。

50ページをお願いいたします。

11款の災害復旧費でございますが、本年6月の18日から20日にかけての大雨により被災をいたしました、林道ナムロ線の災害復旧事業費といたしまして、5,247万円を計上いたしております。参考資料の9ページにその旨、説明をいたしております。

以上、簡単でございますが、提案の説明といたします。よろしく御審議くださいませ、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 3点。39ページ、観光案内板整備工事減1,500万円の減、高額な減となっておりますが、これはどこのことについてでしょうか。

それから、烏帽子岳の離合のところについてお願いしてたんですが、その件はいつごろ完成するのか教えてください。

それから、41ページ、国際ターミナル使用料徴収委託料追加ということで、194万7,000円でできてますが、これだけたくさん観光客がふえて来ている中で、当初、これを始める際にあたって券売機を入れることで徴収委託料が必要なくなるんじゃないかという話をしていたんですが、今後もこういう形で代理店のほうに徴収委託をしていくのか、それとも券売機の購入等、設置等を考えていないのか、その辺について答弁をお願いします。

それから、47ページ、こちらの参考資料でいうと8ページ。幼稚園通園バス購入事業、これは巖原幼稚園と久田幼稚園が統合し、新庁舎を建設することからということとなっておりますが、河合前教育長の話からすると、当時は通園バスは考えていないという形で考えていらっしやったようですが、今回、こういうふうに入りに至った経緯。それから、6月20日に上対馬のほうの比田勝の幼稚園と保育園を認定こども園にする説明会の際、私の記憶では公立幼稚園、保育

園については、通園バスを想定していないという梅野教育長の答弁があったようですが、そことも食い違うようですが、どうでしょうか。その辺の答弁、私の記憶が違えば違うということで、答弁をいただきたい。

それから、この件についてなんですか、上のスクールバス購入事業と、この幼稚園通園バス購入事業、小学校と中学校の違いということもあるんでしょうが、財源内訳がかなり違ってますが、こういうふうな財源内訳に至った経緯について、説明をお願いします。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 協本議員さんの御質問にお答えします。

毎年3,000万の予定で観光案内板を最終的には300基余りを整備するような計画をしております。本年度も3,000万の範囲で、国交省の社会資本整備事業という中で23基の予定をしておりました。そういう中で、先に方針として今、自分がどこにいるかというような大きい道しるべの看板を予定をしております。具体的に言えば、久須保、万関の手前に大きいのがあると思うんですけども、あの形を主にやろうとしてたんですけども、大体あれで300万ぐらいかかるんです。1基が。それで、今回は場所的にはその300万円の4基分を中止して、その残りの18基を島内指摘のあっておりますところに設置をする計画としておりますので、今、具体的にどこをやめたのかと言われることにつきましては、バランスよく、上対馬、下対馬、中部ということで施工しておりますので、御理解を賜りたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 御質問の烏帽子岳の通行システムの状況ですが、現在、実施設計をしている段階でございます。なにぶん、特殊単価等の分が多い関係から、その辺の作業が若干遅れている状況でございますが、担当のほうには急ぐように指示をいたしておりますので、その辺の積算作業ができ次第、発注の形をとりたいというふうに思っております。

それから、国際ターミナルの使用料の件でございますが、要は券売機で販売をするのか、従来どおり徴収をしていただいて、そこに委託料を払うのかという御質問でございますが、現在のところ、現行のままの状況、要は徴収していただいて、委託料を支払っていくという方法で現行のまままで進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 先ほどの通園バス及び通学バスのことについて、お答えをいたします。

協本議員言われましたように、河合教育長が、幼稚園については基本的には通園バスを出すことは考えていないということは、基本的にそのとおりだと思います。

巖原幼稚園と久田幼稚園を統合するために、説明会に出向いて行きましたが、そのとき、行く

前に市長部局と協議をしまして、振興局前のあの土地に新幼稚園をつくるということを想定したときに、各保護者が自分の子供さんを車で運ぶということになりますと、朝のラッシュ時に渋滞はもう目に見えているということで、これは特別にその渋滞の緩和のために、特別に通園バスを出してもらいたいと私も話しまして、そのことで説明会にもいきました。それで進めているところでございます。

上のほうでの説明会のときには、基本的なことを申しまして、幼稚園については通園バスは出さないということが基本ですと。しかし、厳原、久田の統合幼稚園については、特別にそういうことで進めるということを私は発言したつもりですけれども、それはまた、確認をしたいと思えます。

あとの財源内訳については、部長のほうから答えます。

○議長（作元 義文君） 教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） 通園バス、スクールバスの財源内訳が違うという御質問でございます。

小中学校につきましては、通学にかかるバスの交付金につきましては、国の補助がございます。それと同時に起債関係も適用できるということで財源を打たしていただいております。

幼稚園に関しての通園バスは、国等の補助がございません。今回、一般財源での購入ということで予定をしております。

以上です。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） まず、観光案内板のほうについては、1基あれが300万円もするというのはびっくりしますが、そういうふうなもんなんでしょう。

それから、烏帽子岳については、大体の見込みでもわからないものでしょうか。今、いつごろを見込んでいるのか。やはり、これだけ観光客がふえてきています。で、事故もあっています。そのために離合するための装置をつけようということで、バスの運転手さん達も心待ちにしておりますし、何か事故が起こる前にこういうのをなるべく早く、一生懸命対応していただいていると思うんですが、大体どのくらいだろうかということがわかれば、また、待ってるほうも気持ちが違ってくると思いますので、どのくらいを考えてるのか、もしあれば、教えてください。

それから、国際ターミナル使用料の委託料追加についてなんですが、券売機、大体1つ幾らぐらいするのか。まず、検討はされたんでしょうか。ジュースの自動販売機の冷蔵とかそういうのがついてるわけではない。かなり安いものだと思います。年間、この194万の徴収委託料を払うのであれば、しかもこれも追加ですから、かなりの委託料を払っていると思います。この辺について、いま一度検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、幼稚園のほうについてなんです、やはり6月20日に説明されるときにも、保護者、それから地域の方も聞きに来てあるわけですから、こういうことを考えてるというのは、ある程度、説明をしていただきたかったというふうに思います。私も今、交通渋滞を避けるためにこの通園バスを出すということについては、いいことだと思います。今まで前例にないからだめだという形ではなくて、必要に応じて柔軟な行政対応をするというのは、これはいいことだと思いますので、せっかくそういう決断をされたのであれば、もっと市民にわかるような形で説明していただければよかったですかなというふうに思います。

また、この財源内訳の件につきましても、こういうことで一般財源から通園バス、幼稚園のほうには出さなければいけないんだということがわかれば、保護者達も市の財源が、市債とかそういうものを使うんじゃないかと、真水の財源を使わなければいけないということは、市にかなり負担がかかることになってくるんだなということがわかると思います。そういうことについても説明の中でしていただければ、保護者の納得も少しは進むんじゃないかというふうに思います。

それから、もう1点なんです、これは幼稚園の通園バスについてなんです、これから認定こども園という形を比田勝だけでなく、ほかのところで考えていく場合が出てくると思います。そのときについてのこの通園バスの考え方について、教育長だけではなくて、今度は福祉保健部のほうにも関係してくるかとは思いますが、その辺のすり合わせのほうは進んでるのかどうか、お聞かせください。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 烏帽子岳のいつごろの着工になるのかという、まず、この件についてお答えをしたいと思います、最終的に担当部署のほうに、若干その辺の遅いという状況を指摘をしまして、担当のほうも頑張ってるわけですが、先ほど言いました理由によって、ちょっとその辺が難航をしてるという状況でございますが、最終的には先ほど話しましたとおり、単価等の徴収をいかに早くできるかにつきますと思っております。できれば、10月のいっぱいぐらいには、最低でも起工の形を取らないと工事的にも対応できないのではないかなというふうに思っております。

それから、券売機。ターミナルの券売機。今のところ、この国際ターミナル、ターミナルビル関係全般そうなんですけど、厳原港の国内ターミナル、それに比田勝港の国際ターミナルの建築計画を今進めております。本年度におきまして、実施設計のほうを実施するようにしておりますが、要は比田勝港の国際ターミナルの新築した上屋、それと厳原港の国内ターミナルの新築した後の既存の国内ターミナルの改修をして国際ターミナルにするというその時点で、要は施設が新たになった時点で、この券売機の件は再度検討していきたいというふうに思っております。

○議長（作元 義文君） いいですか。もういい。ほかに。7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 2点質問をさせていただきます。

まず1点目が、18、19ページ、5目商工債1節商工債、しま共通地域通貨の事業債減についてなのですが、過日、きょうもいらっしゃいます長崎新聞の田下さんが現状の記事を書いておられましたけれども、本市としてどのような現状認識と課題を持っていらっしゃるかというのを1点目にお伺いをいたします。

2点目ですが、34ページ、35ページ、2目水産業振興費、8節、14節、19節、つながっていると思うのですが、後継者事業対策、漁師の担い手事業としての現状の研修生の数、また漁船リース等の現状を教えていただきたいと思います。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 黒田議員さんの御質問にお答えいたします。

本年4月1日からスタートしました、しま共通地域通貨、しまとく通貨の状況ということでございますけれども、御承知のように、1年間大体36億というような、五島、壱岐、対馬、それから上五島、宇久、奈留島、全部入っているのですが、現状のところ、目標の3割ということで非常に低迷をしております。そういう中で、事務局も県のほうも、これは非常に問題だという認識をされておまして、今、航路関係に活用したらどうかとか具体的な提案もあっておりますが、まだ方向的なものは見出せておりません。

本市におきましても、しま通貨の販売所というのは博多海陸さんとか、対馬空港さん、それから上対馬のターミナル、それから観光協会と、あちこちにはお願いをしておりますけれども、対馬の場合は、その客筋から韓国からの観光客が多いということでございまして、これからまた県のほうも本当にこれをどうやっていくかというような、それを示すことができずに今暗中模索というような中ですが、おいおい、この観光シーズンが終わって、実績が出るのは間もなくだと思いますけれども、その様子を見て、また担当者の会議を予定しているという現状でございます。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） 質問にお答えいたします。

新規就業者につきましては、現在までに10名の方が終えられております。今年度4名を当初予算で組んでおりましたが、5名の追加ということで、9名が研修を受けられると。

それと、漁船のリースについてでございますが、24年度までで5人がリース事業をしております。本年9月からは1人追加ということで、もう1人が今交渉中ということで、協議中であります。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（作元 義文君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） まず、漁師の後継者育成についてでありますけれども、今この事業にのっからない方におきまして、すばらしい船頭さんの船に乗って技術を磨かれまして、新たに船をつかって頑張っておられる方も多々おりますので、今、燃油関係でお忙しいでしょうけれども、また挫折する研修生もちょっと聞き及んでおりますけれども、燃油関係というより、漁家の経営を大きく左右するのはやっぱり水揚げであろうと思いますので、いい事業だと思いますので、粘り強く取り組んでいただきたいなと思っております。

次に、しまとく通貨についてなのですが、ちょっともう1点お伺いしますけれども、部長は恐縮そうに目標にっていないというお言葉でしたけれども、ほかの離島から比べれば、ただ韓国人が占めておりますけれども、もうちょっと自信を持って御答弁いただきたいなと思いました。しっかり頑張っている事業だと思っております。

しかしながら、3点、ちょっとうやむやな御答弁でしたので、ちょっとさらにお伺いしますが、帰省客につきまして、非常にちょっと力が及んでいないなと思いました。その点どうお考えでいらっしゃるかということ。

2点目が、ほかの壱岐島、福江島を見ますと、観光関係の出先機関といいますか、一緒にやっております観光協会、非常にほかの島は頑張っているように見受けられます。例えば、壱岐市においては80%を超えて、五島市におきましては50%を超えて観光協会が売り上げておりますけれども、対馬市においては15%程度、これをどう捉えていらっしゃるのか。

3点目が、部長もお答えいただきましたけれども、韓国人が占めてるという、逆に言えば、日本人がめちゃめちゃ少ないということですが、その点どう考えていらっしゃるか。3点、よろしく願いいたします。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 黒田議員の御質問、第1点ですけれども、帰省客にはどういう対応をしているかということだったのですけれども、もちろん関西対馬会、福岡対馬会の会員さんにも、こういうふうな通貨がありますということは情報は提供しておりますし、それからお盆あたりでも博多港で特別にキャンペーンを行って、事務局のほうの職員を含めてやったところございます。しかしながら、結果としてはあまり伸びなかったというのが現状でございますけれども、昨日も福祉大会があつて、その中で、おいおい、帰省客じゃないんですけども、そういうイベントを通じて、しまとく通貨がありますということと利用できる店舗あたりは機会あるごとに説明をさせていただいているつもりでございます。

次の2点目の壱岐や五島は観光協会が50%以上を売り上げてるといふことなんですけれども、設備の位置によろうかと思うんですけども、壱岐あたりは観光協会の事務所あたりがターミナルにもございますし、そういう非常に観光客に対して都合のいい、便利のいい売り場であるという

ことでございます。対馬観光物産協会の場合は、御承知のように、市役所の中でございますので、海から来られる人は博多海陸、飛行機で来られる方は対馬空港、あるいは町なかで動かれる人はティアラの中というようなことで、非常に買い忘れたとかそういう人はいらっしゃいますけども、観光協会も4月早々から発足時に商工会とあわせて十分に意味もその趣旨も十分に理解してあるものと解釈しておりますけども、たまたまそういうふうな場所的なことが問題かなというような解釈をいたしております。もちろん比田勝のほうは、協会としてはいい売り上げをしております。

次に、韓国人が占めている割合はどうかということなのですが、当初、我々も、これは県のほうもお示しになられた経済施策でございますので、外国航路でも販売しようじゃないかというようなことだったのですが、仏像の盗難問題とかもろもろございますし、またこの財源は税という観念から、できればやっぱり日本の国内の皆様に使っていただきたいというのが本音でございますし、おいおい旅行商品パックあたりにも20ばかりの商品ができておりますけども、なかなかエージェントのほうでは使いばえが悪いというような評判があっているようです。よろしくをお願いします。

○議長（作元 義文君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 観光物産協会の件につきましては、場所が悪いということで理解できましたけれども、ちょっと場所を変えるという計画もちらほらちょっと聞いておりますので、変えないまでも、空港とか港のお客さんの多いときには旅行社を置いて、一人待ち構えるような、そういうブースを持っていただきたいなと思っております。

また、帰省客につきましては、私自身2人の息子がおりまして、私を買ってはいけないなとか何か思っております、あれだったら買わして、対馬のほうで食事をして、余った券をまた向こうに帰るときに対馬のお土産を買って帰るような、そういうことで何か後ろめたいような気持ちで思っておりましたので。帰省客について、しっかり取り組めば日本人がかなりふえると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

売上が現状のままだったら、換金手数料2.5%が損するだけでありますので、このしまとく通貨によりまして2割増しぐらいの相乗効果ができるように取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 今の観光物産推進本部長の発言の中で、できるだけ日本人に使ってほしいという発言がありましたが、これは市としてそういう考えなのでしょうか。市長、いかがですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ただいま部長のほうができるだけという説明をいたしました。この制度

が発足した段階といいますか、ざっくりとしたスキームが示された段階においてはそのような考えも持ち合わせはしておりませんでした。今回、その後1月の末でしたか、2月の初めでしたか、仏像の盗難問題がございました。それらを受けまして、私ども対馬市としてこの問題がさまざまな、先ほど言いますように、税という、税を投入する問題に関して、専らそこに2割のプラスが出る部分がございますが、島内に入ってから購入される分については一向に構わないというふうな峻別はしております。ただし、こちらに、島内に入る前に船内とかさまざまな形で購入をされるのは、それはまた違う話だろうということで、島内に入られてから購入をしていただく方向で制度をつくった次第でございます。決して今できるだけという、そういう意味ではなくて、きちんと税で投入することを考えたときに、ここをきちんとした差別化をしとかないといけないのではないかということで、島内で売り得る、発券する、入国をされた後に買うということにきちんとつくりなおしをしようというふうなことで今に至っております。

そのことによって売上が落ちるとかいう考えは別にこちらは持っておりませんが、どこで売るかという問題がございます。それを船内とかいう形ではなく、入国された後に、こちらが決まっている場所で購入をしていただくというふうな手続にスキームをつくったところであります。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 今の私の質問とちょっと答弁がすりかわっているような感じがするのですが。韓国人ではなくて日本人に買ってほしいというような答弁だったから、私がそうなのかというふうに聞いたんです。そうではなくて、これは対馬市にたくさん、少しでも買い物をしてお金を落としてもらうためにやってるのであって、日本人に対してとか、韓国人に関してとか、そういうことではない。その点については、市長が今言われたスキームを準備したというのは評価しますが、答弁の中で、韓国人より日本人に買ってほしいという答弁で、それで対馬市の答弁としていいのかということを僕は聞いてるんです。それは違うんだと思いますよ。3・11後にあれだけ韓国のお客さんが全く来なくなったときに、税を投入して韓国人を呼ぼうとした実績もあるじゃないですか。ですから、私は日本人、韓国人と差別して、どっちに売上を持っていきたいと、そういう考えが対馬市としてあるのかというふうに聞いたんです。これは朝鮮通信使行列の対応の問題と、そういうところとも関連してくると思いますよ。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） しまとく通貨の本来の目的である部分を考えたときに、その国籍による差別をするという考えはございません。ただし、その制度上、島内に入られてから購入をされて、それを使っただけというふうなスキームで基本的に私どもは臨んでいるつもりでございます。

○議長（作元 義文君） ほかに、2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 27ページ、子ども・子育て支援事業計画策定等事業委託料のことについてお尋ねをいたします。これは多分、議案71号で上がっている対馬市子ども・子育て会議設置条例を受けての動きになるかと思うのですが、この委託料というのは協議会会議のたたき台になるいわゆるものをコンサルといいますか、外部に委託される予定なのでしょうけども、その委託料だけでこの378万なのか。それとも、この会議の中で成案としてでき上がったものを、いわゆる今までの例でいくと冊子等をつくれますね、そういうものも入っているのか。そのことについてちょっとお伺いをいたします。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） お答えいたしたいと思います。

議案提出しております子ども・子育て会議の分の中で、前段でアンケート調査を実施をする予定であります。国が示した項目がございます。いろいろな子育て支援する中での項目がございまして、1,000人程度、就学前それと小学校の6年生ぐらいまででしょうか。そこらあたりのアンケート調査をしたり、そこらあたりのデータの入力とか、それとあわせて分析もいたしますし、そういった会議の資料の印刷とか製本とか含めてトータルの経費で、報告書あたりもできましたら200部ほど成果品をつくりたいと考えておりますので、そこらのトータルの経費でございまして。とりあえずアンケートはやっていくと、就学前、小学生あたりの。そこらあたりの経費、トータルの経費です。

○議長（作元 義文君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） わかりました。それで、計画書、いわゆるアンケートとか、それからたたき台になるいろいろな資料等の作成委託というのが主なことで、いわゆる後の冊子等もということですが、ここで一つ要望をしておきたいと思っておりますけども、今までこういう依頼を外部に委託してたたき台になるものを出していただくが、私も幾つかの審議会とか協議会に出していただいたのですが、どうもやっぱりいわゆる外部のコンサルの方に頼りがちで、いわゆる対馬市としての行政としての方針なりとか実態とか等というのが薄いことが多かったように思うのです。ぜひ、これは国も今から15年度からは総額1兆円にわたるいわゆる予算も組んでの大きな事業になると聞いていますので、ぜひ対馬市の実態を反映して、そしてまたいわゆる全国的な動静等は外部のそういうコンサル等の専門的な力も必要かと思っておりますけども、そのあたりを十分踏まえていただいて進めていただきたいと、以上を要望しておきます。

終わります。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 予算書では29ページ、これ一番上に衛生費の款の中の右側、

対馬市ドクターヘリ購入検討委員会の報酬として上げておりますが、ヘリコプターを対馬市が確保して、そのパイロットの人件費等、維持管理を含めてやるという意味でありましょうが、こういう書き方は、基本的に1機の購入金額とパイロットの維持を含めてどのくらいのことが想定されるか。そして、市長が考えられておるドクターヘリの確保の考え方について、検討委員会がその後あるわけですが、その前の予算を組むに当たっての考え方、これをお尋ねをしたい。

それから、説明資料、これは担当部長のほうに答弁求めます。2ページの鹿、イノシシ関係の利用促進事業に、この事業の規模等で、人材派遣云々、それから現地確認等人件費1,400万、これはかなり大きな額は金額が計上しておりますから説明を聞かん限り非常にわかりにくいといえますか、そのことは詳細にちょっと説明してください。私、所管が違うものですから、今回しかチャンスはありませんので、お願いいたします。

まず、市長のほうに、このドクターヘリのことをお尋ねしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） まず、保健衛生費のほうに掲げておりますドクターヘリ導入検討委員会というふうに表記をしておりますけども、このことについて意図するところを説明を申し上げたいと思います。

大浦議員さんにおかれましては、病院企業団議員という形で、この対馬の中の病院、さらにお医者様の状況というのは、私ら以上に十分に知り得てあるわけですが、病院企業団のほうともさまざまな話をします。そして、北部の方々が産科で大変困っております。せんだって、産科救急に関するシンポジウム等を開催をさせていただきました。しかし、当然ながら、シンポジウムを開いたからといってお医者様がすぐにお見えになるわけでもありません。その中でも、やはりお医者さま方がおっしゃられる、この広大な島の距離を縮めるために、このようなヘリというものも十分に考えていかななくてはいけないのではないかという御提案も実はいただいたところであります。

もう一つ、以前からの大きな問題としては、今でこそ福岡のほうにホワイトボード等が要請をしたときは飛んできます。かつてであれば大村のほうに専ら行ってるということで、市民の皆様方が患者とそして親戚等のアンバランスといえますか、福岡のほうがいいけどなという市民の皆さんの思い等がなかなか合致しないというふうなことがありました。それは、自衛隊ヘリにしましてはやはり解決はなかなか難しいところがあります。また、県のほうもドクターヘリを持っておりますけども、こちらまで飛んでくるというのも難しい部分もあるやにも聞いております。その体制があるわけですが、どうかしてこの広大な対馬の中での救急患者、当然産科のことも含め、対処する方法はこのようなものでないのだろうかというふうな思いはしておりましたけども、お医者様のほうからそのようなお話がありました。

1機と整備士と操縦士を1年間全て込み込みでリースをする形になった場合、そういうやり方であれば1億数千万、年間かかるというふうにも聞いてはおります。それらの金額も踏まえ、本当のような体制が対馬の中でやっていけるのかということが、今すぐに産科のお医者様がお見えにならない状況ならば、それをカバーする方法も考えなくてはいけないというふうな思いで、今回このドクターヘリと申しますか、ヘリ導入ということができないか、皆さんと市民の皆さんも一緒になって考えていただければということで、今回予算に上げさせていただいて、検討に入っていただければという思いでおります。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） お答えいたします。

冷凍車両リース、人材派遣等委託料、現場確認等人件費ということでございますが、これにつきましては、まずこの前の全員協議会のほうで述べさせていただきましたが、まず現場に行って確認をする。それと、林業振興費の中の委託料でございますが、この中に、まず有害鳥獣の現地確認のための分としまして人件費、この分が解体作業員、これが賃金のほうで約340万円、それと委託料の中の人材派遣、回収用車両委託、鳥獣対策総合支援業務委託料、これを合わせまして大体1,400万という形になります。

以上です。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 対馬市のほうから説明があった全協の資料を私持っております。その中で、商品開発、それからいろいろなルート进行研究します、調査します。それはわかるのですが、どのくらいの人員で1年目対応するのですか、どういう集め方をするのですかというのがこの予算ですよ。そうしますと、部長さんが説明された資料から、対馬市が行う1年目には約50頭ぐらいのイノシシ、鹿の処理を施設の中で行いましょう。2年目においては、それが100頭ぐらいいたしましと書いております。その割にこの経費が莫大ではないかという指摘を私はしてるのですが、その根拠を教えてください。どういうふうな格好でものを集めるのですか、どなたがそれをやるのですか、何人でやるのですかということぐらいは計画の中で出す。わからないんですよ。そこを私は聞いているのですが、1,400万が安いか高いかは、私はその辺の説明を聞いてみたいと、こう言いよるんです。もう一回、部長答弁をお願いします。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） お答えいたします。

先ほどの50頭、100頭というのは、あくまでも試作品をつくる数だと思うのですが。

○議員（16番 大浦 孝司君） しっかり答弁してくださいよ。あなた部長でしょう。

○農林水産部長（阿比留勝也君） 一応、先ほどの50頭、100頭、1年目50頭、2年目

100頭というのは、あくまでも生ハムをつくる部分の頭数でございます。あとの部分につきましては、駆除したイノシシ、鹿を30分以内に持ってくるということと、それぞれの捕獲に対してのデータ蓄積、このあたりの経費ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） だから、どの程度の規模で物を集めて、何人でやって、どうい
うことをしますかという話を私聞いてるんですよ。

そして、もう一つ申し上げます。私、対馬猟友会のほうでまとめておるプロジェクトがございます。それと今おっしゃる説明では、小規模であれば結構なのですが、今のままでいけばぶつかりますよ、今の答弁でいけば。私のところが1年目に1,000頭ぐらいの規模でスタートします。将来的には3,000頭に持っていくしますので、その辺についてどのように考えがありますかということを知っているのですが。うちの計画がわからんということになれば、それはよくよく話し合いをせないかんわけで、そのところを私は今までの市の説明から聞いた範囲では十分な理解が得られません。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） この前の説明でもいたしましたように、あくまでも市は2年間もしくは3年間でデータを蓄積するというので、実施につきましては、今後は民間のほうにお願いをしていくという説明をしたと思いますが、市のほうもそういうふうを考えております。ですから、今後はそういったことで、市のする役割としましてはデータ蓄積、それとあわせて捕獲の指導、場所等の特定、そのあたりについて行っていきたいと。その後、生ハム等につきましても将来的には民間に移譲していきたいというふうを考えております。

○議員（16番 大浦 孝司君） 議長、終わります、最後。

○議長（作元 義文君） はい。16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 市長のドクターヘリは十分理解しました。私は、やっぱり劣勢でこそお金の要ることが行政にはありますから理解はしております。

それと、今の農林水産部長と我々の計画は、再度もう少し話し合いをしまして、折り合う格好で私は話し合いたい。

以上で終わります。

○議長（作元 義文君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は、議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

暫時休憩します。開会を6時30分から。

午後6時18分休憩

午後6時30分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第36. 議案第61号

日程第37. 議案第62号

日程第38. 議案第63号

日程第39. 議案第64号

○議長（作元 義文君） 日程第36、議案第61号、平成25年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）から日程第39、議案第64号、平成25年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） ただいま一括議題となりました、議案第61号及び62号の2議案につきましては、私どもの所管でございますので、続けて説明させていただきます。

まず、議案第61号、平成25年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、仁田診療所の診察用のベッドサイドモニター、血圧、脈拍等の計測の装置でございます。その修理と三根診療所の給湯器の改修の工事が主なものでございます。

1ページをお願いいたします。

平成25年度対馬市の診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億494万6,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるものとなります。

歳入でございますが、8ページをお願いいたします。

4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計繰入金を111万4,000円、5款1項繰越金は、前年度繰越金を93万7,000円それぞれ増額しております。

次に、歳出でございますが、10ページをお願いします。

1款総務費1項施設管理費は、仁田診療所のベッドサイドモニター及び佐須奈歯科診療所の歯

科診療ユニットに装備されているタービンの修繕料として86万3,000円、三根診療所の給湯器設置工事費として24万7,000円の合わせて111万円の増額。

2款1項医業費は、仁田診療所の内視鏡洗浄機及び治療用機器借り上げ料で94万1,000円増額しております。

続きまして、議案第62号、平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、特別養護老人ホームの修繕料及び維持補修工事等の増額が主なものでございます。

1ページをお願いいたします。

平成25年度対馬市の特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,547万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,157万7,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

歳入でございますが、8ページをお願いします。

3款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計繰入金を755万5,000円、4款1項繰越金は、前年度繰越金を792万2,000円それぞれ増額しております。

歳出でございますが、10ページをお願いします。

1款民生費1項社会福祉費は、1,547万7,000円を増額しております。

需用費は、特養「浅茅の丘」の居室のトイレ、浴室のタイル及び消防設備機器の改修で49万8,000円。委託料として特養「ひとつばたご」の温水ヒーター取りかえ工事の設計委託料で30万円。工事請負費として特養「ひとつばたご」の温水ヒーター及び電気引き込みに係る気中開閉器の取りかえ並びに特養「浅茅の丘」の給湯管改修工事として1,467万9,000円を計上いたしております。

以上、議案第61号及び議案第62号の補正予算の内容について御説明をさせていただきました。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 水道局長、阿比留誠君。

○水道局長（阿比留 誠君） 一括して議題となりました議題のうち、議案第63号、議案第64号の2件は、水道局所管の議案でございますので、続けて御説明いたします。

まず、議案第63号、平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、国の簡易水道事業補助金の減額に伴う補正が主なものであります。

1 ページをお願いいたします。

平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,389万3,000円と定めるものであります。

第2項で、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、4ページの「第2表地方債補正」によるとするものでございます。

補正の内容につきまして、歳入から御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いします。

3款国庫支出金1項国庫補助金680万円の減額補正は、簡易水道事業補助金の減であります。

6款繰入金1項他会計繰入金260万円の減額補正は、建設費分の減であります。

7款1項繰越金80万円は、前年度繰越金の追加でございます。

9款1項市債340万円の減額補正は、簡易水道事業債の減でございます。

次に、歳出について御説明いたします。10ページ、11ページをお願いします。

1款簡易水道費1項水道管理費2目施設管理費160万円の増額補正は、豊玉町唐洲配水池への送配水管路の一部が豪雨により崩落したため、同じルート供用のNTTドコモによる管理道路補修工事に伴い、事業費負担協定書の締結が見込まれましたので、工事負担金として追加するものであります。

次に、2項1目水道建設費1,360万円の減額補正は、雞知地区簡易水道及び仁田地区簡易水道整備工事の国からの補助金減額に伴い減額補正とするものであります。

以上が議案第63号の概要であります。

続きまして、議案第64号、平成25年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の追加補正予算につきましては、久和簡易水道基幹改良事業の最終事業年度に伴う不足分の国庫補助金追加により事業の早期完成を図るため実施するものであります。

1ページをお願いします。第1条、平成25年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）は、次のとおり定めるものであります。

第2条、平成25年度対馬市水道事業会計予算、第4条本文括弧書、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,748万5,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,097万2,000円、過年度分損益勘定留保資金3,651万3,000円で補填するものとする。に改め、資本的収入及び支出の予定額を第1款資本的収入額を1億3,915万4,000円に。第1款資本的支出額を1億8,663万9,000円に補正するものであります。

第3条、予算5条中、起債の限度額2,900万円を3,000万円に改めるものであります。補正の内容について、収入から御説明いたします。4ページ、5ページをお願いします。

収入でございますが、1款資本的収入1項1目企業債100万円は、久和簡易水道基幹改良事業債の追加であります。

2項国庫補助金1目簡易水道国庫補助金200万円は、久和簡易水道基幹改良事業補助金の追加であります。

3項負担金1目他会計負担金100万円は、一般会計建設改良負担金の追加であります。

次に、支出でございますが、1款資本的支出1項建設改良費3目簡易水道整備工事費400万円は、久和簡易水道基幹改良事業の追加によるものであります。

以上で、議案第63号、議案第64号の特別会計補正予算の概要について説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。4件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております4件については、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。4件については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

議案第61号、平成25年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め採決します。議案第61号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号、平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め採決します。議案第62号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号、平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め採決します。議案第63号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号、平成25年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め採決します。議案第64号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第40. 議案第65号

日程第41. 議案第66号

日程第42. 議案第67号

日程第43. 議案第68号

日程第44. 議案第69号

日程第45. 議案第70号

○議長（作元 義文君） 日程第40、議案第65号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例から日程第45、議案第70号、対馬市火入れ条例の一部を改正する条例までの6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。地域再生推進本部長、平間壽郎君。

○地域再生推進本部長（平間 壽郎君） ただいま一括上程されました議案のうち、議案第65号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

本件は、これまで比田勝地区にありました比田勝港ターミナルビルの老朽化に伴い、新たな国内ターミナルビルが網代地区に新築移転し、10月1日より供用開始されることになりました。

今回網代地区に国内ターミナルのバス停を新設するため、市営バス鱈浦・比田勝循環線の停留所に国内ターミナルを追加し、使用料の改正を行うものでございます。

また、現在の国内ターミナル前の停留所につきましては「九郵前」となっておりますが、国内ターミナルの移転に伴い九州郵船の事務所についても網代地区に移転することから、停留所の名称を「国際ターミナル」に変更するものでございます。

なお、附則において、平成25年10月1日から施行すると定めるものであります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、藤田雄二君。

○市民生活部長（藤田 雄二君） ただいま一括上程されました議案のうち、第66号及び議案第67号について、市民生活部の所管のために私のほうから提案理由を説明させていただきます。

まず、議案書51ページをお開きください。

議案第66号、対馬市税条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の改正は、平成25年度税制改正に伴い地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年6月12日にそれぞれ交付されたものに伴うものであります。

これを受け、市税条例の一部改正という形になります。改正の主な事項は、公的年金に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について、公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額または仮特別徴収額の変更があった場合の取り扱いについて、仮算定と本算定時の増減幅を平準化するということを定められたこと。

それから、また上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例について、上場株式等に係る配当所得等の金額の計算方法が定められたこと。さらにもう1点、金融所得の一体化の改正がありまして、そのほか金融所得のその他の規定の整備が行われたこと、などによるものが主な内容でございます。

なお、参考として別冊で、一部改正条例新旧対照表3ページから26ページを掲げていますので、ごらんいただきたいと思います。

続きまして、議案書57ページをお開きください。

議案第67号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の改正は、先ほど説明いたしました対馬市税条例の一部を改正する条例の提案理由と同様に、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴うものでございます。

主な改正事項は、先ほど申し上げました市税条例の一部を改正する条例の提案理由と同様でございます。公的年金に係る所得に係る個人の住民税の特別徴収について、公的年金に係る所得に係る特別徴収税額の平準化を定められたことが主な点にあります。

なお、参考として、別冊の新旧対照表27ページから31ページを掲げていますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上、両案とも御審議の上、御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 次に、教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） 議案第68号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について提案理由を説明いたします。

上対馬町の対馬市立南陽小学校が峰町の対馬市立東小学校に、対馬市立厳原幼稚園及び対馬市立久田幼稚園を、新しく建設されます統合園、対馬市立厳原幼稚園にそれぞれ関係地区との合意を交わすことができましたので、統合を行うための所要の改正をお願いするものでございます。

議案集59ページをお開きください。

別表の第1の1、小学校の表、「対馬市立南陽小学校」の項を削り、また別表第1の3、幼稚園の表、対馬市立厳原幼稚園の項中、「対馬市厳原町今屋敷670番地」を「対馬市厳原町日吉238番地」に改め、同表、「対馬市立久田幼稚園」の項を削るものであります。

なお、施行日を平成26年4月1日としております。

参考資料の一部改正条例新旧対照表の32、33ページに今回の改正部分を傍線で付していますので御参照ください。

以上で、議案第68号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（作元 義文君） 次に、建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） ただいま一括議題となりました議案のうち、建設部所管であります議案第69号、対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容を説明いたします。

議案書の61ページをお願いいたします。

今回の改正内容は、網代側に新設をいたしました比田勝港国内ターミナルビルの設置並びに使用料の追加と、現在の比田勝港ターミナルビルにおきまして別表に規定しております使用料の一部に改正の必要が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

まず、第2条のターミナルビルの名称及び位置でございますが、既設の比田勝港ターミナルビルの次に名称を「比田勝港国内ターミナルビル」、位置を「対馬市上対馬町網代549番地5地先」を追加しております。

なお、この位置につきましては、本年第2回定例議会の議案第56号、あらたに生じた土地の確認及び区域の変更について（網代地区）で、本ターミナルビル建設地である埠頭用地等の議決をいただいております。

その後、このあらたに生じた土地につきましては、県のほうで登記事務を行うことになっておりますが、登記完了が本年度末の予定となっております。現時点では未登記のため地番がない土地ということでございますので、既存の隣接地番を代用して「網代549番地5地先」という記載をさせていただいております。県の登記事務が完了し、正式な地番が決まった適時に位置の変更の一部改正議案を上程させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、その下の別表の比田勝港ターミナルビル使用料のうち、利用種別が6、コインロッカーの利用でございますが、御承知のとおり比田勝港国際ターミナルビルの待合室が狭いということで、比田勝港ターミナルビルを国際航路利用者の待合室として利用いたしております。この場所に利用者のほうからコインロッカーの設置要望や、民間事業者からも設置についての問い合わせがあっております。

市といたしましては、観光客等の利便性向上につながることでございますので、前向きに検討してまいりました。その中で、現行のコインロッカーの使用料が1平方メートルにつき1年で100円とかなり低額であることから、再検討をいたしました。設置が予想されるコインロッカーの規格寸法、コインロッカーが占有する床面積、1回当たりの料金、そして稼働率を考慮し、年間収益計算を行い、この年間収益の20%を使用料として、現行1平方メートルにつき年当たり100円を改め、5万9,850円とするものでございます。

次に、網代に新設しました比田勝港国内ターミナルビルの使用料でございますが、既存の厳原港ターミナルビル並びに比田勝港ターミナルビルの使用料と同額といたしております。

それから、備考の4につきましては、現在では関係ない記載でございますので、削除いたしております。

附則で、平成25年10月1日から施行するといたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 次に、農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第70号、対馬市火入れ条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案書63ページをお願いいたします。

本件は、火入れの中止項目及び通知先を変更するものでございます。

まず、中止項目につきまして、消防本部に確認の結果、異常乾燥注意報が昭和63年に乾燥注意報に変更されていたため改正するものでございます。

また、通知先につきましては、役職、職名が変更されていたことによる改正でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。これから6件に対する質疑を行います。質疑はありますか。6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 61ページ、議案第69号なんですが、比田勝港国内ターミナルビル使用料の変更ということと、国内ターミナルビルが新築することに伴う追加ということなんですが。

これ、まず、比田勝港国内ターミナルビル使用料ということだけで書いてあるんですが、巖原のターミナルビル使用料のほうについては変更が必要がなかったのかどうかということが1点。

それから、部長の説明の中で、巖原と比田勝は同額との説明がありましたが、これ前回もあつたんですけども、第7条の2で、市長の裁量でこの使用料を減額することができるというのが書いてあって、巖原と比田勝と比べると比田勝のほうを安くしてるというのが説明があつたと思うんですが、そのことについてはやはりここで説明をするときにしておかないと、巖原と比田勝、しかも今度は、こう書いておきながらそういう形で比田勝港国内ターミナルと、それから今度できる国際ターミナルのほうのコインロッカーの件についても、同額ということはないと思うんですよね。全ターミナル均一は、かえっておかしいじゃないですか。

国際ターミナルを今度建てるところに、同じ表をあてるとしても、それだけ使用回数が多いから使用料は高い、巖原のと一緒ぐらいでいいでしょう。でも、これ国内ターミナルビルについても同じ使用料だということの説明を受ければ、それはおかしいんじゃないかという質問が出て当然だと思うんですが。説明が少し不十分というか、適切じゃないと思うんですが、部長、どうですか。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 今回の使用料改正につきましては、まずコインロッカーにつきましては、現在の比田勝港の国内ターミナルの分だけ考えております。巖原につきましても、その必要性はないのかという議論にもなると思うんですけど、最終的には若干昔あつた経緯があつても使用していないというような状況もございまして、当面今回は民間が設置する料金体制にいたしております。

先ほど説明いたしましたとおり、100円の価格につきましては、これは市が設置をするときの1回24時間当たりの単価、これを条例の中で、もしかしたら誤って1平米当たり、1平方メートル当たりの単価ということで規定をしてしまっているんじゃないかなという思いがあります。今回は民間のほうからも、設置について申し入れがっておりますので、民間がコインロッカーを設置することを想定しての料金設定でございます。

それと、説明不足になっておりますが、巖原港と比田勝港の料金につきましては、本条例の第7条第2項の中で、さっき脇本議員さん言われましたとおり減免規定がございます。その辺の運用を従来どおり続けていこうという考えでおります。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） よろしいですか。6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） ということは、巖原の部分については100円というのをそのまま残すということですかね。ほかの比田勝のこの2つについて、こういうふうな形にするということですか。残念ながら国内ターミナルと言うと、今度網代に移転するほうのやつですよ。そこに月にこれだけの平米の使用料を払って、民間が本当に置こうとするんですかね。国際ターミナルのほうだったらわかるんですが、国内ターミナルでも、こういう金額で置こうという人はいらっしゃるんですか。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） まず、位置的なちょっと最終確認をさせていただきますが、先ほど比田勝港の国内ターミナルが狭い、要は十分な待合室スペースがないということで説明の中で触れましたけど、既存の国内ターミナルを利用してるんですよ。そういう状況で、その箇所にコインロッカーの設置要望があつてますということで、ここで言うのは旧国内ターミナルと（「今の」と呼ぶ者あり）です。

それで、巖原ターミナルについては、今のところ料金体制ありませんので、その関係はないというふうに思っております。

○議長（作元 義文君） いいかな。

○議員（6番 脇本 啓喜君） じゃ、最後。わかりました。これ、委員会付託も何もされてない分ですから、本会議で一括で採決しなきゃいけない分ですから、もう少しそれぞれのところがどういうふうな金額になるのか、わかりやすい資料の提出を本来求めたいんですが。よろしいですか。

ちょっとこれのままで、7条の2で減免もされてるところがありますので、実際はどういう金額なのかというのも出てくると思うんですよ。だから、これ議運のときにも総務部長にもそういう話はしてたと思うんですが、詳しい説明をしてもらおうよということ。資料の提出を求め

たい、求めます。

○議長（作元 義文君） この詳しい資料を出せますか、料金の。出していただくようにします、はい。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております6件は、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。（「おかしいんじゃない、資料もらわんなら、審議できんじゃない」「資料もらえばいいじゃない」「いや、それが結果が出ない。ここで休憩するんですか」「今休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（作元 義文君） 休憩してません。

暫時休憩します。

午後7時08分休憩

午後7時14分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 休憩中の説明で十分理解ができましたので、資料の提出はよろしいというふうに思います。ありがとうございます。済みません。

○議長（作元 義文君） お諮りします。ただいま一括議題となっております6件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。6件については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから6件について、各案ごとに討論、採決を行います。

議案第65号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め採決します。議案第65号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号、対馬市税条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め採決します。議案第66号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め採決します。議案第67号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め採決します。議案第68号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号、対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め採決します。議案第69号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号、対馬市火入れ条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め採決します。議案第70号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第46. 議案第71号

○議長（作元 義文君） 日程第46、議案第71号、対馬市子ども・子育て会議設置条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） ただいま議題となりました議案第71号、対馬市子ども・子育て会議設置条例について、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

議案集の65ページをお願いいたします。

国においては、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、全ての子どもの良質な生育環境を保障し、子どもや子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月、子ども・子育て支援法を含む、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立、交付されました。

子ども・子育て支援法の第77条第1項の規定では、市町村等における合議制の機関として、市町村は条例で定めるところにより、審議会、その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされており、この機関は、幼稚園や保育所等施設の利用定員の設定あるいは市町村子ども・子育て支援事業計画を定める場合に、有識者等からの意見を聴取の場として、その役割を果たすものとされているところでございます。

対馬市といたしましても、この機関を設置することで、当事業計画の策定に関し、地域の方や保護者、子育て、当事者等からの意見や声を聞くことが容易になります。今後の保育所や幼稚園等での支援事業はじめ、市内の実情を踏まえた子育て支援を実施していく上でも、本会議の設置が必要とされることから今回提案をするものであります。

設置条例では、第2条で所掌事務、第3条で会議の委員は15名以内とし、第4条で委員の任期は2年としております。また、あわせて、附則で、この条例は交付の日から施行するとしております。

以上です。よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第47. 議案第72号

○議長（作元 義文君） 日程第47、議案第72号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定について

てを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上対馬地域活性化センター部長、島居清晴君。

○上対馬地域活性化センター部長（島居 清晴君） ただいま議題となりました議案第72号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案集の67ページをお願いします。

対馬市温泉施設渚の湯は、平成16年2月の開業から現在まで、財団法人上対馬町振興公社を指定管理者として管理運営を行ってまいりました。

しかしながら、財団法人上対馬町振興公社は、市の外郭団体改革プランの方針に沿って平成25年9月30日をもって解散することが決定しております。そのため、平成25年10月1日より民間による効率的、効果的な管理運営を行うため、公募により指定管理者を指定するものがあります。

対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により、公募の結果、2団体からの申請がありました。選定の結果、株式会社グリーンネットを指定管理者として指定したく、地方自治法第224条の2、第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

選定に当たっては、対馬市指定管理者選定委員会により選定方法及び審査基準に沿って公正に審査し、指定管理者候補として選定いたしました。

なお、指定管理期間は、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの3年6月といたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） このホテル用地の隣接にあるわけですが、これは前回の議会において候補者は一応却下されたということで、新たにまた今後の対応は対馬市としていたす、このように私は聞いておりますが、今後ホテル用地のいわゆる公募が行われて、新しい方が、適当な方が入られて、これを活用する場合に、その期間が3年ちょっとですかね、それを配慮した中でこの期間に、グリーンネットのいわゆる指定管理の期間を勘案したと、こういうふうに理解していいのでしょうか。それとも、そのことは全く考えがなく、とりあえずホテル誘致はホテル誘致、渚の湯はこのたびの方向でいくというふうな考えなのか。その辺少し整理して、返答をいただきたいんですが。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 大浦議員がおっしゃられました件について、お答えさせていただきます。

この温泉施設の隣接地で、ホテルの公募をかけてることはもう御案内のとおりでございます。そして不調に終わったのも事実であります。しかし、景勝地でありますし、できれば北部対馬にホテルというものがどうしても必要だというふうな考えには変わりはありません。

そういう中、この隣接の温泉施設の3年半という期間につきましては、当然並行してホテルの話というものを進めていきたいということが私どものほうには当然ありますし、それが北部住民の願いだろうと思っておりますので、それらを勘案して3年6カ月というふうな期間にしておるということで御理解いただければと思います。

○議長（作元 義文君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） これで質疑を終わります。

議案第71号及び議案第72号の2件は、配付しております議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第48. 議案第73号

○議長（作元 義文君） 日程第48、議案第73号、市道の認定について（美津島自治コミュニティセンター線）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） ただいま議題となりました議案第73号、市道の認定について（美津島自治コミュニティセンター線）につきまして、提案理由とその内容を説明いたします。

議案集の69ページをお願いいたします。

本議案は、市道を認定するために道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

この美津島自治コミュニティセンター線につきましては、添付図面のとおり、市道雑知・千馬ヶ原線と接続をする対馬市美津島町雑知字陽樽ノ濱を起点とし、市道雑知・樽ヶ浜線に接続する同じく対馬市美津島町雑知字陽樽ノ濱を終点とする延長136.8メートルの道路でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。議案第73号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。 暫時休憩します。再開を7時45分にします。

午後7時29分休憩

午後7時43分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第49. 議案第74号

○議長（作元 義文君） 日程第49、議案第74号、長崎県病院企業団規約の変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） ただいま議題となりました議案第74号、長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について御説明申し上げます。

議案集の71ページをお願いします。

長崎県病院企業団が経営する病院のうち奈留病院が、平成26年1月1日に有償の五島中央病院附属診療所とし、引き続き病院企業団で経営することとしたために、長崎県病院企業団規約の変更を行うものでございます。

新旧対照表の末尾37ページを御参照願います。長崎県病院企業団規約、別表1中の点、奈留病院を削る規約変更でありまして、この規約変更について地方自治法第286条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。議案第74号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第50. 議案第75号

○議長（作元 義文君） 日程第50、議案第75号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。地域再生推進本部長、平間壽郎君。

○地域再生推進本部長（平間 壽郎君） ただいま上程されました議案第75号、財産の取得について提案理由を御説明申し上げます。

本件は、絶滅危惧種でありますツシマヤマネコの好適生息環境の保全並びに森林環境の保全、森林資源の利活用を図ることを目的に、次の財産を取得するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

今回取得予定の山林は、ツシマヤマネコの生息密度が極めて高い地域であり、下流域には市内で最大となる佐護地区の水田があり、山林が佐護水系の水源となっていることから、自然環境の面においても、また森林資源の面におきましても、大変重要な地域であります。

今回取得予定の物件の所在は、上県町佐護字舟志ノ内東里621番イ、ほか46筆の土地で、地目は保安林と山林でございます。取得面積は、約260万5,402平方メートルで、取得金額は3,625万250円でございます。契約の相手方は三宅政実氏ほか2名でございます。議案書の74、75ページには、取得予定物件の一覧表を、また76ページには、取得予定地図を添付いたしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 質問させていただきますが、ヤマネコに関する市の保全の法律ができてから、もう20年を過ぎるわけですが、私なりにヤマネコの保護の重要性は理解しておるつもりでございます。しかしながら、今回、競売を取り下げてまでの購入はいかなるものであるかと考えております。

時間もやがて8時になります。こんなにおそくまで審議したの初めてでございますが、時間も時間でございますから、一括して質疑をいたしますので、できるだけメモをとっていただき、お願いしたいと思います。7項目にわたりますので、しっかりとメモをとっていただきたい。

まず、競売の土地の大きさなどについてお尋ねいたします。この購入する土地、予定土地の260ヘクタール、260町歩でございますが、この土地の広さの確認はできるのかということですね。

それと、2番目でございますが、裁判資料によりますと、登記簿上はある土地だが、字図——公図と言いますけどもね、字図にはない土地632番地の4がこの中に存在するが、このような土地が本当に確定できるのかということ。

そして、3番目ですが、この260ヘクタール、260町歩を買えば、やはり市の財産になるわけですから、境界ははっきりしなければいけない。同じようなこの中に、国の土地がございます、平成15年に購入された。その金額から試算すると、境界設定にかかる費用約9,600万かかります、広大な土地ですから。この費用をどうするのかということ。

それと、現在この土地260町歩の森林の整備というのほどのような状態なのか。

そして今度は、2項目ですけれども、土地の権利者についてです。260ヘクタールの競売の申し出、競売をかけようとした人、これは誰なのか。先ほど説明があるかと思ってましたが、ございませんでしたが。要するに債権者は誰なのかということですね。

そして、債務者は先ほどの御説明があったように三宅政実氏ほか2名となっているが、この2名とはいかなる人物かということ。

3番目に、この債権者について、8月の21日の全員協議会において、ある議員から「対馬市職員の絡んだ土地を買うのは絶対だめだ」との発言があっていたが、この代表の三宅政実氏と2名の関係はどうなのかということ。3項目ですけれども、いいですかね。もうちょっとゆっくり言いましょうか。

土地の法的規制について。この260ヘクタールの地目は保安林、山林ですね。保安林が約87%、山林が13%、ほとんどが保安林でございます。御案内のとおり保安林というのは、大きい規制がかかるから税金がかかりません。この保安林は何年に誰が指定したのかということですね。

2番目に、保安林を売買するわけですが、買った人もその土地の規制がかかるわけです。保安林は、森林ごとにその要件が決められています。要件というのは条件ですね、いろいろと。木を切ったらどうのこうのというのは条件がありますが、この260ヘクタールの要件というのは、どのような設定になっているのか。後でこれは引き継ぐようになれば生きてきますから、どういう設定がなされておるのかということですね。

それと、3点目ですが、ここは鳥獣保護区になっています。この鳥獣保護区はいつごろ設定し、誰が設定したのかですね。

それと、この契約の方法について。先ほどの平間部長の説明ですと随意契約になるんでしょう。この随意契約における競売の物件というのはどのような契約になるのか。競売物件を買うときに随意契約とは、どのような契約になるのかということですね。

それと5項目ですけれども、これがまた大きい問題かと思います。競売対象外の土地について。これは8月31日に全員協議会がございました。ここにも資料がございましたが、ここに提示された競売対象外の土地ということです。これについてお尋ねいたします。

全協で買収予定地内の260町歩に飛び地があつては事業ができないという説明をされました。その競売対象外の用地、11ヘクタールも一緒になければできないとありましたが、では今回は競売対象外の土地、これを除外しておるけれども、本来の計画は成り立つのかということですか。当初の計画はですね。

それと、この対象外の土地、全員協議会では、この土地は三宅政実氏他2名の所有と、すなわち先ほどの260ヘクタールの所有と一緒にだという説明がありましたが、それで間違いはないのか。

3点目ですが、この冒頭申しましたように、一緒に土地でなければ活用ができないと。飛び地があつたらできないということだが、じゃ、他に飛び地が、所有者がいるのではないか。三宅政実氏他2名のほかに、この中に所有者がいるのではないかと、飛び地的なものにおいてですよ。いいですか。

それと、4番目ですが、この対象外の土地、この土地のほとんどが林道に面しており、ヤマネコの環境保全には一般的には支障がないと思われるわけですが、あえて買おうとする必要性が何だったのかということですね。

6項目め行きますよ。ゆっくり行きましょかね。6個目行きます。競売対象物件は260ヘクタールで3,402万円、そしてここで同じように提示した対象外の11ヘクタールで2,880万円、大きさから比較すると、対象外の物件は対象物件の約5%しかない大きさですよ。それがなぜ2,880万円もするのか。対象の物件の単価でいくと約170万円程度になるのではないかと。何でそのようなことになるのかということですね。

それで、7項目め、最後の項目ですけども。この競売にわたるまでの経過について。この土地の話が対馬市に誰からいつごろあったのかということ。

2番目に、この土地の交渉は、いつから誰が始めたのか。

3番目ですよ、裁判所の資料によると、この土地は競売の事件として発生したのは23年に発生してます。そして平成24年11月に現地調査、そして不動産鑑定士による評価書、これは競売の3セットの一つですけども、が、25年、本年度の3月31日に、そして、その後、この執行裁判官が現状調査報告書を作成します。これにこと細かく土地の状況とか利害関係とか載っているわけです。当然のごとく聞き取り調査もしてます。それが25年4月11日にされてます。このような状況の中、事前に情報が把握できなかったのかということ。

最後の4番目ですけれども、新聞報道などによると価格などの条件でしょうか、合わなかったというふうなことが載っておりましたが、どのような条件が合わなかったのかという点ですね。長くなりましたが、8時過ぎましたが、答弁を言った順に随時お願いします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） すごい項目がたくさんあるもんですから、付箋書いてるんですけど、どこが1番やったかもわからんような状況に、正直言ってなっております。大変申しわけございません。そのあたり順不動になりましたら、お許しをいただきたいなと思います。自分が書きとめている範囲内において、まず答えます。そして漏れていれば、お願いをいたします。

最初に、この土地の要するに確認はどんなふうにする予定なのかという御質問がありました。

まず、この物件については、競売にかかった物件でございます。そして森林簿等の今現在の公図の中で最も精度の高いもので競売にかけられようとしてたものでございます。これらの森林簿で概略の境界というものは、確認はできるんだらうというふうに思っております。

それと、字図にない土地の確認はできるのかというお話がございました。少なくともこの字図にはないけれども登記簿はあるという部分については、地権者の方に確認を、ある意味同一地権者になりますので、確認をしていただきたいなというふうに思っております。

それと境界の問題がありました。環境省の事例から引っ張ると、9,600万かかるんじゃないかという話がありましたけども、この境界でございますが、今すぐ私どもこの土地を購入して、翌日から開発するとかいう予定ではございません。そういう中先ほど言いますように、森林簿等で確認はしていくわけですけども、最終的な境界というものは、あの場所につきましては地籍調査を今してる場所でもございます。今の予定では、平成27年度にあそこの境界確定に入る、そのような作業に入る予定で考えておりますので、最終境界というものは、その年度にできるんじゃないかと思っております。

現在の山林の整備の状況で、おっしゃられたですかね。恐らく、あの土地というのは、この

20年、正確な年数はわかりませんが、15年とか20年とかいう期間は、個人所有者の方はもう山を扱っていないのではなからうかと思われ、みずからは、そういう中、公の部分で保安林等での整備は若干されているようにも感じております。

それと、どこが債権者かというお話がございました。現在の銀行名、正式なのはおもかく、政策金融公庫、日ごろ私どもが言っている、そういうところにならうかと思っております。

それと、職員が絡んだ土地なんではないかというお話がございまして。確かに3名共有で親戚の方での3人でこの土地は保有されているわけですが、そのうちの1名については職員であります。ちなみに、この土地等につきましては、おじいさまとかが中心になって山林経営をされてたのをお孫さんである方々が今保有されてるというふうに御理解をいただければと思います。

それと、保安林はいつ指定したのかというお話がございまして。これについてはちょっと私も全く失念しておりますので、担当部長のほうに任せたいと思っております。

保安林の設定の内容といいますか、さまざまな制限がかかる内容という意味でおっしゃられたんでしょけれども、保安林ですから一定の制限はかかりますけれども、しかし届け出をすることによって、当然使うことも可能だというふうに御理解をいただければと思っております。

鳥獣保護区はいつから設定されたのかというのは、これにつきましてはちょっと私のほうではわかりかねますので、お許しをいただければと思います。

随意契約のお話がございました。これについては当然用地交渉でございまして、相手様との話の中でこれは交渉で単価が決まってく、またその資料としては政策金融公庫が競売にかけることによって裁判所が出した数字というのも当然参考にして、今回ははじき出ささせていただいたところでありまして。

それと、競売対象外の物件のお話がございました。これは全員協議会の中でそれがないと、競売対象物件が生きていかないという話を聞いたが、その点は大丈夫なのかというお話かと思っております。当然ながら一団の土地でありますので、当時お話を皆様方に提案させていただいたのは、対象外物件と隣接をいたしますので、それらを一体としてものを購入したほうがいいのではないかとということで皆様方には提案をさせていただきましたが、今回につきましては競売対象、皆様方から御提案がありました競売対象の物件で物事の組み立てをできるというふうな考え方を今は持っておるところであります。

それと、取得予定の中にほかの所有者がいるのではないかという話でございまして、これについては私どもが公図で調べた範囲においては、今おっしゃられるようにいらっしゃいます。確かお寺さんがあったと思っておりますし、個人の方が1件あったと思っております。正確な数字はないかもしれませんが、今御質問は、以外の所有者がいないのかという御質問ですので、いらっしゃいますというふうな答弁でお許しいただければと思います。（発言する者あり）

今のまま、実は先ほど言いましたように、15年か20年ぐらい、もう山は扱われてない状況でございます。そういう中で、山をやはり扱っていくことというのは、すごく対馬市にとっても大切なことであろうと思いますし、ヤマネコにとっても大切なことであろうと思います。

先ほど提案理由の中で部長が申し上げましたけども、下流域にあります佐護の水田域の水源の一つでもありますので、それらを考えますと、その森というのをきちんと扱っていく、放置するのではなく扱っていくことが、とても大事なことだろうというふうに思います。

物件対象外の価格のお話がありましたけども、今回については物件対象外の分については購入予定ではございませんので、答弁を控えさせていただきます。

競売までの経緯がございました。これにつきましては、私ども3月に情報というものを仕入れました。その後、値段もわかりませんし、全くわからない中で、実際利用というのはどのようにしていけばいいんだろうという内部でちょっと協議を、その後してまいりました。

皆様に7月2日にお示ししました利用計画というものができ上がって、そして一定の方向性というものに同意をいただいた後から、この地権者にも当たるというふうな順番を踏まえて今日に至っております。

新聞報道で折り合いがつかなかったというような報道がありましたけども、私8月の30日でしたかホームページに、今回のヤマネコ保護のための土地の取得に関する公式見解というのを出しました。それらには折り合いがつかないとかいうことは全くありませんでしたし、その地権者のほうとも、そして政策金融公庫との間も折り合いがついて物事は進んでおりましたので、あの報道というのは、ある意味私どものほうにも全く情報入手のためのお話もない中であれが出ましたので、私どもとしては逆に驚いていると。あのような表現になんでなるのかがさっぱりわからないような状況でございました。

大体そのようなことでよろしいでしょうか。足りない分につきましては、本部長のほうからわかる範囲で答えさせます。

○議長（作元 義文君） 地域再生推進本部長、平間壽郎君。

○地域再生推進本部長（平間 壽郎君） 市長の答弁と重複する部分があるかと思いますが、まず境界の確定の方法について御質問がありました。基本的には保安林台帳がリンクされました森林基本図、そして森林調査簿、それと法務局の字図をもとに隣接者、関係者と現地立ち会いをすることになります。

区域の外周につきましては260ヘクタールということで、外周につきましては尾根とか沢が境界になります。森林基本図、森林調査簿をもとに、同じように隣接者を特定して現地立ち会いを行っていくというやり方でございます。

それと、市長のほうから話がありましたが、国土調査を繰り上げて平成27年度に実施するこ

とも可能ということがございますので、測量費がかからないように対応していきたいという考えを持っております。

それと、鳥獣保護区はいつごろ、誰がということですが、確かに同じ260に近い形で、県の鳥獣保護区の設定がなされております。契約的には、物件の契約はどのような契約というのは、通常の土地売買契約でございます。

また、市長の答弁とダブるかもしれませんが、いわゆる11万平米の土地についてということなんですが、いわゆる11万平米の土地については、市道、そして林道、そして河川が通っておりますので、いろんな具体的な事業を展開する上ではどうしても必要だという考えのもとでございます。

また、議案集の73ページにあります契約の相手方ですが、三宅政実氏ほか2名ということがございますが、結局3名共有なんですが、この三宅政実氏がこの47室全てについて2分の1の持ち分を持っておられます。残りの2分の1を、お2人の方が6分の1と6分の2という持ち分でございます。

それと、今回議案に上げてない、買わない土地の評価については、この間8月21日にお示しをしましたように公共事業の単価等を採用したものでございます。それも台帳面積での計算ということでございますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

漏れた分はありますが、以上でございます。（発言する者あり）保安林の指定ですが、いつごろ誰が指定したのかということで、確かに全体の84%が保安林の指定になっておりますが、誰がいつごろというのは現時点では調査しておりません。申しわけありません。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 土地の大きさ関係について、保安林ですから森林簿と言いますか、そういうのが県にあるわけですね。これによって、概算の大枠ができたということですね。それによって、この面積が確定をほぼしたということなんですが。ただ、ものを買うときには、一番大事なことは冒頭申しましたように、競売物件というのは大きいセットがございます。明細にかかわるものと、そして評価書というのと、そして現状調査報告書というのがございます。

ここに裁判所の写しがあるんですが、この現場調査報告書、これは執行裁判所の執行官が作成をするんですよ。そして提出をします。その日付が平成25年4月11日に提出をされてます。さっき言った3点セットが競売の大きい資料になるわけですが、特に執行官が出したもの、これは大きい意味を持つわけですよ。

その中で、今回の競売について執行官の意見というところがございます。これは権利関係入ってますし、その中で土地が非常に大きいんで、なかなか決定がしがたいという内容のものですけ

ども。そこで、このように書いてあるんですよ。「本件、各物件というのは17筆ですけども、登記簿記載の地籍数量は48万8,501平米であるが、机上概測——要するに机の上ではじいた結果で求められた地籍数量は26万5,402平米であり、一緒の面積ですよ。そして競売手続上容認できない差異が存する。競売にかけるには余りにも開きがあるんだと、よって、手続の信憑を記すならば、専門家による測量を実施するのが望ましいものと思料される」と。要するに、境界もわからないものを机上で計算して出すのは難しいんだと、これは競売物件には当たらないけれどもということなんですよ。だから、もっと専門家によるというのは測量士などによるもので、することが望ましいというふうな、この執行官の意見なんですよ。

なぜかと言うと、市が買うということは公共財産になるわけですから、本来ならば買うというのが協定など結ばれた後に測量して、実数で買うのが普通なんですよ。それは民間の場合は登記上の競売あるかもしれないが、公共財産とするわけですから、市の財産とするならば、どこからどこまでぴしゃっとなければいけない。そういった意味でも手続に慎重を期さなければいけない。そして、測量を実施するのが望ましいという執行官の意見なんですよ。

そういう意味から捉えると、やはりこれはきれいな測量が必要であるということになるわけですよ。そして、この中には市長が先ほど申されたように、字図があっても登記簿上ないものがございます。それについては同じ地権者だから聞けばわかるということだけでも、字図にないのどこにその番地を設定するのか、それを一つとっても非常に大変なんですよ。そのような土地を市があえて買う必要はない。税金まで投入して、税金で買うんですから。

だから、平成27年に国調に入るとのことだけでも、平成27年までに、この競売物件を延ばして、そして測量が終わった後買うんですか、そんなら、買うとすれば。だから、こういう状態では、執行官の意見どおり買うことはできないと思います。市の財産として。

それと、今の土地の現状なんですが、言われるように10年から20年、もう扱ってないところもあったそうです。しかし、現在においては、去年からですよ。平成24年度から森林組合さんが10年計画で、国の補助受けながら10年計画で整備をするように決定をして去年からしております。十分な整備がこれからできるわけですよ。そのような土地をあえて市が整備する必要はないと思います。

それと肝心なのは、この保安林なんですが。保安林はなぜ単価的にも安いかというと、先ほど言ったように、いろいろな規定を受ける。だから安いんですよ。規定を受けて、市長が言われたように、許可をもらえばできるけども、保安林というのは伐採をして土地の形状の変更、これはこの保安林を指定しているのは県ということですから、県にいちいち許可をもらわなければいけないんですよ。そして県が、この保安林を整備するわけですよ、極端に言うと。そういう状態を、この土地を買わなくても法的には大きい規定が入っておるんだから、保安林という規定が、それ

で十分資源の確保はできるんですよ。どうでしょうかね。

そして、ここは鳥獣保護区ですけども、鳥獣保護区の中にまた鳥獣保護特別な地区の設定もできます、地域の設定も。それを重ねることによって、なお一層この土地の環境保全ができるわけです。そういう手法もあるわけです。保安林に指定してあるんだから、手をつけられないんです。そういう土地をあえて買う必要ないと思いますよ。

まず、それをちょっと。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この土地が保安林に指定されてるから、買わなくていいんじゃないかということではありますが。少なくとも保安林の整備と言いましても、県のほうもままならん部分もあります。10年間ずっとやって、森林組合がやるんじゃないくて、県のほうの話でございまして、それを請け負って森林組合がやる予定を森林組合のほうがされてるというふうな話として今聞いておりました。

最初におっしゃられた執行官の判断というのがありました。執行官の判断が、そこになってると言われますが、しかし裁判所はそれを競売に付したわけですよ。そのことを裁判所は、それを良として競売という手続に入ったというふうな事実を私はしっかり受けとめていきたいというふうな考え方を持っております。

保安林の話にまた戻りますが、県の許可をもらう、いちいちもらう必要があるというお話がありました。今回この計画づくりをする段階においても、私ども県のほうとも協議を内部的にはさせていただいて今回つくり上げました。

もっと皆様方にお示しした中で、林業をなりわいとする人方をどのように研修していくかという場等にも十分に使っていける山林であろうと思います。また、今木材等を搬出をされておられますが、それこそ九州本土、韓国、それぞれに材は出ておりますけども、そのときにやはりロットの問題等があるかと思えます。それらを保管する意味も当然この260ヘクタールの中で組み立てていけるのではないかと、それほどのある意味、保管できる材はあるのではないかとというふうにも考えております。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 執行官の意見というのは、何回も執行したから問題ないという話ですが。しかし、その中でさっき言ったように余りにも競売手続上は容認ができないものだと。競売というのは、例えば登記簿上での競売もございまして、競売は可能なんです。

私が言わんとするところは、市の財産ということだから、個人なら構わんかもしれないが、市の財産にするわけです。それが土地がどこやらわからんよと。机上で結んだところが260ヘクタールあったんだということなんです。それでは市の財産にできないじゃないかと。財産に

するんですからね、それはおかしいんじゃないですか、市の財産ということだから。個人なら構わんですよ。市の財産ならば、そこは買わないのが普通なんです。もう一回。

それと、問題は、7月2日でしたか、第1回の全協のときございました。そのときの説明と8月21日の全協の説明がございました。7月2日、そのときの説明ではなかったものが、8月21日のときの全協のときはできております。それが先ほど言った競売外の物件ですよ。

この競売外というのは、担保に入っていないから競売外になっておるんですね。売買すれば、この山林の名義人ですから、そこにお金が出るんですよ。政策金融公庫は抵当入れてないんだから、そこにお金が出るんです。その対象外も一緒にして、そして総額で6,500万円上げてるわけですよ、この時の説明で。ね。そして、その内容というのが先ほど説明があったように、公共用地取得関係で平米当たり260円だというような設定してあるんですよ。いいですか。

それでお尋ねしますが、先ほど飛び地があります、飛び地が。さっき言われたお寺の土地もでございますよ。なぜ、この三宅さんのところだけが対象外で市が買おうとするのか。もし、対象外の土地で飛び地的なものがあると言われるお寺関係、土地がございまして、これは非常に大きい土地ですよ。そういうところも一緒にここの中に入れるべきじゃないんですか。まだまだようけあるんですから。（発言する者あり）入れるんじゃないですか。

というのは、全協のときも話があったように、職員がおるんだから、その職員に便宜を図るために、この対象外の土地を、あえて今までなかった説明の中で、8月21日の全協の中に折り込んだんじゃないんですか。便宜を図るために、どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今ここの議案で出させていただいておりますのは、競売物件の部分だけ、皆様方に御相談し、提案をし、そして競売物件で物事を組み立てるほうがよりいいんじゃないかというふうな、最初にいただいたわけでございます。そこで今回競売物件外については対象としておりません。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 最後ですけどね。対象外にしてないのは私もわかりますよ、260ヘクタールしか出てないんだから。その全協の今までのかかわりの中で、今まで話がなかったものが、この全協で出てきておるんですよ、流れの中で。そして、これで全協で非常に難しいとわかったんで、下のほうを削除したんですよ。対象外の分を、そうじゃないですか。全協で削除したんじゃなくて、そちらの意向で削除したんでしょう。

ということは、この余分な土地も含めて、本来ならばこの資料にあるように6,500万円で買うことになったわけでしょう。だから、こういうのを市の職員が中に1名おるということ

だから、それに対する便宜ではないのかというのが一般的な捉え方ですよ。

そして土地が高すぎる、公共用地取得で260円ですけども、この競売の単価は31円70銭ですよ。それも結構いい値段です、保安林としては。同じ横にある土地が、なぜ260円もするんですか。そういうところまで便宜を図っておるんじゃないんですか、その市の職員に対して。どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 決して便宜を図るとかそういうことではなく、あの時点においては一体として物事をというふうな考え、それと地目が違うというふうなことも原因として、皆様方には説明をその際させていただいたところでありまして。これらを外して、どうか御理解をいただきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

本件は、配付いたしております議案審査付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

日程第51. 諮問第2号

日程第52. 諮問第3号

日程第53. 諮問第4号

日程第54. 諮問第5号

日程第55. 諮問第6号

○議長（作元 義文君） 日程第51、諮問第2号から日程第55、諮問第6号までの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ただいま一括議題となりました諮問第2号から諮問第6号までの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、その提案理由を御説明いたします。

今回、御提案いたします委員につきましては、現委員5名の任期が本年12月31日をもって満了となりますので、再び委員に推薦する方として、山代博康氏、武田朋三氏及び村瀬武氏の3名、また現委員の後任として新たに推薦する方として、阿比留哲二氏及び福島とよか氏の2名、合わせて5名の方を委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見を願います。

山代氏及び武田氏は、ともに平成20年1月から現在2期目、村瀬氏は、平成23年1月から現在1期目と、3氏におかれましては人権擁護委員として御活躍されております。

また、あらたに委員としてお願いする阿比留氏は、美津島町根緒109番地にお住まいで、昭和46年から平成24年3月まで、美津島町及び対馬市の職員として対馬の発展振興に御尽力いただき、行政の立場から人権の問題にも取り組まれてこられました。

同じく、福島氏は、上県町佐護北里579番地にお住まいで、昭和51年から平成23年3月まで上県町及び対馬市の社会福祉協議会で勤務され、福祉や介護に深く携わってこられました。

候補者の皆様は広く社会の実情に精通され、人格、識見ともに申し分なく、人権擁護委員としてふさわしい方々であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 提案理由の説明が終わりました。これから5件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております5件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。5件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから5件について、各案ごとに討論、採決を行います。

諮問第2号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

お諮りします。諮問第2号は、山代博康氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。諮問第2号は、山代博康氏を適任とすることに決定しました。

次に、諮問第3号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

お諮りします。諮問第3号は、武田朋三氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。諮問第3号は、武田朋三氏を適任とすることに決定しました。

次に、諮問第4号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

お諮りします。諮問第4号は、村瀬武氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。諮問第4号は、村瀬武氏を適任とすることに決定しました。

次に、諮問第5号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

お諮りします。諮問第5号は、阿比留哲二氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。諮問第5号は、阿比留哲二氏を適任とすることに決定しました。

次に、諮問第6号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

お諮りします。諮問第6号は、福島とよか氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。諮問第6号は、福島とよか氏を適任とすることに決定しました。

日程第56. 請願第2号

日程第57. 陳情第2号

日程第58. 陳情第3号

○議長（作元 義文君） 日程第56、請願第2号、「教育予算を拡充し、30人以下学級の実現」についての請願書から日程第58、陳情第3号、国に対し「2014年4月からの消費税率引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める陳情書の3件を一括議題とします。

この3件は、配付の議案審査付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

○議長（作元 義文君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

明日は、定刻より本会議を開き、市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後8時42分散会

平成25年 第3回 対馬市議会定例会会議録(第2日)

平成25年9月10日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成25年9月10日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(21名)

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
13番 堀江 政武君	14番 小宮 教義君
15番 初村 久藏君	16番 大浦 孝司君
17番 小川 廣康君	18番 大部 初幸君
19番 兵頭 栄君	20番 山本 輝昭君
21番 作元 義文君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	松本 政美君
課長補佐	國分 幸和君	主任	金丸 隆博君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
地域再生推進本部長	平間 壽郎君
観光物産推進本部長	本石健一郎君
総務部長	桐谷 雅宣君
政策監	平山 秀樹君
総務課長	根ノ 英夫君
市民生活部長	藤田 雄二君
福祉保健部長	多田 満國君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	堀 義喜君
水道局長	阿比留 誠君
教育部長	豊田 充君
美津島地域活性化センター部長	八坂 一義君
豊玉地域活性化センター部長	梅野 泉君
峰地域活性化センター部長	志田 博俊君
上県地域活性化センター部長	川本 治源君
上対馬地域活性化センター部長	島居 清晴君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	長久 敏一君
監査委員事務局長	糸瀬 美也君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（作元 義文君） ただいまから、議事日程第2号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（作元 義文君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は、5人を予定しております。

それでは、届け出順に発言を許します。17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） それでは、改めまして皆様おはようございます。17番、新国会の小川廣康でございます。

昨日は、我々議会に関することで、夜の8時42分ぐらいまで審議がずれ込みまして本当にお疲れさまでございました。また、ことしの夏は、7月の参議院選挙以降、記録的な猛暑の日が続きました。ようやく、しかし秋らしくなってきました。参議院の選挙においては、自民党の圧勝により衆参のねじれが解消され、決められる政治、そして実行する政策に拍車かけられるものと信じております。そんな中、5月の新藤総務大臣、そして8月末の石原環境大臣が来島され、現地視察を含め、市民との対話、そして、また市からの要望等を聴取され、島づくりの熱い思いが、対馬島民の熱い思いが両大臣に伝わったことが両大臣のツイッター等から伺えました。

市長におかれましては、今後さらに政治家としての力を発揮され、国とのパイプを強固なものにしなが、対馬市再生のために行政運営に最大の努力をされることを望むものであります。私も市民と市政とのパイプ役に努めながら、市民の声が行政に反映されるよう努力を重ねていきたいと考えております。

質問に入ります前に、昨日、提案されました補正予算の中から、私が一昨年から提案をお願いをしておりました、いわゆる新病院へのアクセスの関係、道路の問題ですが、これが予算づけをされておりますが、私は当初、県との協議の中で、本来ならば県道でということをお願いをしておりましたが、市で予算づけがされておりますが、通告はしておりませんが、その中身についてお答えできればお答えしていただきたいと思っております。

さて、今回は、通告をしておりました組織機構の見直しの進捗状況についてと、学校用務員の任用替えについて、市長、教育長に所信をお伺いをしたいと思っております。

まず、第1点目の組織機構の見直しについては、今年3月、私の一般質問において、その時点では答申を受けた素案の段階であり、新年度になり区長会議、そして地域審議会など、機会あるごとに意見をいただきながら、5月、6月ぐらいには庁内会議を立ち上げ、委員会を重ね、年内には皆様に諮りたい。また、新出張所、いわゆる今の美津島、峰、上島の活性化センターが新出張所という素案になっておりますが、この出張所にどのような機能を持たせていくのかについても、その地域性があるのでそれらをじっくりこの上半期に組み立てる必要を感じている。それらで、年内に計画というものをたたき上げていきたい。その間、議会においても途中経過を踏まえ、報告をさせていただきたいと、答弁をされました。

しかし、もう9月です。ようやく8月の広報つしまにその素案が掲載され、市民からの御意見を募集されております。前回も申し上げましたように、この案件は市民生活に密着した行政サービスに係る大きな改革であります。現在の進捗状況についてお聞かせをいただきたいと思っております。

2点目の学校用務員の任用替えについてであります。この件については、本年度、技能労務職の学校用務員3名の職員が行政職に配置替えられ、来年度には退職予定者を除く全てを任用替えされると聞き及んでおりますが、その目的とメリットは何か伺います。また、今年度は3名の職員全てが教育委員会に配置替えされておりますが、今後もこのような考えで実施をしていこうと考えておられるのか。重ねて伺いをいたします。

時間の制約がございますので、市長、教育長の明快なる答弁を求めたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。小川議員の質問に答えたいと思います。

冒頭、おっしゃられました、統合病院を予定をしておりますグリーンピアの地、それから樽ヶ浜までの540メートルを今、予定をしておりますけども、この区間、一昨年でしたか、小川議員のほうから、グリーンピアに病院を移すに当たっての懸念事項としてこの路線が上げられておりました。

おっしゃられた部分につきましては、国道からグリーンピアまでの路線道路が1本しかないという問題、それを災害時、本当どうするんだろうというふうな御質問だったと記憶しておりますけども、そのためにも、今回補正予算で測量費等を上げさせていただいておりますけども、迂回路としての道路、また雞知から西にお住まいの皆様が病院に通院をされる場合の利用される道路としてこの路線を想定をしておりますし、国道の混雑というお話も市民のほうから以前から上がっておりました。これらを分散させることによって解消していきたいという考え方で、これを組み立てて今おるところであります。

また、その際、県にお願いをするべきではないかというふうな、今までの経過の中のお話だったと思いますが、そういうことをやったらどうかという御提案が当時ございました。これらについては、振興局のほうともお話を進めておりましたけども、どうしても県のほうで取り組みは、この部分についてはできないというふうな回答が当時からあっております。ただし、私どもは今回グリーンピアから樽ヶ浜を抜ける道路以外に、空港からグリーンピアに抜ける道路というものについては、県のほうで県道で取り組んでいただきたいということを今もずっと言い続けておるところであります。

どうか、そのことによりまして、北側から入られる方々が空港に寄られて新たな道路を利用して病院に出、そして樽ヶ浜から宮前を抜けることもできますし、グリーンピアから国道に戻って動くというふうなこともできるかと思いますが、そのようなことを想定して、今回計画費を上程をさせていただいているところでもあります。

また、先ほど冒頭に大臣の来島が、総務大臣、それから環境大臣のお話がありました。確かにお2人、お見えになられまして、それと市民の方々との意見交換というのを専らやっておられる

というふうに感じております。市民の声というものを聞きながら、それをどのように反映させていくかということがやはりこれからのキーになるのかなというふうに感じている次第でございます。

それで、通告がありました組織機構見直しのその後の進捗状況ということでございますが、既にこの計画の内容につきましては、議員の皆様にはお渡ししておりますので御承知いただいております。

まず、本計画策定の経緯からちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、現在、市が取り組んでおります行財政改革の一つに市職員の定員適正化計画というものがございます。その実績を見ますと、計画を上回る数値で職員の削減が進んでおります。現状の組織機構では職員の配置が大変困難な状況となっております。このような状況下で、今後における行政サービスの提供及び重要政策や重点施策の実現を図る上で組織機構見直しの必要性が高まり、本計画の策定を進めているものであります。

現在までの周知の状況でございますが、先ほど議員が言われましたように、市民に対してパブリックコメントの募集につきましては、昨年12月から1月にかけて行っております。今年度におきましても周知徹底を図っていくために、各区長会議の折、また各町の地域審議会においても説明を行い、そして、おっしゃられたように市報の8月号、さらにはケーブルテレビにおいても計画概要というものを説明するとともに、対馬市のホームページにおいても皆様からの御意見募集の周知を行っております。9月20日までを募集期間としておるところであります。今後も市民への周知に関しましては、市民の皆様が十分に理解できるよう、ケーブルテレビや広報、ホームページ等、ありとあらゆる手法を組み合わせまして周知を図っていきたくと考えております。

次に、本計画の策定状況ですが、新組織機構における各部署の業務内容等について、庁内関係部署における検討会議を実施している状況であります。今後におきましても、市民の皆様から御意見をいただきながら協議を重ね、計画案を策定し、計画案についてはあらかじめ議会の皆様へ御説明の上、12月議会での関係条例の上程を経て、来年4月1日の実施を目途としております。

計画では、各地域活性化センターの統合や教育委員会事務局などの一部本庁組織の配置変更、そして郵便局等への民間委託などにより、各出張所への市職員配置の廃止等が主な取り組みとなっております。また、本庁業務についても、島の今後の歩みを見通す中での組織内の改編にも着手するため、部等の整理も出てくるものと予想をしておりますが、市民皆様に対する行政サービスへの影響を最小限とするよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

次に、2点目の学校用務員の任用替えについてでございますけれども、私と教育長でこれについ

ては答弁をさせていただきたいと思いますが、まず、学校用務員の任用替えの目的とメリットという問題がございました。

まず、目的につきましては、合併時より進めております行財政改革の一環であります、民間でできることは民間に業務を補っていただく、俗に言うアウトソーシングの取り組みの一つであります。この取り組みにつきましては、定員管理職員の有効な活用方法として、旧町時代にも運転手や保育士、用務員等から一般職への任用替えは行われていたものであります。また、この任用替えにつきましては、市財政に見合った適正な職員数への削減計画である第2次定員適正化計画に、単純労務などワークシェアリング可能な業務については嘱託職員等を有効に活用し、経費の削減と雇用の確保を図るとありまして、用務員の皆様に、任用替えにより一般職として業務を遂行していただくことで行政運営が円滑に行えるということが最大のメリットであるというふうに考えます。

さて、職員数削減の取り組みについてですが、平成25年度は第2次定員適正化計画の4年目に当たります。適正化計画での本年度当初の目標職員数の610名に対し、4月1日現在で590名、9月1日時点では586名と、目標を上回る減少数になっております。

なお、平成17年11月策定の行革大綱での最終目標職員数は450名ですので、さらに目標に向けての取り組みの必要があるという状況であります。

先ほど説明しましたように、職員数削減に伴う組織の見直しにも着手しなければいけない状況となっております。用務員の任用替えにつきましても、この組織機構の見直しを補完するものとして、職員組合との協議のもとに昨年度より取り組んでいるものであり、既に4月1日から学校用務員16名中3名が、任用替えにより一般職員として生涯学習課、中地区教育事務所、対馬図書館で業務を担っているところです。

このように組織機構の見直しを行っているところですが、定員管理上の正職員数には学校用務員や介護職員等の施設職員も含まれており、現在の職員数586名のうち用務員13名をはじめ、87名が施設関係職員であります。このような施設関係職員についても全体の削減計画に含まれていることから、その取り組みとして学校や保育所の統廃合または福祉施設等の民間への譲渡や民間委託など、民間でできることは民間に業務を補っていただく取り組みを行っているところです。

今回の学校用務員の任用替えにつきましても、このような取り組みの一つではありますが、現在、取り組んでおります組織機構見直しによる各部署への人員配置に対応するため、学校用務員から一般職員として、市長部局や教育委員会部局等で民間に委託等ができない業務を担っていただくことが今回の任用がえの最大の目的でありまして、メリットであると御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 私のほうからは、学校用務員の任用替えについての教育委員会の対応を中心にお答えをさせていただきます。

平成25年4月1日付で3名の学校等用務員の任用替えを行い、現在の市職員の学校等用務員は13名でございます。年度末には定年退職となる職員が1名、早期希望退職の意向がある職員が2名っております。

教育委員会としましては、対馬市立学校及び幼稚園統合推進計画に基づき、学校の統廃合を進めております。平成25年4月には4校の減、26年4月1日時点では、小学校がさらに1校、幼稚園1園の減となる見込みでございます。

学校用務員の任用替えを行うに当たって、用務員の不安を少しでも解消し、一般職へのモチベーションを高めてもらうため、意向調査の実施、それから延べ3回の説明会の開催、パソコン研修の実施、そして学校が夏休みの期間を利用して活性化センター、教育事務所等での職場研修、職場体験を行っております。学校等用務員に欠員が生じた場合は、今まで嘱託職員を雇用し、学校の維持管理や校内庶務をとり行っていますが、現在まで大きなトラブルの報告はあっておりません。

今後におきましても、事務引き継ぎを十分に行うなど学校との連携を図っていく所存でございます。

○議長（作元 義文君） 17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） ありがとうございます。

まず、市長、私、組織機構の見直しについては、3月にある程度具体的に質問をさせていただきましたので、その目的、進む方向については、私は別に異論を訴えているわけではございません。ただしかし、今までの進め方について、私は少し市長の、この進め方については少し違和感を感じておりましたので、今回再度質問をさせていただきました。

前回、3月の私の質問に対し、市長は今から、先ほど述べましたように、庁内でいろいろ協議しながら、計画を今年度の早いうちにつくり上げていくというようなことで答弁がなされておりました。今の答弁の中では、ことしの12月の議会でその条例案を提出をされようという計画のようでございますが、私が言いたいのは、この問題が市民にあまりにも浸透していない。

前回の私の質問に対して、市長はこのように申しておりますね。パブリックコメントを募集、これは昨年12月21日から1月21日の間につきましてこの素案に対するパブリックコメントを募集して、さまざまな御意見をいただいております、いうふうな答弁がなされました。しかし、私がこの締め切り後に対馬市のホームページでパブリックコメントを検索してみますと、たったの1件しか募集がございません。そして、その後についても、私たち議会に対しても具体的

にどういう方向で進めようとしているのかというのが全く窺えない。私はこの件について非常に心配をいたしております。

特に、新しい出張所に素案の中ではなっております、美津島、峰、上県が新出張所になるわけですが、そこには、この素案の中では結局窓口業務だけ、俗に言う、今活性化センターが担っております地域支援課というものが廃止をされるような素案になっております。ですから、この素案のまま計画を立てていくということになれば、おのずとそうなるんでしょうが、今、庁内会議の中でどのようにすり合わせておられるのか。それが全く私たちには見えてこないというのが非常に住民としては心配をいたしております。

私は、前回も申しましたように、確かに人口は減っておりますし、そして来年度から普通交付税が段階的に削減される予定であります。議会としても要望は出しておりますが、そういう削減されることが強いと思います。ですから、この方向については、私は何も異論を唱えてるわけではないんですが、その内容とやり方について、もう少しやっぱり市民に優しいやり方があるんじゃないですか。

先ほど言いましたように、今回の市報においても初めて掲載をされております。御意見を伺います。私は、特に今、5出張所が、現出張所がありますが、これが段階的に廃止をされていくという素案の中での計画です。計画がどうなるかわかりませんが、ですから、その地域の方々には、少なくとも市から出向いてでも計画を樹立する前に、市としてはこういう計画を持ってるんですが、ということをおはやはり投げかけるべきなんじゃないでしょうか。ホームページでパブリックコメントを募集し、市報で皆様方の御意見をお伺いします、締め切りは何月何日までですと。これが果たして市民の意見を吸い上げる姿勢と私は言えるのかなと考えております。

ですから、私がもう一つ言いたいのは、市長が議会で答弁されたことについては、やはり職員もそれに向かって進めていかないと、時間はどんどんたってしまいます。12月の定例会にいきなりこの計画案が出されて、果たしてどうでしょうか。皆さん、議員が納得するのでしょうか。

そして、私がお伺いしたいのは、昨年の12月の定例会のときにこの素案が私たちの議席に配られておりましたが、何もこの中身については議論したことはございません。もちろん私たち議員も悪いんですが、確認しますが、この素案というのは、この改選で議員になられた方々にはお配りでしょうか。まず、その点について1点確認をしておきたいと思いますが。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 新たな議員さんには、対馬市組織計画（仮称）素案を配付をさせていただいておることです。

○議長（作元 義文君） 17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） それならわかりました。ですから、市長、ちょっと確認します

が、今から素案が、どういう素案、計画案がどういう計画案になるか全く私たちには見えません、もうこの素案だけです。いつごろ計画の案というものを我々議会のほうに示される予定なのか、およその時期についてお尋ねしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 12月議会の当然前に、皆様方に一回お示しをしたいというふうなつもりで内部的な調整を、調整っていいですか、協議を進めておるところであります。

○議長（作元 義文君） 17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） そうですね。いや、これやっぱり非常に大きな組織改革であろうと思います。私さっき、何回も言いますように、進め方としては間違っていないと思うんですよ、方向づけは。しかし、これを進める手順が私は少しおかしいんじゃないのかって言ってるんですよ。

特に、豆敷、佐須、佐賀、仁田、琴、5の出張所の方々に関係する地域の方々の計画の中では段階的に、もちろん計画案も見ないから何とも言えないんですが、今私が申し上げてるのは、この素案に基づいて質問してることをお許しいただきたいと思いますが、そして、市報の中で記載されてることをもとに質問させていただいてることをまずお許しいただきたいと思いますが、特に現出張所の関係する地域の方々、段階的に廃止をされていく。今、市長は郵便局とかいろいろ言われました。その計画、交渉が今進んでるのかどうか。その点についてちょっと確認をしておきたいと思いますが。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） こちらとしましては、郵便局とかJAさんとか、さまざまな公共的機関と交渉をしていきたいということですのでずっと申し上げてはおりますが、正式な協議会とかいう形は、まだとってはおりませんが、現在の5つの出張所が今後どのような形で民間とか公的団体に移譲されていけるのかというのを今、職員のほうで模索しております。

そして、30近い郵便局が島内にはございます。今までの出張所よりも近いところでそのような住民サービスが受けられる体制をとるためには、全局とは決して申し上げられませんが、どのような局数になっていくのかということで、市民の皆さんのサービス低下を幾らかでも和らげたいというふうな考え方で今、内部的に詰めておる段階です。

○議長（作元 義文君） 17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） まだ内部的な今、検討段階ということでございます。そうしますと、まだ計画の案というものがまだ出てないような気がするんですが、ただ、さっきから私言いますように、この中では、例えばいいこともあるんですね。教育委員会の本庁を中央に、学校教育をそれぞれで充実させる。そして、農業委員会も、今、上県ですけど、中央に、峰にという。

私は、農業委員会については峰よりもやっぱり本庁に持ってくるべきじゃないのかなと。前回、私もいろんな農業問題で質問させてもらいましたが、遊休農地を今後どうするのかということは、やはり、農林水産部との特に連携が必要ですから、そこらあたりが妥当ではないのかなと。もちろん今、農業委員会も事務局は上県ですが、ほとんど委員会は峰で開催されてる、中央で開催されてる状況ですので、私はあえて峰に事務局を持ってくる必要があるのかなという、ちょっと少しそういう危惧もいたします。

だから、そういう、特に教育委員会とかそういうものは、目に見えていいものは、前回も言いました前倒しして進めてください。しかし、この全体の計画については、やはり地域住民にもう少し説明をしてある程度納得をしてもらわないと、痛みを分かち合うことは必要ですから、それ改革することについては全部が全部反対じゃないと思うんですよ。ですから、中身を説明して、今後対馬市がこういう状態こうなりますから、こういう計画を持っておりますからぜひ御協力をしていただきたい。そして、その手当はこういうふうにいたしますという、それをもって説明をしないと、計画を立ててしまって、段階的に出張所は廃止をいたします。美津島、峰、上県は活性化センターから出張所にいたします。窓口業務だけです。じゃ道路のこと、いろんな生活の中で出てくるいろんな問題をじゃどこに持っていけばいい。一々、美津島の人が本庁まで行かなくちゃいけないのか。そういう不便さはあるんですが、それは今後の人員配置でクリアできる問題であると思うんですが、進め方、市長、もう少し市民に優しい改革の進め方ができないですか。どうしてもこの12月議会に条例案として出すおつもりですか。腹づもりをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） できますれば、来年の4月1日に向けて物事を動かしていきたいというふうに思っております。小川議員がおっしゃられるように、市民に優しい行政のあり方というのはすごく大切だというふうに思っておりますし、どのようにすればそれがよいのか。確かに、当面の問題として優しさが欠如してるんじゃないかという御批判は、今のやり方がそうなのかもしれません、できれば来年の4月に向かってそのあたりの部分について払拭できる形で物事を進めてみたいとは当然思います。

ただし、私どもどうしても区長会議、それから地域審議会の場合等々で皆様に説明をさせていただくわけですけども、そこの中で委員さん、委員さんっていいですか、そこに出席されてる方のほうから答えが出てきた中には、お互いもう我慢する時代が来たのかもしれないというふうなお言葉をもらいました。素案としては大変きつい素案だと確かに思います。そのあたりについて、そこに踏み込まざるを得なくなった、今、日本全体の状況というのも理解をしていただいた中でそういう言葉だったんだろうと思いますけども、どうか、そのあたりをきちんと説明をしてい

くことにこれから努めていきたいというふうに思います。

○議長（作元 義文君） 17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） 意思是固いようですが、もう、それならそれならで、また議会としても議論を進めていきたいと思ひます、私たちは私たちに。ですから、私がさっき言ひますように、今の活性化センターについては若干縮小されるけど、痛みを分かち合わなければいけないのかなと私個人は思ひておりますし、そういう市民も多分いらっしやると思ひます。しかし、何回も言ひます。豆殿、佐須、佐賀、仁田、琴、この出張所を段階的に廃止するという計画ならば、私は足を運ぶべきですよ、市のほうから。私は、そういう姿勢が財部市政には見えてこないし、市長の答弁に対する職員の動きが鈍い。市長がこの議会で決意を新たに機構改革を答弁したときには、やっばそれに向かつて私は努力すべきですよ、職員も。きつい言ひ方かも知りませんが。

市長も前回、私の答弁にこういう答弁をされておりますよ。審議会など機会あるごとに御意見をいただひていきたいと思ひておりますし、その地域の方から申し出があれば、こちらからどんどん出ていって説明していきたいと。これは逆ですよ。こういう市が、特に該当の活性化センターの部長にもお願いしておきたいと思ひんですが、やはり自分の地域の出張所が廃止に向かつて計画が立てられようとしている中で、やはり地域説明会なり、そういうものを私はやるのが優しい市の動かし方じゃないのかな。すればわかってくれる人もいらっしやると思ひます。それをして、やるならばやっばいただきたいということをお願いをしたいと思ひます。今からでも、12月定例会まであと3カ月ですが、まず、こちらから出向いていって説明会をする気が市長のほうにあるかないか、お聞かせ願ひたいと思ひますが。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 市としては、痛みを伴う区域につきましては、出ていく考えというのは持ち合わせはしております。

○議長（作元 義文君） 17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） だから、そういう気持ちがあるならば、私はもっと早く説明会を開催していただきたかったなと思ひております。私は、個人的にはそういう出張所の地域の出身の議員じゃありませんから、本当にそこまでの痛みっていいですか、心情はわかりません、正直言ひまして。ただ、私は美津島の活性化センター管内の地域の人間ですから、ただ、美津島活性化センターが出張所になって、地域支援課の機能がなくなるということには、それは少し寂しい気もいたしてあります。今、人口も減ってきてあります。やむを得ない改革だと自分では住民に対しては説明をしたいと思ひますが、やはり今の活性化センターが出張所になったとしても、じゃ道路の問題、そういう問題を、じゃー々、美津島だったら本庁のほうに電話したり、出向い

ていって相談しなきゃいけないのか。そこらあたりが全く見えてこないものですから、前回からも言っておりますように、出張所にはどういう機能を与えるんですかというものを質問をしてるわけです。

ですから、前回の3月の私の質問以降、市長も議会の皆様方にお諮りしてということでしたから、いつこの計画は、計画案が出てくるのかなと思っておりましたら、いきなり市報のほうに抜粋で出ております。もちろん計画が出てからじゃないんでしょうか。済みません、ちょっとそれ確認します。まだ、計画はできてないということですかね。計画案も。それはわかりました。それはそれとして、ですから、そういう私は進め方をさせていただきたいなと思っております。3月から、市長が答弁されてから忙しいでしょうけど、別に市長が行かなくなつて各活性化センター、総務部関係でできるわけですから、そのあたりはしてほしかったなど。今からでも遅くないと思います。断行されようと思うならば、やはりそこらあたりを私はやっていただきたいなと思っております。もうこれが最後にいたします。私の今の質問に何かコメントがあればお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど申しましたように、来年の4月を目途とした計画でございますので、そこが市民の皆様浸透する形をとれるよう、今から、日にちは少のうございますけども、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） よろしくお申しします。

それで、1点目の質問を終わらせていただきますが、先ほど、次の任用替えについては、明日ですか、小島議員も同じような内容で通告されております。中身は大體一緒じゃないかなと思うんですが、教育長に一つお尋ねをしておきたいと思っておりますが、今13名の正職の用務員さんがいらっしゃる。これは来年、この年度末に1名が退職予定者、定年退職者、2名が依願退職の予定と、先ほど伺いましたけど、じゃ今、ほとんど嘱託用務員で今、補助をしておりますが、今後もちろん正職の欠けたところには嘱託で賄っていくという基本的な考え方にはお変わりございませんか。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 今、議員がおっしゃられたとおりでございます。

○議長（作元 義文君） 17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） 先ほど、この任用替えについては、市長のほうからる目的、メリット等が答弁がありましたのである程度は理解できますが、私はどうも経費節減について、例えば今の学校用務員さんが、もう教育委員会部局のほうには、今3名配置されておりますので、

あと何名配置されるか。あるいはまた、市長部局のほうに多分行かれるだろうと思いますが、果たして任用替えして、配置替えして、またそこで嘱託を雇用する。どういう経費的なメリットが出てくるのかなという、ちょっと単純な疑問があるんですね。そして、来年の、これずっと今の、今年度末予定、3名が退職予定ですが、残り10名になりますね。10名の用務員さんがいらっしやいます。段階的に結局定年を迎える方もいらっしやいます。ただ、これを自然減でどうしてできなかったのかなという単純な疑問があったんですが、先ほどの市長の答弁では、市長部局に民間委託できない部分を正職で賄っていかねばいけいから、それをこうするんだという、私はそれ理解したんですが、それは教育委員会と市長部局とのすり合わせの中で、今年度からこういうやり方がされてると思うんですが、自然減でやっていこうという話はなかったんでしょうか。まず、それを確認。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） それができれば一番良かったと思うんですけども、結論から申しますと、退職等で人員が減っていくよりも学校統合による学校の数、幼稚園の数のほうが少なくなっていくということで、自然減ではなかなか難しい面がありました。

○議長（作元 義文君） 17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） そうしますと、今度はまた市長のほうにちょっとお尋ねですが、例えば今の用務員さんが市長部局のほうの一般職に配置された。そして今、配置されたところに、今、嘱託職員で雇われてる方々もいらっしやと思う、部署じゃなくて。その人たちが結局あふれる、あふれるっていったら言葉が悪いんですか、再雇用ができなくなるケースというのも出てくる可能性もあるということになるんでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 頭の中の整理がちょっとできん部分がありますが、今のおっしゃられてる部分っていうのは、再雇用ができなくなる可能性はあると思います、それについては、当然だと思います。全員の身分というのを永年保障してるわけでもございませんし、そこについては御容赦いただきたいと思います。極力そのあたりについてもどうかしていきたいという思いはあります。そして、それ以上に職員の減の部分の激しゅうございますので、それらとの見合いの問題も当然あります。ただし、御質問がありました、そうすると今の嘱託職員さんの身分はどうなるのという話になれば、どうしても今の、最初言ったような答弁になろうかと思います。

○議長（作元 義文君） 17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） ありがとうございます。あと、もう2分です。

この任用替えについては、職員組合との協議の中でお互い理解といますか、もう仕方ない、妥協されたんだろうと思いますが、やはりこの任用替えによる退職をやむなくされた、やむなく

されたっていったらおかしいですか、まず、これを機会に定年前に職を辞するような方もいらっしゃるように聞いております。ですから、よくよく考えてやってほしかったかなと思いますが、この件については、また小島議員が同じ通告をしておりますので任せたいと思いますが、市長くれぐれも組織機構、もうくどういようですが、もう私はこの件についてはもう今後一切一般質問をいたしませんので、12月定例会に条例案を出されるならば、その前にしっかりと市民に対して説明し、そしてある程度の納得を得られてから上程されるように希望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） これで、小川廣康君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。再開を11時5分から行います。

午前10時50分休憩

午前11時05分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） 皆様、おはようございます。ただいま指名いただきました、改革つしまの波田政和でございます。

昨日の本会議、大変お疲れさまでした。提案案件も多い中、時間の都合で質疑も十分にできず、私は上程案件のあり方も検討していただきたいと、このように考えております。

質問に入る前に、先般の6月の定例会におきまして、市長への御質問の際、お願いしておりました対馬南部地区における東回り海岸道路の伐採進捗状況について確認をしたいと思っております。

私は、この南部地区の東回り海岸道路、主として安神峠から浅藻地区までの間、軍用道路として何十年も放置されてきた現状を踏まえ、少しでもこの路線を利用する住民の感情を和らげるためにも、道路の両端から生い茂る雑木の伐採を行い、道路を明るくしていただきたいと要望しておりました。この案件につきましては、市長は、さきの議会でこの道路を管理する上級官庁へ伐採作業の働きかけをしていきたいと、このような答弁であったように思います。現在、どのような進捗状況にあるのか御答弁をよろしく願いをしておきます。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

まず、はじめの質問であります。対馬島内の基幹産業、第1次産業の低迷に対する行政の取り組み方についてお尋ねをいたします。

対馬島内の基幹産業である第1次産業が年々衰退していく状況の中、これといった市の対策や効果が見られません。

私は行政に対し、即効性がある、政治的な対策をお願いするものであります。6月の議会において、補正予算で計上されました漁業用燃油対策事業において9,700万もの補正を承認したわけではありますが、市は、国が管轄する漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を条件としました。その結果、この条件に対し、加入者がふえ、効果が十分あったのか、私は疑問に思うところであります。

また、その反面、隣の壱岐市では、無条件で同じ施策を打ったと聞き及んでおります。同じ施策なら即効性のある生きた対策こそが、市民が望んでいることではないでしょうか。光の当たらないところに光を与えることが政治の役割であり、今やらなくてはいけないことであると私は思うのであります。

また、漁業経営セーフティーネット構築事業への加入条件がなくなり、スムーズに補填を受けられることが、即効性の観点から考えても無条件の補助がよいと思いますし、漁場を西と東で操業する壱岐と対馬で、なぜ対応が違うのか。県や離島市長会においてディスカッションはなかったのか。現段階での市長の考え方をお尋ねしておきます。

それともう一つ、あなたの手法でどうしても私が気になることがあります。それは、以前、子ども手当の支給と同時に、市が税金滞納者の口座を差し押さえをしたことがありましたね。このとき行政は、マスコミから質問に対し、たまたま差し押さえをした口座に子ども手当が振り込まれていたというような幼稚な回答をされておりました。そのときと同様、今回この漁業経営セーフティーネットに加入した場合、漁業者から、そのときと同様、燃油の補助金の振り込みと同時に差し押さえられるのではないかともしさやかれております。

このような事例に対し、市長はどのように考えられているのか、御答弁のときでもよろしくお願ひしときます。

それともう一つ、対馬市は、よく何らかの事業に対する補助金や助成金の受け付けをする場合に、その条件として市税に未納がないことをよく条件にされているように思います。私は、今回市長が決断された漁業用燃油対策事業のように、緊急性や即効性が求められる事業については無条件であるべきと考えております。

そこで、お尋ねをしたいと思いますが、今回、この漁業用燃油対策事業の申し込みについて市税に未納がないことを条件にされているのか。また、補助金や助成金対象事業の告示を行う場合に、何を基準に市税に未納がないことを条件としているのか、あわせてお尋ねをしておきます。

それと、この燃油対策と並行して、漁業者以外の農業や林業、さらには一般の商業者に対し、どのような施策を考え、平等性を担保するお考えなのか。あなたのことだから、多分妙案は考えられていると思います。そこもあわせて回答をよろしくお願ひしときます。

次に、ふえ続ける外国人観光客の受け入れ態勢の整備についてお尋ねをいたします。

先日、8月20日の長崎新聞を見ておりますと、2年連続10万人突破という記事が目飛び込んでまいりました。その記事の内容は、対馬市を訪れた韓国人観光客入国者数が7月末現在で10万人を超えたと。19日、市の調べでわかったと。大台突破は、15万人が来島した前年に引き続き2度目で、1カ月早いペース。このまま推移すれば、昨日も話があっていましたが、過去最多の17万人に達する見込みと掲載をされておりました。

このように毎年、ふえ続ける外国人観光客の渡航について、市民の方々の感情は賛否両論あると思います。市長も市内を歩いて、市民の意見を聞かれ、御承知であるとは思いますが。現在、外国人観光客の誘致につきましては、対馬市に与える経済効果は年間約21億円とも発表がなされております。しかしながら、その反面、一般市民にはそのような実感がまるでないことも事実であります。約21億円の経済効果があるといっても、そのお金は一部の人だけにしか回らず、関係のない市民には無縁の世界ではないのか。道路を我が物顔で横一列で歩く人や、地べたに座り込み宴会をする人、公衆トイレを汚す人や落書きをする人、山には韓国製品のごみを捨て、海ではまき餌をして釣りをする。また、あげくの果てには万引きや飲食店での金銭トラブルも絶えないみたいであります。

私が今回着目したいのは、今後、ふえ続ける外国人観光客の受け入れ整備について、どのように取り組んでいくつもりなのかというところでございます。

私は、そもそも対馬市が当初から外国人誘致を始めるに当たり、そのプロセスに大きな問題があったのではないかと疑問を感じております。端的に申しますと、対馬を安売りをし過ぎた結果が現在の状況を招いたのではないかと考えております。

そこで、なぜ対馬に外国人観光客、特に韓国観光客が集まるようになったのか。ここから議論したいと思っております。

皆様、御存じのように、対馬と韓国、直線距離はわずか50キロ、50キロという、近いから遊びにくるという感覚。私は、半分正解で、半分間違いではないかと考えております。

私が考える理由の一つとしては、最も安く海外旅行ができる、リゾート的な観光旅行を意味しているわけではありません。海外旅行をする人間の特典を考えた場合、対馬が最も都合がいいからです。対馬だけに限らず、外国人観光客は免税品を出国前に買う傾向があります。もちろん、それはロツテやシンセゲの免税百貨店で購入するので、当然ポイント等のサービスが含まれるのではないかと思います。免税価格でブランド商品を買えるわけですから、大阪や福岡でも、韓国人観光客が日本に着いた初日に、荷物に免税店のバッグを持っている人が多いのもそれが理由です。つまり出国したらある程度の目的を達成できるケースが多いからです。

2つ目の理由としては、普段から見える場所には行ってみたい。それは普通、人間の感覚としてあるでしょう。そのリアリティーが目の前にあり、しかも他国、しかも最も気になる国、日本。

1万円以下でそこに行ける料金の設定。間違った教育と認識で、1000年もの前から自国韓国領土と言っているわけでございます。領土の確認に来たかもしれないじゃないですか。

では、なぜ現在、ニュースで騒がれるような仏像盗難やマナーの悪い渡航客の入国が起こるのか。その答えは、対馬市における観光誘致対策の失敗にあり、その対策のケーススタディーは大阪や福岡にもあると思います。端的に言えば、対馬の価値を低めて安く大量に韓国人を呼んだからです。同様に、失敗は震災が起こる前の団体旅行を招聘した地方都市も同じことが言えると思います。例えば、空港の利用促進補助金を使ったり、震災後の補助金を使ったりして、とにかく呼ぼう、とにかく外国人観光客をふやそうと先走った結果がこの状態ではないでしょうか。

平成23年6月、第2回対馬市議会定例会におきまして審議されました国際航路・航路緊急対策事業負担金についても同様のことが言えると思います。この事業は、平成23年3月11日発生しました東日本大震災による原発事故の影響で、大亜高速海運が運行する国際航路の運休に対し、その対策として緊急的に計上された予算であることは、議事録からもよく理解をしております。

しかしながら、本当にこの予算が有効的であったのか。そもそも大亜高速海運の言い分としては、原発事故の影響で対馬へ渡航する希望する人がなくなったことを大きな理由にしていたはずであります。私は、この理由、単に大亜高速海運自体が原発事故を理由にして、少しでも対馬市から旅費を負担させようとしただけではなかったのかとも感じております。

それを裏づける要因としては、大亜高速海運が運休している間、空路、いわゆる飛行機を利用し、対馬へ渡航する外国人の旅客数は減少しておりません。これについては、対馬市が比田勝にホテル誘致をするために公表した国際航路・空路利用状況の参考資料で明確にされております。結果として、対馬市は2,159万8,000円もの血税を外国人観光客のために負担しました。

では、この負担金を出したことが本当に正解であったのか。また、この負担金を出さなかったら外国人観光客は来なかったのか。ここは、しっかりさまざまな方向から検証が必要ではないでしょうか。この上で、この事案に対し、市長はこの負担金2,159万8,000円の執行に当たって、今どのように感じているのかの見解をお尋ねします。

話を本題に戻しますが、そもそもどこの国の人だろうと、一般的には所得の高さとリテラシー・マナーの高さは正の相関、どなたでも理解できることと思います。今日、福岡や対馬、大阪、このような大都市に韓国人観光客は、ソウルなどの大都市の人が多く、観光客は圧倒的に、私の調べでは20代、30代という若者が、日本が好きな人がたくさん見られているように感じております。彼らは2泊3日の旅費を、渡航費を除いても1人6万円ぐらいのお金を消費しております。対する対馬へ来るお客様は半額の3万円弱。しかも、これが本当に日本企業に金が落ちているとも限りません。何に幾らお金を使っているのか、そして何を求めているのか。市は正

確にどこまで掌握しているのかを疑問に思うところであります。

安い対馬、唯一安く行ける外国、日本。そういうふうに対馬へ来る韓国の渡航客には映っていることを行政は謙虚に受けとめなければなりません。

実際問題として、宿泊費は通常1泊7,000円前後。しかし、外国人旅行客には3,000円ぐらい。大型バスが朝から夜遅く走っても1日5万円弱。今問題になっております土地の取引についても、上手に日本人を介入し、半値八掛けで買い取られているのが実情ではありませんか。対馬の商売人が外国人観光客に自分の店へ寄ってもらおうとするならば、外国人ガイドからリベートなどが要求されます。このように、外国人から対馬の相場を決められているのが現状であります。それでも韓国人入国をまだ力を入れますか。

対馬市は、当初から地元の住民に十分な説明をしないままに奨励をして、今の対馬市における外国人誘致の実態ではないでしょうか。別に日本が好きでもない人、別に対馬なんかどうでもいいと思ってる人、単にブランド品を安く買いたいだけの人、そんな人を大量に入国させていないのか。泥棒を入国させ、盗んだものを出国させてしまう。そんな緩い雰囲気をつくってしまった。対馬市の無策が原因の一つであると私は分析をしております。今、対馬の一般市民の皆様は、これらの不満の鬱積が爆発し、烈火のごとく怒っております。これ以上、無尽蔵にインバウンド入国者数をふやすような、乱暴な施策は本当にやめていただきたい。

私の見解ですが、対馬は今、入国する外国人観光客を半分に減らすかわりに、客単価を倍にする施策を打って出るべきであります。来てほしくない客が来なくなる戦術を打つ、これも大事なマーケティングではないでしょうか。高級感、高い客単価、高いサービス、接遇、神々しい雰囲気づくり。ちなみに、これらのマーケティングには日本の渡航と消費という大事な協力関係も不可欠であります。私どもが大切にする対馬、日韓双方からよい客が来訪する仕組みを構築することが、市長、あなたの役目ではないですか。

今日まで対馬市が外国人観光客の誘致へ力を入れてきた大きな一つの目的、対馬により多くのお金を落としてもらうことを目的としてきたはずであります。だとするならば、対馬へ入国する外国人観光客から幅広く平等に、何らかの料金を徴収する方法も考えていくべきだと私は思います。

例えば、対馬へ入国する外国人観光客のほとんどは、公衆トイレや公共施設、このようなものを利用してあると思います。トイレを使用する場合、対馬市は韓国人が利用する水道料やし尿処理、我々の税金から支払っているはずであります。このように、利用すれば、利用した人から料金をいただくことは当然であり、このように公共施設などを利用するのだから、施設料を入国と同時に一律徴収できる使用料の徴収方法を私は考えるべきだとあります。また、最近、富士山で実験的に実施されております入山料の徴収なども、対馬市としては参考として十分検討するこ

とが、少しでも外国人観光客から料金をいただける方法を考え、執行者の役割であり、考えるところではないですか。

そうすることにより、市長が日ごろから力を入れてられます自然保護の観点からも、徴収した料金で山道や河川などのごみを処理するなど、対馬市の森林や河川保全に活用することで、多くの対馬市民がこの誘致活動に対し、少しずつでも理解をしていく。私はこのように思います。市長、見解はどうですか。

また、先日、対馬市が所有しているティアラ横の広い敷地の管理体制について、担当部局へお話を伺いにまいりました。その中で、市が所有するティアラ横の広い敷地に、韓国人観光客を乗せた観光バスを駐車させていることについてお尋ねしました。そこで、担当部局は、この敷地には先々、箱物を建設する予定があるため、建設される前の間、暫定的にバス専用として無料で駐車をさせていると、このような見解でございました。

私は、この話を聞いて大変驚きました。なぜなら、市民の血税で取得した公共の土地を営利目的で営業活動をしている一部のバス事業者へただで貸す。あきれて言葉が出ません。外国人観光客で儲けている業者へ使用料も徴収せず、ただで駐車させるのだから、当然外国人誘致で迷惑をこうむっている人たちや、また、本日、このテレビを中継をごらんになられている市民の皆様はあきれれると思います。

事もあろうに担当部局は、その敷地の管理はバス事業者に責任を持たせて、出入り口の施錠もきちんと管理させているとの回答でありました。私は、敷地内で事故が発生した場合について質問をいたしました。無料にしているため事故等の責任は市にはない。利用者責任として使用させているので問題はないとの見解でございました。

数日間、私はこの市有地がどのようにバス事業者によって、どのように管理されているのか、昼夜間わず視察に参りました。その現状は、市が所有する敷地と隣接する民地との境界付近には草木は生え放題、敷地内に敷いてあったらしき畳も野積み状態、バスが利用をしない時間帯や夜間においては施錠すらしてない状況を目にし、担当部局の曖昧な軽々しい答えに職務の怠慢さを感じております。しかし、市長が、我々市民の代弁者に対して、適当に答えとけよと指示しとるかもわからないし、ここも合わせて聞いておきましょう。

言うまでもありませんが、何か事故があった場合、いい悪いは別として所有者責任が必ず問われます。

それと行政が、約21億円もの経済効果があるというのであれば、その恩恵を受けている業者、なぜ料金ぐらい徴収できないのか。それとも徴収できない何か理由があるのか。

6月議会においても、同僚の小宮議員が申しておりました。平成24年3月に発覚しました市営住宅使用料徴収の誤りが原因で、本来払わなくてよかった法定利息1,201万6,000円を

市民の税金から補填した問題であります。普通の会社の社長であれば、部下の責任は社長の責任であり、その会社の社長であれば、このように損失をしたお金、いつかどうにかして取り戻そうと、これが自然の考えであります。自分で稼いだお金じゃないからどうでもいいんですか。それはそれとして、この件につきましては、私はきちんとした条例やルールをつくり、あなたの責任で損失した市民の税金のことも深く受けとめて、契約書とか書面を用い、市有地の使用料を徴収をするよう強く要望しておきます。

以上、縷々にわたり申してまいりましたけども、結果論として、市長、あなたが舵を取る、この対馬市の観光誘致対策の失敗で、対馬の物価指数、下げていることを自覚してくださいね。その辺のことも踏まえ、今後どのように外国人観光客を誘致していくのか。また、どのような施策で受け入れ準備をしていくのか。市長の見解をお伺いしたい。

以上、数項目にわたって答弁を求めています、明確な答弁に期待をしながら市長にお返ししたいと思います。よろしく願いしときます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 通告が漠とした内容であるものですから、私のほうも全ての準備というのが整ってない中で、明確な回答ができない部分も多々あるかと思っておりますけども、それについては御容赦いただきたいと思っております。

冒頭おっしゃられました、6月議会においての厳原南部の道路の伐採のお話がありました。御質問、御提案がありましてから何日後とは覚えておりませんが、振興局の部長並びに課長と協議をいたしました。こういうふうな御意見というものが出されている。そういう中で県としてどのように考えているんですかというふうな話もさせていただきました。できれば南部の旧軍用道路というのの大幅な改良っていうのが進むというのは、すぐ進むとか到底考えられない状況ならば、きちんとした維持管理というのをさせていただきたいというふうな話を申し上げております。振興局のほうとしては、その後、当然地権者の問題がございます。地権者の了解等をとるのにも手間取ったようでございますが、この秋のうちに、これについては取り組むというふうな考え方を私のほうには届いておるところであります。

それから、即効性のある対策というふうなことでございますが、基本的に即効性のある対策というのを、私は、大変それは地方自治体が行うていくのは難しい問題だろうと思っております。国レベルで今、アベノミクスとかいろんな形で施策を次々と打ってありますけども、じゃ、それが即あらわれるか、国民生活にあらわれてるかっていうと、株価にはあらわれても国民生活にあらわれておりません。それほどマクロ経済的な取り組みをやったとしてもあらわれてない状況の中で、地方自治体での即効性というのがどういふのを求めているのかが私はちょっとわかりづらい部分があったんですが、先ほどの御質問の中で、今おっしゃってあるのが、即効性のある部分

としてのセーフティーネットの評価とともに、反する部分の御意見がありました。

これについては、セーフティーネットの加入の部分については、12月までがセーフティーネットの加入期限になっておりますので、まだ、集計等については進んでおりません。それらに入っていくことが即効性があるという波田議員のお考えのようにありますけども、私、この6月にこの燃油の制度を皆様方に御提案した際、セーフティーネットっていうのを一つのこれは条件にしないといけな。それはなぜかという、持続的な漁業を営んでもらうために、国のこの制度というのに加入をしていただくことが漁業を来年も再来年も、今後何年にもわたってやっていくことが大事だと。それが対馬にとって大事なことなんではないかということ。

それともう一点は、今、県の市長会等でも提案をさせていただいておりますけども、国のセーフティーネットの事業というものの制度があまりにも悪いと。それで、漁民の方々の加入率が全国的にも低い。ここを改めてもらうために、市長会として制度の見直しということについて、要望項目に今回、8月の市長会で入れさせていただいたところであります。壱岐の施策を引き合いに出されましたが、ちなみに、五島のほうは県の水産部長を経験されてる市長さんでございますけれども、セーフティーネットっていうものを加入を条件にして、今回、9月の補正予算に計上をされてるというふうに、する予定だということ、県の市長会の際に五島市長のほうから私は聞いたところであります。

それと、燃油の問題で、全業種、ある意味全産業といえますか、それらとの平等性がというお話がありました。担保されてないんじゃないかと。確かに、漁業のこの燃油という部分を今回は打ち出させていただきました。全産業にわたって物事をするのが最も平等性というふうになるのかもしれませんが、対馬の基幹産業っていうのは水産業でありますし、そのことはここにお集まりの皆様、また、テレビの向こうでこれを見ていただいている市民の皆様も、基幹産業は水産業、漁業であるというふうに御理解はいただけるものと思っております。そういう意味において、この対馬の産業の基幹を、部分から、まずもって、てこ入れをしていくというふうな、施策上の優先順位の中で物事を組み立てさせていただいているというふうに御理解いただければと思います。

即効性、いろんな施策は展開しておりますけども、波田議員がおっしゃられるような、想定してあるような即効性のある施策というのは、冒頭言いましたように、この地方自治体の力量の中では大変難しい、第1次産業の今置かれてる状況だろうと思っております。

次に、2点目の韓国人観光客受け入れ態勢の問題がございました。

何らかの料金を取ればいいんじゃないかというのがございましたけども、ちなみに、昨年、決算で3,190万という港湾施設使用料というのをいただきながら、これらのさまざまな施策の中に、これを一般財源の振り替えをしながら使わせていただいている状況だというふうに御理解

をいただきたいなと思っております。

韓国人観光客というものと対馬の人にメリットはないのではないかというふうな、そして、実感がないんじゃない、要するに実感もないんじゃないかというふうなお話がありました。また、それゆえに賛否両論あるんじゃないかと。賛否両論、やはりそれはあろうかと思えます。しかし、この対馬が、何度も言いますように生き抜いていくために、地勢的にやはり大陸と、そして九州本土との間にあって私どもは生き抜いてきた島であります。それらの地勢的なことを考えるにつけ、大陸との交流というものを受け入れるということ、また、私どもも行ってのわけでございます。多くの市民が大陸のほうにも渡っておりますけれども、それをすることによって、私ども対馬というものの今後の生き方っていうのもあるんじゃないかと思えます。それは過去の歴史が物語っているというふうに思えます。

島内に賛否両論ある、島内のみならず、私はこの島をめぐる中で、やはり南北に若干の温度差があるなというふうに思われてなりません。やはり入ってこられる方々をしっかりと受けとめていこうじゃないかということが、北部の方々にはそれを、自分らもやはり変えていながら受け入れてあるなというふうに思われてなりません。さまざまなお店も改造したり、お客様をもてなすための態勢をとってあるというふうにも感じます。また、受け入れたくない店ってというのは、明確に受け入れませんというふうなこともあるようにありますが、それらはその民間企業の考え方だと思えます。

また、もう1点ありますのは、私ども安売りしてはいけんではないかというふうなお話が先ほどありました。以前から宿泊業者に対して指導をしたことがあります。それは、全ての宿をエージェントにやはり提供しては、いつ土壇場でキャンセルというようなことがあってはいけない。そういうののリスクエッジをかけるためにも、その割合というのをきちんと決めながら、エージェントとのおつき合いをしていくべきだというふうな指導も私ども今までさせていただいたところであります。

また、ティアラの横の、今、市が購入をし、観光交流センター、仮称でございますけれども、これを建設予定地が韓国の観光バス、韓国人観光客を乗せた観光バスに無料で貸しているということですが、私はこの土地の使い方については、何ら問題はないと思っております。一時的な形でこれを開放をしておるわけでございます。

韓国人観光客のみならず、日本という国は今、デジタルジャパンという大きな構想の中で外国人観光客を専ら受け入れていかないと、人口が減っていく日本において経済力を維持するためにも、また、市民の活力を維持していくためにもという考え方で、その構想は成り立っていると思っております。そういう意味において、私どもこれから先、多くの国際的なまちというものをやはり目指していかないと、この島の行く末はないのではないかというふうにも感じます。それが決

して主たる産業ということにはなるとは思えませんが、第1次産業に立脚したところでの観光、また国内、国外の観光客を受け入れられる島に私どもはなっていないかざるを得ないのではないかと
いうふうに感じております。

概略、そういうところでよろしいでしょうか。

○議長（作元 義文君） 10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） それでは、もう時間もありませんから、総括してもう一度だけ
お尋ねしておきます。

南部地区の件に関しましては、市長さんの御尽力で前向きな回答であったかなと、このように
考えております。市長さんは対馬の代表でありますので、県とか国とか、我々市民にとってはあ
まり関係ない、そんなことは、対馬市の財部さんに頼んだらどうでもなるというように感じるの
が対馬市民でありますので、いま一度そこを確認しておきます。

次に、即効性の話を聞きましたが、答弁で市長は漁業関係を持続させるためにも、この施策は
大事であったんだと。そしたら、次から、来年も再来年もこういったセーフティーネットに加入
して、補助金も9,000万も1億も継続して出してくださいね。そのように言うときますよ。
だから、捉え方やないですか。お互い話し方はどうでもなると思いますよ。

それと、対馬市の所有のバス大型駐車場、何ら問題がないという答えてございましたので、わ
かりました。それでは、バス専用じゃなくて、買い物に行く方も、対馬市民全員、無条件で貸し
ただけようをお願いをしておきます。

それと、燃油対策事業についての考え方は、私が即効性の老岐の話をすると対抗して五島の話
をする。だから、そういうこと聞いているわけじゃないんですよ、私は。即効性の意味から同じよ
うにならないのかと言っただけであって、お互い市長さんの考え方ですから、それはどちらで
もいいんです。私が執行権を持ちませんので、市長さんの考えどおりになると思いますが、やっ
ぱり同じ手当をしていただけるとするならば、できるだけ早い時期にお願いしたい。先ほどの答
弁では何%加入して、どういう実態かまだわからないという話でございましたね。そんな話とい
うのは、私どもが聞く段階である程度の話は、もう何カ月もたちますので、こういう状況ですよ
ということがわかれば、また最後にでもよろしくお願いしときますね。

そして、本題の韓国人誘致の問題に入りますけども、市長は6万人を超えたときの大浦議員の
質問に対して、旅行者も消費者であると。だから、今後ベースとか基本とかという熟語を使って
整備していくっていう約束されてあるんですよ。いつか言いましょうか。だから、市長さんの答
弁を聞いて、私は議事録読み返しながらかような話をしているわけですよ。だから、今回の一
般質問、今回の議会で話したことが次の議会で変わらなかつたらおかしいじゃないですか。先ほど、
きのうの話で申しわけございませんけども、今、二千数百万出しましたよね。外国人誘致、招聘

っていいですか、2,100幾らですか、そのお金を、きのうの話では出した以上、効果は対馬でやっていただきたいという話をしてあったやないですか。だから、同じ税を積み込むわけですから、やっぱり積み込んだ人に還元をしていただけるように重ねてお願いをしておきますが、私がここで言わんとすることは、行き当たりばったりじゃなくて、市長が言ったことをやっていただければいいんですよ。6万から17万になるなら、6万のときの体制はできないということ誰が考えてもわかるじゃないですか。17万になったら、その何倍かなってくるわけですから、何倍かの施策を打って出るというのに期待をしたいと思いますので、今後よろしく願いしときます。

これで質問を終わりたいと思います。何かあればよろしく申し上げます。

○議長（作元 義文君） いいですか、市長。最後に。

○市長（財部 能成君） ございません。

○議長（作元 義文君） これで、10番、波田政和君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。午後は1時から開会いたします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

波田政和君から早退の届け出がっております。

次に、6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） こんにちは。6番議員、新政会の脇本啓喜です。通告に従い、「市役所保有データの庁舎内活用及び民間への提供体制の整備について」と「対馬市観光交流センター（仮称）の建設について」、2点を質問します。

市役所保有データの庁舎内活用及び民間への提供体制の整備について。

昨年、千葉市、奈良市、福岡市、武雄市の4自治体を中心となり、企業や大学とも連携した「ビッグデータ・オープンデータ活用推進協議会」が発足しました。以下、ビジネスパートナーとして選定された日本IBMに対して、千葉市がプレゼンテーションを実施した際の資料をもとに説明します。

ここで、耳なれない言葉でもあり、ビッグデータ・オープンデータとは何かについて簡単に触れておきます。

「ビッグデータ」とは、民間企業や行政が保有する多種多様なデータのことで、収集・分析をすることにより、新たな知見を発見しようとするものです。「オープンデータ」とは、行政が保

有するデータを誰もが二次利用できる形式で公開し、社会が効果的に活用することにより、新たな価値を創造していこうとするものです。

昨今の行政を取り巻く環境の変化は多岐にわたり、そのスピードは加速する一方です。「人口減少、少子高齢化の進展」は「税収の減少、社会保障費の膨張」を、「市民ニーズの高度化・多様化・複雑化」は「行政が対応困難な問題の増加」を、「地方分権の推進」は「自治体の自己決定権の範囲拡大」を引き起こしています。この変化は、行政施策の「選択と集中」を迫り、行政に「公平・画一な対応」から「市民や企業ニーズに即した柔軟な対応」への変革を強く求めています。

(1) 市役所保有データ庁舎内活用の現状認識と現在検討中の具体策について。

この通告の①に関しては、午前中の小川議員の質疑と重複している点がありますので、少し変更します。

①市役所の業務効率化・業務刷新（市長が言う横串の連携）強化に係る取り組みの進捗状況を、市役所保有データ（ビッグデータ）の行政業務への活用という観点からどのように取り組んでいるのかについて答弁を求めます。

②市役所保有データは、主に市民生活部で管理されています。各部署あるいは部署間で共有し、ビッグデータの有効活用に向けて、地域再生推進本部、または総務部情報連携室に移管し、まずは庁舎内からだけでも有効活用の推進を図る考えはないか、見解を求めます。

(2) 市役所保有ビッグデータのオープンデータ化促進について。

対馬市の発展や問題解決のために市役所保有ビッグデータの有効活用推進を図るために民間に開示することについての見解を求めます。

これは、対馬市観光物産協会の総会において出された資料を出ささせていただいております。

対馬市観光交流センターの建設について。

(1) 対馬市観光交流センターの建設意義について。

建設予定地は、市街地唯一の大型バスが駐車できる場所であるが、現在10台以上駐車できるところを4台程度にあえて駐車スペースを狭隘にすることが妥当であるのかという反対意見があります。格好の駐車場を狭隘化してまで建設を推進する意義について答弁を求めます。

(2) 建屋の利活用方法の妥当性について。

建設予定地と道を挟んですぐ横に隣接する対馬市交流センター内に民間のお土産屋さん等が入居しています。観光交流センターにも同様の店舗を入居させる予定だということです。運営主体がどのような形になろうとも、対馬市がみずから所有する土地に主体となって建設を進めることには変わりはないでしょう。官の民業圧迫に当たるのではないかとの疑問は禁じ得ません。

現有する対馬市交流センターの有効活用に資する建設予定地の有効活用となっているのか甚だ

疑問です。建屋の利活用方法の妥当性について見解を求めます。

以上2点について質問しましたが、答弁によっては再質問を行います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 1点目から答弁をさせていただきたいと思います。

1点目につきましては、「ビッグデータ」という新しい単語でございますが、私の経験から言いますと、20年ほど前でしたか、ある部署で計画づくりを専ら担当していた時期がありますけれども。

さまざまなデータの抽出作業というのから当然計画づくりというのは始まるわけですが、そのときに抽出作業で、当時は庁舎内を駆けずり回ってさまざまな統計データというのを抜き出して、それを計画の中に盛り込んでいくというふうな作業に奔走をしていた際に感じたんですが、おっしゃってあるビッグデータというのとは違うのかもしれませんが、この市役所にあるデータというのが、統計データだけでもとてつもない量があるんだなというふうにその時感じた次第です。

このデータというのは、専ら総務省とかさまざまな省庁が中心となって、市町村レベルまでのデータを積み上げていったものの一部でありますけれども、それらについては省庁が頭となって、データというのは国民の皆さんにデータ開示というのはされているところであります。

それ以外のデータということで、市役所の保有するデータ関連をどのようにしているのかということになりますと、今は、私が言いました時代と違いまして、それぞれがパソコンを持って仕事をしております。

そして、そのパソコンの中には共有フォルダーとなるものも存在をさせておまして、課内における共有フォルダーというものの中に、それぞれが作り込んでいくデータというもの、書類というものを格納していくことにしております。

そのことによって、ほかの職員もそこに入っていきながら、そのデータを利用するというふうな体制で今臨んで、各自それは事務としては恒常化している事務になっていると、フォルダーにデータを入れ込む作業という分です。

データの抜き出しの部分については、やはりその仕事に直面をする中で必要性を感じて使っていくと思うわけですが、そのようなデータがそういうフォルダーに入っているということについては、職員みんなある程度わかっているというふうには私自身は解釈はしております。

情報の共有化という部分につきましては、昨年の4月1日から施行されました対馬市市民基本条例に基づき、情報の共有という問題、市民への説明、強化するための情報連携担当を置いて、各部においてもその担当というものを置き、各部間の情報の共有化というものに今努めているところであります。

また、市民への情報発信というところもあわせて取り組ませていただいております。

具体的な例で挙げますと、私自身が月に1回、定例記者会見等を行わせていただいておりますし、また、各部からの情報というものを職員みずからがそこに出て市役所だよりということで情報を流し込んでいくということをもっと取り組まさせていただきますところでもあります。

対馬市保有のビッグデータの庁舎内業務への活用状況というお話がございましたが、このビッグデータとおっしゃられる部分について、まずさまざまな所管のデータがあります。

市民課が所管しているデータというのは、基本は住民基本台帳があるわけですが、これらにつきましては、住民基本台帳法に基づいた取り扱いというのを庁舎内においてもきちんとやっていると、そして必要なデータを抽出しながら提供をしていく体制を整えておるところであります。個人情報保護条例というものも当然あります。法律もありますし、そのもっと適正な管理のもとに活用をしているところでもあります。

また、税務課の所管データというのもあります。これは航空写真をもと図として、対馬市は今、統合型地理空間情報システム、GISというものを構築しております。地理空間情報とは、空間上の特定の地点、または区域の位置を示す情報であります。

現在、地番現況図などを基礎データとして、避難所の場所、またAEDの設置場所、あるいは消防関係である消火栓の位置などを示す防災に関するデータ、それから保安林区域などの位置を示す森林に関するデータ、公有財産の位置などを示すデータ、水道の配管図などの位置を示す情報など各部署が所有し、地理空間情報として活用できるデータを全庁的に活用できる共用の空間情報として今整備を進めております。

現在における活用状況であります。整備した各情報データというものを、閲覧に制限のかかるデータは当然ながら制限をかけ、共有で活用できる情報データについては共有データとして、本庁、それから活性化センターなど各部署での業務において活用している状況であります。

なお、今後においてもこの地理空間情報として活用できるデータは、各部署で共用できる情報として整備をしていく必要があるというふうに考えております。

それから、オープンデータ、ビッグデータの開示のお話がございました。現在、市の保有している情報で公開できるものにつきましては、市のホームページに掲載をさせていただいております。市民の皆様が御活用いただいているものと思っております。

また、先ほど言いましたGIS情報につきましても、公開可能なデータについては公開するよう準備を進めているところでもあります。かねてより市民の方が、やはり必要なデータというものをお探しに役所を訪問され、さまざまな書類から抽出されているのは見かけております。公式な統計データ等については、市民の皆様が求められるものを即座に提供していきたいと考えております。

いかんせん膨大なストックですので、抽出するのに相当の時間というものを要することもある

うかと思えますけども、利用されることを私どもとしてはお勧めしますし、私どもも利用を拒むことはございませんので、積極的に開示できるデータについては開示していきたいというふうな考えが基本であります。

次に、大きな2点目のお話でございますけども、観光交流センターの部分で、現在の建設予定地に大型バスが駐車されて、あえてその駐車スペースというのを狭くする計画というのが果たして妥当なのかという御質問でございました。

まず、この場所についての、あの地域に住んでおります市民の方の思いというのを私はおさらいをさせていただければと思っております。

巖原地区そのものは、御存じのように積み重ねてきました歴史の風情が薫る町であり、それがアイデンティティーの根幹をなしておるのは誰もが一致する部分だというふうに私は思います。そういう中、急激に増加をしました韓国人観光客がほとんどなわけですけども、この観光バスの臨時駐車場として、現時点においては貸し出しをしております。

この巖原という所は、島外からお越しの来訪者がまず驚かれるものの第一が、町並みをなしている石垣群であります。そして、先ほど言いました歴史薫る町並みがわずかに南北約2キロ程度の周辺にコンパクトな市街地を形成した城下町の面影を残しているという部分であります。

また、この地域は、万松院、それから金石城、「かねいし」城とも言いますが、それから清水山城などはまさにこの城下町巖原のランドマークとして重要な区域でもあります。

今回建設を予定していますこの土地は、江戸時代から家老屋敷でありまして、長屋門や家もその風情を近年まで残しておりました。そういう中、民間企業に売却をされ、当時から地区住民はその屋敷門を失うことに、また、家等を失うことに嘆きの声が行政のほうにも届いておりました。

その家老屋敷、城下町のランドマークになっていたというこの事実は、巖原地区に以前からお住まいの市民の皆さんは十分に承知をされているということをもっと市民の皆様にお伝えをしたいなと思えます。

そういう中、この家老屋敷跡の長屋門というのを再現することで、対馬に訪れる観光客をもてなしの一環としてウェルカムゲートみたいな歓迎をする場所、そういう象徴的な空間として整備を図っていく必要があるというふうなこともかねてより専門家の方たちから指摘をされていたところであります。

そして、先ほど申しましたように3つの史跡の史跡群の案内というものが欠如しておりますし、そして、情報発信によって島内の名所旧跡へいざなっていくという機能、またあわせて土産物の紹介や販売、あるいはさまざまな個店へ案内をしていく機能というものをこの場所で計画をいたしております。

国内外からの来訪者をもてなす機会をさらにふやして、既存の空港シャトルバスをはじめ、現

在建設中の新病院と市民とを効率的につなぐシャトルバスの運行と路線バスの発着機能を組み込んだバスセンター機能というものを整備をし、市民と、さらに観光客の交流を活性化させ、本市経済の発展を狙いとするものであります。

先ほど言いました方向性につきましては、ある意味、厳原町の都市再生整備計画というものが以前からございますけども、これらの中でしっかりと市民の皆様の委員会等からの意見をもらいながら組み立てをさせていただいてきたところであります。

それと、その狭隘にすることの是非がございました。そういう方向性で建築をする予定でありますので、決して駐車場というためにあそこを購入したわけではございませんので、本来の購入目的に従って、そして市民の皆様が作りました厳原町の整備計画に基づいてこの建屋を建てていこうというふうな考え方を持っております。

また、その建物に関する、民業圧迫にならないかというお話がございました。この件についてでございますけども、先ほど言いましたように、専ら商売だけをするためにそこをするわけではありません。5つぐらいの機能といいますか、それをきちんと発揮をしていく中の一つとして販売というものも当然考えております。

ただし、ここの作り込みに関しましては、隣の交流センターの管理運営母体でもあります株式会社まちづくり厳原の代表者として、浦田一朗商工会長等をメンバーとして、この観光交流センターの運営検討プロジェクトチームによって方向性というものをみんなで検討をしているところであります。

ただし、ここに入居を予定をしております観光物産協会でございますが、来年度以降、地方交付税等の縮減が図られていく中で、どうしても補助金で専ら運営をされているわけですが、この補助金体質から脱却をしていただかなくてはいけないというふうな考え方を持っております。

全額とは決して申しませんが、交付税が約3割ぐらい縮減されるのであれば、それ相応の縮減幅というのが、単純にはいかないかもしれませんが、やはり痛みは伴うと思います。

そういう中、今、任意団体として運営をされております観光物産協会が社団法人化に向けて今話し合いがされておりますけども、それらの財源としても、やはり自立していってもらわなくてはいけないという考え方を持っております、決して官が全てそこを運営するというのではなく、皆さんの社団法人がそこを運営をしていくんだというふうな観点に立っていただきたいというふうなお願いをして答弁にかえさせていただきます。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） まず、順番は違いますが、この対馬市観光交流センターの建設のほうからしたいと思います。

路線バスの発着機能を持たせるとか、市民の思い、それから町並み、石垣、歴史薫る城下町、

ランドマークとして重要な地域であると、それから、官の民業圧迫については、店舗だけ入るわけではないといった答弁があったようですが、本来の購入計画に沿って駐車場じゃないものをつくるんだというようなお話だったようです。

まず、この計画、対馬市博物館基本計画、この中にこの地図が入っています。これが、市長の言う市民の思いをあらわした地図であるかと思えます。

ここのあたりを歩いて散策できるような形にするということは、この近くに駐車場、特に大型バスの駐車場は不可欠だと思われまます。ここを使わないとなると、車の行き来が多い中を人が歩くということになって危険が伴うのではないかと、そういう形があります。

その前のページにも、「観光バスなどの駐車場の整備も検討します」という形になっていますが、今現在、暫定的であるとはいえ、10台でも一番繁忙期には狭いのではないかと思われている部分について、わざわざこの4台程度にすると。

誤解を受けるかもしれませんが、あえて言わせてもらいますが、市民の声を広く聞くということは重要ですが、市民が専門知識を十分備えているとは限りません。誤った情報をもとにして、正しい方向性を要求していない場合も考えられます。

こんな場合には、行政、議員としっかり勉強をした上で、こちらのほうが正しい方向だよということを示すことも我々代表者に課せられた義務だというふうに思っています。

長年の計画でこういうふうになったのだから、そのまま続けるということではなく、この期間中にいろんな状況が変わってきたんだということで、修正を加えていく、そういうことも必要だと思います。今の点についていかがでしょう。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私は、この家老屋敷の跡地における観光バスをとめるということは、今後は難しくなる。その建物ができることによってとめられなくという発言は当然しました。

以前、発掘調査の折に、当然そこはとめられないわけです。私ども別の場所を用意しておりましたが、観光バスのほうからは何らそれに対する借りたいという申し出は全くありませんでした。ところが、その間お客様が減ったかという、そういうわけではありません。それなりにその観光バス事業者の方々の努力によって、その期間はしのいでいただいたと思っております。

また、最終的にこの区域に観光バスの駐車場を確保していくんだというふうな書き込みがありますとおっしゃられました。まさにそうです。そのエリアに用意はしようと思っております。最終的に（「何台」と呼ぶ者あり）何台とはまだ、そこまでは計画はまだ積み上げておりません。

ただし、御存じのように、厳原幼稚園というのは解体が来年度以降始まるというふうにお考えになっていただければよかろうかと思います。

また、櫓門を抜けた向こう側、以前のプールがございましたけども、あの区域というのも当然

ながらスペースとしてはあります。

ただし、この2つの区域については、文化庁のほうの一定の制約というのもあります。それらの問題をクリアしながら観光バス、また、一般、普通自動車のレンタカー等で回られる方の場所等の確保、櫓門の奥というのは大型バスが上をこすって入れない状況があります。

乗用車と大型とをすみ分けする形でその駐車場の確保には努めていきたいというふうに思っておりますが、先ほど言いましたように、文化庁の一定の規制というものをクリアしていくために私どもは今努力をさせていただいているというところであります。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 今、発掘調査のときには何ら苦情があつてないというような形でしたが、私のところには結構いろんな話に来ていたんですけど、情報が入ってこない状況を市長みずから醸し出しているというところがあるんじゃないですか。

先ほども小川議員の質問の際に、説明に努めるという形の答弁をされていましたが、説明をすることが仕事じゃないんじゃないですか。理解して納得していただくことが仕事じゃないんですか。そういう自覚が足りないんじゃないですか。市長は思っていないかもしれませんが、「市は決まったことを説明しに来て、自分たちが言ったことは聞きはするが、計画は変更するつもりはない」と、「アリバイづくりの意見交換会に行っても無駄だ」とおっしゃる市民がいらっしやいました。

これは、市長はそう思っていない。意見を伺いたいというふうに思っている、市民が感じていること自体が僕は問題だと思うんですが、その辺どう思いますか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） そのように思っているならば大変残念なことでありますけれども、私どもは決してそういう思いは持っておりません。

先ほど言いましたバスの問題についても、その場所というのはきちんと確保し、使っていただきたいということで提供もし、ということはきちんとさせていただいたつもりでございます。それらに対しての申し込みがなかったというふうな意味で発言をさせていただきました。

その後の部分について、私に行政の基本的な考え方が間違っているから市民の意見が届かないというふうな発言でしょうけれども、そのあたりについてはどうかして払拭したいと思っておりますけれども。

市民の方々も私どものさまざまなワークショップ等に積極的に参加していただきたいと常日ごろ言っておりますが、いかんせん最初からあきらめてあるのか、来ていただいている。僕らの周知も悪いのかもしれませんが、大変そこで私たちも今苦慮をしているような状況でございます。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 最後の部分の「市民になかなか周知することができない」というのは、我々市議会議員もそういうふうに反省することはたくさんありますので、気持ちはよくわかります。

ただ、そういうふうに思われていること自体問題であるというふうに、自分自身、市民から「脇本に言っても何もしてくれない」というふうに思っている市民もいるということは真摯に受けとめなければいけないというふうには思っています。

この厳原港付近に大型バス駐車スペースを確保して、ティアラで買い物が終わるころにドライバーの携帯電話に連絡して、ティアラ前までバスを回送させ乗車させるという市長のやり方だったんですけども、交通渋滞や、それに伴う交通事故の発生を誘発するということも考えられます。短期間であったから事故がなかったのかもしれませんが。

そして、昨日上程された「厳原、久田幼稚園統合移転に伴う通園バス購入予算」では、市街地の交通渋滞緩和を理由として上げながら、わざわざ市街地中心地の交通渋滞を引き起こす工事を計画するのは、私は矛盾しているというふうに思っております。

それから、厳原中心市街地活性化には、ティアラの活性化が欠かせないでしょう。観光物産協会も観光案内所もティアラの中に入居させ、機能の集約化を図って、ワンストップ化を進めることが、このティアラの活性化には最善だと私は思っています。

先ほどの対馬博物館（仮称）基本計画の中に、博物館の敷地内にも展示スペースや特産品販売スペースも設置される予定です。計画があちらこちらで重なっている部分があります。この辺も整理する必要があるんじゃないでしょうか。

それから、観光物産協会の社団法人化、このことにも言及されましたから、私の私見を述べさせていただきますが、対馬の場合ほかのところは社団法人化に進めていっているかもしれませんが、対馬の場合、ほかのところと違って、これだけたくさんのお客さんが来ているそのチャンスがあるということは、民間に委ねるほうが僕はいいと思うんです。

この社団法人化に観光物産協会をすることにはあまり意味がないんじゃないかと、これは観光物産協会の方が考えることですから、私がどうこう言うことじゃないですが、私見として述べさせていただきます。

以上何かありますか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 博物館の計画の中で、観光交流センターの中の機能と重複しているのがあるんじゃないかというふうなお話でございます。

それについては私も報告は受けておりますが、基本的に展示機能といいましても、博物館の展示機能と観光交流センターのほうの機能というのは全然違いますし、ほんのさわりの部分だけで、

そこに博物館にいざなっていくこと、そして、島内全体に皆さんに足を運んでもらうぐらいのそれは情報発信機能というふうにこちらは捉えておりますので、専ら博物館のほうでと思っております。

また、博物館に物産がありますよというお話もありますが、これについては、そこでそれぞれお茶が飲める程度の話でありまして、何から何まで買えるとかいう、そういうことは想定はしておりません。当然、下の段に市街地があるわけですから、その店、または個店等を利用してもらうということで、私どもは考えております。

最後に社団法人の話がございました。これらについては組織の考えというのがありますし、民間に任せればいい、じゃ、観光物産の発信機能というのはどう担っていくのかというところだと思います。それもある意味民間会社のほうが本当は、私はいいいと思います。

しかし、現段階において、任意団体であります観光物産協会のほうはまずもって社団法人化というものを選択をされ、次の組織へ衣がえをしていって、中を変わっていきたいという思いを持ってあるということで理解をいただければと思います。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） この件については、まだ市のほうで予算化されて議案として上がっているものでもありませんが、市民のけっこう注目を浴びているところだと思いますので、今後とも情報を公開しながら、よりよいものをつくっていただくように、いろんな意見を集約しながらやっていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。ビッグデータのほうですが、私が今回、行政保有データの有効活用を取り上げようと思ったきっかけの一つを紹介します。

先ほど、市長のほうが個人情報保護法に注意しながらやっていかなきゃいけないと、当然ですが、庁舎内活用についてはほぼ関係なく活用できるように今なっているはずですが、私は、この庁舎内共有フォルダーデータについても整理が必要だと思っています。

昨冬、消防職員が高齢者のみ世帯を見回っている現場に遭遇しました。しかし、そのお宅は、おじいさんが約4年前、おばあさんも約2年前にお亡くなりになっており、その息子さん夫婦が暮らす見回り対象外のお宅でした。しかもその隣地区の消防職員が知らずに見回っていました。

調査票は、前回の紙ベースであり、担当職員も広域人事で地元に戻ってきたばかりということであるから、こういうことになってしまったのではないかと思います。市役所の保有するデータで絞り込み、過去のデータをそのまま反映すれば、もっと効率的な見回りが可能だと思いました。

行政施策の「選択と集中」を図り、「市民や企業のニーズに即した柔軟な対応」への変革を行うためには、「行政が担ってきた仕事」の中から、「行政が本来やらなければならない仕事」、「行政でなければできない仕事」とは何かを見きわめる必要があると思います。

さて、「業務の選択と集中」を図るには、スクラップアンドビルドを積極的に行わなければなりません。そのためにも、従来データ化されていない情報をデータ化する作業が求められます。その有効活用を担う部署が、地域再生推進本部、または総務部情報連携室のはずです。

削減した部分の仕事は、市民による内発的、主体的な取り組みを行政が誘発して、市民や地域で担うことで行政コストの削減を図らなければ、財政破綻や職員不足の解消は免れないと思います。

行政依存体質から脱却して、自助、共助、公助のバランスを考える必要が唱えられるようになってもう久しくなります。私は、初出馬をしたときから訴えているように、現代政治に求められているのは「利益をいかに分配するか」ではなく、「不利益をいかに分担するか」、「不利益を分担する市民に緩和策を提示し、いかに納得いただくか」へと変わってきていると思います。

一昨日のNHKスペシャルで、「震災ビッグデータファイル2復興への壁未来への鍵」と題して、ビッグデータを活用した復興への取り組みと展望が放映されていました。被災地復興の鍵として2つのキーワード、「コネクターハブ」と「オピニオンリーダー」が紹介されていました。

「コネクターハブ」とは、販売ネットワークのキー企業、血流をみなぎらせる企業と表現されていました。その地元企業の中で、ほかの地域に広く取引先を保有する企業であり、その企業の膨大かつ強固な流通経路に地域のほかの企業が乗っかることで、復興を推進できる企業です。

基幹産業である水産業に、燃油高騰対策を対馬市独自で補助したように、コネクターハブとなる企業を支援することに対して、市民の多くは異を唱えないでしょう。長崎県が三菱重工を、佐世保市がS SKやハウステンボスを支援する例もあります。

「コネクターハブ」を有効に活用するためには、ICTを駆使してネットワーク戦略を練る知識や技術を持つ人材につなげさせ、展示会に出すなどの支援を図ることが求められるとされていました。

千葉市では、民間企業や研究機関などにおけるICT分野の職務経験を活かし、情報化政策を推進する情報統括副管理者を年間1,000万円で採用しています。この統括副管理者に高額報酬を支払ったとしても、市役所のビッグデータ有効活用が進めば市役所の業務効率が向上し、職員1人当たり月に1時間残業時間を削減できれば安いものです。

全体の業務効率、業務効果の向上、早期退庁で地域マネージャーとしての活動時間も大幅にふえるなどの多大な効果が期待できるはずです。この情報統括副管理者の検討について、市長の見解を求めます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 初めて聞いた役職でございますが、今おっしゃられる千葉という政令指定都市だと思えますけども、それぐらいの規模において今からベッドタウン化している恐らく都

市だと思いますけども、次の戦略を組み立てていく上において情報というのが恐らく有効なんでしょうと思います。

それを表に立ててやっていこうという考え方で、若い市長が考えてあるんだろうと思いますが、今、私どもの市にそれだけのまず力量があるかということをあえて私自身は問いかねばならぬのだろうとっております。

だから、1,000万円で人を雇えという話になるんでしょうけども、それを使いこなせるかということの話でございます。それらの素地をまずつくることが大切だと思いますし、まずもって市民の皆様が、今、市が保有しているデータというものに対してどんどん活用していただきたいというふうに私は思います。その中で、自分自身の新たな展開というのをまた考えていただければいいと思います。

直接的に今のお話と関係ないかもしれませんが、今年度、国のほうも25年度補正を組むかもしれませんが。恐らく26年の遅くとも当初予算で、今、総務省のほうと金融庁のほうを組み立てている事業があります。

それは24年の補正から若干モデル事業で始まりましたけども、産学官という今まで聞かれた部分あるかと思いますが、それに金融機関が入って四者で事業の組み立てをしていくというふうな事業が入ってまいりました。

そして、金融機関は当然その事業計画の計画段階からずっと入り込んでくると、さらに、その資金というものをファンド等で集めて流し込むというふうな仕組みをこのたびつくられました。恐らくそのようなことがこれからの事業構築のはやりになってくると思います。

その流れというものにきちんと乗り込んでいくためには、今、先ほどから論議をここでしておりますように、情報というものをしっかりと解析をしていく力を双方が持たなくてはいけないのかなというふうに思いますし、こちらは、データについてはオープンにしております。

先ほどデータになってないものをデータにつくり込んでいく、何がデータなのかというのわからない部分があるかと思いますが。そういう意味において、市民の方々からこういうデータはないのかと聞かれる中で、あるデータ、ないデータ、なければそれを今ある数字の中からつくり込んでいくというふうなことは、こちらは一向に問題はないというふうに思っております。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。最後です。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 時間になりましたので、まだ言いたいことはたくさんあるんですが、今、また「市民のほうから何かあれば対応をしたい」という言葉がありましたけれども、やはり、午前中の小川議員からあったように、市民のニーズは何なのかということを探りにいくという積極的な姿勢もこれから行政には求められていると思います。

このことについてはまだ重要ですから、次回も引き続き行っていきたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（作元 義文君） これで、6番、脇本啓喜君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。2時5分から開会いたします。

午後1時51分休憩

午後2時00分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議員（18番 大部 初幸君） 次の質問は入江議員になっていますけども、入江議員の質問に対して一言を言わせてください。

きのう、入江議員に対しては、対馬市議会は議員辞職を、決議案を可決しました。その内容は、きのう言われたとおり不正受給ということで議員辞職を皆さんで決めました。

そういう中、対馬市に3,800万という損害を与えた人が市に要望するのはおかしいと思います。

○議長（作元 義文君） わかりました。

○議員（18番 大部 初幸君） それで私は退席します。聞きたくもありません。聞く必要もありません。議員として当然です。（発言する者あり）

○議長（作元 義文君） 注意します。定足数を欠く恐れがありますので、退席しないようお願いします。

ただいま出席議員が定数を欠きましたので、会議規則第12条第3項の規定によって暫時休憩します。

午後2時02分休憩

午後2時30分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

ただいま出席議員数が過半数を欠くこととなりましたので、議長において、退席議員に対して文書により出席の催促を行いましたが、この後の入江有紀君の一般質問に対しては、議員辞職勧告決議が採択された議員の一般質問は出席しないという理由から催告に応じないとのことであります。

地方自治法第113条の規定では、出席の催告を行った場合、出席議員が過半数に達しなくても会議を開くことができるということになっておりますので、したがって、これから一般質問を行います。

3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 入江です。よろしくお願ひいたします。

一般質問に際しまして、12人の議員さんが退席されましたが、私は市民に選ばれた議員です。議員の責務を全うしたいと思っております。精いっぱい一般質問をしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

市長にお尋ねします。

1、豊玉診療所について。新病院計画発表の時点で市長は、「診療所については機能維持する」と明言しておられましたが、豊玉診療所の医師は4人体制で運営されていましたが、ことし8月23日をもって1人の医師が任期満了によって退職され、現在3人体制になりましたが、市長は今回退職された医師について、慰留、あるいは契約の更新について、どのように対応をされたのでしょうか。

また、1人の医師の確保に当たって、市長はどのような計画を持ってあるのでしょうか。

今、離島に対し医師不足の状態であるのに、今後医師の確保が、時間的にはどのくらい期間を考へてあるのでしょうか。また、来年の3月末には2人の医師が契約満了になりますが、市長はその対応をどのようにお考へでしょうか。御答弁を求めます。

市長の医療政策を問題視してきた私としても大変気になる豊玉診療所の異変です。これから崩壊に近い不安定な状況になりつつあるのが豊玉診療所です。市長は、対馬の医療向上のためにと新病院計画を推進されたのですが、市民の間からは、特に豊玉の方からですが、豊玉診療所は事実上の閉鎖に追い込まれるのではないかと危惧する声が多く出ています。

市長は、この豊玉診療所の実情について、どのように理解されていますか。また、どのように把握していますか、御答弁をお願いします。

第2に、いづはら病院、中対馬病院跡利用計画検討委員会について市長にお尋ねします。

いづはら病院、中対馬病院跡利用計画検討委員会の第3回目が7月17日に開催されたと聞いております。そのうちで市民の一番関心の高いいづはら病院跡地に64床の病院の運営を病院企業団で運営してもらえないかという要望内容となっておりますが、この質問に対し病院企業団はどのような御説明がありましたか、お答へください。

第3に、美津島町における保育士職員採用の件について市長にお尋ねします。

美津島町保育所の職員採用は、民営化の時期も近いのに、20年間採用がないにもかかわらず、今なぜ正規採用をされたのでしょうか。御答弁をお願いします。ちまたでは市長の親戚が正規採用されたとうわさが流れておりますが、そのことに対し市長はどう思われますか。御答弁をお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 端的過ぎて大変難しい質問だなというふうに思って聞いておりましたが、1点目の豊玉診療所のことで、医師が4名から3名にこの9月1日からなりました。それは事実でございます。

ちまたでは閉鎖するのではないかという声が上がっているとおっしゃいましたが、私のほうには一切そのような声は聞こえてきていません。私が全くそのような考えがないからかもしれませんけども、そのよううわさが流布されないようにしっかり今残った3名のお医者様方で豊玉診療所についてはやっていたきたいなという思いであります。

豊玉診療所の経緯について説明をさせていただきたいと思います。

平成16年4月に開設をされております。当時は、お医者様が2名体制で診療を行っておりました。水崎出張診療というのもありました、当時。当時から医師は2年間の管理運営委任契約によって雇用を行ってございまして、長期的安定した医師確保とはならず、診療所運営においても長期的な医療提供体制の確保がなかなか難しい状況というのは、これは日本中一緒だと思いますが、同じであります。

この間、平成18年には医師1名が契約更新しませんでしたので、半年間1名体制というふうなときがありました。

募集を行い、同じ18年9月に新たに1名を採用し、2名体制に戻りましたが、平成22年度からは医師1名が体調不良等により月の2分の1勤務契約となり、ほかの医師も体調がすぐれず、休診が断続的に続き、診療の安定した運営ができない状況になったことから、この状況を打破するため、平成22年、求人募集を行い、2名のお医者様を雇い入れ、4名体制となった次第でございます。

4名となったことから、平成24年度からは下原診療所、さらに豆殿診療所、また、平成25年度から久根診療所へ出張診療を追加をし、というのは、それまでは対馬いづはら病院等へ委託契約をし出張診療をしていただいておりますけれども、4名体制になったことにより、この出張診療をみずから直営診療というふうな形をとって、豊玉診療所が中心となって地域医療の充実に努めているところであります。

今回、8月末までの契約としておりましたお医者様が契約更新しないことから、4名体制から3名体制となり、残りの医者の負担が増すことが推察されますが、適正な患者等の振り分けを行い、業務負担の分散を行うことで良質な医療が提供されると思われ、また、現在の豊玉診療所の診療体制、患者状況等を勘案しまして、当面3名体制で運営することと考えております。

本来、豊玉診療所は常勤医師2名で運営をし、中核病院から専門医、特に整形外科等の派遣で運営をする方針でしたので、現在常勤3名で、うち1名が整形外科等を専門とされるお医者様が勤務されており、出張診療にも支障がないようですし、現況としましては継続的かつ適正な医療

提供の確保はできるものと思われまますので、現段階では新たな医者募集は行わない方針で臨みたいと思っております。

次に、2点目のことですが、対馬いづはら病院、中対馬病院跡利用計画の検討委員会というのを開催をしていただいております。これは現段階においては3回開催がされております。

私は専ら最終的な答申を待っている状況でございますので、その時の会議の内容等について私は一切関与をしておりませんので、今おっしゃられた質問というのには大変答えにくいというか、答えることが不可能な話だなということで今の御質問を聞いておりましたので、どうかその分については無理です、お許しいただきたいと思っております。

3点目美津島町保育所における保育所職員採用の問題、正規採用の問題がありました。美津島ということで限定をしているものではなくて、対馬市全体としての保育士採用状況をまずもって説明をさせていただきたいと思っております。

平成16年度合併当初、対馬は21の保育所を運営し、必要保育士数が70名中正規職員が45名で、嘱託職員が25名でした。その後、行財政改革の一環で、正職員が退職した場合は不補充とし、保育士資格を持った嘱託職員を募集・採用し、人件費の削減というものに努めてまいりました。

それが、平成21年度には正規職員35名、嘱託職員35名と同数になったのですが、平成21年度末に4人、平成22年度末に3名の計7名の正規職員の定年退職を控えた状況で、その不足分を嘱託職員で補う必要がありました。

しかし、その当時、特に豊玉以北の保育所の保育士を募集をしても、地域に保育士資格を持った方が少なかったためか、募集しても応募がない状況が続きました。このままでは規定の職員数を充足できず、保育所の運営がままならない状況に陥る状態でございます。

このため、平成21年度、続いて平成22年度に採用試験を実施し、それぞれ2名と3名、計5名を採用いたしました。資格職の採用につきましては、定員適正化計画に基づいて平成18年度に保健師、看護師の採用試験を実施し、平成24年度までに資格職試験を7回行い、14名の資格職を採用をしてきております。

質問の最後あたりに「親戚が」という話がありましたけども、少なくとも採用試験の実施の方法というのを入江議員が御存じないんじゃないかと思っておりますので、ここで説明をさせていただきます。

採用試験につきましては、全て長崎県市町村行政振興協議会に委託をして、9月と1月に県下一斉に実施をしております。問題集についても、不正防止のため、試験当日の、それも試験開始直前にその長崎県市町村行政振興協議会職員より試験員の市職員が問題集をその直前に受領し、受験会場で受験者に配付をして、試験時間が終了したら、その問題集も回収し、回答用紙と一緒に

にその協議会職員へ手渡します。

協議会職員は、厳重に鍵つきのトランクに入れ、その日のうちに市町村行政振興協議会へ持ち帰り、採点のため東京の公務員試験センターに送付し、採点を行ってもらい、採点終了後、受験番号表示による得点一覧表が協議会に送付され、その後市に成績表が送付されてきて、得点上位者の数名が1次合格者となり、2次試験の論文、面接試験の受験者となります。

なお、この1次、2次については、可否の判定は副市長、教育長、総務部長、福祉保健部長らによって行われ、私は一切関与していない状況であります。

さらに、平成24年度の採用2次試験からは、論文等の評価、それから、面接官として、日本経営協会から専門官を派遣していただいて可否の判定を行っております。このような試験採用判定方法から、入江議員が心配されるようなことは不可能というふうに申し上げます。御理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 豊玉診療所の件ですが、今、医師が1人おられなくなられて待ち時間が長くなった状態になっていますが、これはいつぐらいに1人を入れる予定、全然その3名でやっていかれますか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど答弁で申しあげましたが、現段階では新たな医師の募集は行わない方針であります。私どもはそういう考え方で、今、豊玉診療所の3名のお医者様と出張診療所を含めての診療の方向性とか勤務とかという話し合いは済んだ段階において、現3名でやっていけるというふうなお話をいただいておりますので、3名のままで臨んでいく考え方でございます。

そして、先ほど説明申し上げましたが、最初2名で始まったこの診療所でございます。それが今現在3名になっているというふうな解釈をしていただければ大変助かります。

○議長（作元 義文君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 8月23日をもってやめられた先生に対しては、慰留とかいうことは、市長はお考えにならなかったのでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 当然、慰留ということもしましたし、先生のほうも、自分のほうの家庭の都合もあります。それらのことも聞かせていただいて、私どもとしては致し方ない部分があるんだろうなと思って、最終的には断念をするというふうなことで、最後の送別会等にも私も出させてもらって、お別れをさせていただいたところであります。

○議長（作元 義文君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 市長がみずからやめられる先生とお話をされました。慰留のお願いを。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 途中の経過については十分に承知しておりますし、私も、ことしはともかくとして、そのやめられた先生とは何度となく話し合いを持ったことがございますので、考え方というのは知っているつもりでございましたので、副市長のほうにその旨を伝えて、副市長のほうに二度三度となく慰留に、豊玉のほうに出向いて、その私の意を伝えていただいたところがあります。

○議員（3番 入江 有紀君） わかりました。

○議長（作元 義文君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 来年また2名の先生が3月31日をもってやめられるのですが、それはどんなに市長はお考えですか。慰留をしていただく。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） やめられるのではなくて、契約になっているというだけでございまして、私どもは豊玉診療所の診療体制というのを、また、先ほど言いましたように、それ以外の出張診療所もあわせて担っていただいておりますので、現体制というのをそのまま続けていきたいという思いでおりますが、今の時点でどうするのかと言われても、個人に話をその後聞いておりませんので何とも言えませんが、総数としては3名体制でいきたいなというふうな思いは持っております。

○議長（作元 義文君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 前、2名の先生のとくに1人の先生が病気になられたのは、やっぱり2名体制で何かえらい目に遭ってあるんです。それで、私たちが心配するのは、来年2人またもしやめられたときには1人の先生になってしまわれるので、これは大変だなと思いますので、ぜひ2人の先生を引きとめていただくようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 「はい」と言えば、それでよろしいでしょうか。いえ、そのつもりでございまして。

○議長（作元 義文君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 2番目をお願いしましたいづはら病院、中対馬病院跡利用検討委員会の3回目の7月17日開催された分について、福祉保健部長が一応参加してありますので、このことを、市民の一番関心の高いいづはら病院跡の64床の病院の運営を病院企業団で運営し

てもらえないだろうかという要望に対しての返事を一応企業団がどんなに言われたか、御返答をお願いします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど言いましたように……

○議員（3番 入江 有紀君） いえ、だから市長じゃなくて、福祉保健部長から。

○市長（財部 能成君） では、その分については、そこに参加しておりました福祉保健部長のほうにお答えさせます。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） 福祉保健部長の多田でございます。

3回目の検討委員会は7月の17日に行われました。その中で……

○議員（3番 入江 有紀君） もうちょっと大きい……

○福祉保健部長（多田 満國君） そうですか。

検討委員会の会議録を作成をしております、このような議会の議事録は一言一句記録がされるということになっておりますけども、要点筆記というふうな中でやってきております。

そういった中で、市のホームページのほうにもアップをされているかと思っておりますけども、手元に、ここに会議録を持ってきておりますが、会議録、ホームページで公表をしているとおりでございます。

いずれにいたしましても、会議録につきましては、作成をいたしました後、発言された委員さん方に作成したもの、要約したものを配付いたしまして、確認をいただいってもらって、訂正等、修正、ここはこうよとかああよというようなお話がございましたら、そこらあたりを点検をいたしましてアップをするというふうな形になっております。

そういった中で、どういったことがあったのか、ホームページに会議録で公表をしているとおりでございます。

以上です。

○議長（作元 義文君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 7月17日の第3回目の委員会で、「会議録の差し替えがあるが、失落のないよう気をつけてほしい」という意見が出ているんです。それがページ2ページ目の下から5行目です。

だから、今度の場合もかいつまんでということをお阿比留さんが言われたんですけど、担当の方が、何回も私読んでお聞きしたんですけど、「かいつまんで書いているんですよ」と言うんです。

かいつまむのはいいんですけど、内容が変えられているんです。だから、そういうことをしないでくださいということがこの前の委員会でも出ているんです。ここの、「委員会で会議録の差

し替えがあったが、欠落のないようにしてください」ということの見解が出ているんです。だから、恐らく前の会議録もこれがあったんじゃないかと思うんですけども、今度もあったんです。

だから、病院企業団が言ったことが書いてないんです、これに。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） そういうことも、今、議員が言われる分なんですけど、会議録を公表する、ホームページにアップする段階で、委員に確認を求めて、そのときに、ここの分は私はこうやったでしょ、ああやったでしょうということで3回目の検討委員会があった後、1回目、2回目、3回目の分をホームページにアップしたと。

そういうことで、いずれにしてもおっしゃった委員さんの意見は確認をしながら、要約筆記したものをアップしておりますので、改ざんとか、そこらあたりの分には当たらないというように考えております。

○議長（作元 義文君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 先ほど言われたんですけど、私の質問に対して病院企業団が言われたのは、言いますけど、確かめたんですけど、私は、3人に、傍聴に行っている方に、家まで行ってから全部確かめてきたんですけど、市民の方が「病院企業団で64床やってもらえないだろうか」という質問に対して企業団が言われたのは、「中対馬病院といつはら病院を合併して新病院にするんです」と、だから、「それを新病院にして、いつはら病院跡を残せば新病院がやってもいけない」と、だから、「いつはら病院を残すということは、企業団としてはやる意思は全然ありません」ということなんです。

それで、だから、あとのことは、やる意思がないと言ってあるのに、どういうふうにして市長はこれを64床を残すと言われてたかということを質問したいんですけど。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） よくわかりました。私は、病院企業団に、いつはら病院の跡をお願いすると言ったことは一度たりともありません。

病院企業団以外の法人で物事を組み立てていきたいと思います、当然2つの病院を1つにしたい病院企業団、それがいつはら病院のほうをするという話には全くなりませんので、私は、そのようなことは一度たりとも言ったことはありませんので、病院企業団は「やる気はありません」と言うのは当然だと思います。

2つの病院を1つにするのが向こうの考え方ですので、そのいつはら病院を残される、いつはら病院をするという話にはならないんじゃないかと、今話を聞いていて思いました。

○議長（作元 義文君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 病院企業団にしてもらえないだろうかという委員の方の質問があ

ったんです、そのとき。そのとき質問があったのに対して、病院企業団はどんなに答えたんですかと聞いたら、保健部長は返答が返ってきませんでした、全然。

だから、傍聴に行った人が聞いているんです。だから、それはできないということを行っているわけです。病院企業団が経営することは無理なんです、それはわかっている。（発言する者あり）いや、言ってないことはわかっています。でも、委員の方が質問をされているんです。それに対してどんなに企業団は答えられたんですかという私は質問をしたんです。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） そういうことで、会議録を作成する中で、今、病院企業団というお話がございましたけども、病院企業団のほうにも「こういったことでよろしいですかね、発言の趣旨はこうでしょうか」ということを確認した上で、ホームページのほうにそれぞれの皆さん委員からのいろんな、こうだあだというようなものがあるかもしれませんが、そこらは確認した後にアップしておりますので、本人さん、委員さんたちの責任のもとにこれはアップしておりますので、そのところは誤解のないようにお願いしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 市長は、いつはら病院跡に、自分たちで、市かなんかで病院を持ってくるといふような言い方をされているんですが、病床数にしても足りないと思うし、そして、ハードルが高いと思うんです、これは。恐らく市ではやっていけないんじゃないかと思うんですが、どんなに考えてありますか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 市で経営するということは毛頭考えておりません。その考えは最初から持ち合わせておりませんし、ほかの法人等をお願いをしていくということで物事は、あの3月18日でしたか、発表をさせていただいた段階からそのことは言い続けておるところであります。

基準病床のお話がありました。これにつきましては、基準病床の考え方でいつも言っておりますけども、離島振興法、または医療法に載っております山間離島における病床の確保という分野において、県の医療計画の病床数の算定基礎の中にその項目が入っていないということを私どもは確認をしております。

それで、今、県のほうに対して、私のほうからもその算定の根拠をきちんと法に基づいた算定にしてくださいというふうな要望はまず出しております。

また、このことについては、県の市長会のほうにも提起をし、当然過疎地、離島の市長さんたちもいらっしゃいますので、それらの問題について県のほうをただしていくということで要望書も上げるように決定をし、私どものほうに市長会事務局のほうからも問い合わせがあつて、文言をつくり込んでおる最中でございます。

○議長（作元 義文君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） それともう一つお尋ねしたいんですが、跡利用検討委員会のメンバーなんですけど、大きい巖原町にたった1人の跡利用検討委員会のメンバーが、19人のうち1人しか入っていないんです。何を笑ってあるかわかりませんが、市長。19人のうちに1人しか入っていないんです。

だから、南部市民、巖原から南部の人たちは意見を言いたいはずなんです。病院がなくなれば、雞知まで、豆殿から、雞知までこんといけんから、南部市民の意見も言わせてほしかったんですけど、それはできないものですか。今から19人で、ふやすわけにはいかないんですか。南部市民がどれだけ泣いてあるかということを考えてください。そして、南部市民の意見も吸い上げてもらいたいんです。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） どの地区の市民とかいう考え方ではなくて、本当に対馬の医療というものを考えていく視点に立って、専門の方等も入ってこの物事を組み立てておりますし、たしか区長会長さんも入っていただいて、これには論議をしていただいていると思っております。

今お話がありました巖原には、巖原地区区長会、久田地区区長会、豆殿地区区長会、それから、佐須地区区長会というそれぞれの区長会という組織がございますけども、そちらのほうから連名で、巖原地区における一定規模の医療施設の確保ということに向けてお願いをしたいというふうな要望書が、8月21日だったと思いますが、私のほうにも届けられましたけども、あわせて県知事並びに病院企業団の企業長に対しても出されているというふう聞いております。

日にちは定かではありませんけども、それぐらいのときだったと思いますが、みなさんの思いというのは、私自身もしっかり感じて思っておりますし、前回もそうでしたが、巖原地区に一定規模の入院機能を有した病院を残すために自分は今、県のほうともさまざまな部分で戦い挑んでおるというふうに思いますし、議員の皆様のお力をおかりして巖原地区に残していきたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただければと思います。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） 済みません。私、検討委員会の委員長の代理という立場もございまして、実は、7月の17日のときにそういった意見が、4月に区長等の改選がありましたものですから、増員とか何かすることはないのでしようかというような委員さんからのお尋ねでございましたけども。

検討委員会も3回目ということで、委員会の総体として、住民の代表を各町から1名ずつ、公募の方も2名合わせていろんな関係機関、行政機関等を含めまして19名でやっているということで、これは、このままでやっていきますということで、私の委員長代理としての職務の中で、

委員会の中でそのような形でいきたいと思います、増員はいたしませんということで確認をいたしております。

以上です。

○議長（作元 義文君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 検討委員会のテープなんですけど、これに書いてあるように、かいつまんで書くというのもいいんですけど、そのかいつまむのが、大事なところを外してかいつまんであるんです。だから、こういうことを前のどなたか委員の方が言っているんですけど、「差し替えがあった」と書いてあるんです、会議録に。それで、「欠落のないようにかいつまんで書いてください」と書いてあるんです。

それで、今度の場合もこれは「かいつまんで書きました」と阿比留さんが言われましたけど何度も、かいつまんで書いたら、ちゃんとその内容、64床のことをここの中に入れてかいつまんで書いてもらいたいです。「かいつまむ」という意味がわかってないみたいな感じで。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） 議事録、会議録、いずれにしても公表をするということで、3回目の中でお話をさせていただきました。そういうことでホームページにアップしているという。

繰り返しになりますけども、そういった面で、私どもの事務方のほうも責任を持って公表をするということになりますと、それぞれ委員さん方に「こういった趣旨でよろしいですか」ということの確認をとってアップしておりますので、そこらは委員さんがこうだあだという部分については、当然委員さんの趣旨を尊重しながらホームページ、会議録のアップをしているというふうに考えておりますので。

特に言われるようなことは、改ざんとか、いろんなこと、差し替えとかというようなお話がございましたけども、そういうのを含めて、事務局としては責任を持ってやって対応をしているというふうに御理解いただきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） そしたら、一応病院企業団の意見としては、「対馬市がやるにしてもハードルが高いですよ」と言っているんですけど、市長が市長になられたときのこれには、「必ずやりますよ」と書いてあるんです。このビラには、だから、南部市民から巖原市民はこれを信じてあなたを市長になってもらったんです。本当につくってもらえると思って。

でも、今の状態ではこれは、市長がつくれますよとずっと言っているけど、ほとんどこれは私無理だと思うんですけど、それはしてもらえば、南部市民は喜ぶし、今、きのうも相談に来られたのが、透析をしてある方で、一応浅藻から行ってあるんですけど、その方でも、「入江先生、

これはどうしたらいいですか。私たちは3日に1回行かんといかんが、雞知までどうして行くんですから、浅藻から」。

だから、できるだけ頑張っ、ここの64床を残していただいて、透析だけでもちゃんと残してあげるようにしてもらいたいですけど、本当、泣くように言われました。「透析に3日に1回、どうして行きますか、雞知まで」っていうことで、だから、それができるような病院を本当に、病床数としては少ないでもいいですから残してもらいたいと思うんですけど。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 現在の対馬いづはら病院の中に透析のベッドが、別棟でたしか20数ベッドあります。私、その場所も見に行っ、確認もしております。新たに増築された部分だと思いますし、設備も新しいものでございます。それらに、その機械に頼らざるを得ない方々が年々ふえているという状況も十分に私自身は把握しているつもりです。

そういう中、新たなところにはたしか30ベッドぐらい透析は予定をされていると思いますけども、今後の透析患者の伸びとかいうことを考えますと、不足を来すんではないかなという思いも当然ありまして、現在のベッド、20数ベッド全てが残るとは当然今この時点では言えませんが、法人との方向性が委員会で出た後、これだけが厳原に欲しい。

そして、仮に介護とか特養とかいうそういう施設との併用型は、こういう形がいいよということの答申を受けましたら、私はそれに向かっていきますし、今おっしゃられたように透析の問題ということもわかった上ですので、それらも考えて、その医療施設というものの施設を組み立てていきたいと思っています。

ハードルが高い、確かに高うございます。高いからやらざるを得ん。高いから市民もあきらめたらいいんと思います。私も一生懸命それにはぶち当たっていく考えで今県と戦っていると、先ほど申し上げましたように、市民の皆様の医療、命を守るために今一生懸命動いているということを御理解いただきたいと思います。

○議長（作元 義文君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 時間がありませんので長々言いませんけど、今、厳原町の個人病院が物すごくふえているんです、患者さんが。ということは、新しい病院ができたところで、個人病院のほうが近いからということで、個人病院が本当にいっぱい殺到しているんです。だから、そうなれば新しい病院の患者が減ると思うんですけど、それはどんなに考えられますか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 新しい病院の経営のことにしましては、当然頭の中には入れてはおりますが、まずもって厳原地域の方々がなれ親しんだ医療施設を一定規模で守るということを私は今使命だと思っています。

○議員（3番 入江 有紀君） 時間がありませんので。

○議長（作元 義文君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 市長にお願いします。このチラシを選挙前にまかれたことをみなさんは信じていますので、南部市民は、一生懸命頑張ってやってください。お願いいたします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 前回も言わせていただきましたが、それぞれこの世界にお互い思いがあって手を挙げてくるわけですが、入江議員さんも一定の公約をされてなられているはずですし、僕もそれを出して当然公約の中の一つとして掲げております。

そのことを成就するために自分はなつたつもりでおりますので、巖原地域の方が中心になろうかと思いますが、その思いというのを決して裏切ることのないようにこれからそこに向かってこれからも走りたいというふうに思います。

○議長（作元 義文君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 今言われたように、政治の公約と言われたんですけど、政治の公約は公約ですけど、この病院問題については物すごい大事な問題なんです。巖原南部から、巖原市民はとにかく、本当、だから、この病院を残してくれるからということで選挙に入れていますので、絶対頑張って残していただくようにお願いします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） 終わりますか。

○議員（3番 入江 有紀君） はい。

○議長（作元 義文君） これで、入江有紀君の質問は終わりました。

.....
○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。

午後3時19分休憩

.....
午後3時34分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

あらかじめ申し上げます。本日の会議は議事の都合によって時間を延長します。

それでは、次に1番、春田新一君。

○議員（1番 春田 新一君） 皆さん、こんにちは。新政会、1番議員の春田新一でございます。

市議会議員一般選挙が済み、はや4カ月を過ぎようとしております。市民の皆さんのお力添えでこの場に立たせていただいております。この場をかりて厚くお礼を申し上げます。

また、本日は先輩議員の了解のもと、初めての一般質問をさせていただきます。少し緊張ごみ

で足が震えている状態でございますが、通告のとおり質問をいたします。

まず、1点目でございます。

島内小中学校でのいじめ問題及び対策についてでございます。

学校の統廃合が進む中でいじめ、また不登校などあっているような気がいたしますが、もしあっているとしたら教育現場と社会教育委員の連携はどのようになされているのでしょうか、お尋ねをいたします。

また、余儀なくされる統合をした学校では、生徒たちが一日も早く学校生活になれるように、校外学習、総合的な学習及び学校行事を利用しての交流学习、また交流活動を積極的に進めるとありますが、どのような活動が具体的になされているのかということをお伺いいたします。

次に、2点目でございます。

災害防止対策について、近年の日本各地での災害を、災害等見ていたら、驚きと同時に我が対馬も人ごとではないというふうに思います。

対馬市では地震災害防災計画書を作成しておられます。もし災害が発生したとき、地域住民に平常時より避難場所、また避難経路等の周知はなされているのでしょうか。

また、その中で高齢者、子供、障害者の要援護者を適切に避難誘導するための体制は整備をされているのかお尋ねをいたします。

3点目でございます。

島内181区からの陳情書、要望書、数多く出されているようにあります。それに対しての対処のあり方についてお伺いいたします。

継続で何年も前から同じ箇所が要望書で出されていますが、その解決策はないのか。県道及び漁港、港湾という陳情も多くありますが、市と県側はどのような協議をされて、どのような形式をとられてやっておられるのかお尋ねをいたします。

また、各集落において小さな小規模の陳情が出されていると思います。そのことについて、私は前回2番議員が質問いたしました協働のまちづくり、このことで対処できるものは対処したほうがいいんじゃないかということをお尋ねをいたします。

そして、2番議員さんが質問をされましたように、地域マネージャーと地域住民との間でコミュニケーションがなかなかとれていないような状況であるということでございますので、そこら辺の考え方もお尋ねをいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 春田議員の御質問にお答えをいたします。

統廃合に伴う子供たちの心のケアにつきましては、私たちが最も注意を払っていることござ

います。そのため、準備期間の1年間の双方の学校の交流を充実させるよう手だてをとっております。

また、統合後においては学校との連絡を密にし、子供たちの様子を把握することに力を注いでおります。

今年度統合した5校については各学校の努力もあり、いじめ事案は発生しておりません。

不登校に関しましては、統合が直接の原因かどうかは定かではありませんが、心配する事案が若干あります。

統合により子供たちの心が不安定になることは避けられないと考えますので、今後も学校とともに十分気を配り、安心して学校生活を送れるよう努めてまいりたいと思います。

2つ目の子供たちの統合後にそのような心配される事案があった場合には、どのような連携がなされているのかということをございしましたが、1つには事案の共有と対応への指導と協議、学校と教育委員会が連携をとるということをございます。2つ目に、教職員の指導力を上げるための研修の充実をございます。3つ目に、スクールカウンセラー、心の相談員の配置をしております。4点目、スクールソーシャルワーカーの派遣等の事業を連携のために進めております。

3つ目に、子供たちが新しい学校へスムーズに入っていけるように、統合に向けた準備期間にできるだけ交流を進めるようにしております。

具体的に申し上げます。1つは両校の子供たちによる合同授業を実施するという事です。それから、2つ目には部活動について合同で部活動をしてみるということをございます。それから、遠足等の行事を合同でやっているところもございます。4つ目に、統合先の学校で丸々一日をともにするという試みもしております。

それから、次に教職員の交流を深める活動も仕組まれております。

次はPTAの交流です。PTA同士の交流を深める活動をすると。

今申しましたようなことが主な具体的な取り組みでございしますが、佐護小中学校と佐須奈小中学校が統合になりまして間もなくの4月15日の日曜日に、佐須奈の地域のもやいの会というのがありまして、そのもやいの会が主催をして両校の子供たち、それから保護者も一堂に会して、もやいの会で準備していただいた小さい椅子、木製の、木工の椅子をつくるという作業をお互いにそこでやりまして交流を深めたということをございまして、受け入れ側の佐須奈の方々の一緒にやってみようという思いが本当に伝わったなあと、私も見せていただいて強く感じました。

このようなことがほかの地域でもあるかもしれませんが、私が承知しているのはそういうことであります。

今後も統合に際しては交流活動を積極的に進めるように、進めていきたいというふうに思いま

す。

いじめは今も大きな教育課題の一つであります。

ことし6月に成立したいじめ防止対策推進法が9月28日に施行となります。それに伴い、国のいじめ防止基本方針がやがて作成されます。それを参考に県や市、町でも基本方針を作成していきます。

これからもいじめの根絶と不登校の減少に向けて努力を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 春田議員の御質問に答えさせていただきます。

もし、災害が発生したときということでございます。

地域住民に平常時より避難場所、また避難経路等の説明がなされているのかという御質問でございました。

対馬市では、平成25年2月に対馬市防災計画の修正計画を策定しました。その中で適切な避難方法の周知というふうにうたっております。日ごろから避難について関係住民に周知徹底を図り、混乱なく迅速に避難できるように指導するとうたっております。

大規模な災害が発生した場合の避難経路、避難場所等につきまして、常日ごろより市民の皆様には周知徹底が必要不可欠だというふうに考えております。

そこで、市といたしましては、各避難所が明記してある対馬市地域防災計画を本所をはじめ各活性化センター、各施設に、市民の皆様が閲覧できるように配備しております。このことについては広報紙の6月号で市民の皆様にお知らせを、まずさせていただいております。

また、ホームページのトップページで避難場所、避難所一覧を、また行政情報の中で防災計画がごらんになれるように整備しております。

また、周知徹底のため、NTTタウンページ株式会社様が8月に各世帯に配布されましたタウンページに、対馬市市民便利帳として避難所一覧を掲載いただいております。

なお、避難所、避難場所への標高を明示した表示板設置につきましては、平成24年度より順次設置しております。24年度に79カ所設置しており、25年度は50カ所に設置する予定です。25年度以降も計画的に避難所に表示板を設置していきたいと考え、今後複数年計画で全避難所に設置していく予定です。

さらに、近い将来の展望としましては、対馬市全世帯に避難所などの防災情報に特化した市民向け用の防災パンフレットを作成し、配布する予定でございます。

また、平成20年以来実施できておりません防災訓練について協議を進めてまいります。

以上のように全ての市民が時間帯や場所など、どのような状況におかれていても漏れなく迅速、確実、公平に情報を入手でき、その情報をもとにして行動できる体制を整えていきたいと考えて

おります。

次に、各地区からの陳情、要望がたくさん出されていると思うが、それに対しての対処のあり方等についての御質問がございました。

9月3日現在、各地区からの陳情、要望は、上対馬地区から16地区、118件、上県から22地区、60件、峰から12地区、56件、豊玉から16地区、90件、美津島地区から18地区、52件、巖原地区から21地区、121件、合計105地区から497件が上がっております。

陳情、要望の内容としましては、県に要望するものから多大な事業費がかかるもの、維持補修工事や簡単なものまでさまざまなものであります。

そのさまざまな陳情、要望を各担当において限られた予算の中で緊急性を考慮し、優先順位をつけながらの対応となっております。そのため、補助対象にならず市単独での施工になり、事業費が大きくなるものについてはその年度での対応が困難な状況となります。

次年度におきましても、次年度における全ての陳情、要望を限られた予算の中で緊急性を考慮し、優先順位をつけながらの対応となりますので、市単独事業での多大な事業費がかかるものについては継続事項となってしまいます。

しかしながら、現在陳情、要望の管理システムを構築中であります。このシステムを完成させることにより、陳情、要望における進捗状況、対応結果等々を即座に確認することができるようになり、次年度への引き継ぎ事項等も容易に把握することができるようになりたいというふうに考えております。

このシステムを活用することにより、事務処理のスピードアップを図り、またさまざまな補助金等を模索しながら、さらには国の補正等で発生する交付金事業での施工というものを視野に入れながら、戦略的に実施に向けて検討を重ねて今後もしていきたいというふうに思います。

また、陳情、要望の中でどうしても県関係の要望があります。国道、県道または二級河川、急傾斜地、港湾、漁港などなど要望がたくさん出されておるわけですが、これらにつきましては長崎県対馬振興局の建設部担当課ごとに、例えば国道、県道関係については建設部の道路課、二級河川、急傾斜地関係については昨年まで河川防災課に、港湾、漁港関係は港湾漁港課に、市において要望書をまとめ、平成18年度より一括して振興局長宛てに提出をしております。

市の担当部署はそれぞれ建設部であったり、農林部であったりするわけですが、一応建設部長が代表して振興局のほうに、振興局の建設部長に要望をしております。

提出した要望箇所は新規の要望か、継続の要望か、継続はいつからの要望かを記載し、要望箇所がわかりやすいように位置図、写真等を添付しております。

昨年度の要望件数は道路で22カ所、河川22カ所、急傾斜地3カ所、港湾11カ所、漁港

18カ所の合計76カ所の要望を行っております。その中で重要な案件につきましては、市の担当部署と振興局とで随時協議を行っております。

その他につきましては、後日、振興局担当部署から立ち会いを求められた場合、現地説明を行っております。

県への要望に対する回答については、現在個別に回答を県からいただいておりますが、地区から県への要望に対する回答内容についての問い合わせがっておりますので、地区の総意である陳情につきましては、今後回答をいただくようお願いしているところでございます。

また、地区から上がってきます小規模の陳情というものが、協働のまちづくりという考えのもと、地域マネージャー制度等の活用でやれないだろうかというふうな御提案でございました。

地域の課題や悩みというのも各地区それぞれで、地区内の皆さんで解決できるものから私どもの行政側の支援を必要とするものまでさまざまでございます。

地域マネージャー制度では課題解決に際し、次のような段階を踏んで解決策を検討、協議をしているところです。

まずはじめに、地域の中で協力し合い課題を解決できないか、地域内だけの課題解決が難しい場合は、2番目の手法として地域の方々の協力のもと、市が原材料等を支給したり、重機の借り上げ料を負担するなどの支援により解決できないか、それでも難しい場合、3番目の手法として市、県、国の支援制度を活用し解決できないか、その場合、地区から市に対して陳情であるとか要望を提出いただくこともございます。

議員質問の趣旨は陳情、要望の中には市が少し手を差し伸べてやれば、すぐにでも解決できる案件もあるのではということだと捉えておりますが、私も同じ考えでございます。

多額の予算や長期的に取り組まなければならない事業は別といたしまして、先ほど触れました2番目の手法、例えば地区の方に労力を提供していただき、市からは原材料を支給したり、重機借り上げの費用を負担し支援する、あるいは市の助成金制度等を活用することにより地区が負担する事業経費の一部を支援する、そのことにより課題解決に向けた取り組みがすぐにでもできるものがございましたら、どんどん活用していただきたいと思っております。

参考までに、昨年地域マネージャー関連で原材料費や重機借り上げ料等に21地区で320万円の御利用をいただいております。今年度も約660万円を予算化して各地域で活用していただいております。また執行残はたくさんございますので、地域の方々の総意でこれらの助成等を活用していただければと思います。

市といたしましては、各地区から陳情、要望が提出された際に、地域再生推進本部や各担当部署でその対処方法について緊急、重要性を検討し、各種制度等を照らし合わせて事業の可能性を探っております。

マネージャー制度の活用により対処可能と判断される案件につきましては、その旨皆様に御提案し、制度の活用を促していくところでございますので御理解をいただきとうございます。よろしくお願いたします。（発言する者あり）

済みません、飛ばしておりましたか、申しわけありません。

高齢者、子供とか障害者の方々の災害防災対策といたしますか、避難誘導対策といたしますか、それが欠落しておりました。申しわけありませんでした。

それらの方々、高齢者、子供、障害者に対する避難誘導の説明がなされているのかという部分でございますが、現在ひとり暮らし高齢者、寝たきりの高齢者等並びに障害のある方、乳幼児、妊産婦、要援護者とくくらせていただきますが、これら要援護者を対象とし、災害時に要援護者がスムーズな避難ができるよう要援護者名簿の整備や福祉避難場所の指定というものを行っております。

名簿の整備はできましたが、これからはこのデータをどのような形でいかに有効に活用していくかが課題となっております。

一部旧町単位で開催しました高齢者地域見守りネットワーク会議で避難所等の説明は行いましたが、高齢者、特に要援護者を対象とした具体的な避難誘導等はまだ実施には至っておりません。

今後は災害発生時の行動等に支障がある要援護者の避難指導を迅速に行うため、自治会の皆様、また民生児童委員の方々、老人クラブ等の支援ネットワークを構築して、要援護者の避難誘導というものに努めてまいりたいと思います。

市内全域を一体で一気に実施するということは困難でありますけれども、まずは先駆的な地区をモデルケースとしながら進めていきたいと存じます。できれば来年度、26年度からでも早速動き出したいというふうに考えております。

いろいろと御提案をいただき、まことにありがとうございました。済みませんでした。

○議長（作元 義文君） 1番、春田新一君。

○議員（1番 春田 新一君） 明確な答弁、ありがとうございました。

まず、教育長の答弁であります。統合した学校にはいじめ等はないということであります。

我々大人から見ていじめというものがあっているかどうかというのが、本当にわかるかというのが私はあると思うんです。子供は子供なりの考え方でやってると思うんです。

やはり子供のために大人はするわけですから、やはりそこをきちんとして対策をとってもらって、いじめがあったらもう遅いんですよ。

私長崎新聞よく見ますけど、いじめと書いた字はほとんどあります、全部切り抜いてとってますけど、もう本当に3日か4日に一遍はあってます。

というところで、この質問をさせていただいたんですけど、対馬、皆さん、対馬の市民の皆さんは良心があってこの島の宝を温かく育てる人ばかりなので、そういうことはないかというふうには思っておりますが、ただただその統廃合するためにバス通学とか下校時とか、そういうものがちょっと時間がかかるということで、子供たちのやっぱり心の緩み、ゆがみというのが出てきますので、そこら辺の対策は交流学習やら校外学習でできておりますということですが、もう少し力を入れてこれをやっていただきたいなというふうに思います。

また、統合された学校とそのもとあった学校、行くわけですが、やっぱり保護者間の、先ほど教育長が言われましたように保護者間の連携というものが私は不可欠だろうと思うんです。

やはり保護者が仲よくなれば子供たちも仲よくなる、そういうことでやっぱりこの教育現場というのは結論が出なくて難しい問題ありますけど、家庭と学校、地域がやはり一体となってこのことに取り組んで、対馬の子供をいじめからなくそうというふうにみんなで考えていかなければ私はならないというふうに思っております。

それと、新聞の切り抜きにちょっとありますので朗読をさせていただきたいと思います。

今皆さん方御存じのように、私もちょっと知識がないもんですからわからなかったんですが、教育委員さんがこのあれは握ってあるんですね、教育委員さんの代表が教育長さんであります。

少し抜粋をしたところを読み上げていきたいと思います。

文部科学省の諮問によると、自治体の教育行政の責任、これまでの教育委員から自治体の長が任命する教育長に移しかえる方針だというふうに中教審で新聞に載っております。

そうしますと、今私が言いましたように教育委員とは、例えば市町村の場合だと市長村長が議会の同意を得て任命する、対馬では5人ですかね、五、六人の教育委員から構成をされている。市町村の一般行政は市町村長が責任を負うが、義務教育を中心とする教育行政はこの教育委員さんたちが共同して責任を負っていく。こういうふうに載っていますので、そこら辺も私も連携というのはとれているか、とれてるんだろうかというふうな疑問点がありますので、ちょっとここを読ませていただきました。

そういうことで学校、家庭、地域が一体となって取り組んでいただきますように、また努力をしていただきたいというふうに思います。

次に、市長の答弁であります災害防止について、これは先ほど言われましたように地震防災計画書というのがあります。我々は読んで一目瞭然でわかります。

私が言いたいのは、先ほど市長が言いましたように要介護者です、要援護者ですね、これをどのようにされるのか、これを来年、再来年というようなことでは、私はちょっといかがかなというふうに思います。

災害はいつ起こるかわかりません。だから、一日も早く先ほど言われましたように民生委員さ

ん、児童民生委員さん、その方々と協議をしながら一日も早くひとり暮らしの人あるいは障害者の方、子供たちは学校でしょうから学校のほうで訓練を受けるでしょうけど、そこら辺をきちんと出していただかないと、とまどいがあるとなかなかどうしたらよいんだろうかというふうな思いになられると思いますので早めをお願いをいたします。

それと、島内でのこの陳情です。

大変、本当、区長さんになられる方、集落ではこじんまりとした集落のところがあると思います。順番が来なければいけないというようなところもあると思います、区長さんが。そのようなところの陳情が何年前からもう出されてそのまま文書的に出てきます。

そのような対処の仕方というのを私はこうこうでしたわけでありまして、私が陳情書を見てもやはり小さい、先ほど市長が言われましたように小さい陳情がかなりあるんです。これは動力もかからない、少人数でできる陳情なんです、本当は。

それを市民の方は予算がないからやってくれない、こう言われる。これはやっぱりこの地域マネージャー、協働のまちづくりを掲げてあるんですから、そこら辺をきちんと明確に出していただいて、そして誰が指揮をとるのかということのも大事だろうと思うんです。指揮をとらずにマネージャーですよということやったら何も先には進みません。

2番、小島議員さんが前回の質問でも言われましたように、やはり指揮、各地区には貴重な方がおられますのでその人方を立ち上げていただいて、そしてマネージャーと地域が一体になる組織をつくっていけば私はこの陳情も半分に減ると思います。

そういうことを今からどんどん進めていただいて、皆さんで対馬をつくり上げていかなければならないというふうに思っております。

それと、あした質問が出るとはありますがイノシシ、鹿の問題です。

イノシシ、鹿の問題は、このイノシシ、鹿、けものがおるおかげに我々生活ができる人もおられます。

しかし、このイノシシ、鹿が山腹を荒らす、それで土砂が流れ込んで河川あるいは集落の排水溝が詰まる、そういうことがあっているように思います。

最近、市長も先ほど県のほうの工事を言われましたがダム、砂防ダム、治山ダム、ミニダム、ダムが数多くつくられております。これは本当にいいことだと思います。この山林の多い中でそのようなダムは本当に必要だと思います。

しかし、今それが機能してない、全部鹿、イノシシが土砂を崩すもんで、雨が降ったら流れ込んでそこいっぱい今詰まっております。

それを解消することによって河川には流れ込まない、または河川と港湾の出口、これは漁船が停泊しているところもいっぱい詰まって、潮が干潮になったときにはつけられませんよということ

ころもあります。

そういうことが解消される、そこを私は切にお願いをして、予算はかかるでしょうけどそれが一番の解決策だろうと、これを解決すれば集落の中の陳情もまだまだ減るんじゃないかというふうに思いますのでよろしくお願いをいたします。

時間は少し余りますが、きのう遅かったものできょうは少し時間を早めに終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（作元 義文君） ありがとうございました。

これで1番、春田新一君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 明日は定刻より、きょうに引き続き市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れ様でした。

午後4時11分散会

平成25年 第3回 対馬市議会定例会会議録(第3日)

平成25年9月11日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成25年9月11日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(21名)

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
13番 堀江 政武君	14番 小宮 教義君
15番 初村 久藏君	16番 大浦 孝司君
17番 小川 廣康君	18番 大部 初幸君
19番 兵頭 栄君	20番 山本 輝昭君
21番 作元 義文君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	松本 政美君
課長補佐	國分 幸和君	主任	金丸 隆博君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
地域再生推進本部長	平間 壽郎君
観光物産推進本部長	本石健一郎君
総務部長	桐谷 雅宣君
政策監	平山 秀樹君
総務課長	根ノ 英夫君
市民生活部長	藤田 雄二君
福祉保健部長	多田 満國君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	堀 義喜君
水道局長	阿比留 誠君
教育部長	豊田 充君
美津島地域活性化センター部長	八坂 一義君
豊玉地域活性化センター部長	梅野 泉君
峰地域活性化センター部長	志田 博俊君
上県地域活性化センター部長	川本 治源君
上対馬地域活性化センター部長	島居 清晴君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	長久 敏一君
監査委員事務局長	糸瀬 美也君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（作元 義文君） おはようございます。

ただいまから議事日程第3号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（作元 義文君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は4人を予定しております。

それでは、届け出順に発言を許します。18番、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） おはようございます。

この定例会は初日からいろいろ波乱万丈な定例会で、きのうまで何ともない市長もびっくりするような波乱な出来事で大変申しわけなく思っております。

また、この一般質問に自分も携わりまして、市長の答弁が波乱万丈のない答弁をよろしくお願いして、通告に従いまして2点質問させていただきます。

今対馬を取り巻く環境は、年を追うごとに厳しさが増しております。

第一次産業の水産業は燃油の高騰、魚価安で操業さえできない状態です。この8月から燃油に対する補助制度は確立をしましたが、イカ漁、魚の不漁でその制度さえ發揮できていない現状だと思われます。

その中で、マグロ養殖は対馬で唯一の利益の出ている養殖事業です。

しかし、利益が出ているからといって現在事業をしていない人が新しく参入しようにも、国の制度、規約がこれ以上はマグロ養殖は拡大させない、新規事業の増加は認めないとなっております。

この厳しい環境の中、鴨居瀬のヒジキ養殖は成功に結びつき、ことしは新しくヒジキ養殖を希望している組合の生産者が5人もふえたそうです。

このヒジキ養殖は、対馬の磯焼け問題にも大きく期待が持てます。なぜならば、ヒジキ養殖場からヒジキの種が発散するから近場の沿岸に種が付着し、自然繁殖をすることが期待をできます。

対馬の現在の漁業従事者の68%が60歳以上です。あと5年も経過をすれば、漁業組合は存続さえ危惧される組合ばかりです。

このヒジキ養殖は1年中ではなく、冬場の種つけから採捕までは約半年ぐらいの作業です。少し高齢になっても作業はできるし、臨時収入が得られます。磯焼け対策にも貢献でき、これからの組合員の収入にも大きく期待できるヒジキ養殖です。

そのヒジキ養殖事業に、補助金は出してもらえないかをお尋ねいたします。

2点目、美津島町女護島の防波堤のかさ上げの要望について、この地区は美津島の三浦湾独特の沖、海上から長方形に長く、両サイドには山に囲まれ、北風、北東の風の強いときは風の逃げるところがなく、万関橋方向に一斉に吹いてきて同時に波も高く、女護島湾内の船は避難をしなければ防波堤を越えた波で船が壊れてしまう恐れがあります。

この防波堤のかさ上げができないかお尋ねいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。大部議員の質問に答えさせていただきます。

鴨居瀬のほうで新たに養殖ヒジキに取り組もうとされている方が5名いらっしゃるという話を聞き、大変、また先駆的な取り組みということで心躍るようなお話だというふうに感じております。

また、磯焼け対策にもつながる可能性があるならば、対馬全島に広げていただきたいというふうにも、今お話を聞く限りにおいては思ったところであります。

また、この養殖のみならず、ヒジキの生産量の問題でございますが、現在島内の生産量というのが平成16年に比べ平成23年度が646トン減少、平成16年度785トン、23年度が139トンと、先ほど言いましたように646トンもの減少をしております。言うまでもなく、磯焼けというものが大きく影響をしております。

これら海藻類につきましては大変水産物品として価値があり、さらにアラメ、カジメ類などはサザエ、アワビなどの主要な餌となるなど、島内の漁業者にとって重要な水産資源であると認識しております。

市といたしましては、現在個人事業用のヒジキの種苗費に対する補助というものは行っておりませんが、磯焼け対策や地磯のヒジキの増量を目的として、島内の漁業集落の中では市が4分の1を負担をしております離島漁業再生支援交付金を活用し、ヒジキの養殖を実施したり、計画されているところでございます。

次に、県の補助事業でございますが、本年度、平成25年度からの新規事業といたしまして、貝類、藻類養殖定着促進事業というものが平成27年度までの3カ年計画で実施されております。実施中でございます。

事業の概要としましては、先ほどおっしゃられましたヒジキ、マガキ、イワガキ等の餌をやらない養殖を新規に開始する3名以上の漁業者グループに対し、種苗購入費や資材費などを初年度の開始費用の2分の1を助成するという事業が始まっております。

現在、島内におきましては今年度、豊玉町漁協管内の2グループが補助申請中でございます。

この補助事業が御質問の趣旨に沿う内容になっているように思いますので、市としましては対馬振興局水産課や対馬水産業普及指導センター、また各漁協と連携しながら漁業者への周知、そして申請の支援、また県に対する予算増額要望等について努力をしてみたいと考えております。

ヒジキ養殖のお話ございましたけれども、私どもが知っている範囲のヒジキ養殖というのは、天然のヒジキの根をロープに密着させてヒジキを成長させ、収穫する方法で行われております。

種苗はほとんどが大分県内の漁協から購入されているということですが、例えば何らかの事情で種苗出荷元の天然のヒジキが生えないとかの不測の状況になれば、種苗が購入できず、

生産計画に支障を来すなどのリスクもあるのではないかと思慮します。

ただ一方で、ぜひその天然のヒジキを収穫するより、はるかにおっしゃられるように労力も少なくて済みますので高齢の漁業者もとりやすい、取り組みやすいという点はございます。

今後につきましては、今申し上げましたことも考慮しながらヒジキ種苗費に対する補助事業の実施について、離島漁業再生支援交付金の活用状況や県の補助事業の成果、漁業者の経営状況や事業に対する要望、市の財政状況等、あらゆる角度からの検証をしてみたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の女護島の防波堤のかさ上げのお話でございますが、今おっしゃられたように女護島地区は三浦湾漁港でありまして県管理の漁港であります。

長崎県が主体となって池の浦地区、女護島地区、それから久須保地区と漁港整備が進められてきました。最近では池の浦地区の防波堤と浮漁礁が完成を見ております。

当漁港は美津島町漁業協同組合の本所がありまして、平成23年度港勢調査では登録漁船174隻、利用漁船517隻、属地陸揚量487トンと多く、イカ、ブリの一本釣りを主体とした対馬中央部の漁業基地港であり、市の中においても重要な役割を果たしている漁港であると認識しております。

当漁港の位置する三浦湾は細長く北東を向いており、北あるいは北東の風が吹くと湾内も荒れ、波も高く、特に当該防波堤は湾奥部にあり、波、風の集まる場所です。風浪時の係船は不安なものがあると地区のほうからも聞いております。

そのようなことから、市としましても防波堤改良の必要性というものを感じているところであり、平成20年度、22年度、振興局のほうへ防波堤の整備の要望書を提出をさせていただいております。

今後におきましても状況を再確認し、振興局と協議を行い、防波堤のかさ上げ、さらに防風ネット等の設置というものを要望をしていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（作元 義文君） 18番、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） まず、ヒジキのほうなんです、市長答弁もありましたけれども、このヒジキに対しては今どこの地区でも成功してるわけではないんですよね、正直言って。

鴨居瀬の生産者のほうがやっぱり企業努力というんですか、生産者努力というんですか、一生懸命やられた中でやっぱり島内では一番成功に結びつき、結びついたということで新しくその参入者も5名ふえたということなんです。

この対馬島内見ても、市長、いろんな補助制度が出てますけれども、なかなかこういう言い方はあんまりでしょうけど、補助が目立つようななかなか難しいところもあると思うんです。

なぜならば、その新規参入というのはなかなか出てないんですよね。ヒジキだけだと思うんで

すよ、この新規参入が近ごろ出てるというのが、5名も鴨居瀬地区だけで出てるわけです。

8月の末ごろですか、上のほうからも、上の漁協の生産者のほうがやっぱり鴨居瀬地区の人が成功に結びついたということで、勉強というか視察に来られて、ぜひ自分たちもやりたいということで帰られたそうです。

今鴨居瀬のほうも、地区の人もいろいろ改善されて、去年が大体1人の生産者が100メートルの10連、1連が100メートルだそうです。それが10連だったのがことしは15連にふやして、漁場拡張でしようけどそういう形でやっていくそうです。

私もこのヒジキというのはよくわからないんですから勉強させてもらった中で、大体1連に、1連100メートルでいい人は乾燥物で100キロ、いい人っていうのは100キロから、いい人はやっぱり170キロとるそうです。

キロが大体養殖ヒジキで1,000円から1,100円で売れているそうです。天然物は千五、六百円してますけれども、そういう中でやっぱり先ほど言いますように、これが魚の養殖とかと違って資本金も少なくて済む、それから餌代も要らないやないですか、1年中これをやるんならまた労費もかかりますけど、種つけが大体11月、早ければ11月らしいんですけど、11月から12月にかけて採捕はもう4、5月にとってますから約半年間ですよ。

半年間の中でその臨時収入と言うたらまた語弊が出るかもわかりませんが、ほかの作業もしながらこのヒジキの金がやっぱりいい人は150万、200万というのが入るわけですから、経費も売上げの漁場料を入れて10%から15%も要らないそうなんです。

やっぱり漁師さんの手元というのは結構残るやないですか、それでやっぱり生産意欲も増してきとると思うんです。

まず、もうそれもですけど、市長、この前の質問で私もこの組合員の内容というんですか、今の組合の実態、今ここ私が調べた中で23年度の漁業業務報告によりますと12漁協で4,528名おるんです。

その中で一番多いのが豊玉漁協です。780名、その中の60歳以上が537名、パーセンテージにしてもう69%です。2番目に多いのが美津島町漁協です。688名、その中の60歳以上が414名、パーセンテージで60%、3番目が巖原町漁協ですけど、ここが633のうち60歳以上が409名、これパーセンテージで65%です。その次が上対馬漁協が575名中60歳以上が394名、ここは69%です。

実際に4,528名中、働き盛りというか50歳以上の方が3,863名、4,528名中の3,863名、パーセンテージに直したら85.3%になるんです。

これを逆にひっくり返してみたときに、私も漁業従事者ですからちょっと不安なものでちょっと調べている中で、30歳以下が4,528名おる中で71名しかいないんです、この12漁協

のうちに。

ということは、あと5年もしたら、今一本釣りイカ釣りとかいろんな延べ縄とかやられていますけれども、もう7割近い方がほとんどできなくなる状態、ということは今水産水揚が島内で130億、140億なってますけど、もうこれから先私が言わなくても、市長、答えわかるやないですか、どういう推移になるかというの、そういう中で私が先ほどから言うように、高齢化に向かってやはり高齢者の人が何らかの形で収入が得られるこういう取り組みをやっているというのに、これすごいなと思ってるんです。

これが対馬一円はやっぱりリアス式でいろんな入り江も抱えていますよ、漁場的には恵まれてると思います。やる気でやればやっぱりこういうところも出てくるし、生産意欲が増して、ここの新しく5人も出てきたというのは私本当心から拍手したいぐらいあるんです。

一組合員でありながら、減る一方、高齢者一方の中で、こういう話が出るだけでやっぱり本当ありがたいと思ってます。

そういう中で、やはり言いますようにいろんな話を聞いてる中でその資材代が、種代が去年大分産で、大分産が一番高いらしいんです。それで生産もできるらしいです。3メートルぐらい伸びるらしいんですよ、大分佐伯産は。

韓国物は大体2メートルぐらいでとまってるらしいんですよ、成長が。

そこで、その収穫量が違ってくるやないですか、ことしは大分産を結構オーダーかけとって、佐伯産を、その中でやっぱりある程度できそうな話が見えてるらしいんです。

足りない分は、どうしてもそれは韓国から種は仕入れないといけないんでしょうけど、そういう中でやっぱり冷え切った対馬の漁業従事者の中でやっぱりそこに何十万、口で言ったら四、五十万と言うたら悪いでしょうけれども、その金を捻出するのが厳しいというわけなんです。

そういう中でこの補助制度があるとお聞きしまして、これ県のほうということですけど、県が2分の1補助してるならば市のほうでもその中の生産者と2分の1をすとか、何らかの形で金額的にしても何千万の金はヒジキに対しては今のところ必要ないですもんね、今のところですよ、これから対馬一円がどうなるかわかりませんが、一応私も調べた中で鴨居瀬が全体的に要る、必要とするヒジキの量というの、種量というのが4,000キロから5,000キロらしいんです。

そしたら、去年は佐伯産が、佐伯産というか、佐伯で買ってるやつがキロ600円ぐらいの仕入れ単価やったらいいんですけど、ことしは若干上がるらしいです、やっぱりどうしても。

何かそれを5,000キロにして700円にしても、市長、金額的にはわずかな補助事業だと思うんです。

そういう先ほど言ったようにこの対馬の今の現況、組合員の高齢化、そういう人たちがやっぱり日銭を呼ぶ言うたら悪いですけども、何とかそういう形がとれる、お金が入るということ

してもらいたいわけなんです。

これ、市のほうでまた変わった考えをすれば、高齢者が今イカ釣りの漁師さんとか漁業従事者は、この前も言い方悪かったですけれども、親を面倒見切れなくていろんな方法で福祉のほうに入ったりしてる人もおります。

そういうその福祉の手当を、もうはっきり言って保護手当をみんなもらいたくて申請したくない人がやっぱり仕方なくやってる人が多いわけですから、こういう補助を出すことによってその高齢者がその保護を受けなくても済む、保護資金を出さなくても、保護金を出さなくてもいうのが市になれば種代と打って返すことができかなと、これは私の勝手な考えなんですけれども、そういうことはできないかを、市長、お願いします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今こういう形で無給時の養殖というもので、まず潮の豊かさといいますか、海流の豊かさでやれる養殖というものに、この時期着手していくことはどうかというふうなお話というふうに聞きました。

それを進めていくということは、大いにその考え方、僕はいいと思っております。

ただ、ただただ心配は大分の種苗というもの、これが実際天然物の根をとってきてからの、こちらにひもに巻きつけていくとかいう作業が出てくると思います。

その資源のやりとりの問題、佐伯のほうがもし枯渇をしていくような状況になったときに、磯が変わってしまうということになったときに、じゃあ、こちらがそれでそれに頼っていいのかというふうなこと等もあろうかと思えます。

そのうちの佐伯の量は私は調査してませんからわかりませんが、それらとのバランスのこともこちらとしても研究をしたいと思えますし、今大部議員さんがおっしゃられた2分の1の県の補助を、この時期高齢者が漁業という形に従事をする外堀といいますか、環境というのを作り込んでいくことというのはそれも必要だと思いますので、今の先ほどの研究しながら、県の助成事業にどのように市としてかかわっていけばよいのか、そして先ほど種苗費が10%から15%というお話をされましたが、そののあたりで精査をしながら、市としてのかかわれる部分はどこかという部分もちょっと研究をさせていただいて、11月までには間に合わんと思えますけれども、26年度当初の研究までの研究材料ということで御理解をいただければと思います。

○議長（作元 義文君） 18番、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） 前向きな検討で本当にありがたく思ってるんで、市長、何でもそうなんですけど、この離島漁業再生支援交付金でいろんな事業をやりますよね、団体で、実際に私の地区も離島再生でヒジキやったんですけど、2年、これはこの中でまた言っていかが悪いかわかりませんが、やっぱり自分が、一個人がやるのと、離島再生やったらやっぱり部落

で団体でやるでしょう、管理面から違うんです。

張りつけたらもう、それで何かそんな感じのところはほとんど失敗で、今鴨居瀬の地区の人たちは自分、個人でやるから、やっぱり自分の収入にはね返るように一生懸命なんです。

それで、その種問題も私も大分産、大分産ってその佐伯産がいいということで、市長の心配されておるように、それは大分産も、それ佐伯産ばかりしみんなが頼んだらなくなるんじゃないのという心配したんです。

したら、今鴨居瀬地区の人は自分で種を、種をとるように研究してるらしいです。それがまだ全部ができてないからあれですけど、私はもう魚はある程度負けなくて表現できますけど、そんな海藻類全く知らない中で、部会長さんの説明を聞いたらヒジキって枝があるらしいです、こずっと、根っこから切ったらもうだめになると、そのヒジキの二枝ぐらいを残して、残して上を切る採捕、そしてそしたらその下がまた新芽が出るらしいんです。

そういう形をとっていくような方法もやって幾らかことし、何分の1かわかりませんが、その方法に成功したということはこの前お聞きしました。

だから、ただ漠然と補助をくれやなくて、彼らもやっぱり一生懸命、そういうのをやっぱり向こう側がいつだめだとか、どんどんよくなった、値上がりというのはどうしてもします、するやないですか、そういう懸念もあるからやっぱり自分たちは自分たちの努力をやっているわけです。

だから、そういうのが自分で対馬産の種を植えつけをしきるというのに、やっぱりよその特徴ある中の生産者が話を聞いて、上のほうからも7名来られたそうなんです。

それが100%できとけば、こういう補助をもう必要なくて苗はできるとでしょうけれども、まだそこまではいってないけれどもある程度めどが立ってきてるらしいので、だからそういう意味でこの何年かやっぱりやって補助をしていけば、あとはもう独立採算でできるんじゃないかなと僕は思ってるんです。これはもう簡単な見方かもわかりませんが。

マグロにしてもそうですよね、ハマチがだめ、タイがだめ、もう水産業どんと養殖業が40億、50億あったのがもう20億ぐらい切りかけたときに、県の推進魚種ということでマグロに県が力を入れてもらって、マグロの種、餌代、設備代、うちの尾崎地区にぽんと入らせてもらった中で一、二年はやっぱり試行錯誤でやってましたけど、今もう完全なもう軌道ですもんね、うちの美津島漁協も本場で財産収入はあそこだというふうになったんです。

でも、先ほど言ったようにもう新しく参入できないもんですから、マグロは、こういうそしてまた資金がかかるやないですか、ああいう魚関係は、このヒジキに関してはそんなに、私どもロープ資材は定置事業で入れますけど、そんなにお金かかるもんやないし、一回入れたら10年やそこらもてます、ロープは。

あとはチェンジするのはもう種代の、種の細いロープとかそういう形をやっていくわけですか

ら、先ほどから言いますように団体事業であればやっぱり人ごとみたいになりますけど、やっぱり自分でやっていけば自分の管理ですから、お金にはね返るわけですから、ここが大きく私は結果として出てきておると思うわけです。

だから、市長もことはどうしても間に合わんというような、時期的にですね、ことですがけれども、ぜひ前向き検討はわかるんですが実現できるように、恐らく鴨居瀬地区にしてもこのヒジキの関係のある人は期待して見てると思っておりますので、その点を市長、もう一度強い答弁をお願いします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今おっしゃられたことについて、大部議員さんのほうからその種苗生産をそういう人たちが幾らかやり始めているというお話がございました。

こちらが一番心配を、懸念しているのはその部分であります。

種苗生産の部分等から本当どのように組み立てればいいのかということを、早速この議会が終わってからも動き出しをしないとイケないと思っています。

研究するにしても後手後手に回っちゃいけませんので、万関の水改と一緒にやってこの問題について取り組んでいければというふうに思っておりますので、お待ちいただければと思います。

○議長（作元 義文君） 18番、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） 市長、本当にありがとうございます。

生産者、これからやろうかという人が、そういう言葉は本当に期待を大きく持てると思います。ぜひとも実現できるように、この補助制度ができるように頑張ってください。お願いしておきます。

それだから、2点目の女護島地区の防波堤の件なんですけど、これは県の漁港管理になってるんですかね、県でしょう、たしか。

そういう中で美津島、またこれ対馬市に合併したときか、合併前か、合併当初かな、一回、現地に一回来てもらって、名前は伏せますけども、やっぱり部長も来てもらって防波堤の長さもはかってこれじゃいかんと、先ほど言うように防風ネットをするか、かさ上げするような方向性でいかないかですねということはその当時出てたんです、もうあったんです。

それがもうずっとそのまま平行線で予算がない、いろいろな形でいまだかつてにこういう状態に入ってるんですから、あそこは33所帯、私も区長に聞いたら33所帯あるらしいんですけど、市長の答弁もあったように北風、北東の風、これ台風かぜですけど、それはもう行かれたら、私も久須保の人から、逆に万関に入る左側の久須保の入り口、あそこの人から来てくれと言われて、水路やから万関にぼんと風抜けるんかなと思ってたんですけど逆なんです。

北東の風が万関に当たってそれがはね返って反対側の家があるやないですか、万関の久須保の

突端の家がずうっと組合の裏側、あそこに行ったとき北東の風は竜巻巻きますよ、しぶきで。

私もうちの活性化センターかな、何かから一回来てもらって見てもらったことがあるんです。

だから、あそこの地区、そこの久須保の組合の裏側の浜寄りの人の家なんか、もう壁はもう潮風でやられる、天井はやられる、やっぱり本当にびっくりしました。それほどまでに風が強いんです。

あそこの防波堤はもう低くて、もう低くて今この温暖化と言われますから、その水温の高さが異常に高くなってきとるやないですか、普通でももうこれぐらいしかないんですよ、もう大潮の満潮の二、三十センチぐらいしかない中で北風、北東の風が吹いたら、もう風、風波ともに打ってくるやないですか。

だから、あそこの人たちは、あの港がこう「く」の字になつとる港なんですけど、逃げなくちゃいけないんですよ。

沖防波堤があって、漁連さんの前にあの防波堤ができましたもんね、あれで大分また今幾らか変わってるんですけど、もうちょっと北風が吹いたらあそこの地区はもう船全部かわしてましたよ。

あの漁連さんの前も、船も私たちが氷なんか積むときにでも本当積まれないような波が出てましたけど、それが幾らか防げてますけど、まだ女護島の今私が要望してるこの地区の湾内はとてもおれない状態だし、風が吹けばあの高台までしぶきと今プラスチックのごみなんか防波堤の外側にたまつとるやつが同時に吹き上がって、あの高台の家のほうまで吹き上がってますよ、これ大げさでも何でもないので調べてもらったらわかります。

それほどまでに風が強いところですし、そこの地区にしたら本当に低過ぎる防波堤なんです。それを2メートルなりかさ上げて波砕き、はね返しをすとか、先ほど市長言われたようにその上に防風ネットをすとかすれば、あの女護島のすり鉢状態になった住民たちも助かると思うんですけど、その分、県の漁港管理とは私もわかってこういう質問させてもらってるんです。

一日もこの改善ができるように、市長、市のほうとしても何とか頑張ってお願ひしたいんです。お願ひします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今おっしゃられた女護島の地区の防波堤が、通告書を見たとき、ああ、まだ上がってなかったかあというのが第一の感想でした。大変申しわけなく思います。

あの状態をそのまま放置してたら、本当その背後に住んである方たちの意見も以前聞いたこともありまして、できれば県のほうに今の状況というのを再度伝え、早期に着手していただけるような、そして地区の方々のお話というのを聞いていただけるようにしたいと思います。どうも申しわけございません。

○議長（作元 義文君） 18番、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） 今の市長の答弁で地区の人は大変勇気づけられたと思います。

このかさ上げが一日も早く、早期実現できることをお願いして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） これで18番、大部初幸君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。再開を10時55分から行います。

午前10時38分休憩

午前10時59分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 皆さん、こんにちは。市民つしまの小島徳重でございます。6月定例会に引き続き一般質問の機会を得ましたことに感謝申し上げます。

質問に入ります前に、お礼とお願いを申し上げたいと思います。

先ほど大部議員さんから、女護島地区の防波堤のかさ上げの要望を取り上げていただきました。ありがとうございました。大部議員におかれましては、以前からこの件については熱心に取り組んでいただき、私も地区の一住民として感謝申し上げます。

市長におかれましても、地区の長年の念願でありますのでぜひ早期に、今大部議員さんの御答弁いただいたように実現いただけますよう、格別の御配慮をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 小島議員、ちょっと待ってください。

大部議員から早退の届け出がっております。報告するのを忘れてました。

○議員（2番 小島 徳重君） 大部議員さんには一応お礼は申し上げておったんですけど、ありがとうございます。

○議長（作元 義文君） いや、私の報告がおくれましたので。

○議員（2番 小島 徳重君） それでは、本題に入らせていただきます。

前回の一般質問の後、町なかであるいは電話で、市民の方から有線テレビの一般質問の市議会中継を見ましたよとか、市民のために頑張ってくださいよとか、議会がもっとチェック機能を発揮してほしいとか多くの激励をいただきました。

感謝申し上げますとともに、6月定例会の一般質問で投票率の低下傾向が続いていることに関して、市民の政治への関心が薄らいでいるのではないかという指摘をしましたが、市議会の動静に

については市民の関心が高いことを実感し、前回質問時の認識を修正しなければならないと感じております。

聞きます市民の声、届けます市議会へ、生かします市政へ、をモットーに議会活動を行っておりますので、市民の皆様の市政への熱い思いをしっかりと受けとめ、市民の皆様の思いに応えるべく、議会人である前にまずは良識ある一市民としてみずからを律し、その上で市民の代表である議会人として誠実に職責を果たしていかなければならないと、気持ちを新たにこの定例会の場に臨んでいます。

市長をはじめ理事者の皆様には、簡潔、明瞭で市民が納得いく御答弁をお願いいたします。

それでは、通告に従い5点お尋ねいたします。

1点目として、対馬市生涯学習推進協議会の設置、活動状況についてお尋ねいたします。

第2回定例会において、対馬市条例第91号に規定されている対馬市生涯学習推進協議会が設置されていないことが明らかになりました。10年間にわたり条例無視の状態が続き、諸教育機能が有機的に整備されないままで生涯学習が進められてきたことは残念でなりません。

その後、条例どおりに協議会が設置され、活動が始まっているものと推測いたしますが、設置状況並びに活動状況についてお尋ねいたします。

2点目に、雑知保育所の待機児童についてお尋ねします。

平成25年6月現在の雑知保育所の待機児童は8名であることは、先般の質問の折に申し上げましたが9月1日現在で12名にふえています。ゼロ歳から3歳まで、各3名ずつが、各クラスで各3名ずつが入所待ちとなっています。

このように雑知保育所は近年恒常的に入所待ちの状態で、子育てと仕事の両立ができない、そういう家庭が出ているということは先般述べたとおりです。

第2回定例会において、雑知地区の待機児童の現況と改善策について中長期的な展望も含めてお尋ねし、前向きな検討をお願いしました。私なりの提言もさせていただきました。

その後、どのような方向性で検討がなされ、解決策が打ち出されようとしているのかお尋ねをします。

3点目に、技能労務職である学校用務員の行政職への任用替えについてお尋ねします。

昨日の小川議員さんの質疑応答で理事者のお考えの概要はお聞きしましたので、時間の都合で私は観点を変えて焦点を絞ってお尋ねし、後で一問一答で詰めさせていただきたいと思っております。

教育長には通告の中の手続きに関して、本年4月の任用替えになった3名の用務員さんの人事発令は、対馬市平成16年3月1日、訓令第51号、人事異動及び人事記録に関する規定の別表第1の中のどの種類の形態で異動されたかお尋ねします。

市長には通告の中の根拠に関して、対馬市では労務職の任用替えを行うに当たり、訓令等によ

る労務職員の任用替え取扱要綱等、これは名称はいろいろあるかと思うんですけど、そういう手続きを定めたものを制定していらっしゃるかお尋ねします。

4点目に、主要地方道巖原豆殿美津島線の加志・箕形区間の入会林の整備状況と着工予定についてお尋ねいたします。

加志・箕形間の道路改良については合併前からの懸案事項であり、定期バス、通学バス等が運行されている路線では最も状態の悪い道路路線ではないかと思えます。

議会でも旧美津島町時代から先輩議員によりたびたび取り上げられ、3月の第1回定例会では三山前議員が質問され、県当局も入会林整備等の環境整備ができ次第、吹崎工区の事業開始はあり得るとの見解が示されているという答弁がなされていると思えます。

交通安全上、生活利便上、一日でも早い改良が待たれているこの区間について、その後の入会林整備の進捗状況と今後の事務手続及び着工予定についてお尋ねします。

5点目に、防災計画、防災体制についてお尋ねします。

この件については昨日、春田議員さんの質疑応答で概要が明らかになりましたので、私からは通告の中の避難場所への飲料水、非常食、毛布等の配備体制は整っているかに絞ってお尋ねし、あとは一問一答でお願いいたします。

以上、5点について、市長並びに教育委員会の御答弁をお願いいたします。答弁の内容によりましては、先ほどお願いしたように一問一答で再質問をお願いします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 小島議員の御質問の答えさせていただきます。

1点目の生涯学習推進協議会の問題でございます。

第2回定例会において小島議員さんより、この条例は制定されているが活動しているのかと、組織され、また活動しているのかという御質問でありました。

その際、この設置条例の存在自体もわからないという私自身がですね、失態を皆様にお見せしましたが、その際、私、生涯学習というセクションというものが前面にやはり出て市民に近い距離感を持つとの手法が、かつて東北地方を中心として行われていたというお話でとどめさせていただいたところでございます。

この小島議員さんの御質問を受けまして、教育委員会事務局とともに制定の、条例制定の経緯、それからその後の状況、さらに他市の状況についてまず調査をし、今後の方向性というものを検討をいたしました。

他市の状況ですが、まず県内の13市のうちこの種の条例や規則を制定しているのが平戸、壱岐、五島、そして本市の4市であります。

さらに、九州管内118市ございますけれども、その中で32市が同様の条例を制定されてお

ります。

また、担当部署の話がこの条例は交錯しているような部分がございますが、この所管はどうなっているのかということでこの調査をかけました。

市長部局のほうが所管しているのが32市のうち4市の12.5%、教育委員会のほうが、28市の87.5%が教育委員会のほうが担当をされているというふうな調査をさせていただいたところです。

次に、この条例制定の経緯について、以前にさかのぼってちょっと調べをさせていただいたところであります。

当時の合併時点の合併協議会での新市条例制定に向けた作業部会の教育委員会部門での協議におきまして、旧6町のうち旧美津島町、峰町、上県町、それから上対馬町の4町がこの種の条例を制定をしていたことから、新市においても例規作成の必要ありとの結論が出され、旧美津島町、旧上対馬町の例規を、条例をベースに新市の例規作成委託をお願いをしておりましたぎょうせいにその旨依頼がなされ、新市条例として施行をされたものです。

次に、担当部局が教育委員会から市長部局へ変更とされた経緯でございますが、先ほど言いました例規作成をお願いをしておりましたぎょうせい、株式会社ぎょうせいですかね、ぎょうせいからの条例案は、ベースとなった旧町の条例での教育委員会部局というものから市長部局のほうに変更をされ、合併協議会に提案をされ、提案された条文での施行となっております。

例規の検討を行ったのは旧町の教育委員会部局であり、旧4町の条例では事務局は先ほど言いましたように教育委員会部局となっていたにもかかわらず、さらに市長部局への十分な調整、協議もなされていない状況で、そのぎょうせいがつくり出しました案は修正がされないまま施行となったことが、条例が制定されているものの新市誕生以来組織化もされず経緯してきたということでありまして、事務上の引き継ぎが不十分ということがこのことを招いた最大の要因であるというふうに私どもは考えております。

ただし、この推進協議会なるもの、私自身がこれについてはわからない状況はそういう経緯もあったこととお許しをいただきたいと思いますが、この協議会なるものが9年間以上にわたって実動していなかったということは事実でありまして、ただし市民の皆様は直接的に多大な損失を与えたかといういろいろ考えますと、それは直接的なことはないのかなというふうに思っております。

私どもは今後それ以上に市民にとって利用しやすい組織とか、行政組織のあり方、そして私ども市職員のあり方はどうあるべきかというもの、これらを次なる組織を見直す段階において反映をさせていかないといけないのかなというふうに思っております。

きちんと条例として発行されているにもかかわらず、それが動かなかった、動いてなかったことに対しては市民の皆様は謝罪申し上げます。

しかし、今後先ほど申しましたような組織の方向にもっていくことによって、その部分については御容赦をいただければというふうに考えております。

次に、前回の定例会においてやはり御質問があり、また小島議員さんのほうから御提案がありました。難知地域における保育所の待機児童の解消に向けての御提案がありました。

これは1点目は、大船越へき地保育所を認可保育所にまずするということがいかにというふうな御提案だったと思います。

これらにつきましては、認可保育所にする場合の当然設置基準というものが、きちんとそこに合わせていかななくてはいけないという問題があります。

今の施設に新たにその乳児室とかほふく室とか、当然医務室とか調理室等を設けていくと、改修をかけていかななくてはいけないというふうなことがあります。

また、2点目の鶏鳴幼稚園の子ども園化というふうな提案でございましたけれども、やはりこれらにつきましても大船越同様の施設に関する改修が必要となってくるかと思えます。それら結構なやはり財源等を要するのではないかなとも思っております。

もう一点の難知保育所管内における待機児童がというよりも、入所を希望する児童がふえている。

保育に欠ける児童という基本的な考え方が保育所入所の条件にはあります。保育に欠けるというのは、保育所に入りたいという児童が全部保育に欠けるかということ、それは一概にそうは言えない部分があります。

それらについての整理というのを僕ら自身、市民の皆様も整理をしないといけないのかなというふうには思っておりますけれども、少なくとも入所を希望する児童がふえているということは十分にこちらとしても承知をしております。

現在の難知保育所の今の施設規模、またゆとりを持った保育環境の実現等からしまして、定数をふやすということはなかなか難しい問題であると思えますし、早急な解消策の具体案というものは大変難しいものがあります。

今後は教育委員会と連携を図りながら、その財産処分という問題も含め、さまざまな方面から検討をしていきたいと思っておりますし、しかし子供は成長が早うございますのでのんびりもできない問題だということはわかりますが、今後の保育にかける児童の推移とかその地域の人口動態とか、そのあたりを十分に踏まえて物事の組み立てをしていきたいなと思っております。

それ以外のところで、うちとしてもいろんな案も考えたりもするわけですが、早急にやれる方法として、現在これも国のいろんな補助金の関係等でのハードルというものもありまして一定年数がこないとやれない問題もあるんですけれども、現在の難知保育所内にあります子育て支援センターや学童保育というのを別の場所に移ってもらう中で、保育室を拡充するというやり方もある

んではないかというふうに私どもも検討は今してるところですが、先ほど言いましたように国の補助金にかかる予算の執行の適正化に関する法律の関係等々、そして保育士の確保が大変難しいところ、部分もあります。

それらを十分に検討していきたいなというふうに考えております。

次に、3点目の問題がございました。

小川議員さんの答弁と重複するところがたくさんありますが、訓令のお話がありました。

当然任用替えということで、私どもは職員さんの志望等を、意向調査等も全員とっておりますし、それらを踏まえて物事を組み立てておるところであります。大枠の部分については、昨日の小川議員のときに答弁をさせていただいたとおりでございます。

何はともあれ、昨日も申し上げましたけれども全体の職員数が削減を、平成17年の行革大綱において最終目標を450名にもっていくべきだというふうな、年次の設定はないものの減らしていけないといけないう大きな足かせの中で物事を今組み立てておりますし、第2次定員適正化計画等にも縛られながら物事を組み立てております。

当然そこには大きな話としては国の経済動向、また地方交付税に依存しているこの対馬市の問題、方向性を国のほうで示される部分等もございますので、それらの中で職員数の削減というのがやはり激しくなる、ならざるを得ないという中で、全体の流れの中での今回の取り組みだという御理解をさせていただきたいと思っておりますし、旧来のままで物事が進むのが最も安定した、心も生活も安定したことで最もいいことだというふうには確かに私も思います。

しかし、やはりこれだけの時代の潮流のうごめきがある中で、私どももその変化というものに常に対応していくような職員組織でないと取り残されてしまうのではないかなというふうな思いもあり、全市民の方々の御理解をいただきたいというふうな思いで、昨年から職員組合とも話をしながらこれを進めておるところです。

では、4点目の入会林に関する主要地方道の問題がございしますが、これについて加志・箕形区間の整備状況でございますけれども、加志地区につきましては平成21年より着手をして登記名義人、法定相続人の調査、相続関係図の作成まで終了し、現在確認書の作成中であります。

また、箕形地区につきましては、平成23年11月より着手し、先ほど言いました書類等の徴収まで終了し、現在整備計画書の作成中であり、この9月下旬に県へ認可申請の提出を予定をしているところまでまいりました。

次に、国県道の未改良区間の整備につきましては、議員御承知のとおり議会で構成する国県道路等整備促進特別委員会において調査、研究を行っていただいておりますが、この路線、加志・箕形間については、特別委員会でも整備を要する最重要路線として整理をいただいているところでもあります。

本工区は25年2月21日、特別委員会で対馬振興局長へ要望した折にも、入会林の整備が完了すれば事業に着手する旨確認がなされておりますし、本年5月27日の対馬振興局、市の両建設部の協議の際に、用地取得の準備、整理ができ次第、新規事業化に向けて取り組む予定であるとの報告を受けております。

先ほど申しあげましたように、今月箕形地区については9月下旬に県への認可申請を行います。今後県に対し早急な認可を行っていただけるように要請をしていきたいというふうに思っております。

5点目、防災計画の問題でございます。

これで避難所での飲料水とか非常食等の配備状況について御質問がございました。

現在、対馬市の災害用備蓄状況ですが、非常食、また飲料水については、災害用の備蓄は消費期限の関係から配備ができておりません。毛布のみ、消防本部、各地区公民館に配備をしている状態です。

先ほども述べたとおりの状況でございますが、去る8月30日に対馬市商工会と危機発生時に関する支援協定が締結され、有事の際に対馬商工会からも優先的に組織的な支援を受けることができるようになったところでございます。

この締結によりまして、対馬市商工会から飲料水、食料品などの生活物資を優先的に組織的な援助が受けられることとなることから、対馬市が飲料水、食料品などの生活物資をあらかじめ備蓄しておくことの必要性も含め、対馬市商工会と協議をしまいたいと考えております。

また、毛布につきましては今後必要数を精査し、計画的に備えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 先ほど限定的にということで御質問いただきましたので、その点についてだけお答えをいたします。

25年度の人事につきましては、教育委員会内の異動ということでございますので、職名替え、職名替えをして配置替えということでございます。

先ほどの別表第1の中で言えば、4番の転任ということになるかと思えます。

○議長（作元 義文君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） まず、1点目の生涯学習推進協議会の設置の件ですけれども、今までも設置されてなかったということはもうそれで事実でございまして、設置されてなかったということはもう先般のことと今回合わせてよくわかりました。

それで、ほかの市とか等の兼ね合い、いろんな調査までされたわけですけれども、私が申し上げたいのは対馬市の場合、市長がいわゆる地域マネージャー制度を核にといいですか、して、協

働のまちづくりということを主な施策に上げてありますので、そのバックボーンといいますか、基盤として生涯学習、社会教育の充実は必要じゃないかと、そういう意味でどうしてもやはりこれは立ち上げて動かさないと、教育委員会の社会教育いわゆる広い意味での生涯学習だけでは機能が不十分じゃないかということをお願いをしたわけです。

この前お話をしたように、社会教育関係の職員が当初は52名いたのが今は20名と、それから予算面もきょう資料をお持ちしておるんですけど、時間の関係でもう口頭で申し上げますが、市の歳出全体の中のここ10年間の推移を見ますと歳出全体の割合は85%ぐらいの縮小になっています。

ところが、生涯学習の中で特に公民館、それから生涯学習総務費を合わせた社会教育関係の費用は大体50数%、60%以下に縮小になっています。

だから、人も物も縮小される中で、市長がやろうとしてある協働のまちづくりに十分耐え得るのかという意味で提言をしたわけでございまして、ぜひ近々に立ち上げていただいて、そして人を扱ういわゆる人事を扱う総務、それからお金を扱う財政、ここの方々が生涯学習の大切さを認識をしていただきたいとそういう意味での提言でございまして、ぜひ市長さん、よろしく願いをしたいと思います。

今のことについてはもう私前回は述べましたので、今回そういう御答弁は求めませんのでそれを十分認識いただきたいということです。

それから、2番目の雞知保育所への入所希望、いろいろ入所待ちということについては、市長さん、前回もおっしゃったように捉え方があるんですけども、現実には美津島活性化センターの段階で申し込みをしているけれども、待っているという人の数だけを私は申し上げました。

それで、いろいろ財政的なことが伴うということを十分わかりますので、きのう提案、議会にも上がりました子ども・子育ての法案、このことでまた協議会が立ち上がります。

その中でも将来的なことを含めて早く議論をして、対馬の子育て、それがスムーズにいきます、市民が安心できるようにということできのうの法案の取り扱いとあわせてぜひよろしくお願いします。

それで、一番現実味のあるのは市長がおっしゃった子育ての支援室、それから学童保育の移動、これは、かわりの施設を見つければ雞知保育所がスペースがあくと思うんです。

しかし、これもどこに移すかとなるとなかなかまたすぐにはできないにしても、現実には待っている子供さん方は、家族はおるわけですからぜひ御検討をいただいて、雞知地区のいわゆる子育てが安心できる状況をつくっていただきたいと思っています。

いわゆる厳原に通っている、それから周囲のへき地保育所に通っている人の数を含めると30名近くにはなっていると思います。本来なら雞知保育所に入りたいという数がですね、そう

いう隠れた部分もあるわけですから、ぜひよろしく願いをいたします。

私がこの2点については、前回に引き続き取り上げたのは、そういう最初のやつは市の、市長が求められている市の、市政の進め方の根幹にかかわる、それから子供の保育所の問題は子供たちの生活の保障というか、そういう日常生活のことでということで、あえて再度お尋ねをしたところでは。

それから、次に用務員さんの任用替えの件ですけれども、このことについては少し、私きのう小川議員さんが質疑で告げられたことの続きという形でやらせていただくとすけれども、ちょっと法的なといいますか、手続き上少し問題があるんじゃないかなというふうに思います。

一応ここにパネル用意してるんですけど、教育委員会からの御答弁は転任、職名替えでというふうに御説明いただいたんですけど、これは今お手元に配っておりますこの市の別表第1、これを吟味いただくとそうじゃないと私は解釈しております。

ただ、ここでその議論をしますと時間長くなりますから一応控えておきますけれども、現業職いわゆる労務職を一般行政職にかえる場合は、私の解釈はいわゆる採用という形でなければいけないんじゃないかというふうに私は考えております。

その根拠としては、これは私も法律の専門家ではありませんけれども、実際に全国的に行われている労務職の任用替えを参考としてお手元に、市長のところにも届けておりますけれども、これの一つの例を見てください。

技能労務職の職種変更、試験による任用替えと、これは沖縄の読谷村というんですか、この例です。

ここを見ていただくと、技能労務者全員を対象に一般事務職員への職種変更希望者を庁内で公募し、職種変更試験による任用替えを実施すると、こういう取り扱いになっています。

これは沖縄県がそれにコメントをつけています。退職不補充による方法以外に踏み込むことが難しい技能労務職の処遇について、試験による行政職への任用替え制度を設け、職員の新たな能力開発と言えると、今いる人材の活用を図るから定員管理を進めている点が評価できると、こういうふうに、あと似たように小さなやはり自治体ほどそのことに悩んでいるわけです。

対馬市が今そう進められようとしてる、現にもう3名は進められたんですけども、そのことが——これは東京の日野です。これははっきりここに職種が書いてあります。事務職、技能職、技能労務職とあって、任用替えは試験とすると、そしてここでは取り扱いの要領として受検資格としては継続して5年以上在籍している者、それから年齢が45歳以下の者をその対象としてすると、ほかにもここにやはり上げてあるのも任用替え試験を受けると、そしていわゆる新しい職種に採用するという形をとっているのがほとんどです。

そして、対馬市のきのう小川議員に説明があった行財政改革大綱、それから第2次職員適正化

計画、これも一応ここにパネルで示していますけれども、ここの中を見まして現業職といいますが、労務職の任用替えをといいますか、行政職へ移すということは一言も触れてありません。

いわゆる訓令によって取扱要領を定めて要綱を定めて実施するならまだしも、そういう手続き的なものがないという中で人事が行われていくというのは、やはり行政としては不適切じゃないかなと思うんです。

確かにかつて旧町時代はそういう取り扱いも行われていたということは、私も一、二聞いています。これは小っちゃい町、峰町あたりで私が勤めたころにそういうことありました。

だけど、今、市になったわけです。全国的な傾向と同じように、傾向というか、全国的、一般的に行われているようにそうすべきであると私考えます。

用務員のほう、いわゆる適正化計画でいきますところあります。

用務員は正規職員の退職後は不補充とし、必要に応じて嘱託職員等を配置します。これはこのとおり今退職した人の後は嘱託と、これはもういいんです、ここに書いてあるからそのとおりで、ただ今いる人を行政職にかえますよということは一言も書いてありません。

そして、ここに数がございますけれども、平成25年度、用務員は16名という数がちゃんと適正化計画の中にあります。このことは市のほうでつくられたものですからそのとおりだと。

それで、私7月から8月にかけて市を、市内いろんなところを回らせていただいて学校にも寄らせていただきました。そのときに、ある学校で用務員さんが私が車に乗って帰ろうとしちよつたら出てこられたんです。

自分は用務員として誇りを持って仕事をしているけれども、あと何年かなんだけれども行政職へ替わるよというそういう説明があつてると、しかしどこにも物を言うところがないから、私が市議をしているからということでしょう、泣き声で言っただけです。

それで、私も、あっ、そういうことがあつてるのかということでも今回取り上げさせてもらったわけです。

それで、きのう市長は小川議員の質問に対して自然減、できればそうしたいとおっしゃったし、今もそうおっしゃったですね、ぜひそのとおりにしていただきたいと思います。

いや、これはここで市長さんに、きのうの小川議員のお話と合わせてお約束いただいて御答弁をいただきたいと思います。どうぞ。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私あくまで個人としては、そのような考え方を持ち合せはしているというふうな発言をさせていただきました。

しかし、時代の潮流というものも十分に自分自身は感じて判断をしていかななくてはいけないという思いの中で、今回のこのようなことに至っているというふうに御理解をいただきたいと思

ます。

また、この任用替えの根拠の部分でございますけれども、少なくとも地方公務員法に基づいて逸脱することなきよう、私どもは其中で転任という考え方で今処理をさせていただいております。

今先ほどいただきました資料で、沖縄ほかの幾つかのところでは技能労務職の職種変更試験による任用替えという手続き、手続きと申しますか手段をとっているというふうなお話をいただき、そういう手法というのは当然あるかと思っております。

ただし、先ほど言いましたようにこちらでも強引にやっているわけではございませんし、意向調査等もとりながら、志望も聞きながらのことでやっておるというふうな御理解をいただければと思っております。

その用務員さんが、確かに自分の今置かれている環境とかいうのが変わっていくことに対しての不安とか、今自分自身のやっていることに対する誇りとか、それはもう当然だと思っております。

どうしてもそこから私どもも次への方向に脱皮していくために、ともにそこについては御理解をしていただきながら、説明も十分にやっていっているつもりではございますけれども、どうか職員さんのほうにも細かに説明を再度していきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 市長の立場というのは私もわからないではないんです。人件費の縮減と申しますか、そういう意味では確かに退職した人の後をいわゆる嘱託でというのは十分理解できます。

けれども、今いる人をやはり行政職にかえてまでというのは、これはもし人事的なことで公平委員会等に持ち出した場合とか、あるいは法的なことで対応するとしたときには苦しいんじゃないかと思うんです。

やっぱりそうじゃなくて、やはり市長さん、あなたが中心、宝の市政とかいうことを訴えられたように、財部市長さん、私は温かみのある方だと思うんです。

それをやはり国の総務省の指導とかそういうこと、財政的なことのみでやはり行政を進めるべきではないと思うんです。

小川さんの、小川議員さんもおっしゃったようにできれば自然減でいきたい、それが市長の本音だと思うんです。ぜひ運営上もう一応手続き、昨年そういう取り扱いされた方は、それで職場もついてありますから、本年度末からの人事はぜひ温かみのある人事を進めていっていただきたいとそう要望します。

いつも欲張り過ぎて時間がなくなったんですけれども、いわゆる吹崎地区の工区の道路事情、これはもう誰もが一番わかってある道路だろうと思っております。

私先日、通学バスに朝、尾崎から、帰りは雞知から乗せてもらいました。そうしましたら、いわゆる通学バス、立派なバスです。そして、その吹崎を挟んだ区間以外はすごく道路もよくなっていてスムーズに走ります。

ところが、その区間はもう徐行運転の感じ、そして途中で車ごとつんと音がしました。何が起こったかなと思ったら、後でバスの運転手さんに聞きますと、下り坂のひどい曲がり角のところで結局車体が長すぎて回りきらないから下が底を打ったんです。

子供たちに聞きますとこういうことが時々あると、運転手さんも離合したときもこの道路ではいわゆるカメラでのバックになると、そしたら明るい夏の季節はいいけれども、秋から以降は怖くて運転に注意を要する、一番自分たちとしては怖い道路、こういうことを言っています。

それから、あそこはマグロの生産基地です。年間20億前後の売り上げをするマグロが養殖されていますけど、毎日10トン車以上の大きな車が通っています。そしたら、これも離合したら大変ですね。

だから、私はこの前建設部のほうで説明受けますと、箕形が、今年度申請して来年登記までいくと、それから加志はまだおくと、だけど加志地区も部落で組合をつくって今協力しようという気持ちでおられます。

ぜひ箕形と加志が合わせて工事にかかれるように、いわゆる入会林の整備については格段の努力をしていただきたいということでお願いをして、時間がきましたので終わりたいと思います。

非常食のことについては、それから毛布のことについては地区の実態に応じてぜひ対応してください。

以上です。

○議長（作元 義文君） これで2番議員、小島徳重君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。午後は1時から開始します。

午前11時50分休憩

午後0時59分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 新政会の上野洋次郎でございます。先般5月の市議会議員選挙におきまして、多くの有権者の皆様から御支援をいただき、再度議会に送っていただきましたことに心より感謝を申し上げます。この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。これから4年間、市民の皆様方の付託に応じるべく、議会人としての職責を果たしていく所存でございます。

す。よろしくお願いいたします。

質問に入る前に市長、日曜日の朝でしたかね。東京オリンピック、パラリンピックが、日本で2020年開催ということで、私も朝早くから見とって、決まったときは感動して涙が出ました。そのことが最初の市長の報告の中でも、そのことが何かコメントがあるかなと思っておりましてけども、この2020年東京開催に何かコメントがありましたら、よろしくお願いいたします。市長も私も、あと7年後までは何とか見られると思いますので（笑声）よろしくお願いいたします。

では、通告に従いまして、4点質問いたします。よろしくお願いいたします。

まず、漁業用燃油高騰対策事業補助金についてであります。

本事業は、急激な燃油価格の高騰により、漁家経営の持続性を来すおそれがあるということで、経営の安定化及び水産物の安定供給に資するため、1リッター当たり10円補助をするという事業でありますけれども。

市長、大変漁業者の方々は本当に喜んでおります。一般質問するときでも、お礼を言っという声がたくさんあります。私もこの事業に関しましては高く評価してあります。そういう中で、5点ほど質問いたします。

まず、1点目でありますけれども、本事業が補正予算で組まれたわけなんですけど、なぜ当初予算で組まなかったのか。まず、この1点を答弁お願いいたします。

次に、補助条件を、国の漁業経営セーフティーネット構築事業加入者に限定されたのはどのような考えか。何点か、昨日10番議員と同じような質問になりますけれども、再度答弁をお願いいたします。

3点目、8月末までの間に各漁協が、このセーフティーネットにかなり入ってると思うわけなんですけども、その数字があれば報告をお願いいたします。

それと、このセーフティーネット事業を市長はどう評価するか。見解を伺います。

5点目、これ一番大事なことなんですけども、この事業を来年度も継続する考えはあるのか、答弁を求めます。

次に、魚市場建設についてでありますけれども、この問題は、市長、私がもう5年前ぐらいですかね、一般質問で市長に答弁求めたわけなんですけど、そのときはなかなかいい回答が得られなかった記憶があります。そういう中でもう5年も過ぎましたし、この魚市場建設については私は、この事業を何とかしたいという大きな夢があります。今この対馬が、本土からいったら一番遠いわけですね。しかし、逆に考えたら一番東アジアに近い。そういう利点を生かした場合、今国も県も農産品あるいは水産物にしても、今輸出をしてばりばりやろうという考えですよ、国も県も。

そういう中で、私はこの国際魚市場、この対馬が輸出の最先端の場所をつくるということは、

水産振興イコール雇用の問題も大きくかかってくると思いますよ。このことをまず市長はどう考えているか見解を求めます。

次に、有害鳥獣対策についてであります。

このイノシシ、鹿の問題は、私もこの選挙で各地域回りました。皆さんが何とかイノシシ、鹿をしてくださいと、どこ行ってもそういう声です。私も、この4年間イノシシ・鹿対策がどうなっているのか、ちょっとはつきりわかりませんので、きょうはテレビも映っておりますので、このイノシシ、鹿の推定頭数は把握できているのかということが、まず1点です。

それと、本年度のイノシシ・鹿対策はどのような対策をされておるのか、これが2点目。

それと3点目の、中期・長期的にこのイノシシ科の全頭撲滅の考えの対策はあるのか、このこととお答え願います。

次に、大きな4点目でありますけども、消防署の豆殿分遣所が来年4月から始まりますけども、この豆殿分遣所設置により本署の管轄区域が当然変わると思うわけですが、それに伴ってほかの出張所の管轄の変更はあるのかということが1点です。

それに伴いまして、当然今の職員の体制では、私は足りないと思うわけなんですけども、この救命士を含む職員の増員はやらなければならないと思っておりますけども、市長の考えを聞きたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 上野議員の御質問にお答えさせていただきます。

日曜日の朝の出来事についてコメントを、行政報告で欲しかったというお話でございました。私も心待ちにして、ゆっくり寝ました。朝起きて、多分7時だったと思いますが起きて、すぐニュースつけますと、東京に決まったというニュースが流れたとき、涙こそ出ませんでしたけども、しかしそこに喜んである、ブラジルに行って頑張っている皆さん、そして、私そのときすごく印象的だったのは、その後東京のほうでコメントを求められた為末、陸上の、もう引退されてますが、あの方がコメントされたのが、ずっとその後残っております。

と言いますのは、2020年オリンピック、パラリンピックが東京で開催されるということの意義というのが、今後少子高齢化社会がどんどん加速していく中で、今後30年、40年、高齢化社会に突入をして、そのような成熟した社会になっていく日本において、7年後に行われるオリンピック、パラリンピックのうち、特にパラリンピックに注目をしたい。というのは、生活弱者といいますか高齢者の方々にとって、社会が、スポーツが、どのように対応して変わっていくのかということが試される2020年になるのではないかと。それが高齢化社会を迎える世界中の国々にとってモデルになるだろうと、そこをきちんと念頭に置いて7年後を目指していき

いというお話を、為末さんが言ってあったのが、すごく印象的でした。恐らく日本の社会が高齢化社会になるのは間違いないわけですが、本当そのような見方というのがあるんだなというふうに思いました。

また、私人生において、2度も恐らくテレビを通して見ることになるであろうと。上野議員と同じように、多分私どもは、大丈夫だと上野議員がおっしゃいましたので、多分大丈夫なんだと思いますが。極力、そういう機会に恵まれると、自国開催があるということは幸せなことだなどいうふうに思いますし、日本という国がどのようにこれを機会に、先ほどの話でもありませんけれども変わっていきけるのかと。単にインフラとかいう問題だけではなくて、私どもの生き方そのものが変わっていく契機になるのかなというふうな思いで、東京開催の発表の後のニュースをずっと見させていただきました。

それで、通告に従いまして御質問に答えたいと思いますが、1点目の燃油高騰対策事業の補助金に関して何点が御質問がありました。

まず、1点目は当初予算ではなくて、今年度の当初ではなく、この6月の補正で組んだ理由は何なのかというふうなお話でございましたが。議員も御承知のとおり安倍政権によるアベノミクスということで、本年1月から3月にかけて円安というものが急速に進んだことが要因と言われておりますけれども、例年当初予算というのが1月中旬には編成を終えており、その時点では燃油がまた一気に高騰するという予測が私どももできませんでした。

しかし、すぐに1月に90.72円から、2月に96円、3月にはすぐに98円、4月に100円を超えるというふうな状況になっていくわけですが、それを見越す中で対馬市漁業協同組合長会より2月28日付で、国に対してA重油価格に対する支援を講ずるよう要望してほしいとの申し入れがありました。

また、4月26、27には、全国のイカ釣り漁船の一斉休業の抗議行動というものが行われるなど、燃油高騰が全国的に漁家経営を圧迫している実態がさらに浮き彫りになったというふうに思います。これを受け、国も漁業経営セーフティーネット構築事業の特別対策を打ち出そうとする状況の中、市といたしましても単独事業として6月に補正予算で漁業用燃油高騰対策事業補助金というものを計上した次第です。

次に、2点目のこの補助金制度で、補助条件に国のセーフティーネット事業の加入者に限定したのは何ゆえかというふうな御質問でございます。

まず、燃油高騰のこの状況下において、国もセーフティーネット特別対策をこの7月から構築しておりますので、その補填分と市の補助金分を合わせて有効的に活用していただきたいという思いであります。

次に、国の漁業経営セーフティーネット構築事業の発動ラインなどの改善要望等を行政側だけ

でなく、漁業者みずから加入者として国に対して要望していただきたいと思っております。

また、燃油高騰は漁業者以外の業種につきましても経営を圧迫しております。この観点からも漁業者だけが自己負担なしに補助制度の恩恵を受けるということは考えられませんので、漁業経営セーフティーネット構築事業における漁業者の積立金は、補助事業を受ける受益者負担分という考え方に基づいて、この制度を構築させていただいた次第です。

次に、各漁協における漁業経営セーフティーネット事業の加入状況でございますが、本年の4月1日現在で申し上げますと、12漁協で合計で206件でございます。漁協によっては8月末までに100件以上加入者が増加したところもあります。燃油高騰対策事業が始まってから8月まで既に333件の新規加入があつておると報告がありました。セーフティーネット構築事業加入に関しては、漁業者の皆様にも理解をしていただいているのかなというふうに思っております。現在漁業者への説明会を開催している漁協もありますので、市も漁連等の関係機関とも連携しながら、この事業の説明やセーフティーネット構築事業への加入促進というものを取り組んでいきたいと考えております。

4点目に、国のこのセーフティーネット事業というものをどのように評価をしているかという御質問がございました。今回6月の初旬に国が新制度を発表をしましたが、セーフティーネットの特別発動を新たに設けただけでした。A重油1リットル当たり95円以上になった場合に、国と漁業者の負担割合を3対1にすると聞き、私自身愕然とした次第です。

セーフティーネット構築事業の加入率が対馬だけの問題ではなく、全国的にも低いにもかかわらず、まして円安そのものを公認しただけ、それだけの特別発動設定金額95円というものは現実的ではないところに設定され、通常制度には何ら手を加えていないことに落胆をいたしました。

私はこの問題、基本的な補填の発動ラインというものが、過去7年間のうち燃油の一番高い部分と一番安い部分を除いた5カ年間の平均より高くなった場合に発動する事業でありますので、現在のように燃油が高どまりの状態が続いた場合には補填されないという点については見直しが必要であると考えております。

そこで、この発動ラインの見直しについて、私は1点目として、今回の特別対策の発動ラインを現行制度まで引き下げること。つまり補填金の負担割合を常に1対3というふうな形にすること。

2点目が、発動ラインの基準というものを燃油高騰が始まる平成16年3月以前の価格を基準とすることを要望を国に対して行う決議を、8月20日開催の長崎県市長会で決定をしていただきました。

また、対馬漁業協同組合長会長にも、漁業者として県漁連や全漁連への働きかけもとても重要と思い、行動を起こされるようお願いをしております。

次に、この制度の来年度の継続する考えはというふうな御質問がございました。現在のような燃油高騰が続く状態であれば、今後の社会情勢や市の財政状況について検討しながら継続については前向きに考えていきたいとは思っております。

今回の燃油高騰は、冒頭申し上げましたとおり、安倍政権による経済政策のある意味陰の部分でございます。また、今回に限らずエネルギー政策は、国にその責任があると考えております。漁業用燃油高騰対策は4月のイカ釣り船の一斉休業に見られるように、対馬市だけの問題ではないと考えております。

まずは、国の漁業経営セーフティーネット構築事業の補填部分の発動ラインのあり方や基準の見直し等について、漁業者の皆様や県、ほかの自治体ともスクラムを組ながら国に要望していき、真に漁業経営が安心して行える制度にすることが根本的な解決につながると思っております。

さらには、現在要望を行っております国境離島特別措置法の中にも盛り込んでいただけるように項目を掲げております。今後議会の皆様とともに御協議しながら、御協力もいただき努力してまいりたいと考えております。

次に、魚市場建設について御質問がございました。この東アジアにもっとも近い地理的条件というものを考えたときに、この対馬に魚市場を開設したほうがいいんじゃないかというふうな御質問でございます。この問題につきましては、市といたしましても平成23年度にその可能性についての調査を実施しております。

調査結果についてであります。まず、日本近海で操業する外国漁船が本国に寄港せず、漁場から直接対馬へ水揚げができるかどうかについて、外国人漁業の規制に関する法律、外規法と言いますが、それによって規制されており、特例により農林水産大臣が許可した場合に日本に水揚げできるとされております。

このことにつき水産庁の担当者に問い合わせたところ、かつて北方でスケトウダラ漁が盛んに行われていたときの特例であり、新たに特例が認められることはないとの見解でありましたので、漁場からの直接の水揚げは事実上不可能なのかなというふうにも現段階では思います。ただ、通常の貿易という形での取引は可能です。

次に、魚市場が開設された場合の出荷者としての島内の12漁協へのヒアリング結果でございます。主な意見としましては、メリットとして販売先の拡大につながる。輸送コストの軽減につながるとの意見がありました。一方デメリットとして、島外のまき網船や外国漁船の水揚げに関しては反対意見が強く、認めた場合には対馬の漁業者と同種の魚類を大量に水揚げされれば、魚価も安くなり、果たして漁業者の所得向上につながるのかななどの問題があり、積極的に市場開設を望む意見はありませんでした。

また、福岡市内の仲買業者へヒアリングを行った結果、対馬の漁業者が水揚げするアジ、サバ、

ブリ、タイ、イカ類などは、福岡市場にも対馬産だけでなく他産地からの出荷もあり、輸送コストを負担してまで参加するメリットがないとのことであり、市場に欠かせない仲買人の確保が困難であるとも考えております。

以上を申しあげましたとおり、国際魚市場の開設につきましては、クリアしなければならない問題が多々あります。しかし、今までの対馬の漁業のありようを振り返ると、魚価の乱高下に振り回されております。このような状況から脱するためには、全漁協組合、全漁業者の共通認識のもと安定した取引ができる魚の量が確保ができれば、冷凍、冷凍設備、水産加工場、直売所、また対馬の物資の流通拠点としての機能を備え、出荷調整ができれば魚市場として成立するのではなかろうかとも考えております。

また、韓国への輸出業者や逆に韓国からのバイヤーも呼び込める状況の魚市場であればどうだろうかとも考えております。この離島のハンディを乗り越えて、対馬産の水産物、水産加工品、また農産物も含めての流通体制の整備については、今後もその可能性を求めて調査研究を、関係部署が連携をとりながら進めていきたいと思っております。御理解を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、市民の皆さんをずっと苦しめ続けております有害鳥獣対策の問題でございますが、皆様もご存じのとおり対馬市では平成10年ごろからイノシシ、鹿が頻繁に出没し、捕獲頭数も年々増加し、農作物被害額も増大傾向にあり、また最近では居住区域にも出没し、人的被害が発生をしております。

イノシシ、鹿の推定頭数は把握できるかの御質問でございますけれども、まず鹿の生息数及び生息密度の推定は、平成23年度の長崎県の調査では、広域的な調査に適している糞塊法を用いて生息密度指標等を推定しました。その結果、生息数は3万3,416頭というふうに推定をされたところです。

また、イノシシの個体数や生息密度を推定する指標につきましては、調査方法は現在のところ確立されていないため、生息頭数を把握できない状況にあります。今後の検討課題というふうになっております。

また、本年度のこの有害鳥獣に対する対策の説明を求められておられましたが、まず対策として侵入防止柵の整備による農林作物の被害軽減対策、資源としての利活用対策及び集落防衛を視野に入れた居住区域内安全対策に取り組んでおります。

このうち有害鳥獣捕獲は猟友会に依頼し、銃、箱わな、くくりわなにより、イノシシ6,000頭、鹿4,000頭の捕獲を今年度は予定をしております。さらに、農林作物被害軽減対策として、ワイヤーメッシュによる侵入防止柵を83.63キロ、事業費ベースで5,600万程度を整備予定をしております。現在までの設置延長は既に820キロという長さであります。

また、既存の侵入防止柵の高さが1メートルと低く、鹿の侵入による被害を軽減するため、柵を2メートルへかさ上げするとともに、うり坊侵入防止補強柵を30キロ、事業費で6,500万円で整備を予定しております。さらに居住区域内の安全対策のため、集落防衛として行政区単位で設置する侵入防止柵、家庭菜園等を対象とした農林作物等被害対策のために設置する侵入防止柵助成に2,500万円を予定をしております。

また、有害鳥獣の捕獲から活用を見据えた総括的なシステムを構築するため、平成の納庵事業計画を策定し本年度より実施するため、本定例会に補正予算を上程をさせていただいております。

続きまして、全頭撲滅の対策は考えているかという御質問がございました。約300年前の陶山納庵が実行した方法をそのまま実施すれば、せん滅できる可能性は否定できないものと思われまます。この納庵方式は、まず隠れ場所となるやぶの刈り払いと山焼きを行い、大垣で対馬を9分割した上に、その内側を内垣、高さ1.5メートルのもの、総延長で490キロであります、その内垣で2掛け12平方キロの区画に区分をした追い詰めの際にはさらに内側に追い詰め垣を構築し、その中にイノシシを追い込む方法で9年の歳月と約22万人、猟犬約2万2,000頭を要し、8万頭余りのイノシシを駆除し、せん滅に成功されておられます。

しかしながら、やぶの刈り払いと山焼きは、現代社会においては不可能であり、この方法を現代版に置きかえ、試算をさせていただきました。大垣として高さ1.8メートルのPCフェンスで町境に6ブロックに分割し、その中を中垣としてさらに245ブロックに分割をしました。さらに追い込み用の小垣として10ヘクタール単位に分割をして積算したところ約845億円という事業費が算出されました。これは財政規模が脆弱な本市にとって対応できる事業費ではなく、また国や県の助成制度もない現状では、イノシシ、鹿の絶滅は困難であると判断をせざるを得ません。このためイノシシ、鹿の被害を最小限に抑え込み、それを資源としていかに活用していくのが最重要課題というふうに考えております。

よって、今後の方向性として、行政と民間の役割分担を行い、行政が行うべき鳥獣対策としてGPS、GISを活用した捕獲データの蓄積をもとに、計画的捕獲、被害防止対策の指導というふうに考えております。並行して、民間では改修、解体、分析を行いながら鳥獣総合センターなるものを運営していただき、イノシシや鹿を食肉として、あるいはレザー製品への有効活用をしながら、新たな産業として民間による積極的な資源活用策を促し、地域全体を巻き込んだ有害鳥獣対策を推進することを目指していくことが重要というふうに考えております。御理解のほどよろしく願いいたします。

次に、豆駝分遣所設置に伴い管轄変更が生じるのかという御質問がございました。本署管内に新たにつくりますので、当然管轄変更の必要がございます。本署救急隊と豆駝救急隊の所轄の基本的な線引きとして、現在のところ安神隧道、内山坂トンネル及び三丁真星を境として進めてお

ります。

消防本部の機構改革につきましては別途進めておりましたが、豆酛分遣所の開設と時を同じくして全島的に管理見直しを行う予定です。豆酛分遣所を含めて7つの救急隊が持つ管轄を平時救急管轄と称します。これは最も近い救急隊を出動させるものです。それぞれの管轄境付近において救急現場が明確でなかったり、傷病者の数が不明な場合等は双方の救急隊を出動させ、対応をさせます。

次に、火災についてですが、これは対馬を大きく3つのブロックに分けて出動エリアを定める火災管轄を導入します。北部、中部、南部と分けますと、火災発生の最初の段階でブロック内に備えております2隊以上の消火部隊が動きます。これ以外の特徴としましては、管轄境が重複していることです。管轄の境は一番端っこになりますので、消防車の到着に時間がかかります。このような区域の火災には、両方のブロックから4隊の消火隊が出動することとなります。このほか救助事故や多数の傷病者が一度に発生した場合などに備え、これらの災害に応じた管轄を導入する予定であります。

また、分遣所設置により職員の増員というふうなお話でございましたが、消防職員の定数は現在83でございますが、豆酛分遣所の開設はもとより先ほど説明しました災害の初期段階において、できるだけ多くの部隊を現場へ投入するため、今後は条例改正を行い100名前後の消防職員が実働すべく増員した上で、定員管理に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、あわせて救急救命士についてでございますが、現在23名で運用しております。

また、高規格救急隊は5隊配備しており、1隊当たり4名を救命士配置基準としておりますが、病気やけが、または教育機会の付与といったものを考えますと5名が必要となってまいります。職員採用試験に救命士枠を設けるなどの補充対策は行っておりますが、今後年齢的に運用救命士の管理職登用なども控えておりますので、消防の現場が可能な範囲の中で、救急隊員からの育成にも力を入れていきたいというふうな考えでおります。

○議長（作元 義文君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 市長、体調は大丈夫。（発言する者あり）いや、まじで。今ほとんど質問に前向きな答弁をいただきました。

まず、1点目の燃油高騰の補助事業でありますけれども、私が一番言いたかったのは、やっぱりこの事業が今年度で終わったらいかんと、これずっと継続的にやれと私は言いよらんわけですよ。もう対馬市でこのような大きな金額をずっとやれということは言いません。

ただ、私が何とか2年をやってくださいというのは、市長もわかっていると思うわけなんですけど、この国のセーフティーネット事業が、積み立てるほうが1年じゃないわけですよ。積み立てる金額が、例えば10万が3カ年じゃありませんけどもね、金額が別としても積み立てるほう

は3年積み立てないかんわけですね。そこがあるものですから、私がこの事業は、今年度だけでは中止してもらったら困りますよと。ただ先ほどの発言で、もう前向きに考えると。前向きに考えるということは間違いなく来年度やっていただけるということによろしいでしょうか。まず、その1点。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 漁業者の皆様が出漁できる環境というのを当然つくっていくのが私どもの仕事だろうというふうに思っております。今上野議員がおっしゃられたようにセーフティーネット、国が構築しておりますセーフティーネットの制度そのもののウィークポイントといえますか足らざるもの、足らざるところというのが、今回私どもがセーフティーネットを条件にすることによりまして、見えてきたと思っております。その部分について私どもは大幅な是正というものをしていくことによって、先ほどいみじくも言われました漁業者側の積立金の問題というのをもっと簡略化し、もっと繰り越しの問題ですね。次年度への繰り越しの問題等をすっきりした制度につくりかえれば、漁業者の皆様は、この制度を100%入ってもらえる制度になるんじゃないかと思っております。

それともう1点は、95円の3対1という問題。これを発動ラインをやはり先ほど言いましたように、平成16年の基準をベースにいかないと、高どまりした今を基準にしても何ら制度として意味が成さないというふうに思っておりますので、それらをこの事業、本体の事業ですね——をきちっとやりかえてもらうことに対して、私どもは積極的に動いていきたいと思っておりますし、漁業者の皆様方が、このセーフティーネットの勉強をしっかりといただいて、ここの改正に向かって一緒になって動いてもらうことが、まず第一だと思っております。その後私どもの次なる手が出てくるんだらうというふうに思っておりますが、決してそのことについて、その段階に来たときは逃げようとは思ってませんけども、国がこのエネルギー政策の問題でございますので、全面に立ってやっていただけるようお願いをしっかりとしていきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 今市長が言われるとおり、本当にこの中身は悪いわけですね。このことをまだ漁業者の皆さん、わかったらん、うん。そのことは行政側の市長は、よく僕はやっていただいたと思うよ。その中で漁業者が、組合長、トップの組合長、また漁連、もう少し怒らないかん。きょう漁業者の方が見とったらね、本当皆さん、漁業者がもう少し怒って国を訴えていきましょうや。ね。2人でお互い漁業者も市側も一緒になってやりましょう。このことは本当に前向きな答弁ありがとうございました。

時間がありませんけども、イノシシ、鹿の問題は、先ほど市長からいろんな意見を伺いましたので、このことはまた私も勉強しながら、次回にまた質問したいと思います。

それと、豆敷分遣所ができる上で、新しい新病院ができる——いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）できたときに、やっぱりどのぐらいの時間短縮が、全くないときと新たに分遣所ができた場合の大まかな時間短縮はどのぐらいできたのかということわかりますか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 分遣所を設置した場合の時間短縮の問題ではありますが、私も今正確な何分、何十何分というところまでは資料としてここには持ちませんが、今までの状態でありましたら巖原南部地区の皆さんは、救急隊を呼ぶ、呼んでそれを待つ、そして救急車に乗せこんで病院まで運ぶという、極端に言ったら倍の時間が基本的にはかかってました。どうにか動かせる状態であれば、自分たちの車で仮に内山坂ぐらいまで行って救急車と落ち合っ、患者さんを移送すると、移して運ぶというふうなことでありましたので、全て2分の1になるとは決して申しませんが、いろんな手法によって豆敷地区で考えた場合、単純にもう動かせないというような状況であった場合は、2分の1にはなるというふうなことで私どもは組み立てをしたところでありまして、そして一番遠い上槻地区等につきましては、新しい病院等に運ぶ場合、51分というふうな搬送時間がかかる計算で物事の組み立てはしております。

○議長（作元 義文君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 今のことはやっぱり大きな図面を使ってですよ、広報でも入れてね、やっぱり対馬南部地区の方々が、これだけ時間短縮できますよと、そういうあれもしていただいたらどうですかね。そのことは要望しておきます。

今回私が一番この消防署関係で質問したかったのは、今消防職員の方々は今の人数では大変過労な状況にあると思うわけですよ。例えば救急が出ますね、救急は約一千二、三百回ですかね、年間。その間に非番の方がほとんど出るわけですよ。その今繰り返しなんです、職員は、大変な私は、時間的に制約も加えられて休みのときもやらんといけん状況で。また、この豆敷分遣所ができたんですよ、時間がちょっとありませんので、何人体系でやるのかということをもっと聞いたかったんですけども、何せ、まず早く条例を変えて、職員の先ほど100名と言われましたけども、私はやっぱり110名近い人間が、人員が要るんじゃないかと私は考えております。そういう中で、まず100名でも結構ですよ。そのかわり早く条例を変えて、職員の増員をお願いしたいんですけど、どうですかね。早く条例を変えてやっていただきたいと思っておりますけども。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 現段階においては、先ほど答弁申し上げましたように、100名前後の消防隊員で、職員数で消防業務を運営をしていくことを想定をさせていただいておるところであります。上野議員がおっしゃられるように110名という試算をされたんだろうと思いますが、市民の皆さんのそれらの安心とかいう部分を提供するために、そこを充実していくと、したほう

がいいんじゃないかという部分は十分に理解は私にはできます。ただし、やはり総枠の問題がございます。それは一般職の問題、施設職員の問題、さまざまところへの今度はしわ寄せというのは当然出てくるこれは案件だろうというふうにも思っております。それらとの見合いの問題だろうということで、しっかり研究をさせていただければと思います。

○議長（作元 義文君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 後は魚市場建設の問題は大きな問題でありますので、この問題は前向きな話もありましたので、じっくりまた次回改めてゆっくり一般質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。きょうはありがとうございました。

○議長（作元 義文君） これで、上野洋次郎君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。次は、2時5分から行います。

午後1時49分休憩

午後2時04分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、12番、齋藤久光君。

○議員（12番 齋藤 久光君） こんにちは。最後の登壇となりました、子供たちの未来を育てるまちづくりをモットーとし、今回登壇いたしました会派つしま21の齋藤でございます。一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

対馬市も誕生から10年目の節目を迎え、市議会も3回目の改選が行われ、21名が選任をいただいたところであります。改めて市民の皆様に厚くお礼を申し上げる次第でございます。我々議員として市民の付託に応えられるよう、また市民の生活の向上、安定に向かって、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、いまや連日のように新聞、テレビ等で報道されているように、世界中が経済不況から脱却できず、経済的な争いは絶えることなく、その報道がなされておりますが。我が国の未来に不安を感じずにはいられないのが今日であります。

国政においては政権が変わり、アベノミクスによる経済対策で急激な円安、株高で、大企業の決算の大きな黒字化で、国民の反響は大きく、先の経済は上向きつつあると報道される。国民は期待しつつも現在の国民生活は、円安による輸入商品の価格上昇や日常で使われているガソリン、燃油、輸入食品等の上昇に、さらなる厳しい生活に不安を感じておられるのが現状であろうと思います。

我が対馬に目を転じてみますときに、全島の集落に目を向けたとき、空き家、廃屋が年を越す

ごとに多く目立ち、耕作地だった水田、畑地が放棄され、耕作放棄地が目立つような今日であります。

また、東海岸、西海岸を通ってみると立派に整備された漁港では、あれだけにぎわっていた漁船も激減をし、寂しい現状を見ると、これが今の対馬の基幹産業の実態であると思います。生産人口の激減であると考えております。このままで対馬の地域の再生ができるんだらうかと大変不安を感じているところでありますが、一日も早く働ける環境整備の対策、若者の雇用対策が喫緊の課題であると思います。

生産人口の激減による少子化が連動していると思われま。保育児、小学生、中学生、高校生の減少は、対馬の未来を担う大切な大切な宝を失うようなことと等しく、人口の減少を食いとめる、そしてふやすことに未来の対馬、国境の島を守る繁栄の原点と考えます。

財部市長も2期目に入り、市民に大きく期待をされているところでございますので、これから通告に従いまして、市政一般質問を行いたいと思います。よろしく申し上げます。

今回は主に人口対策を中心として質問をさせていただきます。

対馬市の人口の減少を食いとめる対策について、このことこそ国境の島として国を守る、島を守るのは人、島民であります。国土防衛、対馬の海域の未知なる豊かな資源の防衛、すなわち未来の日本、東アジアとの関係は、対馬海峡の資源獲得の争いを考えていかなければならない。島を守る人がこれ以上減少していくことは、対馬の未来の繁栄につながっていかないのではないかと。何としてでも食いとめなければならぬと考えます。このことについて、市長のお気持ちを聞かせたいと思います。

関連でございますけれども、少子化対策について質問いたします。

対馬の人口は、今も減少の一途をたどっている状況であります。人材の流出を食いとめる対策こそ、市の最大の政治的課題と思っております。長引く経済低迷で島は危機的状況から脱却できない状況であり、解雇された人材の流出、島に雇用の場が少ないため、高校生、卒業生は、大半は郷土を離れ島を出、若者も仕事を求めて島を出ていく。このような連鎖で対馬で子供が産まれない、また産めない、この悪循環をたどっているのが現状であります。

未来の対馬を担う若者がもっと増え、夢の持てる対馬を取り戻すための対策として、島の産業、観光振興等々、若者の雇用対策、子育て支援、教育環境の整備等々について、対策の諸課題が山積している状況下において、若者が定住できる未来のまちづくりをどのように、市長考えておられるのかお伺いをいたします。

さらに、農林水産業の振興についてでございますが、対馬市の第1次産業、農林水産業の弱体により、この現況をどのような振興対策で考えておられるのかを質問したいと思います。

島の基幹産業である農業、林業、水産業を21世紀を担う若者が、夢の持てるような産業とし

て育てていく道筋をどのように市政は考えておられるのか、その取り組みについてお伺いをするものであります。

次に、関連でございますけれども、農業分野の国の制度について、市の取り組みについてをお伺いいたします。

農業の戸別所得補償の直接支払い制度、これは政権が変わり、今は経営所得安定対策と名称が変わっておりますが、このことについて、また中山間地域等直接支払い交付金制度の集落協定の締結について説明を求めたいと思います。

対馬市の全農家が、集落への制度の仕組みをどこまで市のほうが丁寧に説明されているのか、また確実な補償が受けられるいろいろな制度についても、きめ細かな説明、指導ができていますか。この戸別所得補償、中山間の制度についても、もう数年たっております。全国の農家がこの支援を受けて頑張っておられるわけでございますが、対馬市の区域のこれまでの実績とその効果、またはさらに今後においてどのような取り組みを続けられていくのかをお伺いするものであります。どうぞよろしくお願いをいたします。答弁によって、1件ごとに質問をさせていただきます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 齋藤議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

1点目の人口対策というふうなお話ございました。人口が減少していく、まして合併までは緩やかな減少であったものが合併後は急速に減少したというのは、これも事実でありますし、国勢調査のピーク時において6万9,500人余りをピークとして、今はその49.5%まで減っているというふうなのが現実であります。

また、全国の話を申し上げましても、人口減少と高齢化社会の振興というものは大きなこれは社会問題となっておりますし、現在の日本の人口は1億2,800万人というふうに出ておりますけれども、この4年間微減の状態に陥っておりますし、今後30数年後は1億人を割り込んでいくのではないかと、また50年後というのは8,000万人台になるのではないかと。また、あわせて65歳以上の高齢化率も40%台に突入し、超高齢化人口減少社会というものがもう明らかに到来をするんだというふうに言われております。

また、15歳から49歳までの女性が平均して一生のうちに子供を産む人数という数値として合計特殊出生率というものがありますが、これにつきましては昭和60年で全国平均1.76であったものが、当時長崎県では1.87、また平成18年には全国平均1.32まで落ち、長崎県は1.49、そのとき対馬市は2.19という数字でしたが、平成23年では全国平均が1.39という中、長崎県1.6、対馬市が2.43という数字で推移をしております。

このような状況の中、本市の人口減少の要因としては、やはり合併後の厳しい財政状況から公共事業の抑制に伴い土木関係の雇用が減少したことにより、公共事業と水産業や農業などの兼業

が多い対馬の現状では、新たな雇用の場を創出できなかったことが原因の一つと捉えております。

また、先ほどから上野議員からも話が出ましたが、水産業における燃油の高騰の問題、また相まって魚価の低迷、さらに林業においては木材価格の低迷、農林水産業において思うように所得を上げられないということも一つの要因となっておるんだらうと思います。加えて第1次産業従事者の高齢化及び現代社会の傾向でもありますが、大学や専門学校への進学率も高まり、若者の第1次産業への就業離れも大きな要因と考えております。

いずれにしましても、一つの要因ではなく、雇用機会の減少など幾つかの要因によって若者をはじめとする労働力の島外流出に歯どめがかからなかったことが原因と考えております。

人口現象に歯どめをかけることは一つの施策のみで達成するということは大変困難であり、雇用機会の創出や魅力ある郷土づくりなど、さまざまな要因を相互に連携しながら人口の減少に歯どめをかけていかねばならないというふうに考えております。その一つとしまして、近年急激にふえております韓国人観光客を取り込む、そして観光産業の成長を図るということも当然あります。

ことしも昨年を上回る勢いで来島されております。対馬独自の観光産業に成長させるかが大きな鍵とっております。そのためにも、ある意味国際観光都市対馬プロジェクトみたいなものを提唱をしていかなくてはいけないと思っております。これらにどのようにこれから先さまざまな産業というものがかかわっていったら、底辺を上げていくかということに私どもは努めていかなくてはならないのではないかと思っております。

農林水産業においては、先ほど申しましたように就業者の高齢化というものが顕著で、若者がなかなか就業しないという問題があります。しかし、先ほど齋藤議員の言葉にありましたように、やはりこの対馬の国境離島としての位置づけの中で、この島を、そして国境を守るという意味において、やはり漁業者が多く出漁していただくことが国土防衛に寄与することとなります。そういう意味において先ほど来、燃油対策の問題で話をさせていただいておりますけれども、先ほど言いました観点においてもやはり私どもは、漁業者を減らすということは逆に国のコストを上げることになるというふうな視点で皆様方とも今までも論議をしてきましたが、きちんとその部分を国に対して伝えていかねばならないと思っております。

そういう中で、第1次産業に就業していくことが可能な環境をつくっていくということが大切だというふうに思っております。先ほどの上野議員の話とも絡んでくるんですけども、ただ単にそれをとるというだけではなくて、やはりこの島において魚市場のお話がございましたけれども、皆さん島の人たちが魚価というものをコントロールできるというかイニシアチブがとれるような体制をつくっていくこと、また出荷調整をする中で加工産業等をこの島につくり出していくということが、とても大切なことだと思っております。

先ほどの答弁の中で、23年の調査結果というのを話をさせていただきましたが、確かに今の国の制度とかいろんなものにはハードルはあります。しかし、それらをどうかして私どもは島の皆さんの総意ではね返していくことによって雇用をつくり、またその魚価を上げていく、調整することで、皆さんが生活できるやり方というものを模索していくことが、とても農林水産業においては大切なんではないかなというふうに思っております。先ほどは時間がなかったものですから、そこまでは話しませんでした。同じ関連する質問だったものですから、あわせてお答えさせていただく形をとりました。

また、若者が島で物事をやっていくためには、私ども行政側とかいうのがつくり出すだけというのは到底不可能です。そういう中、若者自身も雇用のあり方とか就業のあり方というものを、やはりしっかりと考えていただくことが必要だと思いますし、家庭における教育というものもあるかと思えます。第1次産業において、皆さんが明るく食べていかれるような世界をつくっていくことが、本来の国の姿だというふうに思いますので、どうかそういう方向で今後市としては取り組みをしていきたいと思っております。

次に、農業の振興のお話がございました。先ほどの答弁とも絡む部分がいっぱいございます。現在対馬市としましては、若者が新規就業できる形の施策というものを県と一緒に、ずっと施策としては展開をしてるつもりでございますし、さまざまな手が上がってくる中で、それをどのようにして対応していくかということで、決して予算の縛りの中で物事を抑え込むというようなことはやってないつもりでございますけども、もっともっと集中をしながら、これをJAの方等と一緒に組み立てていきたいと思っております。

ずっと、この二、三年取り組んでおります地産地消といいますか、JAのほうで直売関係に力を入れていきたいというお話がずっとあっておりました。その中で集配業務に対しての支援とかいうものも、こちらもずっと組み立てて、農業者のそれが所得につながるような仕組みづくりというものもずっとやってきたところであります。

また、水産業については、リース事業とか新規の研修等にしっかりと取り組んでおります。

また、漁業に関しましては、特に対馬地区漁協青壮年部の連絡協議会が、上対馬地域を中心となって広がっていかうとしておりますし、東北震災のことを契機にさまざまなチャリティー活動をしながら自分たちの活動というもの広がりをつくろうとしておりますし、さらにはインターネットによる販売とかさまざまなところに取り組み始めております。若者の考え方とかいうのを尊重しながら、これから市政運営をやっていきたいという部分もございます。

最後に戸別所得補償制度、それから中山間地域の直接支払い交付金の制度に関しまして、行政としてきめ細やかな説明とか指導とかはしているのかなというふうなお話、質問でございました。この制度の活用でございますが、当然行っておるわけですが、以前の戸別所得補償制度、今経営

所得安定化対策といいますが、この制度は22年度から対馬農協が事業主体となって集落説明会というものを開催をしておられます。

そして農業共済細目書をもとに販売価格が生産量を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することで農業経営の安定、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持というものを目的に、直接農家に交付金が交付されております。平成24年度から対馬地域農業再生協議会というものが、事務局は農林振興課内にありますけども、ここで事務を行い区長会議や農業関係会議等機会あるごとに農家への周知を行っており、24年度実績は、国からの直接支払いのため確定した金額ではありませんが、協議会が押さえてるところの数値では522戸に約8,600万円が交付されております。

次に、中山間地域直接支払い交付金制度であります。この制度は中山間地域等において耕作放棄の原因となる農業生産条件の不利性を直接補正する直接支払い制度を実施し、適正な農業生産活動を通じ農地の多面的機能の維持というものを目的に、集落で自立的かつ継続的な農業生産活動を行う協定の支援を行うものであります。対象農地は農振地域内の農用地で、1ヘクタール以上のまとまりのある農地で、集落協定というものにまず基づき、5年以上継続して行われる農業生産活動等に対し支援をするもので、本来傾斜が定められておりましたが、平成23年度から長崎県は離島地域の平地も対象となっております。このことを受けまして区長会議等で事業説明を行い、対象地域の拡大にも努めております。当初平成22年度までは傾斜地7地区650万円の交付でしたが、平地も対象となったことから、平成24年度は16地区2,160万円程度を交付をしております。

今後対馬市としましては、集落マスタープランの作成に向け、まず交付金の基礎となる地域の図面が作成できていること、交付金の支出等会計処理が集落で責任持つて行われること。集落として対象農地全てで農業生産活動ができること等の要件が整った地区から順次認定することといたしております。

次に、昨年度から実施しております新規就農総合支援対策についてであります。この対策は新規就農者や経営発展を目指す農業者等のレベルを向上させ、今後の地域農業のリーダーとなる人材を育成するため青年農業者給付金を交付する事業でありまして、45歳以下で経営開始計画を作成し、人・農地プランで地域のリーダーと位置づけられることが必要であり、最長5年間1人150万円を交付するものであります。青年農業者や農業後継者、また新規就農計画している方を対象に事業説明を行い、昨年度半年分ではあります。7名と1組に対し637万円を交付いたしております。今年度についても、県や農協と情報を共有し、新規就農支援対策を行ってまいります。参考までに今回補正で追加計上いたしておりますが、今年度は16名と1組が交付を受ける予定であります。

今後も国の交付金事業と直接農家経営を支援する制度は、採択要件や計画作成等対馬の零細農家では大変難しいところがありますが、国の情報の把握に努め、農家経営安定のために大いに活用してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 12番、齋藤久光君。

○議員（12番 齋藤 久光君） ただいま市長のほうから答弁いただきました。まず、少子化対策について、もう一度私の所信を述べたいと思いますが。

国のほうで人口動態調査では、出生数が5年連続の減少をたどっております。少子化に歯どめがかからない状況。政府は少子化の流れを変えることは喫緊の課題として、結婚、妊娠、出産、育児と切れ目ない支援を打ち出しておられますが、都市部においては保育所の待機児童問題の解消、地方では育児児童数の減少による保育所の閉鎖、統合の問題等々、対策はそれぞれの自治体で取り組んできたものの、対馬においても子供の出生数は激減している現状であります。この流れを何とか変えることが対馬の未来を託す宝である子供の出生数の増大につながる対策こそ、本市の喫緊の課題と考えます。

政府は6月に少子化危機突破のため緊急対策として、妊娠、出産、産後の育児不安の対応、産後のケアの強化、地域の相談支援拠点の整備、新婚世帯への経済面での支援措置等々検討しているとしておりますが、育児支援に集中してきた対策を見直し、今後は未婚化、晩婚化が進む一方で、若者の大半は結婚の願望はあります。

しかし、社会的不安、若者の雇用の不安定、または結婚につながる出会いの場づくりなど未婚向けの対策を急務として、政府はその方向性でいくということになっておりますが、対馬の現状を見たときに、この政策こそ対馬に匹敵する施策だろうと考えます。しっかりとした少子化対策として国の制度をしっかり本市も利用していただいて、取り込んでいただいて、市の抜本的な対策をもって対馬の未来の宝、子供の出生増大につながるような施策を打っていただきたいということをお願いする次第であります。

そのために市の独自として考える対策として、市長、結婚に対する市の一時祝い金的なものは創設できないか。一時につき、例ではございますけれども100万ぐらいの出生祝い金、基金を積んでいただいて、そのような対策はできないものか。

また、定住につながる対策として、若者の住宅の提供、古民家、いっぱい空き家があります。そういうところへの提供等についてしっかりと島内外にも発信をしていくような施策はできないか。

また、未婚者向けの出会いの場づくりが、今各地においてテレビでもよくやっておられます。隣の壱岐市もありましたですね。そのような細かな対策も大変今の対馬には大切なことではないかと思えます。どうかそこらあたりを本市にも、少子化対策特別室ぐらいの対応は考えられない

のか、これをお伺いしておきたいと思います。

もう時間も迫りますので、私が話したいところを先に述べさせていただきたいと思います。

先ほどから農林水産業の振興については、全く同じような考えで述べられましたのでありがたいとは思ってはおりますけれども、対馬の基幹産業である農業を取り巻く環境は非常に厳しく、全島の農業は高齢化が進み生産人口の減少、地域で農業が守れない農家が出てきております。そのために耕作放棄地だけが拡大している現状であり、地域農業を守る対策が今後求められるんじゃないかと思えます。

対馬の基幹産業、今市もそうでございますが、6次産業化の推進で島を再生できないか。新しい農業、もう個人、個人の今までやってきた農業では、この競争化社会の中では太刀打ちできないと考えられます。

地域ぐるみでの農業を構築するためには、農業の法人化とか農事組合化とか加工業の島づくり、島を挙げて取り組む組織づくりが今後の対馬の農業を守る大きな鍵となってくるんじゃないかと私は日ごろ考えているところでありますが。国のいろいろな制度、それをしっかり取り込んで対馬独自の支援、また行政指導の取り組みで、この組織づくりをしっかりと考えられないかを市長にお伺いします。

厳しい諸条件と生産性の低い小規模の農家が、今後の世界との競争に生き残ることはできるでしょうか。現政権となりTPP、環太平洋経済連携協定が今交渉中ではありますが、大変争点となっております。農産品などの関税撤廃をめぐる政府与党が本格協議に入っております。大変注目をされている状況ではありますが、品目ごとに関税がなくなると国内の農業にどのような影響が出てくるのか。政府対応に注目しているところでありますが、対馬の基幹産業においても、その影響は非常に大きいものが想定されるところでありますが。今の段階でどうこう言うわけじゃございませんけれども、市長のお考えがあればお聞かせを願いたいと思います。

林業振興について。島の広大な山林による自然エネルギー、バイオマス、新エネルギーによるこの島をモデルの島として取り組む計画はされてないのか。森林整備とともに対馬産材の6次産業化ができないものか。素材丸太の販売から加工製品販売への転換により雇用の壮大な創出につながっていくのではないかと考えられます。

また、加工廃材、農産品から出てくるいろいろな廃品、それをもって連携することによって、対馬市が目指しておる堆肥の生産につながる。このようなことを循環型社会を目指すことが今後の対馬の基幹産業を支えていく大きな柱になろうと思われま。そのような対馬の林業振興への道筋を立てていかなければならないと考えます、いかがでしょうか。

もう一つ、水産業の対策でございますが、漁業を取り巻く環境は非常に厳しいものがございます。先の見えない不況に各漁港において売船が目立っている状況を鑑みたときに、対馬の漁業者

の経営は危機的状況であると、その対策が必要であると思いますが、先ほどからもいろいろその対策について、国の補助事業や支援策等々対馬市も示していただいておりますが。私はそのような対策もありますけれども、視点を変えて一つ提案をしてみたいと思いますが。

先ほど市長がちょっと触れられましたが、対馬市漁船団の出漁は違法底びき船や日本海域での外国船の違反操業から漁場を守る監視役として、これ以上漁船数を減らすことは漁場の保護、海域の保全等々存在は非常に大きいものがあると思っております。国境を守る一役を担う漁業者、国境離島対策費として市の支援策として新たに創設し、国への働きかけができないものか。これは市長に私の提案として申し上げておきたいと思っております。

戸別所得補償制度、また中山間の制度については先ほど市長のほうから、縷々詳しく説明をいただきましたので、市民の方々もテレビを見て御理解をいただけるものと思っております。このような制度を通じて同じ離島でいろいろなハンディを抱えて産業振興対策で格差が出てきている、と申しますのも、先般私も質問をいたしましたことがありますけれども、この制度で壱岐の島が約6億数千万、五島も約6億でございました。

対馬市で約8,000万弱、あれを新聞等で見たときに、これは何かと私も疑問を抱いたところではありますが、いろいろ勉強していくうちに制度の制約条件があって、今日の現状に至っているということは思いますが。この格差において、市長のどのようなお気持ちを持っておられるのか。同じ離島で頑張っておられる農業、漁業者に、この差をどういうふうにとめておられるかをお伺いしてみたいと思っております。

どうぞ以上で、よろしくお願いをいたします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 新たな産業というものをどのように作り込んでいくのかということで、国のほうもずっと模索をされておられます。24年の補正で上げられた産学官金、産業界、それから官、それから大学、そしてさらには金融機関の4者が連携して、どのようにその地域における産業をつくり、新たな雇用をつくり出していくかという制度が今産声をあげたばかりであります。

今月21日に、私ども壱岐、五島、対馬の3島を対象に、その制度説明会があります。私どものほうからも当然参加をしようと思っておりますけれども、新たな仕組みの中で民間の皆様方の動き出しを自助していくというふうな制度でありますので、それらの方向性の中でしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

それと、先ほどおっしゃられる中で、結婚祝い金の話と古民家を若者に、それから婚活イベントの実施のお話がありました。結婚祝い金100万円やったらどうかという突然出てきた話でありますが、ふと浮かぶのは、やはりそのやり方というのは、それはせんだつての私の選挙の

ときに否定をされただろうというふうには私自身は思っております。

さらに古民家の若者にとりか、新たにという話がありましたが、このことにつきましては実は5月20日何日でしたか、総務大臣がおみえになって、そのような提案がございました。ただし、第三者の古民家であるわけでもございまして、その方が売らない状況の中で行政側がどのようにそこに税を投入していくのかという大きな根幹の部分がございます。それらについて今総務省のほうと対馬市とで、どのようにそれをつくり込んでいくかということでそれぞれの担当が決まっております、つくり込みをやっていると。まだ中間報告までは至っておりませんが、大臣のほうから一定のそういう研究しましょうという提言がございまして、それらについてまたしかるべきときに、しかしこれは行政上は大きな問題ですので単純には答えは出ない問題かと思っておりますが、研究は進めていきたいと思っております。

もう一つの婚活の話、壱岐であった話がありました。対馬は、あれほどの派手なテレビに出るようなことはやっておりますが、社会福祉協議会が頭になって、あの種のイベントをやってくれてまして、今年度もやる予定で進んでおります。昨年は、それで1組の方が島外からこちらに嫁いでこられるというようなこともありました。それらについては社協とタイアップしながら物事は進めていきたいと思っております。

また、6次産業化の取り組みのお話もございました。高齢化が進んでいく中で、確かに農業従事者が足りなくなっていくことになりまして、農業生産法人等がそれらを担っていくことがすごく大切だろうと思っております。それらの行く末については、私どもも取り組んでいかないと遊休農地化がとめられないということになりますので、しっかりと法人の育成には努めていきたいと思っております。

また、あわせてそこらで取り組む6次産業化の問題もございまして、それらは福岡でのより良い処を今つくろうとしております。それらとの活用をどんどん図っていただければと思っておりますし、また慶応大学なんかもずっとうちに、対馬に入ってきて、6次産業化のお手伝いをしてきてます。それらとのタイアップもあろうかと思っております。

TPPの話もございました。これらがどんどん進んでいきますと、恐らく現在米の関税が700%を超えるはずですが、これらが撤廃されるということになったときに、日本の農業は本当どうなっていくんだろうというふうな心配は、私自身は持っておりますけれども、ただし一つ言えることは、川場村だったと思っております、群馬の。農業者の方がいみじくも言われたことは、大規模といいますか、しっかりした有機農業とか、いろんな形で米づくりをされてる方でしたけれども、やはり3万、4万で取引されるような米をつくられる方でしたけれども、国際的にも取引されてるという話でしたが、そういう方、強い農業者というのをつくっていく必要があるんだろうというふうな四、五年前でしたか、そういうふうな方と会ってお話をする機会があったときに、感じ

た次第です。

できますれば、導入されるのかもしれませんが、このTPPに打ち勝っていけるようなそれぞれの産業の転換といいますか、それらを行政としてもきちんと促していきたいと思います。

監視機能の話がありました、漁業に関する。現在密漁漁船等の監視対策としては、市単費で予算化はしておりますけども、もっと大々的なそういう形のをされてはどうかというふうな提案だろうというふうに受けとめさせていただきたいと思います。

○議員（12番 齋藤 久光君） 結構です。

○市長（財部 能成君） 大体そういうところでお許してください。

○議長（作元 義文君） 12番、齋藤久光君。

○議員（12番 齋藤 久光君） 時間が過ぎましたので、これで終わりたいと思いますけれども。最後に、ただいま私の質問に対し、市長の気持ちはしっかりと受けとめることはできました。これから先、この未来の対馬に、ちっちゃなこの対馬において、農業、林業、漁業で生き残ることは非常に厳しく、大きな問題がこれからも浮かんできてくることだと思います。

しかしながら、先ほども市長が申しましたように、強い農業、林業に向けて、その意識改革こそ重要なことだろうと思います。それに対し、農業者、漁業者はもとより、私は市役所職員の意識改革こそ重要なことじゃないかなと、この厳しい時代を乗り切るために、一つ市長のその意気込みを市の職員にしっかりと植えつけていただきますことをここにお願いをし、未来の町に子供たちの笑い声が絶えないまちづくりを目指し、市政に取り組んでいただきたいことを申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（作元 義文君） これで、齋藤久光君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 以上で、本日予定の市政一般質問は終わります。

明日は定刻より、本日に引き続き市政一般質問を行います。本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後2時58分散会

平成25年 第3回 対馬市議会定例会会議録(第4日)

平成25年9月12日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成25年9月12日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(20名)

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
13番 堀江 政武君	14番 小宮 教義君
15番 初村 久藏君	16番 大浦 孝司君
17番 小川 廣康君	19番 兵頭 栄君
20番 山本 輝昭君	21番 作元 義文君

欠席議員(1名)

18番 大部 初幸君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	松本 政美君
課長補佐	國分 幸和君	主任	金丸 隆博君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
地域再生推進本部長	平間 壽郎君
観光物産推進本部長	本石健一郎君
総務部長	桐谷 雅宣君
政策監	平山 秀樹君
総務課長	根ノ 英夫君
市民生活部長	藤田 雄二君
福祉保健部長	多田 満國君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	堀 義喜君
水道局長	阿比留 誠君
教育部長	豊田 充君
美津島地域活性化センター部長	八坂 一義君
豊玉地域活性化センター部長	梅野 泉君
峰地域活性化センター部長	志田 博俊君
上県地域活性化センター部長	川本 治源君
上対馬地域活性化センター部長	島居 清晴君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	長久 敏一君
監査委員事務局長	糸瀬 美也君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（作元 義文君） ただいまから議事日程第4号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（作元 義文君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は4名を予定しております。

それでは、届け出順に発言を許します。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） おはようございます。きょうは、私がトップバッターでございます。市民の声を活かす、市民の市政をモットーに頑張っております14番議員の小宮教義でございます。私の持ち時間は、わずか50分でございますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

この日曜日に、東京オリンピック、そしてパラリンピックが、2020年が決定をいたしました。56年ぶりということですから、今、私が58歳でございますので、私がちょうど9歳のころでございます。オリンピックのことは、ほとんど頭に描くことができません。この2020年の東京オリンピック、パラリンピック、これは現安倍政権の第4の矢というわけでございますので、これを機に、デフレからの脱却に加速を加えていただきたいと思います。

その一方、今、国際的にはいろいろございます。今、アメリカがシリアに対して、軍事介入をしようとしております。軍事介入すると、中東が不安定になります。そうすると、対馬の油も上がります。対馬の皆さんが、大変困る状態になるわけでございます。ぜひ、今進めておりますロシアとの調停案、これを早く受け入れていただいて、戦争だけはないようお願いをしたいと思います。

それにしても、この日本、ことしは、まあ暑い暑い夏でございました。四国には、アユで有名な四万十川がございますが、その上流に四万十市がございます。ここで、8月の12日に41度、これは日本の記録の更新でございます。そして、我がこの対馬も、19日に36.2度、この新しい気温の更新をしております。まあ、暑いのはすごかったですよ。外に出ると、このぼんのかそが煮えたぎるような、まさに暑い夏でございました。こんなに暑いと、人間だけじゃなくて、動物もまた大変でございますよ。

何か、副市長は、いつも私のことをにらんでるようでございますので、少しは笑ってくださいよ。（笑声）

新聞に（発言する者あり）（笑声） こういうのがあるんですよ。これは、宮崎の日向市ですよ。「猿の被害やまず議会中止」という記事なんですよ。これは、こう書いてありますよ。猿による住民へのかみつき被害が、宮崎県日向市で拡大をしておるんだと、被害が出てどうしようもないということなんですね。そして、この日向市の市議会では、9日から11日の間に——私どもと一緒に日にちでございますが——一般質問が予定をされていたが、黒木市長は、職員が猿被害への対応に追われて、答弁書の作成などの準備が難しいということで、議会が中止になっておりますよ。被害と言えば、対馬はイノシシ、鹿がございますが、このイノシシ被害の影響で、議会の答弁書が作成されなくて議会が中止にならないように、ぜひ、市の幹部の方には重ねてお願いをしておきます。

先日の波田議員の一般質問にもございましたが、市職員による、ミスによる家賃の取り過ぎ、それに対する利息1,200万円、これは、全て市税で穴埋めしております。市民の税金で穴埋めをしたわけでございます。この前の懲罰委員会があったそうでございますが、紙による戒告もなく口頭注意という、誰が責任をとるのか、波田さんの質問にもありましたように、責任は全てトップがとる、これは行政も一緒です。民間企業も一緒。ならば、責任をとらなければならない。それは、市長は2期すれば、約4,000万円の退職金が出るわけでございますが、それもひとつ考えてみてはいかがでしょうか。

それと、前回の懲罰委員会、身内だけの非常に甘い処分であったが、私が前回のときにもお話ししました、再度委員会を開いて検討してみてもどうかとお願いしておりましたが、その分についてはどうなったでございましょうか。重ねてお尋ねをいたします。

では、さきに通告しておりました一般質問の3点でございますが、まず1点につきましては、当初の議案、第75号議案で質疑を十分にさせていただきましたので、この分については割愛をさせていただいて、2点だけ市政一般質問をさせていただきます。

まず第1点、病院跡地利用について。

これについては、巖原地区の区長さんから連名で陳情書が市のほうに出されておるとお聞きをしております。巖原市民皆さんが、できるものならば残していただきたいと思っておりますし、市長の公約でもありますので、ぜひという強い要望でございました。この跡地の利用については、現在、跡利用計画検討委員会が3回行われております。その進捗状況についてお尋ねをいたします。

そして2点目でございますが、市の組織のあり方についてということでございます。

さきの6月の定例議会の最終日に、市長の最後の挨拶の中に、政策マネージャーが辞職をしたんだと、一握りの、一握りの人によって、辞職をしたということですね。一握り、どれだけ握ったかわかりませんが、まあ、握りと言えばこっちの話になりますけども、今、巖原港に回転ずしができております。あそこの握りは、非常においしゅうございます。これで言う握りとは何なのか、一握りとは何なのかということでございます。6月の市長のその挨拶のときに、その言葉を発するとき、私のほうにその冷たい目が向いたようにございますが、私も入るのかなと思っておりますけども、一握りとは一体何ぞや、これについて。

2点でございます。よろしくお願いを申しあげます。

長かったな、前置きが。

○市長（財部 能成君） まず、最も簡単な答弁からさせていただきたいと思っております。

最後の一握りの分でございますが、本人との私の面談の中で、本当一握りの、一人の方の誹謗中傷によって、その一人の方の固有名詞は本人は出されました。もう、それ以上言えば、十分に、

今まで議会の中で誹謗された方のお名前が、そこでは出てきたということにとどめたいと思います。冷たい視線を自分に送られたという話がありましたが、そういう部分、十分にそこを理解をしていただければと思います。

先ほど、冒頭に世界の情勢、日本の情勢、さまざまなお話がございました。大変、コメントの中で、やはりその戦争のない世界というのを望むんだというふうな小宮議員の考え方、「あ、これは、きょうはバトルにならない」というふうに、私は逆に感じました。できれば、41度、36.2度の、そこまで熱くならない論議で終わればと思っております。

最終の分はそれで答弁とさせていただきます、最初の分につきまして、いづはら病院、中対馬病院跡利用計画検討委員会の進捗具合ということでございますが、これにつきましては、私、答申をいただく立場にあります。最終答申というのを、私は待ち望んでおる状況であります。この途中経過というものについては、私のほうには、当然ながら、ホームページ等で私も見させていただく状況であります。

第3回の会議が、去年の12月19日にあり、3月27日に2回目があり、3回目が先ほど言いました7月17日に開催をされております。委員会の内容というのは、委員の皆様、市民の代表の皆様も入って論議がされてるようであります。市民代表の委員のほうからは、先ほど、いづはら区長会のお話がありましたけども、病床を有した病院が必要なんだと、そして、それに老人介護施設をミックスした施設が望ましいという意見が出されたというふうに、報告を、当然受けた次第でございます。

県が定めてる医療計画の問題について、小宮議員と何度となく論議をするわけですが、現在、この医療計画上の基準病床の取り扱いについて、私どもは勉強もさせていただき、そして県のほうに対し、「医療計画における基準病床数の算定に関する要望書」というものを、私自身は中村知事に提出をさせていただきました。何度となく、この場でも言っておりますが、離島振興法10条第8項にうたわれている部分、法で定められた部分を、きちんと基準病床数の算定基礎に盛り込むことを県はしないといけないというのが基本的な考え方で、要望を知事に、私自身は出している段階であります。

以上で答弁とさせていただきます。

済いません。（「いいよ、いいよ。もういい」と呼ぶ者あり）いや、あの、1点だけ。申しわけありません。

住宅、家賃の問題、懲罰委員会のお話がございました。それについては、懲罰委員会の委員長として、高屋副市長のほうに答弁をさせます。

○議員（14番 小宮 教義君） 答弁いらんですよ。それは通知してない分だから。

○市長（財部 能成君） ああ、そうですか。

○議員（14番 小宮 教義君） うん。時間がない。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） この一握りの意味がやっとわかりましたですね。それは一握りじゃなくて、「一人の人に」というふうに言っていただければ、私も非常に理解しやすいんですけども。一握り、そして議会での話もありましたんで、それを重ね合わせると、私しか映らないわけでございますけども。まあ、私ごとき人間に言われたから、ねえ。

先ほど、誹謗中傷と言われましたけれども、私は誹謗中傷はしてませんよ。そこを理解していただきたい。まあ、それは、さっきの話は、また後で。

まず前段の、この病院なんですけど、私の通知の中には、3回行われた進捗状況ということですけども、それは当然市長のほうに答弁が上がります。結果がですね。それを見る立場ということでございますよね。それは理解はできますが、よく市長は、テレビでもそうですが、ケーブルテレビで、いつぞや記者会見のときに、対馬市民の命の大事さというのを、機会あるごとに市民にお伝えをされておられます。

第1回目の検討委員会の資料がここにありますけど、この中で、人の命の尊さをこのように言っておられます。まず、メンバーの委員が発言をいたします。この委員は、病院企業団です。

「新病院と競合するのではないかと懸念をするが」と、こういう文面がありまして、それに対して、市長は非常にすばらしい、命を守るための発言をされておりますよ。「病院企業団としての経営も十分理解できるが、それ以上にもっと考えてほしいのは、対馬市民の命をどんなふうにして守っていくのが根本だと思っている。自分たちの経営がありきではないと思っている。その経営を存続させるために、このような計画はあるのではないんだ。市民の命を守るためにあるんだ」と、これほどすばらしい発言をされておられますが、今でも、この市民を思う心、気持ちはお変わりはないんでございましょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今の読み上げられました方向というのは、全くぶれてないと思っております。

ちょっと話は戻りますが、誹謗中傷の件に答えさせていただきたいと思いますが、誹謗中傷「された」というふうに感じてるのは、その方の捉え方でございますので、一握りの方が誹謗中傷をした考えはないと、仮におっしゃられても、捉える方の問題でございますので、その点は食い違いがあるのかなと思います。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） この一握りの話は、2番目にいたしますから、十分にですね。

まず、この病院を片づけたいと思いますが、そこまで市民の命を考えるということはすばらし

いことですよ。これは、当然、トップとしては当たり前のことでございますが。

この新しい新病院が、美津島町に決定をしたのは、たしか23年の3月の18日だと思います。そのときに、市長は壇上で、確かにいづはら病院跡地についても、活用についても、発言をされておられます。そして、これに至るまで、例えば、病院が企業団が中心となつてつくってありました新病院建設推進管理会議というのがございます。これ、二、三年かけてやっておるんですが。そして、市が中心となっております対馬市新病院建設基本計画検討委員会と、こういう二本立てで今回の病院の建設の基本をまとめたわけでございますが、この2つの委員会の中で、それほどに市民の命を大事ということであれば、この中に計画として盛り込むか、盛り込むことができなくても、案としての提示はされたのでございましょうか。そんなに市民の命を大事と思うなら。どうなんでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 2つの会議があったんだと、その案の中に盛り込むべきではないかという御発言でございますが、それについては、私のほうも、全く参加をしてる委員会でもありませんし、こちらがこういう案でどうかというふうな、旧来のようなやり方で答申を求めているわけでもございませんので、皆さんの方向性というものをお聞きする、出していただくという委員会だったんじゃないかというふうに、私は捉えております。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） この2つの委員会は、市長は出席してないかもしれないが、でも第1回目のときには挨拶もしておられますね。この対馬市の基本計画のときにはですね。公文書として残ってるわけで、挨拶しておられますよ。

そして、さっき言った第1回目のときには、このように挨拶されておられますよ。挨拶やなくて、その中で質疑応答がございましたが、「今回は、いづはら病院と中対馬病院の統合で、豊玉診療所はこれまでどおり継続し運営をする」と、こういう話もされておるわけですから、必然的に、それだけのいづはら市民の命を大事にするならば、このときに、この質疑応答の中でも加えるべきではなかったんですか。当初から、その、そのものは、考えすらなかったというふうな捉え方になりますけども、どうなんでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その会議の第1回目というのさえも、私のほうは失念しておりますが、いつの時点の会議かを、まず教えていただけませんかでしょうか。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 第1回目、平成22年11月の17日の会議ですよ。時間が16時15分から18時50分ということです。

それと、先ほど、これもそうですが、両方に市の関係者は出席しておるんですよ。推進管理委員会もそうです。市の幹部の方がおいででございますよ。特に、対馬市を中心とした検討委員会、これは、さらに対馬市の幹部の方も入っておりますよ。もしそういうことが、頭の中に少しでもひらめいたならば、かすめたならば、やはりそこに指示を出して、こういうことが言っとつくと、命の大事さはこうなんだからという考えも、そこに入ってもよかったんじゃないですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 22年の11月の会議だというふうにおっしゃられました。先ほど、私のほうが方向性を出したのが、23年の3月18日の最終日でございます。それらの期間的な差もありますし、その間に物事をしっかりと捉えて考えていくというふうな、企業団の方向性とかいうのも徐々に見えてくるとか、いろんなことがあった期間だというふうに、自分自身は今振り返っております。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 先ほど申しました、23年の3月の18日には決定をするんですよ。決定をするということは、どういう状態でこの対馬の医療圏をどうするのか、そして、どういうふうな配分にするのかということを決断をして、そして、建設場所を先ほど申しました新設地に決定したわけですよ。物事は、その前で決まるわけですから、その後がどうのこうのじゃなくて、その前提が大事なんですから、その前提において、そういう発言が一回もなかったのかということなんですよ。どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その間において、市民の意見等をずっと聞く機会があったわけですし、市民への働きかけっていうのもそれぞれでやってきた中で、3月18日、私は誰とも相談することなく、前の日の8時に、その方向性というのを副市長に初めて、こういう決定であしたは臨むということ、8時だったと思いますが、それまでは、一切、自分自身の中で組み立てをずっとしてたというふうに御理解をいただければと思います。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 物事というのは、順序があるんですよ。病院決定ということは、その規模がそこで決定するんだから、当然、企業団としても、対馬全体の医療体系をそこで確立するんですよ。そして、新病院に挑むんですから、その前にそういう話がなかったということは、常識的に考えて、冒頭からですよ、冒頭から、いつはらの病院の跡地については考えがなかったというふうに、私は理解をしております。

そして、ちょっと次にいきますけども。

○議長（作元 義文君） ちょっと待ってください。答弁があります。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 対馬島民の医療を守っていくために、物事の組み立てをしてる。その中には、当然、厳原の方々、それも含めて、私自身はしっかりと考えたつもりです。（「はい」と呼ぶ者あり）病院企業団が、自分らの経営ありきでの計画をしてもらっちゃいかんと（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）という考え方でおりまして、小宮議員がおっしゃってあることは、厳原にその病院をつくることを、あたかも反対されてるような方向性で聞こえて、私にはなりません。できれば、厳原にこの病院を設置することに向かって、一緒にお力を出していただきたいということをお願いをします。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 冒頭申しましたように、厳原市民はそれを望んだわけですよ。ただ、今までの経過として、それだけ大事ならば、そういう大きな会議に自分が行けなくても、部下に指示を出して、そういう内容の発言をさせたらどうかということだったんですね。まあ、そりゃ、いいでしょう。

それで、次の問題ですが、市長はこの前の一般質問の入江さんの質問、あのときにも、いつはら病院の跡地については民間でやるというふうな、経営をですね、いう話をされておりましたが、その分はそれでよろしいんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 地方公共団体が直営でやる考えは、私の中には全くありません。そういう意味で、民間という表現をさせてもらいました。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） ということは、市長がよく言われる地域医療協会、そこが主になろうかと思うんですが、そこが単独でやるということなんでしょうか。それとも、市長は指定管理者制度に基づいてやるということでしたから、それも重ね合わせてやられるんでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 指定管理者制度もあるでしょうし、入ってきていただける法人の考え方もあるだろうと思います。何はともあれ、この検討委員会において、答申を出された後に、即座に動き出しをしたいというふうに、前回は申し上げましたが、私は待ってる状況であります。その後に、どういう手法で物事をやっていくかの交渉はしていきたいと思います。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 地域医療協会が指定しても、例えば対馬市が指定をして、指定管理者制度において、その振興協会に運営を任せたとしても、今、対馬地区の3病院が運営できるのは、国の特別交付金があるからなんですね。その個人病院、個人で経営する、そして指定管理者制度において公的病院になったとしても、今ある病院があるんだから、この交付税措置はで

きません。今でも、いつはら病院には3億から4億を出しよるんですよ。そして、個人が仮に来たとしても——そこで絶対ありませんけどね、病院はできないんだから——来たとしても、このような交付金措置はできないんですよ。すると、市が負担をしなければいけない。私の計算では約1億2,000万円ぐらい、毎年毎年生財源で負担することになりますけど、そういうところまで考えての民間経営ということなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） どうも話を聞いておりましたら、小宮議員は巖原地区に病院を設置することには、反対の考え方をもちなのかなと思われてなりません。決して、私どもはそういう考えではなく、巖原地区の人たちに、いかにすれば安心した生活ができるかを（「うん、ごもつとも、ごもつとも」と呼ぶ者あり）念頭に考えていきたいと思えます。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 私は、冒頭申したように、巖原市民は望んどるんですよ。それで、あとのとこで提案しますけれども、こういうふうにしたらできるんじゃないかということ。反対だけじゃございませんよ。先ほど言ったように、大変心配してあるんですから。だから、後でちょっと内容的なもの、説明いたしますけど。

だから、もしするとすれば、そういうふうなすごい赤字になります。これは、生財源で埋めることとなりますが、その根拠は、ここに医療関係の財政の規約がございます。その中にうたっておりますので、よく見ていただければ、その交付金ができないということはすぐわかりますから。

それと、この基準病床数が一番問題になるわけですが、これは第2回目のこの委員会のときに、これは委員会のやつですから、後で報告聞くということだけでも、ここは確認していかにかいかなんと思うんですが、2回目のときに、2回目もございますし、3回目もございます。時間ありませんから、3回目のほうがおもしろいかと思いますが。失礼ですね、内容的には充実しとると思いますが。

これは、第3回委員会の際の委員の発言です。これは、県から来た委員ですよ。こうしてますよ。最も代表する基準病床数については、こういう発言してます。「基準病床数は、基礎数値に基づいて計算に当てはめて決めるもので、県独自で決定はできない。改正離島振興法においても、かなりハードルは高いものと思われる。県の医療審議会において協議をされ、最終的には厚生大臣へ了承するものである。非常にハードルは高い。最終的には国の判断によるんだ」と。例として、「壱岐においても同じような基礎数値の中で計算をしておる」ということなんですが、非常にハードルは高いんですよ。

そして、離島振興法と言われるけれども、市長は、私が12月、同じような質問したときに、こうも言っとるんですよ。これは12月ですから、たぶん、県に行かれたのは8月か9月でしょ

う。24年の半ば過ぎですよ。「既に県の医療審議会には伝えておるんだ」と、「今回の改正離島振興法にうたっておる、離島における診療病床数の確保で、県にはどう考えてるのかということでお伝えしてきた」ということですよ。もうこのとき既に、離島振興法も交えた25年3月の長崎県医療計画の作成の中にも、十分これは入っとるんですよ。入ったの今の結果なんですよ。そして、今、再度出されておるということですけども、そりゃ、楽しみにしたいと思いますが。

だから、基準病床数は、もう幾ら言っても一緒です。ふえることはございません。これは決定です。私が前回お話ししたように、知事の答弁書もいただいています。認めることはできないということですから、新しい病床数はですね。じゃ、どうすればいいのかということですよ、基本的には。幾ら病床数上げろ、上げろ言ってもだめなんです。じゃ、どうしたらできるのか。できるのは、今の長崎県病院企業団だけなんですよ、法律的には。これしかできない。そして、市長が心配する64床の過剰病床、これについても、現在の医療圏であれば、企業団であれば、関係ないんですから、企業団しかできないんですよ。これしかできないんです。

それで、今のいづはら病院、あの後には、たしかに企業団の考えもあるでしょう。あるけれども、やはり新病院ができるんだから、それに対して、対馬全体の医療体系がまとまるまでの間、例えば3年でもいいじゃないですか、5年でもいいじゃないですか。特に、いづはら病院には透析もごさいます。だから、期限を切って、3年なら3年、5年なら5年と区切りを切って、特定の病院、余り費用がかからない病院にしなけりゃいけない。そうすると、入院だけでもいいじゃないですか。そういうふうな形でできるのは、企業団しかないんですよ。これしかないんですよ。そうすると、県が出そうとするこの結果。多分、来月ぐらいに出ますよ、結果は。でも、結果はもう、私、確認しました。今、長崎県に頼んである、見直しの分、頼んでますよね。その分については、近日のうちに返答するということですから、そうです、そうです。そして、その結論は、もう決まっています。結論は決まっとるんですよ。結論はできないのは決まっとるんだから、そういう結論を待つよりも、さっき言ったような、長崎企業団にまず頭を下げて、1回も頼んだことはいっていいことですから。いいじゃないですか、頼めば。頼んで、膝を交えて話して、ずっとじゃなくてもいいじゃないかと、期限を切ってやろうじゃないかと。そのためには、療養病床でもいいし、一般病床でもいいじゃないかという話をされたらどうなんですか。どうですか。それしか、道ありませんよ。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今の医療計画の考え方は、今おっしゃられたように、既存の病院を庇護していく基準病床の考え方で成り立っています。そういう意味において、今おっしゃられた、現法人がそのまま経営をする場合は、新たな基準病床数の枠ははめないよと（「そうそうそう」と呼ぶ者あり）というふうなことがあるのも、私は重々わかっております。

ただし、現時点において、病院企業団は3つの病院を経営をしていくという考えは持たないと、計画の前提がそこにありましたので、一切、このことについて、病院企業団にお願いをするというふうな考えは、今まで持ち合わせはありませんでした。そういう中で、別法人のことを考えていく。また基準病床について、先ほど、私が出した要望書の回答期限が、この今月中だとかいうのは、まだこちらには一切言ってませんが、それを小宮議員のほうに発言される県も、いささかおかしい話だなというふうに、今聞いておりました。そして、その結論というのは、出されているということさえも、こちらは聞いてませんが、その件については、今からでもすぐ私は、県の医療政策課ですかね。医療政策課ですか。

○議員（14番 小宮 教義君） そうです、そうです。

○市長（財部 能成君） どなたですか。

○議員（14番 小宮 教義君） 後で教えますから。

○市長（財部 能成君） 私は、要望に対するルールとして、物事の進め方がおかしいんじゃないかと抗議をしたい案件です。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 近日に出す予定ということですね。内容は、十分審議をしているからということです。ということです。

それと（発言する者あり）それは後で言うから、それはいい。そういうことはあれですけども。（「あなたが先に言い出したんじゃないですか」と呼ぶ者あり）いや、結論……うん、はい。（「あなたがそういうことを先に言い出したんですよ」と呼ぶ者あり）うん、わかった、わかった。

だから、幾らどうのこうの言っても、この基準病床数はクリアできないんだから。極端に言うとその結論をもって、だめなときはもうできなくなるんですよ。それも一つの道かもしれないが、せっかく大きい病院があるんだから、企業団しかできないんですから、企業団にもっと歩み寄って、話をして、さっき言ったような内容的なもの、詰めをして、60床で難しいなら、30床でもいいじゃないですか。そういう詰めをすれば、残せる可能性が非常に高いんだから、そうすることによって、巖原地区の方も安心しますし。医療体系が整う3年か5年の間だけでもいいじゃないですか。そういうふうな検討をしていただきたいと思えますよ。

あと7分しかありませんから、例の一握りの話をしますけども、私も、この一握り、多分、私やなかろうかという憶測はしておりましたけども、まさにそのとおりでございますが。しかし、まあ、私みたいな浅学非才な人から誹謗中傷されたと言うてやめるというのは、このやめるほうもやめるほうですよ。それだけ能力なかったんですよ。だからやめるんですよ。そりゃ、ビジネス人じゃない。

じゃ、市長にお尋ねしますが、仕事というのは、この組織で行う仕事というのは、どういうふうに認識しておられますか。組織で行う仕事というのは。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） そういう話ではなく、基本的に、誹謗中傷をされるほうの立場に立った発言というのを、やはりしていただかないと。考えていただかないと。個人は、あなたのように強い人間ばかりではない。やはり相手のことをおもんぱかって、発言というのはやっていってほしいと。それは能力がないからだ、いとも簡単におっしゃられますが、決して能力の問題ではなく、心の捉え方の問題だと思います。どうか、日ごろから誹謗中傷が過ぎてると、私は思われてなりません。その人の退職の原因を聞いたときに、私は、この場できちんと一握りの方に伝えなくてはいけないと（「なるほどな」と呼ぶ者あり）思って伝えた次第です。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 仕事というのは、人間関係でやるんですよ。コミュニケーションをとりながらやるんですよ。それができないということは、さっき言った、高度な人間の資格がないんじゃないですか。だから、私が言っとったように、仲よしこよしは条例違反。昔の指名業者等を入れるようじゃね。だからいけないってことを言っておるんですよ。

それで、いつもわかる分があるんですが、この職員の採用については、期限付きの条例がございますよね。そして、2回ほどお尋ねするんですが、この条例の第2条の1項と2項、どれに該当するんだというお尋ねを2回してますよ。重ねてですね。そのたびに、市長の口からは、1条1項、2項にも該当するんだよという話をされます。そこで、市民の方はなかなか1条、2条ってわからんでしょうから、ここにパネルを持ってまいりました。後で、また2人の副市長のコメントいただきたいと思いますが。

これがパネルでございます。あ、済いません。申しわけない。こっちでした。こっちは例の水のトンネルでございました。こっちですね。

ここに、第2条は、高度な専門的知識、優れた見識ということですよ。第2条の1項ですよ、これは。そして2項に、任命権者は前項の規定によるほか、これを省いたほか、専門的、ここには高度はございません。専門的な経験を有するものということで、1条と2条は全く違うんです。1条は、役場の職で言えば、これはもう部長級ですよ。そして、下はただ単なる平の職員です。金額が全く違うんですから、給与体系が。だから、1条と2条は一緒じゃないんですよ。

なぜかという、この2条には規定がございます、規則がですね。テレビ映とるかな。この第9条に、これ規則ですよ、条例第2条第1項というのは、先ほどの高度な専門的知識を持つ者、これが1項なんですよ。いいですか。第9条、条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用した職員は、次の表のとおりとすると。今回は、たしか政策マネージャーですよ。という

ことは、1項、2項は一緒じゃないんですよ。これを今まで2回言ったけども、いつも一緒だということだが、これは私の話ですけども、新しい副市長もおられますんで、これをどういうふうにお二人が理解しておられるのか、解説されるのかを、市長のほうからお尋ねをしたいと思えます。お願いいたします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今おっしゃられていること、7月中途でやめていった職員の、高度な知識を持つてののかということをたびたび言われる中で、本人は幾ら頑張ろうとしても、このような公式の場で、本人の人格を否定するようなことをたびたび言われることのほうが、私は問題であらうと思えます。

○議員（14番 小宮 教義君） わかりました。じゃ、この解釈を早くしてください。

○市長（財部 能成君） 私は自分の信念に基づき、条例に基づき、やったつもりです。

○議員（14番 小宮 教義君） それはわかりました。先ほどの、こういうふうな条例、規則あるけども、また、これは私の意見だから、やはり意見それぞれ違いますからね。だから、せっかく副市長2人おられるんだから、市長の答えは1項も2項も一緒だということだから、じゃ、副市長さんお二人は、これをどのように捉えられるのか、これを市長さん、私お願いいたしますから、お二人のほうに御意見を賜りたいと思えます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その起こった時点におきまして、それは私のほうの問題であり、副市長の答弁を求める必要もない案件ではないですか。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 普通なら、間違っておれば、市長の行動が、決めたことが正しいことであれば、そのまま発言できると思えますよ。しかし、こういうはっきりとうたってあるんですよ。政策マネージャーなんでしょう、採用してるのは。そんなら、第2条の第1項じゃないですか。決まり切ったことなんですよ。それを、もう私は何回か行きましたけども、間違っているんじゃないのかと、訂正をしてみたらどうですかということも発言してますよ。そういう、かたくなにそうするべきじゃないですよ。悪いところは正さなければ。それで一歩進めばいいじゃないですか、何でもそうですよ。これは完全に、1条、2条は一緒じゃないんですよ。そういう基本的な条例、規則も解説できずに、このように専門士を選ぶということ、そのものが間違っております。

以上であります。

○議長（作元 義文君） これで小宮教義君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。次は11時5分から開始します。

午前10時51分休憩

午前11時04分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） おはようございます。一風会の船越洋一でございます。私はさきに通告をいたしておりました2点について、市長並びに教育長に質問をいたします。一難去ってまた一難というようなことに、市長、なりませんので、明快なる御答弁をお願いしたいと、このように思います。

まず1点目でございますけども、史跡、文化財と融合した観光対策（厳原市街地周辺の史跡、文化財の活用策）について伺いをいたします。

対馬の歴史を振り返りますと、対馬という名が出てくるのは、魏志倭人伝に三世紀末ごろだと文献に出ており、その後、白村江の戦いに敗れ、金田城を築き、防人を置き、新羅の来寇、刀伊の入寇、元寇の来襲、応永の外寇、また豊臣秀吉による朝鮮出兵を経て、朝鮮との国交修復をし、朝鮮通信使が將軍の襲職等で、延べ12回来日し、対馬藩が江戸までの護衛をし、また鎖国時代には朝鮮釜山に対馬藩独自の外交の拠点である倭館を置き、朝鮮との交易を盛んに行って、大陸との文化と交流のかけ橋であったと思われま

す。このような歴史の中で、対馬は全国でも類を見ない歴史、文化が島内各地に数多く見られ、歴史の宝庫だと思います。現在、島内の史跡、文化財は国指定文化財24件、国指定無形民俗文化財6件、県指定文化財41件、市指定文化財123件、計194件に及ぶ史跡、文化財があります。

しかしながら、これほどの史跡、文化財が、観光と融合して有効に利用されているか、甚だ疑問であります。といいますのは、市部局では、観光対策に利用したいが、史跡内なので教育委員会の管轄で教育委員会がやるだろう、また文化財保全、保護の観点から、木を切るのにも許可が必要で、だから周辺整備にも積極的に取り組めないのではないかと思います。

我々が、島外の観光施設、あるいは史跡を見ても、整備がされているところは、その行政の観光に対する力の入れようが見てとれます。対馬は、まだその点、整備がされておられません。流入人口の拡大と口では言いますが、国内からの観光客を呼び込むためには、周辺整備を含め、定期的に清掃、管理が必要であります。

私は、対馬は観光の大きな潜在力があると思いますが、市当局と教育委員会が、縦割りではなく横並びで事業ができないか、市長並びに教育長に伺います。

次に、南部地域の振興策についてであります。多久頭魂神社を中心とした観光対策。

御承知のように、豆酩地区は古来より伝承文化が受け継がれて、現在でも数多くの祭事がとり行われており、対馬の中でも、これほどの祭祀、風俗、民俗、文化が伝承されている地域は、ほかに類を見ないと思います。まさに、民俗、文化の宝庫だと思われます。

特に、赤米は、弥生時代に渡来したと言われておりますが、本年は献穀米として天皇陛下に献上されます。献納式が、皇居で10月下旬に行われるとのことですが、このように民俗、文化の宝庫である南部地域を、観光とつなげた振興策を講ずるべきではないかと思うわけであります。

しかしながら、観光バスは地域内には入れず、地域内の史跡、文化財を見学しようにも、バスの駐車場もない状況であります。私は、この際、多久頭魂神社裏側に通じる豆酩農道から神社前広場まで、現在ある道路を拡幅し、大型観光バスの乗り入れを可能とし、駐車場の整備、公衆トイレの新設をして、観光客の受け入れ態勢を講じて、南部地域の活性化を図るべきだと思いますが、市長の考えをお伺いをいたします。

教育長にお伺いします。

近年、文化財が盗難に遭い、いまだに返還されておりましたが、文化財に対する認識が甘く、しっかりとした管理体制ができてなかったと思われますが、今回の盗難事件を機に、島内の文化財の点検と管理体制が強化されているのか、お伺いします。

また、多久頭魂神社に収納されていた国指定の金鼓、県指定の大蔵経等は、対馬民俗資料館に保管、展示されているとお聞きをいたしました。本来、地元で保管、管理すべきものだと思いますが、管理、保管、展示ができる施設の建設はできないか。

また、この地域の祭祀、風俗、民俗、文化の伝承を、今後どのように考えているのか、お伺いをいたします。

以上2点、市長と教育長にお伺いをいたします。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 船越議員の御質問に、教育委員会として、まず史跡、文化財について、主に回答をいたしたいと思ひます。

文化財を所管する教育委員会としましては、厳原市街地周辺の国指定文化財の史跡として、清水山城跡、金石城跡、対馬藩主宗家墓所があり、そのほかにも、名勝指定を受けております旧金石城庭園があり、毎年保存整備を行い、文化財的価値を損なわないよう努めているところで。

長崎県立対馬歴史民俗資料館には、国指定の重要文化財としましては、上対馬町琴の「長松寺の高麗版大般若経」、美津島町大山地区「小田家文書」、尾崎地区「早田家朝鮮国告身」、対馬藩主宗家関係資料などが寄託され、保存管理されている状況であります。

厳原市街地周辺の史跡、文化財の活用とのございますが、厳原町内には多くの寺院が存在し、数多く県の指定文化財、市の指定文化財が分布しております。教育委員会としましては、文化財の価値を御理解いただくこと、対馬の歴史を学んでいただくため、御存じのように、長崎県との合築による博物館建設計画を進めているところです。平成23年度、市において、その基本計画を策定し、その後、本市との事務協議を進めていく中、県においても、昨年度、関係課等を横断した検討会で計画の素案を取りまとめたところです。現在、市策定の基本計画及び厳原地区のまちづくり計画と県計画のすり合わせによる、県市統一の整備計画案作成に向け、協議を進めているところです。

博物館は、市内の豊富な自然や史跡、観光名所等の案内、情報発信機能を持った施設として整備することとし、厳原市街地内の国指定の史跡等のガイダンス機能も備え、観光客の呼び込みに寄与する施設にと考えております。おのずと、対馬市の歴史を学ぶ拠点として機能を果たすわけですので、今後、この博物館を中心とした対馬の歴史に触れるエリアとして、観光の中心となるものと考えております。

また、現在、観光物産協会が行っております対馬学の歴史講座におきましても、広く周知、啓発を行うことで、対馬の文化財保護と観光振興につながるものと考え、学芸員が講座での講師を数回務めているところです。この講座は7回行われ、受講生88名と、対馬の歴史への学習意欲が高まっていることをうかがい知ることができ、終了後には、対馬歴史検定が行われると聞いております。

いずれにしましても、観光物産推進本部や各種まちづくり関係団体との連絡を密にする必要がありますが、文化財は大切な国、県、市民の財産でございます。大切に守り伝えながら、財産価値を高めていきたいと思っております。

次に、南部地域の振興策ということで、これも南部地域の文化財を中心にお答えをさせていただきます。

南部地域には、豆酩地区を中心として、国の重要文化財をはじめ、県、市の指定文化財が多数存在しております。また、古くから伝わる伝承、ならわしなどが残っている地域でもあり、「亀ト習俗」「赤米行事」「サンゾーロー祭」など、無形民俗文化財として、国、市の指定や選択を受けているところでもあります。

多久頭魂神社を中心とした観光対策ということですが、当神社の所有する梵鐘、金鼓が国の重要文化財の指定を受けており、一部が盗難に遭いましたが、「大蔵経」「青磁陽刻牡丹唐草文瓶」が県の有形文化財指定、「豆酩寺門檜ぼの遺跡」が県の有形民俗文化財指定を受けているなど、多くの文化財が存在する地域でもあります。

また、豆酩地区は、古くから伝わる神事、風俗が残っていますが、特に今年度は議員もおっし

やいましたように、宮中献穀米に赤米が選ばれ、7月に青田祭、間もなく抜穂祭、10月末に新嘗祭献穀献納式において、宮中へ献納される予定となっております。そのほかにも、里山を利用した養蜂、在来種そばの栽培など、さかんに行われていることから、日本の里百選に選ばれた集落でもあります。

今後は、文化財の盗難などを危惧する状況がございますが、防犯対策の強化を図り、豆殿の里山の自然、景観と歴史と文化財を生かした地域づくりに、地元の方々と連携し協議を図りながら、文化、文化財の保存整備並びに文化振興が観光対策につながるよう努めていきたいと考えております。

先ほど、御質問の終わりのほうにありました、豆殿の地で文化財を守るのが一番というお話もありました。私たちも、盗難事件を契機として、安全な方法はどうしたらいいだろうかと、地区の方々との相談をして、ただいま、県立の歴史館に保管をしているというところでございます。その地区に、収蔵庫、そういうものをつくってという議論も出てきましたけれども、当面は難しさもあり、歴史館に収蔵しているというところでございます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 船越議員の質問に答えさせていただきます。

はじめに、文化財と観光という、ある意味、歴史と観光というふうな意味が、またあろうかと思いますが、先週、実は立命館大学の学生約30人が、二泊三日で対馬に来ました。そして、この方々は学生さんですから若者たちですが、3カ月か4カ月ほど前から、私のほうにメールが来まして、対馬に関する勉強を自分らでやってるといって、それだけの対馬の知識の蓄積をもってから二泊三日入ってきた人に、初日の日に、私はいろんな2時間ほど話をさせてもらいました。二泊三日後に、今週になってから、要するに帰りましたと、その「ありがとうございました」のお礼の意味も込めて、メールが職員のほうに入っておりましたが、その内容は、その歴史の豊かさというのを現地に来て改めて感じたと、それはもう自分たちは、向こうで読む知識を越えたすごいものがあったというふうなメールが届いたところであります。

それほど文化財は、先ほど船越議員がおっしゃられるように、長崎県が有する文化財の半数は対馬にあるというふうな状況です。これらの文化財とか、歴史とかいうものを、どのように売っていけばいいのかということ、流入人口をふやしていけばいいのかということで、観光部署のほうも、首都圏や関西圏の旅行代理店のほうにも、これらの方向性もあわせて、ずっと今までも行ってきました。また、23年度からは、新たに分野と項目を明確に分類した、店頭用のパンフレットというのもつくって置いていただいております。15種類のバラエティに富んだものをそろえさせていただきます。

また、航路関係の事業者や、今まで対馬にお客を送り込んだ実績のある業者さんにおかれまし

ては、旅行商品の造成にも、やはり必ず対馬といいますと歴史というものが表に出てくるというふうなことで、物事の組み立てをしております。先ほど、教育長のほうから話がありました、チラシにも入っておりますけれども、このような「歴史秘話・対馬学」というのが、今、行われて、3回目、行われておりますが、これは、協会と文化財課がタイアップして、今、市民に向けてやっておりますけれども、予想外にすごい数が集まったということで、この歴史に対する認識を市民の皆様を広げる意味において、対馬歴史検定なるものを今回予定をすることによって、広がりをつくっていききたいというふうな取り組みもさせていただいております。この1000年以上、2000年に及ぶ対馬の歴史ですから、ボリュームがあるんですけども、それらをしっかりと捉えてもらうことによって、今おっしゃられる文化財行政、また文化財と観光とのミックスしていく部分を、しっかりとつくっていければと思っております。

それと、2点目の豆殿地区の問題がございました。もう、船越議員は、かねてより文化財のことについてはもう十分に御存じですので、あえて、その説明というのは割愛させていただきます。多久頭魂神社というものがどういうふうな、神道上、位置関係にあるのかと、位置づけられているのかということも、重々御存じでありますので省かせていただきますが、豆殿という地区が、やはり民俗学的に特異な地域であります。赤米があるからというだけではなくて、やはり風俗、習俗、全てにわたって、いろんな違いがあるし、日本人の、日本文化の、もしかすると基礎部分を持つてる地区なのかもしれないというふうなことは、重々私自身も理解はさせていただいております。どうかして、豆殿を中心とした売りとして、物事を組み立てていきたいと思っております。

多久頭魂神社の駐車場というものもない、入り込むときの回ることも大型は無理ということも、現地も当然わかっております。ただし、あそこの鳥居から左側に抜けていく農道といいますか、川沿いとか、いろんな道がありますけども、それらについては、1回調査をさせていただきたいと思っております。恐らく、入口の部分、私も50メートルか100メートルぐらいしか行ったことないですけども、それから先、農道につながるまでの現道の状況もよくわかりませんので、一度調査をさせていただければと思っておりますので、御容赦のほど、よろしく申し上げます。

○議長（作元 義文君） 4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） まず、市長にお伺いしますが、今、豆殿の問題を言われましたね。確かに豆殿というのは、奥が深い地域だと思うんですよ。

それで、豆殿の今人口が815名、それで所帯数が405所帯ですよ。高齢者率といいますと43%。大変冷え込んでいってますよ。この前、私も先月ずっと豆殿は見て回ったんです、いろんな話も聞きながらね。ちょうど8月の18日で、カンカン祭りがあつたときなんです。私もちょうど行きましたんで、最後までお付き合いさせていただきました。神仏習合の神社ですから、

いろんな奥深いものがありますよ。しかし、やっぱりそういうのを、島外からそういう歴史の好きな方たちが豆殿に入って、今、民泊が3軒あるんですね。民宿が3軒、収容人員としたら、両方で60名ぐらい入れるのかなと思うんです。豆殿には、やはり大敷も2棟ありますよね。民宿があり、大敷もあり、あるいは板形の海水浴場もあります、キャンプ場がついてますから。やはり、そういうのをしっかりと組み立てた中で南部地区の振興策というのは考えれば、考えられないことはないと思うんですよ。

それには何が必要かという、やはりバスが入ってこないんですよ。今、美女塚はきれいに整備されました。トイレもあります。駐車場もあります。しかし、そこから降りて、地域内、部落内まで入るには歩いては行けません、遠いんです。私が言う、今、多久頭魂神社前の広場、ここに豆殿農道が5.5メートルあります。豆殿農道から、今、県道から入ってきますと、約600メートルあります。その豆殿農道から、多久頭魂神社の前までの駐車場まで100メートル弱です。今、2.5メートルから3メートルぐらいの農道みたいな、仮舗装みたいにしたやつがあるんですが、やはりそこをもう少し拡張をして、そして神社のトイレというのは、まあ大変、変な話ですが、ポッチャン式なんです。あそこでは、誰もトイレ行きませんよ、あれじゃ。特に、都会から来た人たちが、トイレを探そうにもトイレがないんです。だから、やはりそういうところをしっかりと踏まえた中で、多久頭魂神社の駐車場を、そこを中心とした中で、その中がそこから散策できますからね。永泉寺もあれば金剛院もある。それから主藤家住宅もあります。赤米神田もすぐ近くにありますが、そこは、そこにとめとけば、ずっと歩いて行けるんですね。

ところが、部落内から入ってくる市道多久頭魂線っていうのは、乗用車しか入ってこない。そこを拡張するってのは無理なんですよ。そこだけ拡張をしても、バスは入ってくる余地がない、途中も狭いから。そうすると、考え方として、豆殿農道から入ってくる路線が一番最高だろうと思うんです。それで、豆殿農道にまた出て行って、今度は巖原豆殿美津島線、向こうのほうにぐるっと農道が通ってますから、両方に抜けて行けるんです、この農道というのは、ですから、そういうことも含めた中で、しっかりと南部地区の振興策っていうのを、どうしても考えてほしい。そうせんと、これだけの民俗、文化、そういうのがしっかりと残ってる、そういう地域が、ここでもう沈んでしまいます。

今、民泊の方にお聞きしましたら、2軒あるんですけどね、実質的に営業しとるのは。インターネットで、いろんな情報やって、外国からも来ると。とにかく珍しいとこですから、喜ぶんですね。そこで、その御主人が車に乗せて、またいろんなとこ連れて回って観光させる。それがやっぱりおもてなし。この前の五輪のときにも話が出ましたが、やはり日本人の心というのは、もてなしが要るんじゃないかなと。それを大事にしていけば、国内からの流入人口というのは、私は図れる要素を十分に含んでる島だと、このように思っております。どうぞひとつ、そ

こら辺を検討していただけるようお願いをします。

それから、巖原市街地のほうに入りますが、この前も清水山城跡、それから宗家墓所、それから金石城跡、お船江、陶山訥庵先生の墓、それから雨森芳洲先生の墓、いろいろずっと観光客が回るであろうというようなところを、ずっと歩いてきました。清水山城、これは、私、小さい車で行ったんですが、下からそこまで行けるんですが、駐車場がないんですよ。駐車場がないから、どうして上がっていきこうかなと思いましたよ。草むらの中に突っ込んで、そこでとめて、軽四輪が通れるぐらいあけて上っていききましたけど、やはりあれでは国指定の史跡じゃないですよ、今の現状見るとね。

この前、一の丸のほう、石垣をちょっとやられたということですが、今回も、25年度の国庫補助というのが3カ所に出てますよね。対馬藩宗家墓所には294万5,000円、金石城跡には525万1,000円、清水山城跡には190万7,000円、国のお金がこんなって出てるんですが、教育長、もう少しスピードアップして、国は国、県には県の要望をして、もう少し整備を加速化してほしいんですよ。清水山城を見たら、道路から車で三の丸までが100メートルぐらいです。上がっていくのは、私が10年前、上がったのと同じ状況です。例えば、そこを石段でもきれいにつくって行って、観光客でも歩いて行けるような、そういう状況かなと思って行ってみたんですが、10年前と全く変わらない。三の丸の石垣もまだ補修もできてない、いうふうな状況です。これじゃ、観光客は寄りませんよ。

それから、宗家墓所。これは、本堂の裏側に、まあ市長はよく御承知だと思うんですが、本堂の裏に池があるんです。これ、京都の西川嘉長作と言われてますけどね。この池のすぐ山側手にもみじがあるんです。秋にはものすごく——これは100年超してますよ、あのもみじは。山から、こう下がってくるようなもみじがある。紅葉さすんです。やはり、もう少し池のところを整備をして、やっぱり万松院まつりもありますんで、あそこに赤い毛線でも引いて、赤い番傘でも立てて、茶会でもやるという、そういう雰囲気づくりも必要じゃないかな。まあ、そういうほうができれば、そういうこともできると思うんですよ。

もう一つ、その裏側手に行きますと、裏御霊屋というのがあるんです。これは、家老とか家老婦人とか、いろんな人たちの墓があるんですが、ここもまだ未整備なんです。旧巖原町時代に、私も、あそこは竹が生い茂ってましたから、質問して、あそこは大体きれいに木は切ったんですが、まだ切ったらそのままですよ。きれいになってない。そこも、やっぱり見れるとこなんですよ。そういうところを、しっかりと整備をしていくことが、観光客につながってくると思うんです。日本人の観光客は、特にそういう歴史に詳しい人たちは、そういうところを見たいんです。

もう一つ、万松院、言います。万松院の入るところの橋、入っていきますと、右側手には金石城跡の門がある。そこは立派な橋がかかっていますよ。ところが、万松院に入るところの、肝心か

なめの万松院に入るとこの橋、これ、真ん中で鉄鋼で突っ張ってあるんですよ、真ん中で。こういうことをして、観光客が来たときに、宗家墓所はここは日本三大墓所の1つですから入ってください、そういうわけにはいきませんよ。だから、そういうところも一つ一つをしっかりと、教育委員会も文化財保護とか保全とか、そういうことばかり言うところじゃなしに、行政と一緒に、これはどうしたらええのかというようなことを、よくよく協議をして、それを前に進めていかんことには、対馬の観光対策というのはできませんよ。私はそう思います。

もう一つ聞きます。厳原町合併当時、合併する前に、温泉を掘りました。ところが、もうこれから10年たつんですよね。温泉は、いまだに足湯にしか利用されてない。やっぱり、この当時、計画をされたときには、いろんな計画されたと思うんですけども、しかし、合併をそれからしましたから、なかなかその事業はできなくなったと思うんですが、それから10年たってます。せっかくいい施設があるのに、そういうものは、宝の持ち腐れだと私は思うんですよ。ですから、それをもう少し有効に活用した厳原市街地の活性化対策ということも、十分に私は考えていただいていただかんと思うんですよ。ぜひ、そういうことも考えていただいて、御答弁をよろしく願いたいします。

○議長（作元 義文君） どっちからいきましょう。教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 先ほどの最初の質問の中で、私が落としておりました、島内の文化財の防犯対策について進めているのかというお話でございましたが、文化財保護審議会の委員の皆さんと文化財課で手分けをして、各地域に出向いて、防犯対策について相談を進めております。その中で、特に渡来物、それからお経関係、そういうものについては、優先的にお願いをさせていただかないかということで、抜本的にということではできませんけれども、少しずつ着実に進めております。

また、所有者のほうの方から、お願いしますというふうなことも、一、二、出てきているような状況でございます。あくまでも、所有者の方々との相談を進めていくべきと考えております。

予算についても、そういう防犯対策については、2分の1補助から5分の4補助にということで、少し手厚くもなっておりますので、さらに進めていきたいというふうに思います。

それから、清水山城のことがございました。ことしの7月に、宗家墓所等の保存整備委員会がありまして、その委員の先生方と、暑い中でしたけれども、一の丸までみんなで上がりました。その中でいただいた御意見は、三の丸から二の丸、一の丸に行くところの石垣の下のところの道路は以前整備されているんですが、三の丸から二の丸、一の丸を通っていく、その肝心のところの整備が、これはもうまだまだ不十分だという御指摘を受けまして、そのような報告書もまとめているところでございます。確かに言われますように、その三の丸まで行く道路が、厳原、それから対馬の人たちでも、どこを通っていけばいいのか、ちょっとこう——そういうふうな状況で

ございますので、何とか市長部局とも相談をしながら、そういうアクセスが改良できるように進めていきたいというふうに思います。

それから、池のこともありました。池は一昨年、その保存整備委員会の中で、庭師さんたち、専門の方に来ていただいて、周辺の生えている、今言われたもみじとか、ほかの木についても、剪定をしてもらいまして、かなりすっきりしましたし、川と池の境にある石垣がありますけど、この整備もできております。だけど、言われるように、観光客の方がそこにいられて、ゆっくりお茶でも飲むというには、まだまだのような気がいたします。

それから（「裏御霊屋」と呼ぶ者あり）裏御霊屋ですね。これは、年次的に予算がありますので、進めていっているところでございます。

私のほうでは、大体、以上のようなことです。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 南部地区のお話がありました。提案があったわけですが、私ども、ややもすると、豆殿地区集落のほうから、そこの中を中心として、逆にその周りに人をどう動かすかとかいうふうに、今まで考えてたなというふうに、今、船越議員の、逆に農道の裏から入ってきて、多久頭魂神社の駐車場を拠点に集落の中に人を入らせていくというような、逆の発想の話だったと思って、そういうふうな物事の、また計画のつくり込みっていいですか、視点を変えたらそんなふうにもなるなというふうな思いで、今、お話を聞いておりました。

先ほど言いましたように、農道の、まあ、農道かどうかちょっとははっきりしない部分、まだありますけども、左側の道路ですね。あれを、逆に入ってきてからの物事のつくり込みができるかどうか、単に道路だけの話ではなく、次の展開っていうのはどうできるかということも含めて、ちょっと検討はしていきたいというふうに感じたところです。貴重な意見、ありがとうございます。（「温泉は」と呼ぶ者あり）

温泉のお話がありました。確かに足湯だけで、現段階は終わってるんじゃないかと。恐らく1億円を超える金額を——1億円だったか、ちょっとはっきりは覚えてませんが——投入して、温泉を揚水してるわけですが、後の方向性として以前ありましたのが、いづはら病院のほうに、リハビリ用にそのお湯を歩道の下を通していこうかというような案も、病院のほうからも出ました。それについて、当時試算をさせていただいたとき、たしか3,800万円だったと思うんですが、それぐらいかかるということで、これはどうかなと。まあ、当然、水代をもらっていくことで、長期に返済ができないかということで、病院に返した記憶がありますが、病院のほうは、逆に、「いや、ただで入らせてもらえんか」という話があって、その話は頓挫して、今に至っていると。それは、単に病院の患者だけの話ではなくて、リハビリ、ほかのも使えるような形ができないかということで、当時は模索した記憶がございます。一定のそういう事業費等もかかる事

業だと思えます。

また、そこまでいなくても、野良の中で、あの揚水した温泉を利用していくということも、今後は考えていきたいとは思っております。

○議長（作元 義文君） 4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 教育長、もう一点、聞きましょう。

お船江、久田にありますね、お船江。私も、家が近くなんですけどね。これも、旧巖原町時代には、船着き場の石垣が崩壊しとるということで、3基は修復ができとるんです。ところが、もう1基、残ってるんです。これ、10年たっても、まだまだそこまでいってない。それで、船着き場の上は草がぼうぼうなんです。あそこに観光客が行って、見れるような状況じゃない。

もう一つは、お船江から海に通じてる水路の石垣が崩れとるんですよ。潮の干満のときには、だんだん崩れていきよるんですが、これもそのままです。

それから、県指定ですから、あその地域の草刈りはやったことありますか、教育委員会で。市当局でもいいですが。やはり、その地域の人が、余りにも見るに見かねて、観光客がバスでしょっちゅう来るから恥ずかしいからということで、年に4回、刈ってるんですよ。1回切るのに3日かかるんですよ。ボランティアでやっていただいていますよ。あなたたちが見に行っても、いつもきれいになっと思うんですが、誰がやったのかな、誰か奇抜な人がおるな、俺たちはやってないけどなと思うかも知れませんが、やはりこういうところは、先ほど言いましたように、文化財に対する認識が甘いんですよ、私に言わせれば。だから、こういうことも、行政のほうでどうにかしていただかんと、いつまでも個人の人にそれをやってください、やってくださいって、見て見ぬふりをするというわけにはいかんでしょ、行政として。どう思いますか。そういうところをしっかりとやっていくことによって、対馬の観光というのは変わっていくんですよ。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）全く、私に言わせたら、あなたたちは行政マンとして、そういうところに目がいてない。

口で観光客の拡大とか、きれいごとを言うて、観光客が入ってきたときには、あそこに行ってくださいと、ここ行ってください、ここは国指定文化財ありますから、ここはここですよ、口では言いますが、行ってみたら草ぼうぼうなんです。それでどうして観光客を呼べますか。今まだ韓国の方たちだから、まだ——こう言うたら悪いですけども——いいかも知れませんが。日本の国内の目の肥えた人たちがこういうところに来て、対馬に行ったら、何も整備してないからもう二度と行かんぞと、こういうふうなもんにつながっていくと思うんですよ、私は。しっかりそこら辺を考えてくださいよ。

答弁をよろしく申し上げます。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） お船江に限らず、島内の文化財の状況については、言われる御指摘というのは大きく受けとめて、これからの課題として持ち帰りたいと思います。

私たち教育委員会、特に文化財課についても、今のところ、隅々まで手が回っているという状況ではありません。言われるとおり。何とか頑張って、地域の方々のお助けもいただきながら、今後は進めていきたいなというふうに思います。

○議員（4番 船越 洋一君） 今、崩壊しとる、その石垣はどうするんです、お船江の。石垣は崩壊してますよ。

○教育長（梅野 正博君） まず私が、ちょっとそこのところはまだ承知しておりませんので、持ちかえって、調査からということになろうかと思えます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 市民に、全ておんぶにだっこ状態で甘えちゃいかんよというふうに、船越議員のほうから申されたわけですが、全部依存しようとは決して思ってませんが、しかし、今御指摘がありましたように、そういうふうな陰で頑張ってくださってる人たちをきちんと把握しながら、どのようにそういう文化財というものを次に残していくのか、また生かしていくのかということは、これから、本当、大切な視点だというふうには思います。おっしゃられる部分が欠落してたろうというふうに、反省を今また改めてさせていただいたところです。どうかそのあたりの、地域と文化財等の今の活動状況とか、していただいている部分というのを洗いざらい出して見て、行政がどんなふうにかかわっていけば最もいいか、全部を行政がやるというのは、もう到底不可能でございますので、市民の皆様の協力も得る体制をどうとっていくかということを考えていきたいというふうに、改めて感じたところです。ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） 4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 残り3分ですけども。

一つ、私、市長、こんな考え方も持つとるんですよ。というのは、国分寺の横に、朝鮮通信使を接待する客館というのがあったと聞いとるんです。今、事業ずっとやっていくということですから、物づくりっていうのはなかなか無理かもわかりませんが、発想として、やっぱり客館をつくって、話は大きくなりますが、次官級の、ここで会合でもできるぐらい、韓国と日本のですね。そうすれば、ここはもともとが、国際的にそういうルーツのあるところなんですから、そういう地域で次官級の会議をやるとか、そういうことも含めて、ひとつ考えて、今後ですよ、考えていく必要もあろうかなと思います。

もう一つは、これは国指定のところですから、手はつけられませんが、発想として、一の丸、二の丸、三の丸、これあります。一の丸、二の丸、三の丸にやぐらをつくる。例えば、白壁のやつをやぐらをつくります。そうすると、厳原港は、港が玄関口なんです。船でみんな入ってくる

んですね。船が入ってきたときに、巖原港に入ってくると同時に、山の上にやぐらが見えるんですよ、3つ、山城が。これは、やっぱり景観として壮大なものがあると、私はそういうふうに思いますが、これは史跡、文化財のところですから、そういうのは無理かなとは思いますが、発想的には、やはりそういう巖原というところは、海が玄関口ですから、港に入ってきたときに、ぼんと向かいの山のそういうのが見えるという、そういう発想も一つの方法かなということも思います。

ですから、観光とか歴史文化というのは、とにかくこの対馬っていうところには多いわけですから、いかにこれを有効利用して観光とつなげていくか。それは市部局と、それから教育委員会、そこら辺が、先ほど言いましたように、「俺たちがこっからこっちや」と、「俺たちはこっからこっち」っていうような考え方じゃなしに、対馬市の中で一体となって、そういう問題をどうして解決していくかということを実際にやってもらわんと、絶対にこれよくなりませんよ、今のままでは。私は、そういう懸念がものすごく強い。ですから、そういうことも含めて、再度そういう場をしっかりと、行政側と教育委員会とは持っていただいて、文化財のあり方について、しっかりと協議をしていただきたい。いかにして早くそういうところが整備ができていくかということも、よろしくお願いをしときたいと、このように思います。

時間が来ましたんで、本日は終わります。ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） これで4番、船越洋一君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 昼食のため、暫時休憩します。午後は1時から再開します。

午前11時55分休憩

午後0時59分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、7番、黒田昭雄君。（「3番は遅刻」と呼ぶ者あり）あつ、失礼しました。ごめんなさい。3番、入江議員より早退の届け出があっております。失礼しました。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 皆様、改めましてこんにちは。新政会の黒田昭雄でございます。自民党系の皆様とともに、与えられた4年間しっかり働いてまいりたいと決意をしております。どうかよろしくお願いたします。

それでは、通告に従いまして、大きく3点質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、平成24年11月4日に発生いたしました本市消防団員の災害について。

本件は、当日早朝、美津島第1分団におきまして33歳の団員さんが、条例「対馬市消防団員

の定員、給与、服務等に関する条例」第8条（服務規律）により、分団長の招集があったため、濃部の自宅から同格納庫に歩いて訓練に向かう途中に、残念にもお亡くなりになりました。

消防団員等公務災害補償等共済基金という第3者機関で、半年以上にわたる審査が行われましたけれども、先月8月、公務上の災害に該当しないものと判断されたところでございます。御遺族にとりましては、働き手の若頭を亡くしてしまわれたという、非常に不幸なことだと思いますが、経済的にも、あるいは精神的にも大変苦勞されているのではないかと思います。

私といたしましては、残った家族が生活できるように、十分に補償していくという観点が少しでもあってしかるべきだと思います。現在、再調査ということも聞き及んでおりますけれども、この判断で最終決着ということでもいいのかお伺いをいたします。

2点目が、漁業の燃油高騰対策についてでございますが、これは先日、上野議員のほうから、市長のほうから詳しい答弁がありましたので、最初の答弁は結構でございます。

これにつきましては、国の漁業経営セーフティーネット構築事業の特別対策とこの事業に加入することが条件の、本市の10円の追加支援対策についてでございますが、もともとこの事業は発動要件が厳しいために、メリットが少ないと言われております。燃油の補填措置について、基本的な知識を後ほど質問してまいりたいと思っておりますので、あとよろしく願いいたします。

3点目が、高齢者と小中学校や幼稚園の熱中症対策についてでございます。

高齢者の熱中症の搬送や、学校での部活動中の事故などの報道に接するたびに、身近に起こりやすい熱中症対策、猛暑対策を真剣に検討しなければならないと考えております。大変にこの夏暑かったですけれども、この猛暑が夏休みで本当によかったなと思っております。

この熱中症になった子供の正確な把握はしにくいようでございますが、熱中症に近い症状を起こしている児童生徒がふえていることは、養護の先生方の実感するところと聞いております。心配している保護者の方もたくさんおられます。

教育現場におきましては、子供たちを熱中症から守ろうとさまざまな取り組みに苦慮されていることと思います。そこで、本市における高齢者と小中学校や幼稚園の熱中症対策の現況についてお伺いいたします。

次に、平成24年度第3回定例会における総務文教常任委員会の質疑で、私自身が提案いたしましたミストシャワーを設置することができないかという提案を、再度させていただきます。

このミストシャワーについてですが、近年、商業施設、例えば福岡で言えば博多駅などで見かけることが多くなったドライミスト、これはちょっと高価なものですが、これが家庭で手軽に楽しめるキットとなったのが、ミストシャワーでございます。

このミストシャワーを市内の教育施設に設置することで、児童生徒の暑さ、熱中症対策につながり、何より児童生徒が喜んでくれ、学習効果も上がり保護者の方も安心できることと思います。

来年に向けてと思っておりますが、小中学校や幼稚園に、このミストシャワーを導入することができないかをお伺いをいたします。

以上、大きく3点、よろしくお願ひいたします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 黒田議員の質問に答えさせていただきます。

まず最初は、消防団員関連の質問でございました。「自分たちの地域は自分たちの力で守る」とする崇高な思想のもとに、日夜活動に励んでおられる消防団員の皆様には、感謝の気持ちを常々持っております。訓練に向かう途中で死亡されたとお聞きし、御冥福をお祈りするばかりでございます。

この案件につきましては、発生をしました翌日に、消防団員公務災害発生状況報告書を作成し、速報書に変えて長崎縣市町村総合事務組合に対し、消防団員の災害に係る事前協議に入るとともに、協議資料の作成に着手しております。公務災害につきましては、消防団活動中の疾病が発生しますと、そこに公務災害の可能性が少しでもありますと、地元側としましては認定に向けて事務処理を行うようにしております。

対馬市が直接行う協議の相手先は、先ほど申し上げました長崎縣市町村総合事務組合でございます。この組織は、消防団の公務災害に係る事務を県下の全市町村から委託を受け、とり行っており、「消防団員等公務災害補償等共済基金」いわゆる「消防基金」と呼ばれる総務省の外郭機関へ提出され、ここで結論が出されるものでございます。したがって、地元や県総合事務組合において、公務中、公務外といった実質的判断が下されることはございません。基金により出された結論は、県の市町村総合事務組合を経由し地元へ届き、担当者が遺族へ結論を説明することとなっております。

今回、公務外との結論が出されたとのことでございますが、遺族の考えというものもございますので、先日、消防本部において遺族、消防団長及び分団関係者にお集まりいただき、長崎縣市町村総合事務組合担当者の説明を受け、遺族や消防関係者の意見を改めて伝えましたが、お互い了承には至らず、改めて再協議をすることとなったところであります。

市といたしましては、遺族の思いを遂げられるよう努めるべきことは言うまでもなく、当然のことと考えております。

次に、2点目の燃油の問題がございました。

これにつきましては、先日も燃油高騰対策の国が示したセーフティーネット構築事業というものの制度のわかりづらさとかいうものがあり、加入率等もすごく、まだ低位に推移をしているということでございます。この制度そのものの根本的な見直しというものに向かって、市としてはしっかりと取り組んでいきたいというふうな考えを持っております。

次に、熱中症対策についてであります。対馬市の熱中症による救急搬送につきましては、消防の資料によりますと、平成23年度19件、平成24年度18件ですが、ことしは8月末で既に32件という数字が出ており、ことしの暑さを物語っております。

この数年は重症、死亡者こそ出ておりませんが、特に体温調節機能が低下をしている高齢者や、その機能が十分に発達していない子供・幼児においては成人よりもリスクが高く、注意が必要になってまいります。

高齢者への対策についての御質問ですが、対象者の中に高齢者も含まれておりますので、熱中症予防の全体的な取り組みについて説明をさせていただきます。

取り組み状況については、まずポスターを作成し、各活性化センター、公民館、郵便局、スーパー等に掲示をさせていただいております。また、CATVで7月から9月までの予定で文字放送を行っております。毎月デザインを変えていますが、高齢者を意識しての「小まめな水分の補給」という文言は必ず入れるように努めております。

また、「健康つしま21」推進委員さんの活動の一環として、チラシの配布の依頼、その中にも、「喉の渇きを感じなくても、小まめに水分補給をしましょう」という文言を入れております。また、特定健診結果の通知にチラシを同封、特に、高齢者やウォーキングなどで室外での活動を盛んに行っている方には必ず入れております。また、高齢者を対象とした介護予防教室や、食生活改善講習会等での熱中症予防の講話の実施、さらに包括支援センター職員の訪問時の声かけ等を行っております。

今年度は、65歳以上の高齢者の方の搬送が約65%、その中でも屋内で発症された方が75%でした。今後は適切なエアコンの利用や、小まめな水分の摂取を重点に、あらゆる場面を利用し予防対策に取り組んでまいります。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 熱中症対策について、小・中・幼稚園の対策についてお答えを申し上げます。

子供をいろいろな事故から守ることについては、全ての教職員が日々努力をしているところでございます。中でも熱中症に関しましては、教育委員会と連携し、それぞれの学校で対策を考え、児童生徒の安全を保持しているところでございます。

簡便に設置できる熱中症対策の事例を、昨年の第3回定例会の総務文教常任委員会議案審査において御提案を受けたところでございます。その後、長崎県内の自治体で学校施設にミストシャワーを設置している学校があれば、その効果を確かめたく問い合わせをいたしましたところ、設置している学校はその時点ではありませんでした。今後も設置予定はないとのことでしたが、1自治体で、その冷却効果を検証してみたいとのことでした。

ことしの夏は例年にない異常な暑さであり、議員御提案のミストシャワーの必要性を感じたところです。猛暑による熱中症被害が、児童・生徒・教師等において発生しなかったことは幸いですが、この夏の猛暑を考えると各学校にミストシャワーの設置について、関係課、各学校と協議を行っていきたいと思慮しております。

○議長（作元 義文君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。まず、順を追って再質問をさせていただきたいと思います。

まず、公務災害の件についてでございますが、一般のサラリーマンでありますと労働災害保険という労災という、まあ、今回、公務の遂行性、公務の起因性ということで、遂行性までは認められるけれども、起因性、災害ですね、亡くなられたという直接の原因が、消防団活動にはなかったということで。方や、その労災、その公務の言葉が業務という言葉に変わりますけども、大変厳しい労災の保険の運用はされております。

ただ、簡単にお伺いしますけども、この公務災害と労災の制度のあり方、運用の仕方というのは全く同じと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 公務災害と労災とがどのように違うのかというふうなお話でございますが、そのあたりの分け方という部分についての研究はしておりません。

○議長（作元 義文君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） なぜこういうことをお伺いしたかと言いますと、労災であれば使用者と労働者が、ある意味労働基準監督署の厳しい采配によって労務災害というのが決定されるようでございますが、方や、この公務災害につきましては、私も消防団員等公務災害補償の条例を読んでみますと、はじめ消防の職員の方がちょっと冷たいんじゃないかなというイメージを受けたんですが、この条例を見る限りそうでもないなと思ったのが、まず、その災害が発生をいたしまして、災害の報告というのが第6条にあるんですけども、市町村長、まず市長は直ちに組合に報告しなければならないと。

これ、第1回目で消防の職員の方が、これ美津島の方が聞き取りをしたかどうかわかりません。本署の人が聞き取りをしたかどうか、私は定かではありませんけれども、消防の職員の方がその聞き取り調査を行いまして、東京の組合、この保険の担当である共済基金のほうに報告したと思うんですけども、この第1回目の報告につきましては、聞き取り調査をしたわけなんですけども、当初、御遺族の方も、そして消防団の方、団長をはじめ、分団長はじめ皆様が、やっぱり日頃、先ほど市長のほうからも消防団員に対する感謝の言葉が述べられましたけれども、非常に感謝している中、ただ、そこの分で第1回目をそういう聞き取りをしたことによって、何回か東京の共済基金

のほうから追加の調査がされてきたわけでありまして、ある意味、これは一方的な聞き取りでありまして、こちらの御遺族のほうとか、美津島第1分団の団員の皆様にとりましては、必ずや公務災害になると思っているから、もう安心して待ち構えているわけですよ。

最終的に、市長も見られたかと思えますけど、東京の基金から「こういう判断で公務災害となった」というその理由の、2つに私もがっかり、残念に思っているのが、発症前日までの半年間の活動状況で、1度しか消防団としての活動はしなかったと。もう一点が、発症当日、本人は後で、これも後ですよ、こういう結果が来たことによりまして、分団のほうで集まりが、消防団長も来てくださったそうなんですけども、後でこういう、えっ、公務外になったのかということとで皆さんが集まって来られて、当日、亡くなられた本人が具合が悪かったと、で、無理をしてどうも行っているようだという、そういうお話もされたようです。これ、初めてほかの若い分団の方がおっしゃっていただいて、そういう話があったということでございますが。

要は第1回目の聞き取りで、まあ、市長名で多分報告されたと思えますけども、この報告が消防長とか職員の方にとっては、全国のいろいろな事例とかわかっているはずでしょうから、ある程度、これは公務上には難しいんじゃないかなと、もうちょっと本人に有利な情報を入れてやったほうがいいんじゃないかと、そう思って私はしかるべきだと思ったわけなんですけども、まあ、第三者機関がやっている、この条例にのっとって書類もこうしてしているから、何も問題なからうと言われればそれまでですけども、このところは市長はどうお考えでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 公務災害か公務外の災害かの判断については、私どもには全くそのあたりの専門知識的なものがないものですから、第三者機関にゆだねていると思います。

そういう中、こちら側が本人さんにとって、あえて不利になるようなことまでわざわざ言う必要はないと思います。ただし、事実が事実として聞き取った内容というのは、きちんと伝えていくのも仕事だというふうにも思います。

それらをどのように、総合的に判断されるのかということに全てがなくなってしまうのかなというふうに思います。こちらが恣意的に物事をやるというのも、ちょっと難しさがこの件についてはあるんだろうなというふうに思っています。

○議長（作元 義文君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 恣意的というのがちょっと私も引かかる場所なんですけども、不正に受給しようというそういう考えではなくて、亡くなられた団員さんの当日の状況というのを正確に、正直にうそ偽りなく、これは消防の職員さんを通して東京の共済基金のほうに伝えるべきであろうと私は思っております。

この件につきましては、再調査ということでお伺いしております。こうした事故が起こらな

ということが第一でございますが、残された遺族の立場を十分にお考えをいただいて、今後も細かい御配慮をお願いをいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

次に、燃油高騰対策についてでございますが、議員の皆様と市長と副市長、後、担当の農林水産部長については、この補填単価の推移ということでお配りをさせていただいております。

きのう上野議員からお話がありましたが、私もこの質問をする前に、所属の公明党の先輩議員とか、国会の議事録で、県の議事録、また全国の議事録、全て読んで望んでまいりましたけれども、一般質問でこういうことを言っちゃいけませんけど、市長の御答弁、非常にわかりやすくございましたし、その後の見通し、課題、しっかり捉えてくださっているなあと思いました。どうか市長も全国の役職を持っていらっしゃると思いますので、市長が先頭に立ってやっていただきたいなと思っております。

この一覧表なんですけども、この緑のところは漁業の漁師の皆様が享受していらっしゃる補填金額でございます。ずっと基準価格も一回上がって、また下がっておりますけれども、このセーフティーネット事業、いろいろだめな事業だとかいろいろ話がありますけども、私は現時点の分ではいいんじゃないかなと、これは10円、市が補填してくれるという条件のもとで私ども申し上げているんですが、まず最初に、市長のほうに確認したいんですが、この国のセーフティーネット事業は恒久的な対策ということも私もちょっと聞いているんですが、恒久的な対策でしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今のセーフティーネットの事業というものが、恐らく原油価格というものが安くなる見通しにないから、恒久的対策というふうに国のほうはおっしゃってあるんだろうなあと思っておりますけども。しかし、私の捉え方としましては、恒久的に対策を打たれる分は一向に構わんですけども、永続的な漁業が、じゃあ、この制度で万全なのかというと、必ずしもそうではないというふうなところに行きついてしまう制度かなというふうに思っております。

○議長（作元 義文君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 私はこの恒久的な対策というのは、これも国会の議事録で確認したところなんですけども、それに対する市長の思いをちょっと語ってほしかったんですけども。

私自体、市長が大きく要望とか、この前8月の市長会でも上げられたということで、私もそれは市長だけではなくて漁師の皆さんも、漁協の組合長の皆様も、理事の方も、漁連の方も水産にかかわる全ての方がこの事業を詳細にわかった上で、これは訴えていかなければいけないなと思っております。

というのも、補填の基準価格、平成22年度にこの制度ができて、やっぱり基準価格が非常に高く、平均の原油価格がないので、お金を補填してくれるわけはありませんよね。やっぱ

りずっとこの制度ができて、市長をはじめ水産関係の皆さんが一致団結してものを言ったから、補填金額がちょうど24年度、75で115%から100%に暫定的に下げていきまして、ちょうど24年度の第4四半期、14円という補填をしてくださった。

これはやっぱり声を上げて言ったからこそ、補填の基準の発動ラインが下がったということで、これははっきりこの制度がわからんから、行政にお任せするとかじゃなくて、これは漁師の皆様もしっかり勉強をしていただいて、いつでもどこでもスパッとそれなりの人がいれば発信していかなければいけないなと思っております。

そこでちょっとお伺いいたしますけども、この24年度の第4四半期、14円発動がありました。このとき漁師の皆様が100円で買っていたとしたら、実際、幾らで買われたことになるんでしょうか。ちょっと確認をさせてください。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 補填単価が14円ということになりますと、100円という仮の設定でいけば、単純に85円と何十銭ということになるのか、私も制度のこの補填価格は初めて見たんですが、大きな意味のスキームはずっと抑えはしてきましたが、補填単価のこの1対1の場合、あと14円分を自分らの漁師さんが持つ部分なのか、それとも国のほうが補填をする部分、1対1の、国側の数字だけなのかちょっとはっきり見えないものですから、単純に言えば14円が差し引かれ、この7円何十銭というのが個人持ち出しが出ていく、国が7円何十銭というふうなことだろうと思っております。そうすると100円であれば92円何十銭というふうな金額で、実際購入することになるというふうな考え方に落ち着くのではないかと思っております。

○議長（作元 義文君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 市長が詳しく理解されているなど、これも思いましたけども、要は14円の発動ですから1対1、7円その国から補助があったわけですから、100引く7で93円で買ったという。（発言する者あり）ああ、済みません、失礼しました、93円ですね。93円で買ったという計算になります。

確かにそう見れば、国のこのセーフティーネット、確かに漁師の皆さんからすれば少ないかもしれませぬ。100万円の方でこれですれば、約7万円の享受をいただくという制度ですね。1,000万円であれば70万円非常に大きゅうございますけども。

こういうふうに国のセーフティーネット、確かに余りいい制度ではないとは思いますが、ただ、私も地方議員、市長も地方の首長といたしましては、国がしてくれることを全否定するわけにはいかんし、これはこれで10円プラス7円ということで、漁業関係の皆様には、強力に推進していかなければいけないと思っております。ぜひ農林水産部長、強力に推進をお願いしたいと思っております。

後、私ども公明党、先ほど市長のほう前日、16年度の50円台ぐらいを発動の基準にして1対1を3対1ということで、95円の発動じゃなくてそうしてくれという、多分、それをすれば漁業者がペイするというその60円前後に行くであろうと私も思っておりますけども、これにあれして私ども公明党のほうも、この制度自体が非常に平等、平等すぎるぐらい平等、前回のイカ釣りの大きな船だけが享受するような、そういう制度の大批判があったために、もう1万円しか年間使わない人も、1,000万円しか使わない人もパーセンテージは一緒ということですね。

それに観点を置きまして、やっぱりよく稼ぐ人にちょっとは割合を高くしたがよかろうということで、燃油使用料に応じた新たな緊急対策を、国のほうに要望しているところでございます。

この10円の追加については、きのう上野議員からも話がありましたが、再度、お伺いいたします。来年、再来年度もやってほしいと、かなり漁師の方、漁協の方、非常に喜んでおりますが、来年、再来年度やっていただけるか、再度よろしく申し上げます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この制度で喜んでいただいているということで、市としてはうれしい限りであります。

先日からずっとお話しておりますように、この制度、私は決して全否定しているわけではありません。もっぱらこれは改正が必要な制度であり、今言われた平等性とかいう観点では、それぞれ受益者負担的なものも発生をするけども、高騰時における本当セーフティーネットの予定ではあるものの、実際、セーフティーネットにならない制度とも見ております。そういう部分をきちんとしてもらえるように、まずは私はその動きを漁民の皆様、漁協、漁連、一緒になってこれは動いていかないといけないと思っております。

私が提案をさせていただきました県の市長会においても、ほかの市長さん方が、離島の市長さんは当然わかってありましたけれども、本土の市長さん方は、そういう話というのは全く耳に入っていなかったようにあります。しかし、当然長崎県、離島だけじゃなくて漁業をされているところはいっぱいありまして、ほかの市長さん方も、「いや、そういう制度はいかん」というふうなことで、皆さん全員一致してそれを議題に上げて、きちんと声を上げていこうというふうなことになりました。しっかりとまず、この動きをさせていただきたいと思っております。

来年以降もというお話でございますけれども、自分のまず動き出しは、そこからだと思っております。そのことに動いた後で物事を判断はしていきたいというふうに思っております。

○議長（作元 義文君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

最後になりますが、この表で今年度の第2四半期、まだ発動の金額が決まっておりますが、私の黒田予想としましては、多分、15円発動するのではなかろうかと思っておりますので、ど

うか、再度になりますけども、この制度も今の段階はまんざらでもないと思っております。必ず10円以上の発動があると思っておりますので、ぜひ農林水産部長、強力で推進をお願いしたいなと思っております。

最後に、3点目の熱中症対策についてですが、まず最初の市長のほうから、熱中症で救急車で搬送された人の中で屋内の方が75%だったというお話しなんですけど、多分、これはひとり暮らしの高齢者の方が、クーラーもつけずに、もったいないという思いがありますので、窓を締め切って運ばれたんじゃないかなと思っております。

先ほど市長と教育長のほうから、ホームページで喚起をしたり、いろいろな集まりの中で啓発をしたり、ケーブルテレビで情報を流したり、チラシで啓発を促したり、健康21の方が推進してくださったりということで、これもやはり大事な事かなと思っております。幾ら活字とかチラシになっても、人の口から聞いたりするというのは非常に高齢者にとっては大事な事なので、引き続きこれは強力で推進していただきたいと思っております。

先ほど高齢者のクーラーなしでということをお話をしましたが、実は厚生労働省のホームページを私もちょっと開いてみて、この高齢者等に対する熱中症対策の事例について、各自治体、全部の自治体は出していないと思うんですが、台頭のあった自治体の取り組みを紹介しているというところを見させてもらったんですが、ほとんどが広報啓発、先ほどおっしゃられた大事なわけですけども、ほとんどこれだけで、避難所というかスーパーに行ったりすれば、お買い物しながら避難できるんでしょうけども、やっぱり高齢の方は家にいて、もったいない、もったいないということでクーラーもつけない。

それで避難所という、避けるという、その暑いところから避けるというその観点で、提案なんですけども、そういった公共施設につきましても、もったいない、もったいないということで電気も消して、なかなかクーラーも大変でしょうけれども、ある意味これだけ8月いっぱいまでで32件と、室内が75%ということは、これはやっぱり公共施設か何かでクールシェアというか、避難所というか、涼み所というか、そういうことをしてもいいんじゃないかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 実は日にちはちょっとあれですが、8月のはじめだったと思いますが、博多駅に降り立ちまして福岡事務所のほうに歩いて行って、もう暑い日でしたけれども、ミストシャワーが通路にずっと噴霧してる、あそこの中を当然通って行けばひんやりしますし、洋服もぬれるわけではありません。快適な空間、ほんの一瞬ですけども、そこにずっととどまるわけにはいかんもんですから、ほんの10秒かそこらかもしれませんが、快適な気持ちを味わったときに、実は職員に電話をすぐ入れました。

新しい公共施設において、そのミストシャワーというのを、今ここ通っているんだけど、それが入れないものかという検討をしてもらえんかということで、実は8月の初旬だったと思いますけども電話をして、今、職員のほうもそのあたりの資料を集めている状況です。

その一定の事業費等は要ろうかと思います。しかし、そこに公共施設等に来ることによって、熱中症にかからないこともできるならば、逆にそれは高価なものと考えなくてもいいんじゃないかというふうなことも考えておりますので、今、資料等を取り寄せて、物事の組み立てをやっている最中でございます。

○議長（作元 義文君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。ぜひ御検討をお願いしたいと思います。もう最後4分となりましたので、教育長のほうに申し上げたいと思います。

ミストシャワーの教育施設への導入についてでありますけれども、意外と設置導入しているところはあるんですけども、どこの自治体を、私は全国、公明党というネットワークを持っていますから、かなり導入しているはずなんですけども、御意見をお聞かせください。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 私が持っている資料は、県内の対馬市以外の12市についてちょっと資料を集めてみたところなんです。いいでしょうか。

○議長（作元 義文君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 確かに県内は導入しているところはなかったようでございますが、九州県内、また全国かなり導入しているところいっぱいありますので、また研究していただきたいなと思います。

これも先生からちょっとお伺いしたことなんですけども、校舎にこう、1階はいいんでしょうけど、2階、3階上がったら、どんどん、どんどん暑くなってくるということで、まあ、確かにこの夏は異常気象ということで、ちょっと北の方面の風も夏でも吹くんですが、今回はもう南系しか吹かなかったんで、もう相当2階、3階になったら暑かっただろうという予想をしております。

また、それに窓際といったら、もう本当、殺人ぐらいのそういう状況じゃないかなと思っております。午後の体育の授業が終わった後とか、子供っていうのは暑くても昼休みは運動場に飛んで回りますので、その帰ってきて、いざその普通の算数とか授業をやろうとするとき、やっぱり先生方というのはものすごい熱気、子供の熱を感じて大変だそうです。

そういった体温を下げるという意味合いも、そのミストシャワーはあるわけですけども、そういったミストシャワーを見て、今、市長がおっしゃいました、気づき、そういった分では先生方が飲まないといけないよと、よく気をつけて、気をつけてというのが、そのミストシャワーを見て、気づきの分でもまた効果があると思いますので、ただ、教育施設でありますから安全上の問題とか、

私はちょっとわかりませんが、いろんな検討課題があるかと思しますので、ぜひ来年に向けて導入の研究をしていただきたいと思います。

もう時間が終わりましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（作元 義文君） これで、7番、黒田昭雄君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩いたします。再開は2時5分から行います。

午後1時50分休憩

午後2時04分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 本日、私ラストバッターでございます。一般質問はこの何年間、3日かかったのは久しぶりだと思います。そういう意味で、きょうしっかりたぐいまから頑張ります。どうかよろしくお願いします。

通告に従い市政一般質問を行います。

まず、1点目でございますが、最近、外国人による土地、建物などの不動産取得が幾らか見受けられ、このことが最近話題になっております。このようなことになったことは、対馬の経済が低迷し、これが長期化し、個々の経営が、経営の破綻を招くという大変痛ましいことから、やむを得ずこのようなことになっているものと私は推測します。

しかし、現行の我が国の法のもとでは、外国人に対する土地の購入の規制はできないようになっております。時間が過ぎれば、このことはさらに拡大するものと予測されますが、対馬市は何か策を講じてもらうよう、国などの働きかけ、これらをどのように考えているかお尋ねをいたします。

2点目でございますが、「地域の元気臨時交付金」の用途についてお尋ねをいたします。平成24年度の国の大型補正予算、平成25年1月緊急経済対策が閣議決定されました。実質は平成24年3月補正予算及び平成25年度の当初予算、または補正予算、これらの対応として予算の計上がなされるというふう聞いておりますが、我々には非常にわかりにくいこの予算の構成になっております。この名称は「地域の元気臨時交付金」として、全国自治体へ総額1兆3,980億円が交付され、このような中で対馬市は、どのようなことに、この交付金を活用されたかお尋ねをいたします。

3番目、最後でございますが、平成24年度の目保呂ダム馬事公園の入場者総数は年間4,400人

に及んでおります。設立された平成15年の800人に対し、5.5倍の数値は大いに頑張ったと評価されるものと私は思います。これまで上県町を中心に、関係者の努力に敬意を表するものであります。

そのような中で、馬の調教師の役目が非常に重要であります。昨年8月に対馬市議会産業建設常任委員会の現地調査の折において、馬事公園の現場と、いわゆる上県地域活性化センターの担当部署との現地の問題について幾らか問題が発生したことを、私は記憶に残るところであります。その後、解決がどのようになったか、そこらについてできれば回答を求めたいと思います。

それと市長には、対州馬振興とこの馬事公園の位置づけ、このバランスがどのようになって、そのようなこと自体が役目を果たしておるか。市長の評価がどの程度のものか、私は直接聞いてみたいと思います。

3点について、市長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 大浦議員の御質問に答えさせていただきます。

特に外国人、韓国人の方の土地の購入という問題が平成20年春以降、対馬の土地が買い占められているなどと週刊誌に掲載されたことがきっかけに、国会でも取り上げられるなど、対馬がある意味お騒がせをしたところです。

このことから、市民をはじめ、日本国中からさまざまなメールや電話が届きました。市のみならず県のほうにも届くところになり、大きな社会問題とされ、県と市で韓国人による市内の土地の購入状況というものを調査をしました。これにつきましては0.0069%という土地が買われているということ、改めて把握をしたところあります。

また、自衛隊用地の隣接地も買われたことが引き金となって、この問題が沸騰したわけですが、このような国防上の問題もあるということから、平成20年11月12日に私は国会議事堂に隣接します憲政記念館というところに呼び出しを受けまして、外国人に土地を買い占められている、対馬市の市長を呼べというようなことで呼ばれたところです。

そして、不動産売買の実情、法整備の必要性、国の責任による対応の必要性等を縷々その場で説明をさせていただきました。その結果、元経産大臣であられた平沼先生を中心とした、超党派の国会議員11人が対馬を視察にお見えになるなど、当時は団長として山谷えり子先生もお見えでしたが、マスコミに対しまして「離島を活性化する法整備を行い、国土の防衛につなげたい」というような発言を行われました。

このような国会議員の先生方の御支援をいただき、外国人の土地購入規制を盛り込んだ「防人の島新法」の制定に向けた要望書を自民党本部に提出し、自民党も特措法制定に向け、党内で検討を進めていただいたところですが、平成21年8月の民主党政権誕生によってこのことも頓挫

をしてしまいました。

しかし、平成24年、昨年12月の総選挙で自民党政権が復活し、さらに本市議会により、「国境離島特別措置法制定に係る意見書」が国に提出されたことから、特措法制定に向けての取り組みを強化し、今定例会終了後に市議会とともに国に要望書を提出する予定であります。

また、この特措法に関しましては、制定に向け、県の離島振興協議会内に長崎県国境離島振興専門委員会が設置をされ、私が会長という立場で、今後も機会あるごとに対馬市の振興と、そして保全等のために、この特措法制定に向け要請を続けていきたいと思っております。

その後も国会議員の方々がたくさん対馬にお見えです。全ての党派の方々に対馬まで足を運んでいただいております。先日も維新の会の方々も6名でしたかお見えでした。そして、1泊され、全島をくまなく回られる中で、対馬の実情というものを理解をしていただいたものと思っておりますし、私も1時間半程度でしたか、面談することができました。それで、こちらの実情等もきちっと伝えたところでもあります。

次に、2点目の「地域の元気臨時交付金」について説明をさせていただきたいと思っております。

ことしの1月11日に閣議決定されました日本経済再生に向けた緊急経済対策において、日本経済再生に向けた大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢で長引く円高、デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指すこととしており、この決定方針に基づき復興の加速、防災の強化、機動的な経済財政運営、そして成長のための戦略の実行・実現を柱とする具体案がまとめられました。

このこういう方向の中で、大浦議員の質問は機動的な経済財政運営において、いわゆる15カ月予算の考え方で、平成24年度の大型補正と平成25年度当初予算の連動で景気の下支えを行うため、最も効果的、効率的なものとなるよう財源措置された、国の予算を対馬市はどのように活用しているのかというものだと思います。

この緊急経済対策において、追加された公共投資の地方負担額が多額となるため、その地方負担額に応じて配分されるのが、地域の元気臨時交付金であります。この地域の元気臨時交付金については該当事業が限定されており、まず、補助事業については国の平成24年度補正予算（第1号）、または25年度当初予算に計上された公共事業のうち、建設公債の対象となる予算補助事業及び平成24年度補正予算、または25年度当初予算に計上された建設公債の対象とならない国の予算補助事業であって、その地方負担が建設地方債発行対象であるものとなっております。

地方単独事業については、平成25年1月12日以降に平成24年度または平成25年度予算に計上され実施される事業で、建設地方債の発行対象である事業となっております。また、当該交付金については、基金への積み立ても可能となっております、この場合は26年度中に実施する事業で、建設地方債の発行対象となる事業に充当できることとなっております。

このため、本市ではこの緊急経済対策につきまして、各部署が対象となる事業の検討を行い、臨時交付金の充当の対象となる予算補助事業に充当したほか、地方単独事業については、上対馬町古里地区に建設され40年以上経過し、危険家屋となっている旧上対馬高校寮を解体して公園を整備する農村公園整備事業、野良の市有地の有効活用のための野良広場整備事業、そして比田勝統合幼稚園の建設に向けた周辺整備のための比田勝中央橋橋梁整備事業に充当をしております。

こちらについては平成25年度第1回市議会定例会に平成24年度一般会計補正予算（第7号）、及び簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、並びに水道会計補正予算（第2号）として上程をし、また国や県との協議が必要なものにつきましては、平成25年度第3回市議会臨時会の平成25年度一般会計補正予算（第1号）、及び第2回定例会の一般会計補正予算（第2号）の中で御審議をいただいたところであります。

先ほど申し上げましたとおり、地域の元気臨時交付金は国の緊急経済対策として位置づけられた事業の中で、地方が負担した分について交付されるもので、本市の場合はこれまで33件、事業費ベースで総額17億2,066万円を計上し、緊急経済対策における本市の負担分は6億3,504万3,000円となることから、元気交付金として交付される金額は試算ではありますが、5億7,153万9,000円と推察しております。

そのうち、これまでの事業に元気交付金を充当した金額は4億1,090万円であります。今後、事業に充当できる金額というものは1億6,000万円程度になるものと考えております。

しかしながら、これまでに交付決定がありました第1次分は平成24年度内に予算化したしました緊急経済対策の地方負担分、4億851万3,000円に交付率を0.9を乗じた3億6,766万2,000円にとどまっており、第2次の交付決定は本年12月中旬の予定であります。

このような状況から、元気交付金は一旦基金に積み立て、各部署から提案のありました新規事業や対馬市振興計画に計上された事業の財源として、平成26年度当初予算において御審議いただくものと考えております。

次に、3点目の対州馬の振興と馬事公園の位置づけの問題でございますが、日本在来馬8馬種の一つであります対州馬は、昭和25年に2,400頭余りが飼育をされておりましたが、現在では島内に31頭、島外にそのうち7頭しか飼育されておらず、絶滅が危ぶまれる希少種となっております。

平成24年12月に、昭和47年に発足をしました対州馬振興会から対州馬保存会へと組織を改変し、保護、増殖に取り組んでおります。対州馬の活用ですが、島内におきましては初午祭、あじさい祭、国境マラソン、陸海空自衛隊のそれぞれの記念行事、警察署のキャンペーン等、また各地で開催される数多くの祭り等の行事にも参加をし、乗馬体験等を行っております。

ことし1月にはNHKの生放送にも出演し、対州馬を全国にPRすることができました。また、7月25日に行われました臨海道路厳原久田線の開通式でも、通り初めの先頭を務めた凛々しい姿は皆様の記憶にも新しいことと思います。

島外におきましては、昨年10月に佐世保で開催されました、全国和牛共進会で乗馬イベントを実施し、PR活動を行いました。施設については佐護、井口浜において、平成24年度に5.5ヘクタールの放牧場を整備し、2カ所で5.9ヘクタールとなっております。また、佐護地区で廃業された牛舎を借り受け、厩舎として利用もしております。

昨年度の産業建設常任委員会で御指摘を受けました、飼育スタッフの増員及び常時雇用等につきましては、平成24年度は緊急雇用対策事業による未経験者1名の雇用と、週3日間勤務の雇用1名で対応しており、調教師に負担をかけておりましたが、本年度は臨時雇用の2名と調教師の常時3名体制をとっており、改善が図れたものと思っております。現在、1名の調教師が調教、それと乗馬体験まで行っており、負担が大きいため新たな調教師の雇用、育成、また増頭による飼育管理費の増加、厩舎等の施設不足についても、大きな課題でありまして、現在、これらの課題に対応するため管理計画の策定を進めております。

開園当初の来園者は、年間800人程度でしたが、平成24年度が先ほどおっしゃられましたように5.5倍の4,400人にまで達しており、上県地区においては野生生物保護センターに次ぐ観光地となっております。

目保呂ダム馬事公園は、県道舟志宮原線、林道飼所舟志線を介し、主要地方道上対馬豊玉線、通称もみじ街道に通じておりますが、一部狭隘な箇所があり、観光ルートとして確立をされておられません。地元瀬田地区においては、地域マネージャーとの協力により策定した地域づくり計画に基づき、改良工事について積極的に要望が行われております。

この区間が改良されますと、もみじ街道と馬事公園が一体となった観光ルートとして、観光客や乗馬体験等の来園者の増員が図られ、対州馬の保存利活用と合わせ、北部対馬の活性化につながるものと思っております。また、8月28日に上県町で開催されました石原環境大臣と地域の方々とで行われました「車座ふるさとトーク」において、篠原調教師の対州馬についての紹介等に対し、絶滅危惧種ではないことに驚かれ、国の担当省庁に早急に調査するよう、石原大臣のほうで支持をされましたので、今後の国の取り組みに期待をしているところでございます。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） まず、外国人の土地のことなんですが、先ほど平成20年以降に調査をされたということですが、私は聞き取りで、この最近の実態を調査いたしました。

厳原町が、中心部の市街地が不動産の移動があったのかと思えば、テナントがほとんどでありまして、実際に買われているという事例は意外と少ないという実態がありまして、10件に及ぶ

ぐらいの規模だと思います。そのテナント利用及び一部取得、それと美津島が結構移動はしております、7件ほどこれは買い取られたというふうな状況に近いやり方だと把握しました。

北部なんです、上対馬に相当そういう事例があるかなといえそうではなく、動きとして2件ぐらいの範囲でございました。峰が1件、これは釣りの専門の宿泊施設を買い取ってやられておるということであります。

意外と土地を売買をして、非常に韓国資本が入ったということではなく、テナントによる施設の利用というのが厳原町の実態のようにあります。一部は、ホテルが最近買い取られたとかいうふうなことがございますが、この実態ですが、我が国の外国人土地法という法の制定が大正15年になされて、このころは自由に外国人も土地を買うことができるが、2つの要件が制限されておりました。一つは、日本の国民に、逆に土地の規制をする国についての国民については買わせない。相互のあり方ですが、後は先ほど言いますように、国防に関する問題のある土地については制限する。この2つがあったんですが、終戦後、昭和20年にこの2つを退けて、全ての国の、世界のどなたが来ようと、土地は買うことに制限がないというふうなことを法務局のほうから説明を受けました。

それと最後にですが、そのときに外国人の名前で登記が可能かと言えば、可能であるという言い方されたんですが、私は対馬の場合、韓国の方の名義でなくて対馬におられる方とは限りませんが、日本国名の方の名前が出て、わかりにくいというふうなことを聞いておりますが、直接登記は可能であると、そのようなことを初めて法務局のほうに行きましてわかった次第であります。

それと、先ほど市長がそのことについて、自民党あるいはその他党派を超えた議員団が入った、私もそのことは十分承知しております。この8月の末に日本維新の会の6名の国会議員の先生方、私もその中に、竹敷の方面のことについて同行していただけんかということで、皆さんと一緒に参りました。

その中で、今から申し上げることをちょっとよく聞いてほしいんですが、自衛隊の元海軍の用地を買われたのは、平成20年の前後であることは明確なんです、その近辺が、また最近買われたということでございます。

ところがその近辺の土地の護岸は、旧海軍が竹敷に水雷艇を係留しておった基地である。この土地の海岸の石積み、これは文化庁の所管になりますが、名称が「日本近代化遺産」というふうなことで、平成23年の11月に土木学会の指定を受けてAランクになっておると。

このことについて、市長ではなく、これは教育委員会の部門になりますけど、この文化遺産についてのことに御存じでおられたか、教育長でもいいですが、教育部長でも結構ですが、御答弁をお願いします。

○議長（作元 義文君） 教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） 竹敷の元海軍の護岸、近代遺産として土木学会といますか、指定になっているということは承知しておりました。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） これは教育長でも市長でも結構なんですけど、私は今の制度の中で国に働きかけ、あるいは離島振興法の中で今後それをうたう。これもいいんですが、私は地元の対馬市の中で重要な文化的なそういう施設等、遺跡等についてこれを売り渡してはならないというふうな思いもありますが、そこらの調査をされて、例えばそこを、国といろいろ協議しながら確保していくというふうな方向、方針は教育長、今からのことですが、法案が通る、通らないの前に、そこらあたりのことについて、私は地元としていろいろなことを把握することは大変大切だと思いますが、御意見をちょっと頂戴いたします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 文化財の周辺、それを取り巻く用地関係の調査ということで解釈すればよろしいのでしょうか。

○議員（16番 大浦 孝司君） そういうことで……。

○市長（財部 能成君） そういうことでありましたら、時間はかかるでしょうけれども調査は可能かと思います。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 私は竹敷の石積みの護岸、これが非常に機械の力のない時代の建造物としては、相当高く評価されておることを資料で見まして、これは少し考え直してその現実と、それから先の対応は必ずせなならんというふうな思いで、きょうはこの席に立っておるわけですが、豊田部長さんが先ほど存じておるということでありましたが、これぜひこの地区のことを含め、文化財を含めて土地が買われるということは、私は極力避けなければならん。

そうすれば売買が自由にあっても、場合によっては、市が一部を買うなり、所有者への打診をして、いつの間にか買われるということのないように、私は具体的な仕事として調査をする時期に入っておると思いますが、教育委員会の観点から、文化財のほうの部署の今後の指導とか言いますが、そこらあたりについて教育長、御意見を少しいただきたいと思います。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 今、大浦議員が言われている場所というのは、私もそこだろうというふうには、大体感じているわけです。

文化財審議委員の方からも、これはすばらしい遺構だということで、私も実際見に行きました。石垣の精巧さ、そして規模の大きさからして、ぜひ対馬の宝として残していかなければいけないなあという気持ちは持ちましたが、その後、具体的にはまだ動いておりません。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） そういうふうな確認をされて、そういう思いがあるということで、私はぜひ今後、そのような前向きな対応をお願いしたいということでこの件は終わりますが。

日本維新の会の皆様の行動は、今後の国会においてそれを制限を一部考えるような検討をされて、国会に法案を提出して、自民党とそのことを合同に詰めて、それを成立させるような方向でいきたいというような意見が、中田宏さん、もと横浜市長ですね、代議士が座長という形で来られて、そういうふうな発言をされておられました。

申し上げますのは、時間がたてばじわじわ、じわじわ土地が動いていく可能性のある中で、地元のこの自治体の皆さんが、やはり足もとにある宝、あるいは守るべきものは先行して、チェックをして、それを確保していくことは、私は当然と思っております。一つ前向きによりしくお願いいたします、この件は。

それから、対州馬の件は馬事公園の中身について細かに報告がありましたので、ほとんど実態どおりにことがあったことを思いました。それで言えることは、現在の雇用の、あるいは応募したときの条件が、やはり市の嘱託職員としての労働対価を払っていく、その中で応募されたわけで、それに来た方々が市の方針に従ってもらう、これは当然と思うんですが、その中で私が気がついたのは、確かに当初の公募のとき、半分以下の頭数であったが現在、目保呂には19頭そこの馬が飼養管理されておる。調教ということもあるが、種馬もおれば繁殖馬もおる。そういうふうに非常に調教師に負担がかかっていることは、私も現場で見えています。

私が要するに申し上げたいのは、かなりの時間の経過する中で、かなりの馬の飼養管理と調教と含めてハードなことになっておるが、そこらあたりを再度調教師の意見などを聞き取って、調整にされてほしい、話を聞いてほしい、ここのことが一番問題であります。

厩舎をただ餌をやるとかいう方々の2名は、私は現場はそれで十分話はできるだろうと思っております。ただ、調教師の負担はそれ以上あるようですから、これはいろいろ調べた中で話し合いを再度また、担当部署の上県地域活性化センターの部長さん、よろしく願いいたします。

それと、私のこの4,400頭という数字を聞いたときに、ここにこう書いています。これ部長さんからいただいた資料なんですが、平成22年度から公園の来園者が増加した理由、これは資料から引っ張っております。21年度までは、初午祭りと乗馬体験のみであったが、調教師の篠原さんが、平成24年4月から着任以来、見学者、その他増加したというふうな書き方、いわゆる調教師の影響が非常に好感を受けておるというふうな書き方がされております。多分そのとおりだと私も思います。ですから、4,400人という数字は、私は大したもんだなというふうに見ております。

市長が先ほど言いました北部対馬の観光の一部に結びつけたい、これも非常に成功事例として

私も思っております。評価としては、非常にたたえたい、このように思っております。それと、先ほどの厳原臨港道路の開通式の写真、これはすばらしい写真です。私はむしろ対馬の滅亡していく対州馬をこのような格好で結びつけた一つの企画は、私はもう抜群だと、この写真、すばらしいと思います。

それゆえに調教師の立場を十分また支えてやって、この馬事公園の運営をさらに人が来るようなことで、私はお願いをしたい。このことを市長に、そして上県活性化センター部長、ひとつよろしくお願いします。その辺の話を少し聞いてやってほしいと思います。

最後のことに触れたいと思うんですが、実は緊急経済対策が対馬市でどのようにお金が使われたか。これは、実はこの事業に対して全体的なことを私は聞くよりは、こういうふうな過程がございました。

実は平成23年度に、対馬獺友会の方針として一部の有志の中で、このままイノシシ、鹿をただ対馬市から補助金としてもらって、そういうふうな経営ではいけない、あり方ではいけない。そして、死んで処分していく、あるいは言葉は悪いんですが、土に埋めてそれで終わるというふうなことではなく、この資源を活用するような大きなプロジェクトを組み立てました。

この内容は、実は全島のイノシシ、鹿を3,000頭ほどは食肉解体で持っていき、残りの、死んで処分するやつは、全部ペットフード工場をつくり上げ、これによって販売を行っていく。この大きなプロジェクトを県の単独事業で23年度立ち上げました。これで1億円の補助金があったんです。しかし、この1億円の補助金は80%補助で、上限が1億2,500万円、この金額が設定されておりました。私もその中の内容ですが、おおむね1億2,500万円ぐらいの事業費でありました。

そして県内7つの振興局、この中から一つだけ選ぶという非常に厳しいものでありました。最終的には耆岐市が取りました。そして残った6地区においては、県がどうこれをフォローしていくかということで、平成24年度、去年、そのことですとその対応をいたしました。最終的には財源不足で県としても24年度内には断念しました。

ところが、先ほど言います緊急経済対策の予算を何とか確保して、この事業の対応をしたいという県の方針を私受けまして、ことしの2月いっぱい、ちょうど選挙運動がありよるところです。2月いっぱいこのことを待ったんですが、とうとう断念せにやならんというふうなことになりました。

そうしていわく、県は緊急経済対策の新しい25年度に、どうかして対馬市と話をしてこの事業ができないかというふうなことに私は一つの方針を伝えられました。それで、結果的にできなかったということですが、市長の今までのことが、もしこのことに少し話を聞かれたのか、あるいはそうでなかったのか、どのように思われたのか、そのことをこの場でお伺いしたい

と思います。ちょっと長くなりました。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、大浦議員のお話を聞いておりまして感じましたのは、元気臨時交付金の基本的なスキームという国が設定したスキームというのを、今の県の方はちょっと履き違えているなというふうに、私は感じてなりません。

交付金で国がぼんと流し込んで、あとは自由にいいんだよというふうな制度では、全くこれはありません。今回のやつは、先ほどから何度か説明をしましたが、建設公債、よく建設国債と言われますが、その建設国債を原資として国は交付金を組み立てました。建設国債ということは、基本的にハード事業に使ってください、それともう一つ大事なものは、公共、もしくは公共的な団体における事業にそれは使ってくださいというのが、建設国債の基本的な考え方です。

そういうことから、こちらが後自由になる財源というものでは全くありませんので、その点を今のお話しの県の方がとおっしゃられましたが、元気交付金の全体の仕組みというのを履き違えられているのではないかと、その方は、というふうに思われてなりません。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 私もそういうふうなことを一部お話を聞きまして、再度振興局のほうの、元の担当と、そういう市は考え方を持っているがどうであるかということでしたところ、まあ、市長、怒るかもしれませんが、できないことはなかったはずやという意見がありました。そうありましたということで私はいるんですが。

だから、そのところが県の見方はそれが単独の事業でできることになるというような話をされたんですが、その辺のことが私は今回のことにわざわざこんな質問の仕方をしたわけです。それはあったとおりのことを私言っているんですからね。

市の5月のちょうど告示前の2日前やった、そのときに県のほうが地域振興部の課長補佐、係長、それと市は藤井マネージャー、それから振興局の担当課長がおられまして、事業主体が3人おりまして、その中で説明があったんですが、藤井政策マネージャーが申し上げた中に、市がこのことについて検討するという話はございました。

選挙が終わって6月、もうすることができんようになりましたというのは神宮室長、そして、もう25年度にはできませんから26年度以降考えてくださいという言い方を、たった2カ月、年が始まったばかりにそういう言葉を私は聞いたときに、それは予算があつての仕事です。しかし、ただ県と最終段階の話を私はしたい、知事と談判してでもしたいというふうに思っております。

市長、ちょっと解釈に差があるようですが、今のは事実でございます。そのように聞きましたので。いかがですか、あなたは絶対できんということと、いや、そうじゃないという言い方。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私が知っております元気交付金の組み立て、国の考え方というのからいきますと、今の話はどう考えても県の職員の解釈は私は間違っているというふうに思います。そうじゃないと、建設国債を原資としたこの事業というものの根本が崩れてしまいます。そこは何か勘違いをされているのではないかと思われてなりません。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） このことがきょうの争点であったわけですが、私はこのことを進めるに当たって、長崎県がこのことについて前向きでございました。しかし、限られた予算の中でなおさら厳しくあります。

しかし、今年度の中で結論をどうかして前に進めて、知事と私は談判してみたい。そしてまた、その他の事業等で対応が可能なところがあれば、何とか25年度内に結論を出してみたい、このように私は心意気を持っております。

時間がもう1分しかございませんが、意見の解釈が別れたことはしょうがないとしまして、またそれなりにこのことを報告しまして私なりに、またその話をここでやったということは話してみたいと思います。そういうことで時間がまいりましたので、これで終わります。

○議長（作元 義文君） これで、大浦孝司君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 以上で、市政の一般質問は全て終わりました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時55分散会

議事日程(第5号)

平成25年9月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第59号 平成24年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について
- 日程第2 議案第60号 平成25年度対馬市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第3 議案第71号 対馬市子ども・子育て会議設置条例
- 日程第4 議案第72号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第75号 財産の取得について
- 日程第6 議案第76号 財産取得契約の締結について
- 日程第7 請願第2号 「教育予算を拡充し、30人以下学級の実現」についての
請願書
- 日程第8 陳情第2号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源
確保のための意見書採択」に関する陳情について
- 日程第9 陳情第3号 国に対し「2014年4月からの消費税率引き上げ中止を
求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第10 発議第7号 地方税財源の充実確保を求める意見書
- 日程第11 委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 発議第8号 教育予算を拡充し、30人以下学級の実現を求める意
見書
- 追加日程第2 発議第9号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の
財源確保」のための意見書
- 追加日程第3 発議第10号 2014年4月からの消費税率引き上げ中止を求める
意見書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第59号 平成24年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について
- 日程第2 議案第60号 平成25年度対馬市一般会計補正予算(第3号)

- 日程第3 議案第71号 対馬市子ども・子育て会議設置条例
- 日程第4 議案第72号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第75号 財産の取得について
- 日程第6 議案第76号 財産取得契約の締結について
- 日程第7 請願第2号 「教育予算を拡充し、30人以下学級の実現」についての
請願書
- 日程第8 陳情第2号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源
確保のための意見書採択」に関する陳情について
- 日程第9 陳情第3号 国に対し「2014年4月からの消費税率引き上げ中止を
求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第10 発議第7号 地方税財源の充実確保を求める意見書
- 日程第11 委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 発議第8号 教育予算を拡充し、30人以下学級の実現を求める意
見書
- 追加日程第2 発議第9号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の
財源確保」のための意見書
- 追加日程第3 発議第10号 2014年4月からの消費税率引き上げ中止を求める
意見書

出席議員 (21名)

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
13番 堀江 政武君	14番 小宮 教義君
15番 初村 久藏君	16番 大浦 孝司君
17番 小川 廣康君	18番 大部 初幸君
19番 兵頭 栄君	20番 山本 輝昭君
21番 作元 義文君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	松本 政美君
課長補佐	國分 幸和君	主任	金丸 隆博君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
地域再生推進本部長	平間 壽郎君
観光物産推進本部長	本石健一郎君
総務部長	桐谷 雅宣君
政策監	平山 秀樹君
総務課長	根ノ 英夫君
市民生活部長	藤田 雄二君
福祉保健部長	多田 満國君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	堀 義喜君
水道局長	阿比留 誠君
教育部長	豊田 充君
美津島地域活性化センター部長	八坂 一義君
豊玉地域活性化センター部長	梅野 泉君
峰地域活性化センター部長	志田 博俊君
上県地域活性化センター部長	川本 治源君
上対馬地域活性化センター部長	島居 清晴君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	長久 敏一君
監査委員事務局長	糸瀬 美也君

午前10時00分開議

○議長（作元 義文君） おはようございます。

これから、議事日程第5号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第59号

日程第2. 議案第60号

日程第3. 議案第71号

日程第4. 議案第72号

日程第5. 議案第75号

○議長（作元 義文君） 日程第1、議案第59号、平成24年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、日程第5、議案第75号、財産の取得についてまでの5件を一括議題とします。

議案第60号は、各常任委員会に分割付託、議案第75号は総務文教常任委員会、議案第71号は厚生常任委員会、議案第59号、議案第72号の2件は産業建設常任委員会にそれぞれ付託しておりましたので、各常任委員長の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） おはようございます。

当委員会に付託されておりました議案第60号及び75号について、その審査の経過と結果を報告させていただきます。

平成25年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました議案第60号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第3号）、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は1款議会費、2款総務費、9款消防費、10款教育費、議案第75号、財産の取得についての2議案について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告をいたします。

当委員会は、9月13日、豊玉地域活性化センター3階第1会議室において、全委員出席のもと、担当部長及び課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第60号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会に係る歳入では、10款地方交付税において普通交付税の額の確定による増額、14款国庫支出金において、離島活性化交付金、スクールバス購入補助金の増額、15款県支出金において、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業交付金の追加、18款繰入金で、しま共通地域通貨発行事業において、一旦、

基金に積み立てて適用するための繰り入れ、19款繰越金で前年度剰余金の追加、21款市債で消防防災等施設整備事業債と臨時財政対策債の追加が主な補正であります。

歳出については、2款総務費でしま共通地域通貨発行事業の基金積立金、事業用低炭素機器等導入事業費補助金、エネルギー共同研究負担金の追加、9款消防費では、電波法審査基準の改正に伴い、現在使用している消防救急アナログ無線をデジタル化するための整備費用の追加、10款教育費では、学校、幼稚園の閉校、閉園に伴う行事等の補助金、また、学校の統廃合による受け入れ校の環境整備に係る経費、スクールバス、通園バスの購入費等が主な補正であります。

当委員会において、特に、質疑、意見が集中した点について、御報告申し上げます。

まず、エネルギー共同研究負担金については、対馬市、長崎県、大学等で構成された対馬環境エネルギーコンソーシアムにおいて、本市の地域資源に適用した発電システム等の検討や技術的課題の検証に加え、電力ネットワークへの連携や持続可能な管理運営方式などについて、東京工業大学先進エネルギー国際研究センターとともに共同研究を行うものであります。

通園バスの導入については、久田幼稚園と巖原幼稚園の統合に伴う購入であります。現予定地に決定するまでの議論の中で、義務教育でない幼稚園の通園に係るバスは購入しない旨の方針でありましたが、通園時間帯の交通渋滞や事故防止のためと、久田地区園児の保護者からの強い要望により購入するものであります。もちろん、有償で運行しますが、他幼稚園との関係、乗車率等を十分に考慮され検討されるようにという意見がありました。

次に、議案第75号、財産の取得については、絶滅危惧種であるツシマヤマネコの好適生息環境の保全並びに森林環境の保全、森林資源の利活用を図ることを目的に取得するものであります。

質疑の中で、境界が確定してから取得すべきである、競売外物件が活用に支障を来すのではないかの意見が出されました。

以上、本委員会に付託されました議案第60号及び議案第75号につきましては、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、議案第75号の審査において、会議規則第108条の規定により、少数意見の留保が行使され、少数意見報告書が委員長経由で議長宛てに提出されていることを申し添えます。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 次に、厚生常任委員長、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） おはようございます。ただいまより、厚生常任委員会の報告を申し上げます。

平成25年9月19日、対馬市議会議長作元義文様、厚生常任委員会委員長脇本啓喜。委員会審査報告書。本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

審査の経過、平成25年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託された案件は、議案第60号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第3号）のうち、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は3款民生費、4款衛生費、議案第71号、対馬市子ども・子育て会議設置条例の2議案です。その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告します。

当委員会は、9月13日に、豊玉地域活性化センター3階小会議室において、全委員出席のもと、市長部局より、多田福祉保健部長、藤田市民生活部長並びに各担当課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

まず、福祉保健部所管部分について報告します。

歳入の主なものは、15款県支出金2項2目民生費県補助金3節児童福祉費補助金は、上対馬で始まりました放課後児童クラブ・学童保育事業に対する県補助金です。

続いて、歳出予算の主なものは、3款民生費1項1目社会福祉総務費の13節委託料は、県の緊急雇用創出を目的とする起業支援型地域雇用創造事業に、厳原町の介護タクシー事業者が公募し、審査の上、採択された事業の委託料です。運転手を1名増員し、タクシーの増車とあわせて、体の不自由な方の生活支援の事業を広げる計画に基づくものです。財源は、全額、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金交付金が充てられます。

委員から、福祉有償運送事業のように、運転手の資格講習等が必要ないのか等調査の上、必要であれば、適切な運用がなされているかを調査するよう指摘がありました。

同2項1目児童福祉総務費は、今委員会に付託された対馬市子ども・子育て会議設置条例案に係る会議費用と計画策定に係る業務の委託料です。4目母子福祉費は、ひとり親家庭生活支援事業の事業経費で、ひとり親家庭の親子を対象に、ふれあい親子教室を2つの会場で開催する計画です。

4款1項1目保健衛生総務費の1節報酬と9節旅費は、本会議初日に質問がありました、対馬市ドクターヘリ導入検討委員会の設置に関する経費で、市内有識者4名、市外専門家2名等の招聘に係るものです。この委員会では、導入する場合の問題点の洗い出し、スケジュール等を検討していただく予定です。主な搬送は、島内の搬送を主体とし、島外搬送も検討に含めるとのことです。

委員から、委員の選定に当たり、議会からも検討委員を選任すべきだとの指摘があり、担当部長より、議会から1名選任する方向で調整する旨の答弁がなされました。

次に、議案第71号、対馬市子ども・子育て会議設置条例案を審議しました。平成24年8月に、子ども・子育て支援法を含む、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立、公布され、平成27年度からスタートする予定の国の子ども・子育て支援新制度に向けて、市内の実情を踏まえ

た子育て支援を実施しようと、本会議の設置が提案されたものです。会議の委員は15人以内とし、任期は2年です。

委員から、当該会議の委員に限らず、各種審議会等の委員選定に当たっては、従来のように各種団体の長を選定し、どの審議会でも同じような委員構成となっている傾向を改め、市民協働を推進いただく新たな人材発掘、育成に努めるよう指摘がありました。

また、新規審議会等を設置する、あるいは重要と思える審議会においては、常任委員会正副委員長等の委員選定も検討し、議会との情報連携にも努めることとの指摘もありました。担当部長からは、指摘に沿うよう努める旨の答弁がなされました。

続いて、市民生活部所管部分の質疑が集中した項目を中心に報告します。

歳入の主なものは、14款2項3目衛生費国庫補助金2節清掃費補助金で、生ごみ堆肥化施設建設に係る農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（補助率2分の1）の増です。

歳出については、4款2項1目清掃総務費で、生ごみ堆肥化施設建設に係る13節委託料、15節工事請負費、18節備品購入費の増です。

なお、この農山漁村活性化プロジェクト交付金事業は、平成25、26年度の2カ年事業を予定しておりましたが、今年度の交付金追加要望が採択となり、平成26年度に予定しておりました事業の前倒しを行うことで、追加交付の内報を受けており、今後の補正予算で対応したいとの説明がありました。

次に、2目塵芥処理費で、主なものは、13節委託料の増です。対馬クリーンセンターの機械器具法定点検、保守点検委託料は、対馬クリーンセンターの維持管理を円滑に行うため、定期点検を実施するとともに、施設整備等の必要な維持補修等を行うもので、今年度の後期分に係るものです。

また、3目し尿処理費の主なものは、13節委託料で、北部衛生センターの機械設備等定期点検に係る業務委託料です。

委員から、当該施設の保守点検、委託料に限らず、各種大型かつ高額な保守点検委託料の妥当性を確保するためにも、さらなる方策を検討するよう指摘がありました。

以上、本委員会に付託されました議案第60号及び議案第71号の2議案について、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決するべきものと決定しました。

なお、本委員会付託案件ではありませんでしたが、対馬市環境基本条例施行を受けて、市民も参画して策定された対馬市環境基本計画が先ごろ製本化されましたので、主管の荒木自然環境推進室長の出席を求め、計画の概要説明を受けました。

この計画書は、挿絵を多く挿入したり、何よりも、まず、冒頭に将来像を掲げる等、市民の理解が深まるようさまざまな工夫が施されています。市民の皆様には、概要版が各世帯1部ずつ回

覧で配付されますので、ぜひごらんいただきますよう御案内申し上げます。

最後に、本計画書で示したように、まずは、結論から先に述べる、コンクルージョンファーストを議会や委員会答弁の際には心がけるよう指摘し、以上で、厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（作元 義文君） 次に、産業建設常任委員長、小田昭人君。

○議員（8番 小田 昭人君） おはようございます。ただいまから、産業建設常任委員会の審査報告を行います。

審査の経過、平成25年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第59号、平成24年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第60号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第3号）、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費、議案第72号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定についての3議案であります。その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

当委員会は、平成25年9月13日に、豊玉地域活性化センター3階第2会議室において、全委員出席のもと、担当部長及び課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第59号、平成24年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、平成24年4月1日より施行されました地方公営企業法の一部改正により、条例で定めるか、または新たな議案として議会の議決を得て処分できることとなり、提案するものであります。

議案第60号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第3号）につきましては、本委員会に係る歳入のうち、主な新規事業として、14款国庫支出金、総務管理費補助金の離島活性化交付金のうち、対馬猪鹿活用促進事業に1,070万8,000円、15款県支出金、林業費補助金で持続的森林経営確立総合対策実践事業補助金として660万円、商工費補助金で消費者行政活性化補助金805万4,000円、農林水産施設災害復旧費補助金として2,600万円、20款諸収入で鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金2,200万円が主に追加されました。

歳出の主な新規事業として、6款農林水産業費で対馬猪鹿活用促進事業に2,147万3,000円、持続可能な森林整備推進事業に423万4,000円、7款商工費で対馬特産品魅力アップ事業に590万円、8款土木費で道路に関する新たな取り組みの現地実証実験に1,000万円、市道グリーンピア樽ヶ浜線改良事業に6,900万円、11款災害復旧費で林道ナムロ線災害復旧工事に5,247万円が主な補正であります。

議案第72号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定につきましては、現在、指定管理者として管理・運営を行っている上対馬町振興公社が、平成25年9月30日で解散するのに伴い、新たに株式会社グリーンネットを指定管理者として選定するものであります。

なお、指定管理期間は、通常5年であります。現在、隣接する三宇田地区ホテル用地への宿泊施設誘致計画に取り組んでおり、誘致決定後は、宿泊施設と温泉施設の一体的な経営が望ましいとの観点から、中途での決定を考慮の上、期間を短縮し、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの3年6カ月とするものであります。

当委員会において、特に、質疑、意見が集中した点について、報告いたします。

平成24年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、減債積立金の積み立てについては、法的に拘束力はないかとの質疑がありました。平成24年4月1日より施行されました地方公営企業法の一部改正により、積み立て義務は廃止となりましたが、剰余金は積み立てるのが望ましいとの観点から、当年度純利益2,290万3,462円、前年度繰越利益剰余金2,026万3,970円を合わせた、24年度未処分利益剰余金4,316万7,432円のうち、2,000万円を減債基金に積み立て、残余の2,316万7,432円を翌年度繰越利益剰余金として繰り越す旨の説明がありました。

次に、対馬市温泉施設渇湯の指定管理について、施設の維持補修等が発生した場合の経費負担についての質疑があり、10万円未満の維持補修等の場合は、指定管理者で対応していただくよう契約を行う旨の説明がありました。

委員から、湯多里ランドはリストを作成し、負担区分を明確にしているので参考にしようかなどの意見がありました。

対馬猪鹿活用促進事業については、民間事業者と競合することになり、影響を与えるのではないかと質疑がありました。担当部からは、今回の市の事業は、3年間の実証事業の取り組みであり、1、捕獲・被害等データの蓄積、2、捕獲個体の現場確認、3、衛生管理ガイドラインの作成、4、食肉加工食品の試作・研究が主な事業内容であること。また、行政と民間のすべき業務を明らかにし、行政はあくまでも蓄積データに基づく捕獲指導と、あわせて利活用の研究・指導にとどめ、民間には、食肉、レザー製品、生ハムなどの生産・販売に関する事業展開をお願いすることで、新産業の創出を目指すものであり、民間事業者の計画と重なるものではないと説明がありました。

以上、本委員会に付託されました議案第59号、議案第60号及び議案第72号の3議案につきましては、慎重に審査し、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 次に、議案第75号、財産の取得については、大浦孝司君ほかから、会議規則第108条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されております。大浦孝司君の報告を求めます。16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 少数意見報告書を読み上げます。

対馬市議会議長作元義文様、総務文教常任委員大浦孝司、賛成者、齋藤久光。

少数意見報告書、平成25年9月13日の総務文教常任委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第108条第2項の規定により報告します。

1、議案第75号、財産の取得について。2、意見の要旨、財産の取得についてであります。まず、第1に、競売物件であるにもかかわらず、取得の方法は、随意契約である。審議中、その背景には、入札参加予定者の情報に外国資本による競争相手を見込んでこのようなことになったのかと問いただしたところ、担当部長からは、そうではないと断言されました。

また、提案理由には、ツシマヤマネコの好適生息環境の保全並びに森林環境の保全・利活用が目的となっておりますが、購入面積約260ヘクタールのうち、約100ヘクタールは植林地（針葉樹）であります。小動物、ネズミ等の生息を促すには、広葉樹林でなければ適さない。また、植林地はほとんどが保安林のため、木材の利活用が自在にならない。ヤマネコの生息域を確保するということであれば、国、いわゆる環境省が購入すべきである。よって、本案に反対するものであります。

○議長（作元 義文君） 付託案件に対する審査報告及び少数意見報告が終わりました。

これから、各委員長報告及び少数意見報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） まず、厚生委員長にお伺いします。

審査してあるかないかはよくわかりませんが、まず、塵芥処理費13節について、委託料の増額の件でございますが。報告をお聞きしますと、今年度後期分であると書いてありますが、ということは、前期分もあったという解釈でよろしいのでしょうか。それが一つと。

報告の中で、委員会に付託される以上は、かなり責任を持って受けてあると思うんですね。そういう中で、この1億もかかろうかというのが、数字だけを委員会は付託されてるわけじゃないと思うんですが、もう少し中身が、なぜこういうふうなお金がかかるのか。この問題に関しましては、あそこが建造されてから毎年のようにあるんですね。そういった意味も含めまして、私もちょっと理解しにくいところがありましたので、ここをもう少し調べてあれば、詳しくお願いしたいと思うし、施設の稼働率が130%ぐらいまでいってるんだという報告も以前あっておりましたので、その原因が、前期と後期であると書かれている以上は、前期も後期もありますので、今後、こういったことが黙認ではありませんけれども、単なる運営委託する上のいろんな点検料というだけではなくて、一方通行の数字じゃないかなと思うんです。機械メーカーもたくさんおられると思う中で、本当に誰がどういうふうに表示したかわかりませんが、その辺のもう少し深まった話が聞けたら幸いです、よろしくお願ひいたします。

○議長（作元 義文君） 厚生常任委員長、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 波田議員の質問にお答えします。

まず、後期分という形で出てるので、前期分もあったのかどうかということについては、あったということ。毎年、こういう形で後期分については、この時期に追加補正という形で出ているという報告がっております。

それから、この委員長報告の中にもありましたように、専門的な知識を有するということが、担当部署のほうで、現在、この委託料が妥当であるかどうかということについては審査をし、委員会のほうに提出してますという報告がっております。

ただ、委員会の中でも、詳しく、この部分につきましては、今後、もっと専門的な機械の知識を持った職員を採用すると、いろんなことを検討することも考慮しなきゃいけないんじゃないかというような話も出てはありましたが、その点につきましては、人事につきましては、市長、専権ですので、そこまでは踏み込んだ話にはなっておりませんが、そういう専門的な知識を持った人が必要ではないかという話も出てはありました。

以上です。

○議長（作元 義文君） 10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） 委員会での調査内容は理解はいたしましたが、委員会として、前期も後期もあるということになりますと、こういった大型施設が、毎年のごとく億単位のお金が必要ということは、何か原因があるんじゃないかなと思うんですね。その辺のところが、担当部の説明では、このくらいかかって適正だという報告を受けておるといってお話でございましたが、そういう中でも議会としたら、極力そういった歳出といいますか、少なくすることが大事やないかなと思うんですが、そのために審査してると思うんですよ。そういう中で、私が疑念を抱くところは、不当に、適正かどうかということよりも、毎年高額なお金を出さなくちゃいけないのなら、もう少し施設そのものの見直しとか、そういったものを委員会でしっかり検討していただきたいなということを申し上げて、質問とさせていただきます。

○議長（作元 義文君） 厚生常任委員長、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 波田議員の質問にお答えさせていただきます。

この処理施設等の長寿命化を図るために、この生ごみ施設等を研究し、それから設置をし、水分量をできるだけ少なくして、機械の負担を少なくさせ、それから、この保守点検とかの委託料も削減していこうというような取り組みを市は行ってるわけですから、そういうことについては審査はいたしました。

以上、答弁を終わります。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（作元 義文君） ほかに質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

議案第59号、平成24年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

議案第59号に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり、可決されました。

議案第60号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第3号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する各委員長の審査報告はいずれも可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。本件は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第71号、対馬市子ども・子育て会議設置条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第72号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第75号、財産の取得について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は……（発言する者あり）戻します。反対討論、10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） 皆さん、おはようございます。私、波田政和は、本議会に提案されております議案第75号、上県町佐護字舟志ノ内東里にある260ヘクタールの山林取得について、次の理由により反対の立場で討論をさせていただきます。

皆様も御承知のとおり、本予算案は、平成25年8月28日、一部の報道機関により、絶滅危惧種であるツシマヤマネコの生息密度が、最も高いエリアの土地、山林が、裁判所が執行する競争入札に付され、対馬市がその土地の購入に踏み切ったものであります。しかしながら、私は、対馬市がこの土地の取得に当たり、その手段や方法、手続に大きな疑念を感じている者の一人です。

まず、1点目ではありますが、財政面の知見から考えましても、現段階における対馬市の財政状況では、非常に苦しい状況にあることを再認識をしていただきたいと思えます。

現在、対馬市民1人当たり課せられております、国や県、そして対馬市の借金の合計額は、生まれたばかりの赤ん坊から高齢者の方々まで、一律、約1,000万円を超えている状況にあります。その内訳として、国における1人当たりの借金が約790万、長崎県における1人当たりが約86万、対馬市における1人当たりの借金額は約150万となっております。

対馬市において、全国的に見ても、借金ランクの上位を保っているという、大変不名誉な状況であります。このような状況からもわかりますように、未来永劫に借金返済は難しく、次の世代の若者たちに借金を押しつける結果となり、今回提案されております対馬市単独での財産取得については、慎重かつ厳密に審議しなければならない案件であると考えております。

先般、石原伸晃環境大臣が申しておりましたが、「気持ちとしては理解できる。国の天然記念物が生息する地域を全部買うというのは、現実的ではない」と強調されておりました。

今回のような事例は氷山の一角にしか過ぎず、まして、このような事例が今後発生した場合、対馬市はどのような対策でツシマヤマネコを守っていくのか、疑問に思うところであります。

今回のように財源が乏しい中、次々と土地を購入するのではなく、例えば、環境省がだめであったなら、保安林保護区として90%も占めている山林でありますので、林野庁とか、その他の省庁などと協議を進めるなら、国有林として指定していただき、幅広く、ツシマヤマネコの保護区を広げていくといった手段もあったのではないかと考えております。

このような結果から、本市が、果たして本気になって国と協議をなされたのか、疑問に残ると

ころであります。

2点目であります。この土地の購入経過に関し、いささか疑念を感じております。対馬市は、平成25年8月21日に開催されました全員協議会においては、近日、この土地における競売の事実を把握し、緊急的にその対策に当たったかのような説明がなされました。実際には、本事件に対する裁判所の競争入札手続における調査報告書からもわかりますように、平成24年11月から、立入調査や債務者兼所有者による現地事情聴取などの手続が進められており、そのころから水面下において、対馬市のある幹部職員が、対馬市職員である所有者や債権者との交渉に当たっていたとの情報も寄せられております。そのことが事実であれば、債権者である日本政策金融公庫と対馬市の交渉には、約11カ月もの歳月を要したことになります。

マスコミ報道がされ、翌日のたった1日間で合意がなされたという、何とも不可解な交渉経緯であったと言わざるを得ません。だとするならば、対馬市は、なぜこの土地を購入するに当たり、約11カ月もの歳月を要したのでしょうか。そこには双方の思惑と対馬市の今後におけるこの土地をめぐる不可解な戦略が見え隠れしていると感じております。また、どうしてこのように時間が必要であったのか、私なりに推測をしております。

では、ここから、私なりの事実を整理をしていきたいと思えます。

まず、この案件につきましては、何らかの意図を目的とし、行政の手によってマスコミへ投げ込まれ、全国的に知れ渡ることとなったこととあります。

平成25年8月28日のマスコミ報道では、対馬市がこの土地の購入に当たり、金額など折りがつかず、債権者との交渉を断念したとされていましたが、翌日の29日には、債権者との合意ができたという報道がなされました。この土地は、保安林であるため、購入しても、土地の形状を変えたり、伐採を行うことや使用方法などが厳重に制限され、一般の方々が購入しても何らメリットが少ない。その上、万一競売に付されても、落札者がいない可能性もあるからです。相当なリスクがあったにもかかわらず、日本政策金融公庫が約230万円もの公金を支出し、競売にしなければならなかったこと。

また、全員協議会の中で、同僚議員でもあり、元対馬市幹部職員を歴任されておられました長信義議員からも指摘があつておりましたが、この土地の所有者が対馬市の現職の職員であり、そのような身内同士での土地の取引には、市民の疑念が残り、さまざまな疑いを払拭できないと発言をされておりました。

私は、長議員におかれましては、元対馬市の幹部職員を歴任された立場もありながらも、このような真つ当な御指摘をされたことに敬意をあらわしたいと思います。

そして、今回、取得をしている土地の中に、競売物件以外の土地11万805平方メートルの山林と畑が飛び地として存在しております。この土地について、対馬市は、第1回の全員協議会

には公表せず、第2回目の全員協議会で、この土地の存在を説明をしております。そして、また、この2回目の全員協議会の中で、市長は、競売物件以外のこの土地の購入もする計画であり、この土地全体を間伐し整備することで、ツシヤママネコを守っていくと説明がなされました。

しかし、その後、見解を一転させ、今度は、競売以外の土地を購入しなくても、本市が計画している事業は何ら支障がないと説明が差しかえられました。

私は、この件について、どうしても、今回、本市の説明が二転三転されていることから、この土地に対し、何らかの裏取引でもなされているのではないかと、このように危惧をしております。

その大きな理由としては、とりあえず今回議題となっております260ヘクタールの土地さえ議会の承認を得れば、後々、今回購入を予定していない土地、議会の承認を必要とせず購入できる状況にあるおそれがあるからであります。

今回、購入を予定していない競売物件以外の土地11万805平方メートルの山林と畑が飛び地として存在する限り、対馬市が購入した土地へ行くためには、今回購入しない民地を通っていかねばならない状況にあります。いわゆる道路のない土地となることになるのではないのでしょうか。

私は、このような状況からも、何かの取引が存在することを念頭に、必ずといっていいほど、今回購入を予定していない土地も、先々、対馬市によって高額で購入されることを懸念し、ここで申しておきたいと思います。

以上のことから、私は、今回、この土地の取得について、次のように推測します。

裁判所の調査報告書からもわかりますように、平成24年11月ごろから、対馬市はこの土地の隣接者でもあるため、この調査に協力していたと推測ができます。そのため、対馬市は、この事実とこの土地の行く末を予測できる立場にあった。対馬市は表にできない何らかの事情があり、最後までマスコミに発表せず、どうしてもこの土地を取得がしたいがために、所有者や債権者との水面下において交渉を進めてきたのではないかと推測されます。

交渉の当初、債権者は、公的な機関、対馬市が出てきたことにより、多くの債権を回収しようと、厳しい条件を対馬市に提示し続けた。一円でも多くの債権を回収しなければならない公的機関でもある債権者の思い、また、一円でも安く任意売却に応じていただきたい対馬市の思い、両者の言い分は平行線をたどっていたのではないかと推測されます。ある日、一つの結論に達し、それは、対馬市が競売の取り下げを条件に、両者への言い分を正当化させるために、裁判所が執行する競争入札へ一旦付することで両者が内諾したのではないかと推測されます。債権者側としては、裁判所を利用することにより、一旦競売にかけ、基準価格が設定すれば、その基準価格と取り下げ諸費用を回収することで、内部の承認が容易にできること。対馬市であれば、購入価格を少しでも安くしたいため、一旦競売の手続に入り、鑑定士に評価をさせることで、債権者が提示した価格より安く購入できる。

また、公金を支出するため、どうしても世論を味方にし、議会承認が容易になるよう物事を運びたい。そのため、対馬市民や対馬に関連のある方々を味方にすることが重要であったのではないのでしょうか。

本市の言い分としては、再三にわたり、債権者と交渉をしてきましたが、全面的に折り合いが合わず競売となった。この情報をマスコミに投げ込むことで、絶滅危惧種であるツシマヤマネコの生息密度が最も高いエリアの土地、山林が裁判所の競売入札に付され、外国資本から購入される危機的な状況をつくり上げ、市民の危機感をあおり、対馬市が任意売却による購入を正当化させた、私は考えております。

そもそも、このような土地を外国人に求めやすくしたのは、市長が常々お話しされている、たくさん外国人旅行客に、この島の存続をかけたのと答弁からもわかりますように、外国人観光客を呼べるだけ呼ぶ、あとはどうにかなる、といったような行政の無策が、外国人誘致施策のあらわれではないのでしょうか。

また、内に秘めているこのような状況を知らず、全国から基金や寄附が寄せられているとの報告を聞き、対馬市民の一人として大変心苦しく残念に感じております。

それと、先日、質疑の中で、同僚議員の小宮議員が質問しておられましたが、ほかにも第三者の土地が含まれる中、この土地を取得した場合、取得した土地の境界が明確ではないため、地積更正、いわゆる面積の変更や、字図の訂正などで生じるであろう、約9,000万円もの調査費用について、どのように対処するのかという質問に対し、市長は、国土調査の順番を変え、この土地周辺の調査を優先させるので別途調査費はかからないとの答弁もありました。

しかし、私はこの言葉を聞き、市長が、もしそのようなことは市長の力でできたとするならば、職権乱用も甚だしく、憤りすら感じております。なぜなら、国土調査を待ち望んでいる多くの市民に対し、この土地の調査を優先させるということは、どこかの調査待ちの地区が後回しにされるということでもあります。せっかく自分の土地や境界や面積が確定することを一日でも早く待ち望んでいる市民の皆様にとっては、甚だ遺憾なことではないのでしょうか。

よって、以上、縷々述べてまいりましたが、ただいま述べました理由により、今回、まことに残念ではございますが、本予算第75号に賛成できないことを申し上げるとともに、見識のある議会議員の皆様の真つ当な御判断に期待し、私の反対討論とさせていただきます。御静聴ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） 次に、賛成討論はありますか。11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 11番議員の上野洋次郎でございます。私は、本案に賛成の立場で討論いたします。

今回、取得が予定されている山林は、対馬の生物多様性保全のためのシンボルでありますツシ

マヤマネコの生息密度が最も高いエリアであり、また、下流域には市内で最大となる佐護地区の水田があり、山林が佐護水系の水源となっていることから、自然環境保護の面からも、また、生活環境の面からも、大変重要な山林と位置づけることができると考えます。

理事者の説明によれば、市が購入することで、国指定の鳥獣保護区として指定を受け、ツシマヤマネコの生活環境の保全や森林資源の利活用を積極的に図っていくとするもので、今回の山林については、環境省もその重要性を認識されており、取得後は、国の直轄事業を含め、環境省もその重要性を認識されており、ツシマヤマネコの保護増殖事業や森林の環境整備が期待できるものと考えます。

また、購入に関しては、先ほど、境界を確定して取得すべきものであると指摘がなされておりますが、本件は競売中の物件を取り下げての取得ということ、また、山林の面積が260ヘクタールにも及ぶことなどから、境界を確定するには時間的な余裕がないことが認識できるところであります。

また、購入面積についても、長崎県備えつけの森林基本図や森林調査簿等に基づいて、最終的に裁判所が採用した面積数量での購入であり、妥当な提案であると思慮するところであります。

境界の確定、測量などについては、平成27年度に地籍調査が予定されており、その折に解決できるものと考えます。

また、今回の競売山林を市が取得することについては、新聞報道を見られた全国の方々より多数の激励が寄せられ、9月18日現在で、金額にして463万4,000円という多額の寄附が寄せられております。対馬のシンボルでもあるツシマヤマネコの保全と森林環境の保全に対する全国からの強い期待のあらわれだと思えるところであります。

本案は、市が自然保護や森林づくりに積極的に関与していきたいとの前向きな提案であるとともに、佐護水系を守るという強い意思表示と考えます。

よって、私は、本案に賛成するものであります。議員各位の御賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（作元 義文君） ほかに反対の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。

それでは、本案に対する採決をいたします。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。本件は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第6. 議案第76号

○議長（作元 義文君） 日程第6、議案第76号、財産取得契約の締結についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） ただいま議題となりました議案第76号、財産取得契約の締結について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、対馬市消防本部が、来年度開設予定で進めております、仮称でございますが、豆殿分遣所で運用いたします救急自動車の取得契約の締結であります。

去る9月3日、4者によりまず指名競争入札を執行いたしました結果、最低入札者である西九州トヨタ自動車株式会社長崎支店、支店長吉本明浩氏が、3,100万円で落札いたしましたので、消費税相当額を加算した3,255万円で、去る9月6日、同氏を相手方とした財産取得仮契約を締結いたしております。

ここに本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

今回、購入いたします車両は、高規格救急自動車でございますが、当面は、標準救急隊が運用いたしますものの、救命士が充足次第、挿管を含めた呼吸管理器材等、所要の装備を高度化し、救命士を乗せた高規格救急隊として運用させる予定でございます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第76号、財産取得契約の締結について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり、可決されました。

暫時休憩します。再開を11時20分から行います。

午前11時08分休憩

午前11時20分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第7. 請願第2号

日程第8. 陳情第2号

日程第9. 陳情第3号

○議長（作元 義文君） 日程第7、請願第2号、「教育予算を拡充し、30人以下学級の実現」についての請願書から日程第9、陳情第3号、国に対し「2014年4月からの消費税率引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める陳情書についてまでの3件を一括議題とします。

3件は、総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） ただいま議題となりました3件について、その審査の経過と結果を報告をいたします。

平成25年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました、請願第2号、「教育予算を拡充し、30人以下学級の実現」についての請願書、陳情第2号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について、陳情第3号、国に対し「2014年4月からの消費税率引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める陳情書の3件について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告をいたします。

当委員会は、9月13日、豊玉地域活性化センター3階第1会議室において、全委員出席のもと、本案について慎重に審査をいたしました。

まず、請願第2号、「教育予算を拡充し、30人以下学級の実現」についての請願書については、教育の機会均等と水準維持向上を図るため、30人以下学級の推進と義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に還元することを含め、その趣旨を生かした教育予算の拡充を図っていただきたい旨の請願であります。

陳情第2号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情については、二酸化炭素吸収源として、最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を担う市区町村の財源確保とともに、頻発する自然災害等の脅威から国民の生命・財産を守るための森林・林業・山村対策を早急に推進するため、石油石炭税の税率の特別措置による税収の一定割合を、森林面積に応じて市区町村に譲与する制度の創設を求める陳情であります。

陳情第3号、国に対し「2014年4月からの消費税率引き上げ中止を求める意見書」の提出

を求める陳情書については、安倍政権の経済政策により、株価の値上がり、急激な円安が進行し、景気指数向上へ効果が出ていると報道されていますが、食料品やガソリンなどの値上げで暮らしは苦しくなるばかりである。

また、雇用情勢や個人消費も厳しい状況にある中、来年4月からの消費税率引き上げを中止することを求める陳情であります。

審査の結果、請願第2号、陳情第2号及び陳情第3号の3件は、いずれも賛成多数により採択すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。議員皆様の御同意をよろしくお願いをいたします。

○議長（作元 義文君） 報告が終わりました。

これから、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

請願第2号、「教育予算を拡充し、30人以下学級の実現」についての請願書について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の報告は、採択であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

次に、陳情第2号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の報告は、採択であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

次に、陳情第3号、国に対し「2014年4月からの消費税率引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める陳情書について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の報告は、採択であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

日程第10. 発議第7号

○議長（作元 義文君） 日程第10、発議第7号、地方税財源の充実確保を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） ただいま議題となりました発議第7号について、御説明を申し上げます。

地方税財源の充実確保を求める意見書は、社会保障関係費の増加あるいは地方税収の低迷により、地方財源が厳しい状況の中で、住民サービス等を安定的に行えるよう、国に対し、地方税財源の充実確保を求めるものであります。市議会としても、当意見書を採択したく、意見書を朗読し、説明にかえさせていただきます。

発議第7号、平成25年9月20日、対馬市議会議長作元義文様。提出者、対馬市議会議員小川廣康、賛成者、対馬市議会議員脇本啓喜、賛成者、同、小田昭人。

地方税財源の充実確保を求める意見書について、別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

地方税財源の充実確保を求める意見書。

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記。1、地方税の増額による一般財源総額の確保について、（1）地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること、（2）特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財政保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること、（3）財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること、（4）依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画におけ

る歳出特別枠を維持すること、（５）地方公務員給与の引き下げを前提として、平成２５年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

２、地方税源の充実確保等について、（１）地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「５対５」とすること。その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること、（２）個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと、（３）固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること、（４）法人住民税は、均等割の税率を引き上げること、（５）自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め、現行制度を堅持すること、（６）ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること、（７）地球温暖化対策において、地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。平成２５年９月２０日、長崎県対馬市議会。提出先、内閣総理大臣様、財務大臣様、総務大臣様、内閣官房長官様、内閣府特命担当大臣様。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第７号は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。発議第７号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。発議第７号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり、可決されました。

日程第11. 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（作元 義文君） 日程第11、委員会の閉会中の継続審査を議題とします。

決算審査特別委員会、3常任委員会において審査中の事件であります、認定第1号、平成24年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定から、認定第11号、平成24年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの11件について、配付しておりますとおり、継続審査の申し出があっております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。11件は各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議事運営の都合により、暫時休憩します。

午前11時34分休憩

午前11時35分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

お諮りします。ただいま、小川廣康君ほかから、発議第8号、教育予算を拡充し、30人以下学級の実現を求める意見書、発議第9号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書及び発議第10号、2014年4月からの消費税率引き上げ中止を求める意見書が提出されました。3件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。発議第8号から発議第10号までの3件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 発議第8号

追加日程第2. 発議第9号

追加日程第3. 発議第10号

○議長（作元 義文君） 追加日程第1、発議第8号、教育予算を拡充し、30人以下学級の実現を求める意見書から、追加日程第3、発議第10号、2014年4月からの消費税率引き上げ中

止を求める意見書までの3件を一括議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） ちょっと長くなるかもわかりませんが、もう少しおつき合い願いたいと思います。

ただいま、一括議題となりました発議第8号について、御説明を申し上げます。

教育予算を拡充し、30人以下学級の実現を求める意見書は、文部科学省が実施した国民からの意見募集において、その6割が、望ましい学級規模として26人から30人を掲げ、一方においては、三位一体改革による義務教育費国庫負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられました。このことは、自治体財政圧迫による教育条件格差を生じるだけでなく、義務教育における全国水準の維持向上あるいは機会均等の確保においても、看過すべき問題ではなく、対馬市議会としても、当意見書を採択したく、意見書を朗読して説明にかえさせていただきます。

発議第8号、平成25年9月20日、対馬市議会議長作元義文様、提出者、対馬市議会議員小川廣康、賛成者、対馬市議会議員脇本啓喜、賛成者、同、小田昭人。

教育予算を拡充し、30人以下学級の実現を求める意見書について、別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

教育予算を拡充し、30人以下学級の実現を求める意見書。

義務教育は、憲法の教育の機会均等と義務教育無償の原則に基づいて、子供たち一人一人に、国民として必要な基礎的資質を培い、日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を負っている。豊かな教育の保障は、国の社会基盤形成の根幹となり、義務教育の全国水準の維持向上や機会均等の確保は国の責務でもある。

日本は、OECD諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多い。文部科学省が実施した、今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が、小中高校の望ましい学級規模として26人から30人を挙げている。保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかである。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、クラスの学級規模を引き下げる必要がある。OECD諸国並みの教育環境を整備するために、国の財政負担と責任で学級編成を30人以下とすべきである。

子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、教育予算について、日本はGDPに占める教育費の割合がOECD加盟国の中で最下位となっている。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように、教育条件格差も生じている。将来を担い、社会の基礎づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重

要であり、子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創出から雇用、就業の拡大につなげる必要がある。

よって、国におかれては、教育の機会均等と水準維持向上を図るため、30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを含め、その趣旨を生かした教育予算及び学校現場に必要な人員を確保するよう、関係機関へ働きかけるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年9月20日、長崎県対馬市議会。提出先、内閣総理大臣様、総務大臣様、財務大臣様、文部科学大臣様。

続きまして、発議第9号についても、本文をもって説明させていただきます。

発議第9号、平成25年9月20日、対馬市議会議長作元義文様。提出者、対馬市議会議員小川廣康、賛成者、対馬市議会議員脇本啓喜、賛成者、同、小田昭人。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書、別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず、地球規模の重要かつ喫緊の課題となっている。森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取り組みを推進することとしている。このような経緯も踏まえ、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特別措置が、平成24年10月に導入されたが、用途がCO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針にとどまっている。

もとより、地球温暖化対策をより確実なものにするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な資源環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされているといった事態が生じている。

これを再生させることとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記。自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強

化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年9月20日、長崎県対馬市議会。提出先、内閣総理大臣様、財務大臣様、総務大臣様、農林水産大臣様、環境大臣様、経済産業大臣様、衆議院議長様、参議院議長様。

以上でございます。

続きまして、発議第10号につきましても、本文の朗読によって説明にかえさせていただきます。

発議第10号、平成25年9月20日、対馬市議会議長作元義文様。提出者、対馬市議会議員小川廣康。賛成者、対馬市議会議員脇本啓喜、賛成者、同、小田昭人。

2014年4月からの消費税率引き上げ中止を求める意見書について、別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

2014年4月からの消費税率引き上げ中止を求める意見書。

安倍政権の経済政策により、株価の値上がり、急激な円安が進行し、景気指数向上へ効果が出ていると報道されています。しかし、食料品やガソリンなどの値上げで、私たちの暮らしは苦しくなる一方です。多くの国民は、景気回復の実感をしておらず、雇用情勢や個人消費も厳しい状況にあります。当該地域での経済の疲弊も甚だしく、失業率は目に見える改善もなく、中小企業の倒産、閉店にも歯どめがかかっていません。

参院選挙後の各種世論調査でも、来年4月からの消費税率の引き上げについて、予定どおり行うべきという意見は2割程度で、行うべきでない、先送りすべきという意見が7割と圧倒的多数を占めています。

中小企業者、国民から、消費税が増税されれば店を閉めるしかない、これ以上、どこを切り詰めて暮らせというのかと、かつてない切実な声が高まっています。消費税は、そもそも低所得者ほど負担が重い税金です。この不況下で税率を引き上げれば、国民の消費はさらに落ち込み、自治体内の地域経済は大打撃を受けます。価格に税金分を転嫁できない中小業者の経営を追い込み、消費税倒産や廃業がふえることは必至です。そこで働く人々の賃金抑制と雇用不安につながり、自治体財源にも深刻な打撃を与えます。財政再建という点でも、1997年に消費税を増税したときの経験から、国全体の税収が減少することは明らかです。私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える、来年4月からの消費税率引き上げを中止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成25年9月20日、長崎県

対馬市議会。提出先、内閣総理大臣様、総務大臣様、財務大臣様。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。これから、3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。3件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。3件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。発議第8号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。発議第8号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、発議第9号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。発議第9号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、発議第10号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。発議第10号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において、整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって議長に委任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定しました。

○議長（作元 義文君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長より挨拶の申し出がっておりますので、これを受けます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 第2回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、9月9日から12日間にわたり、慎重に御審議いただき、御提案申し上げました全ての議案につきまして御決定賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会で議決いただきました案件につきましては、適正な事務処理に努めまして、速やかに対処してまいりたいと存じます。

また、本定例会における議員皆様からの貴重な御意見につきましては、市政に反映させるべく、一生懸命取り組んでまいり所存でございますので、今後とも、御協力と御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、次に、御報告を4件申し上げます。

1件目は、本定例会初日の行政報告において、社会福祉法人秀優会に対し、介護保険指定事業所の指定取り消しと不当利得分の介護報酬の返還請求を行ったことを報告をいたしました。これとは別に、介護保険法に基づいた生活保護費に係る公費負担分及び高額介護サービス費の返還請求を行う必要がありますので、現在、その準備を進めておりますことを御報告いたします。

次に、先日までの新聞等で報道されておりますが、本来、日本に生息していなかった外来種のツマアカスズメバチが対馬で確認されたことについてでございます。

ツマアカスズメバチによる影響は、人への死傷など直接的な被害だけでなく、ニホンミツバチ等生態系への影響も大きい。現在、環境省とともに、巣の捕獲等有効な対処策の検討を進めておりますが、ツマアカスズメバチは環境適応力が高く、繁殖力も強い。早期の対処を図ってまいりたいと考えております。

なお、今後、早急な対処が必要になった場合、対策経費等については予算の専決処分が必要となることも考えられますので、あらかじめ御了承いただきますよう、議員皆様の御理解を賜りたいと存じます。

次に、対馬市制施行10周年記念事業について、御報告をいたします。

まず、記念式典でございますが、来年3月1日土曜日午後2時から、シャインドームみねで開催する予定でございます。

また、記念行事の一環として、九州交響楽団を招き、平成26年1月31日から3日間、対馬市交流センター、上対馬総合センター、対馬市公会堂の3カ所でコンサートを計画しております。

今後、ポスター、チラシ等を作成し、ケーブルテレビ、広報誌等を通じてお知らせを行う予定としております。

最後に、本定例会の行政報告で御報告させていただきました、山林取得に係る寄附状況について、平成25年9月19日現在までに入金を確認されたものを御報告いたします。

がんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金が67件、464万4,000円、ツシマヤマネコ基金が7件、7万1,000円でございます。

なお、入金を確認できた寄附金につきましては、随時、対馬市ホームページで公表をしております。

以上、4件、御報告でございました。

最後になりますが、議員皆様の御健勝と、ますますの御活躍を祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

平成25年の第3回定例会は、議案全般にわたり熱心に御審議をいただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下市幹部の方々の御協力に対し、心からお礼を申し上げます。

また、審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に生かされることを期待をいたしておきます。

議員各位におかれましては、閉会中、委員会活動等が多数予定されております。事故がないように活動されるように、重ねてお願いを申し上げます。

終わりに、皆様方の御健勝と御多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

会議を閉じます。平成25年第3回対馬市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時56分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 作元 義文

署名議員 長 信義

署名議員 波田 政和